

アンケート調査の集計結果

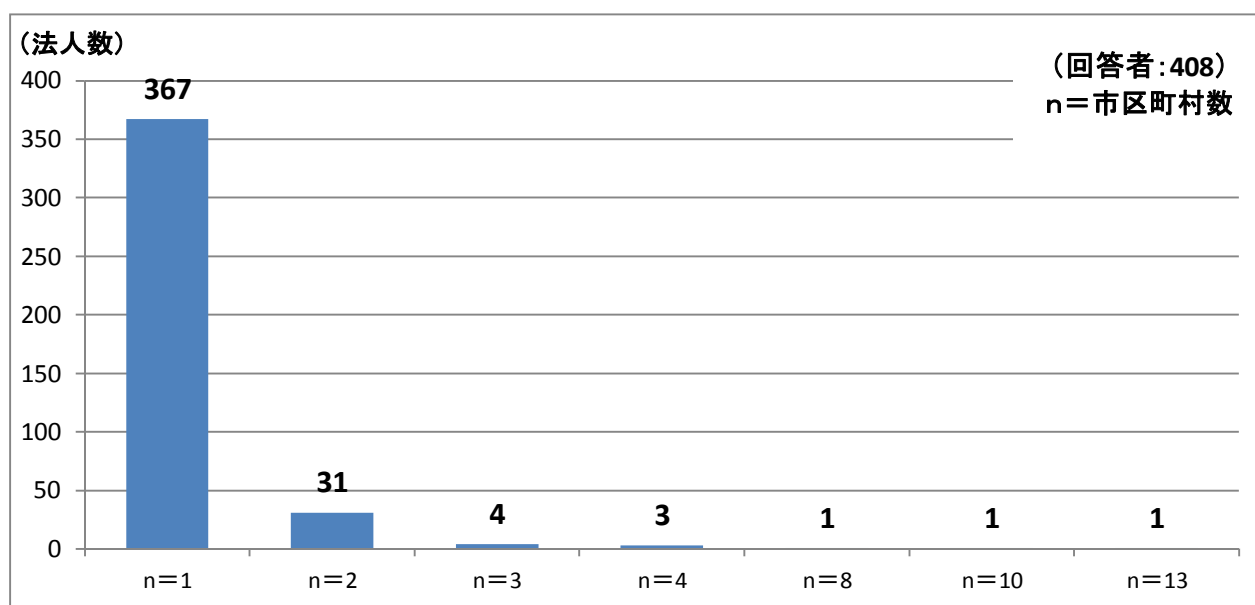
1. 保育分野の実態調査【社会福祉法人】	1
2. 保育分野の実態調査【株式会社・有限会社】	25
3. 保育分野の実態調査【自治体】	63
4. 保育園についてのアンケート【保育所利用者】	95
5. 保育施設についてのアンケート【保育所非利用者】	106

1. 保育分野の実態調査【社会福祉法人】

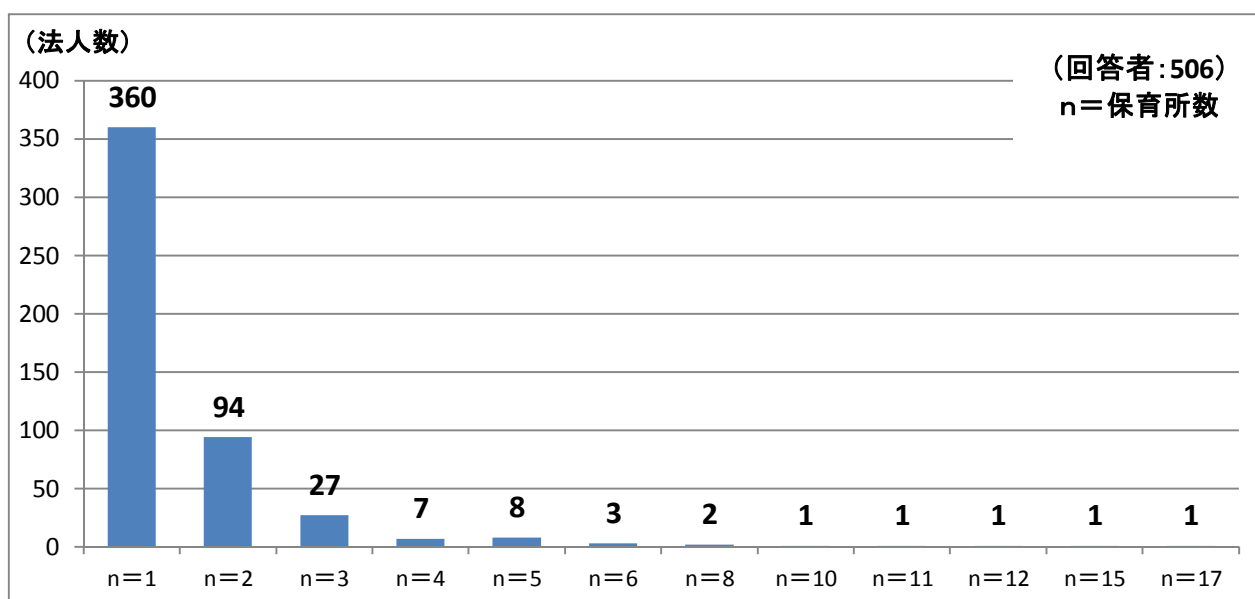
問1 貴法人の行う福祉事業について

(1) 貴法人が設置している認可保育所(貴法人が設置している保育所であり、公設民営の保育所は含みません。以下「保育所」といいます。)について、平成24年度末において、設置している自治体(市区町村)の総数及び設置している保育所の総数を御回答ください。また、それらの保育所における経常的な事業活動による平成24年度の収入の合計額を御回答ください。

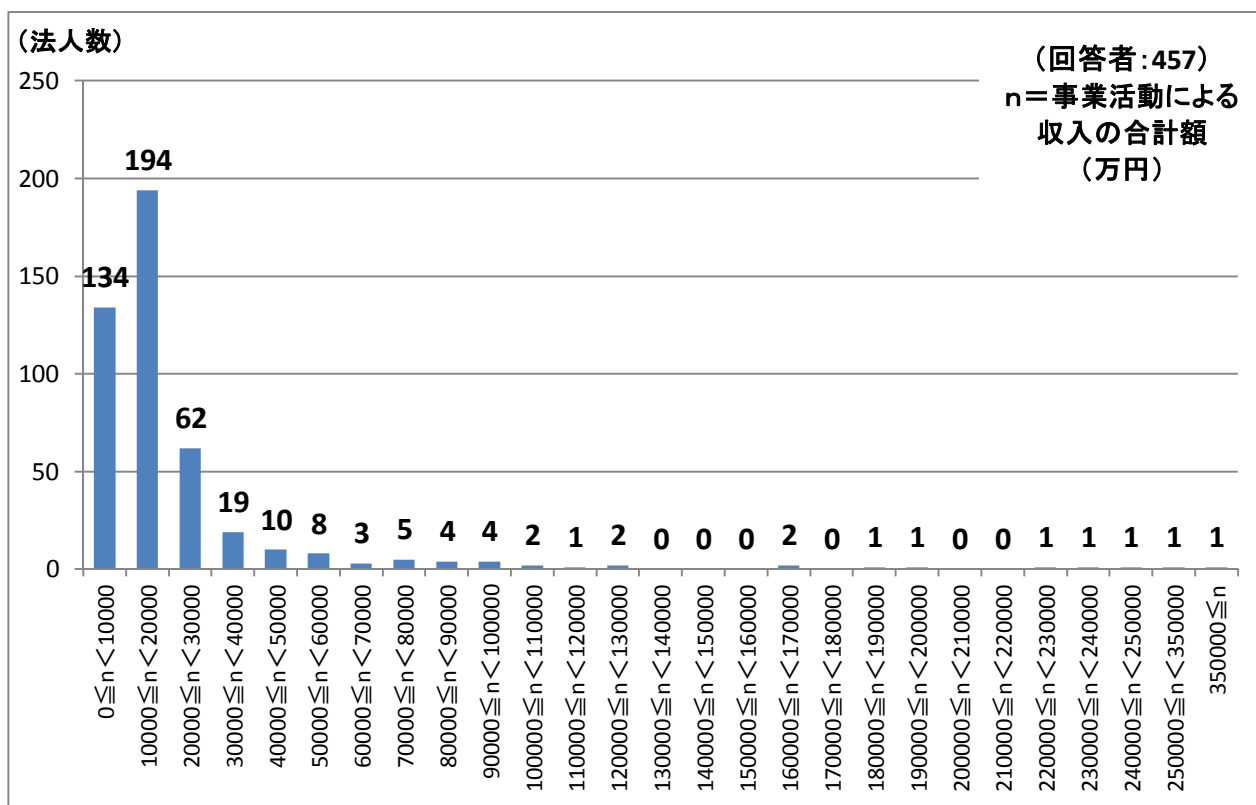
◎貴法人が保育所を設置している市区町村数



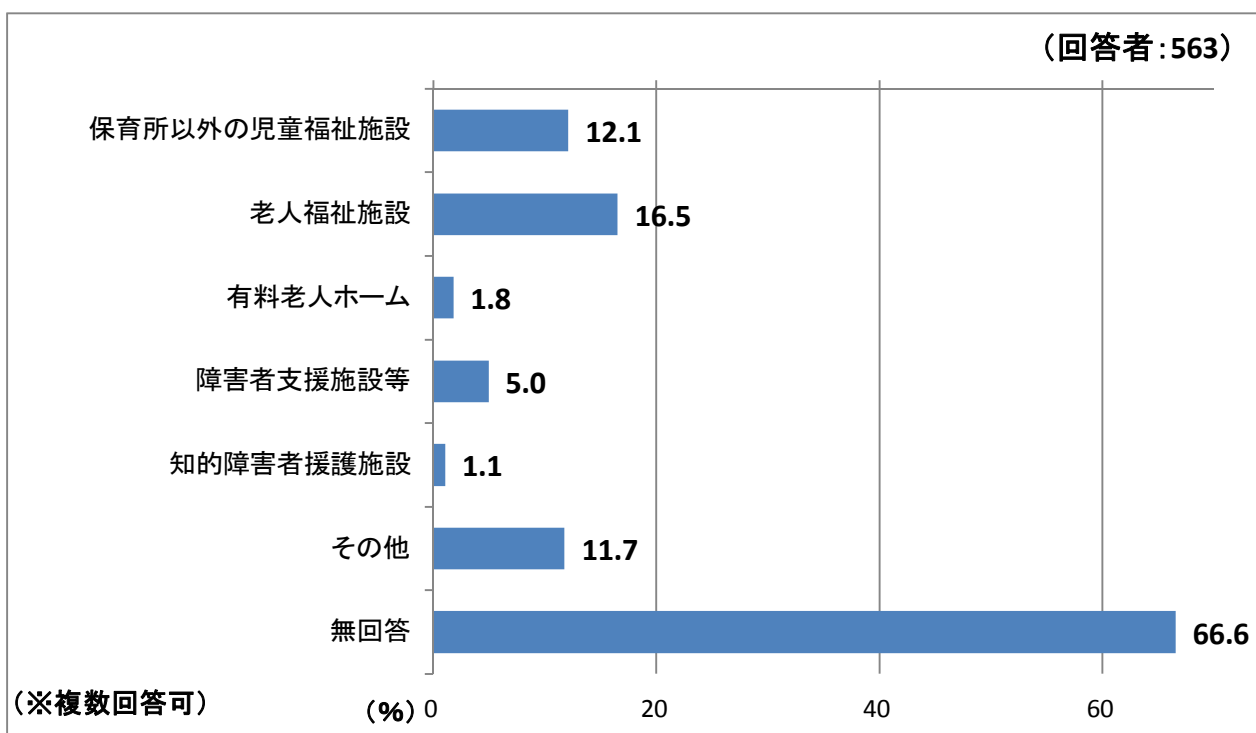
◎貴法人が設置している保育所数



◎事業活動による収入の合計額

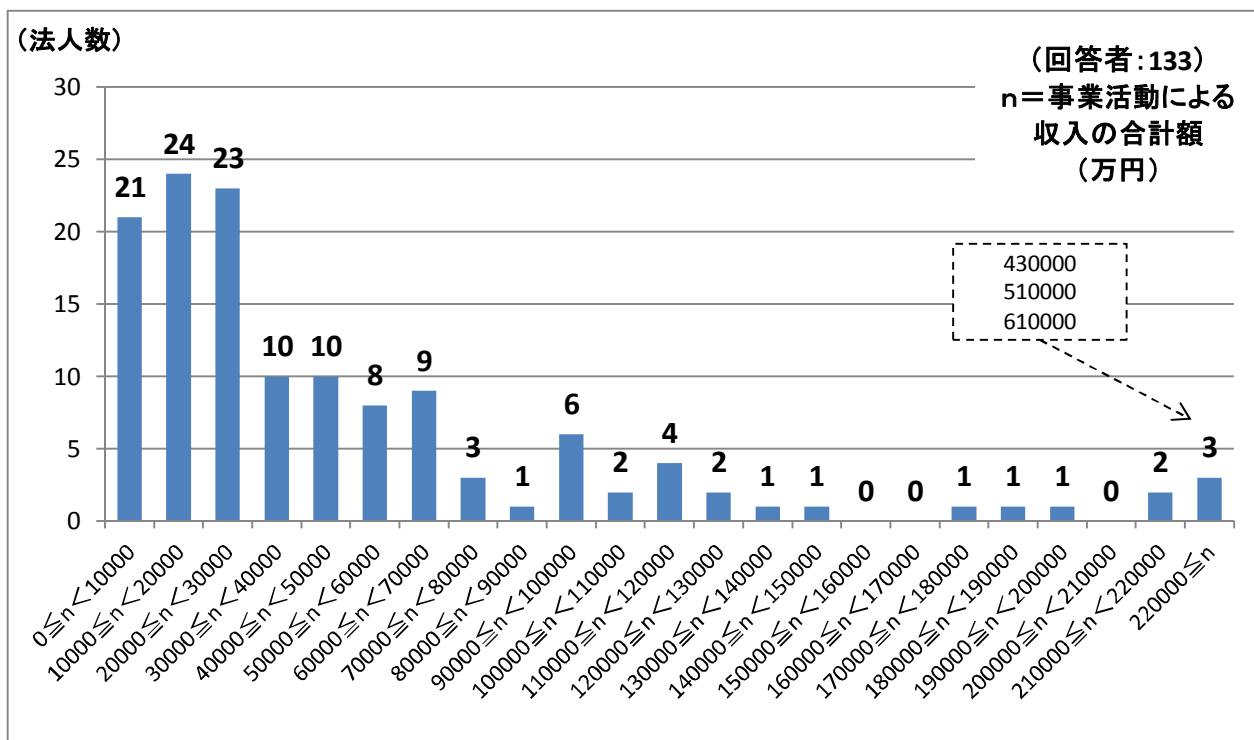


(2) 貴法人では、平成25年度において、保育所のほかに、どのような事業(収益事業を除く。)を行っていますか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。

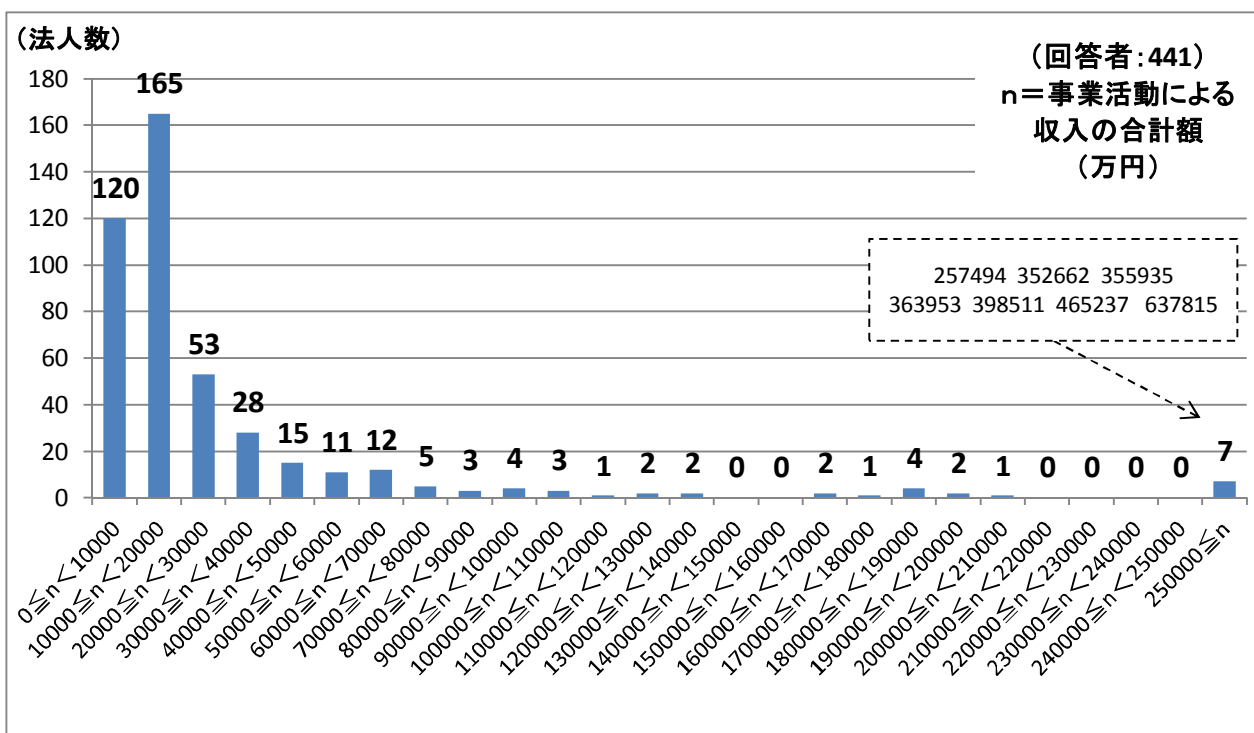


(3) 貴法人で行っている事業について、平成24年度における第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、公益事業及び収益事業のそれぞれの事業活動による収入の合計額を御回答ください。

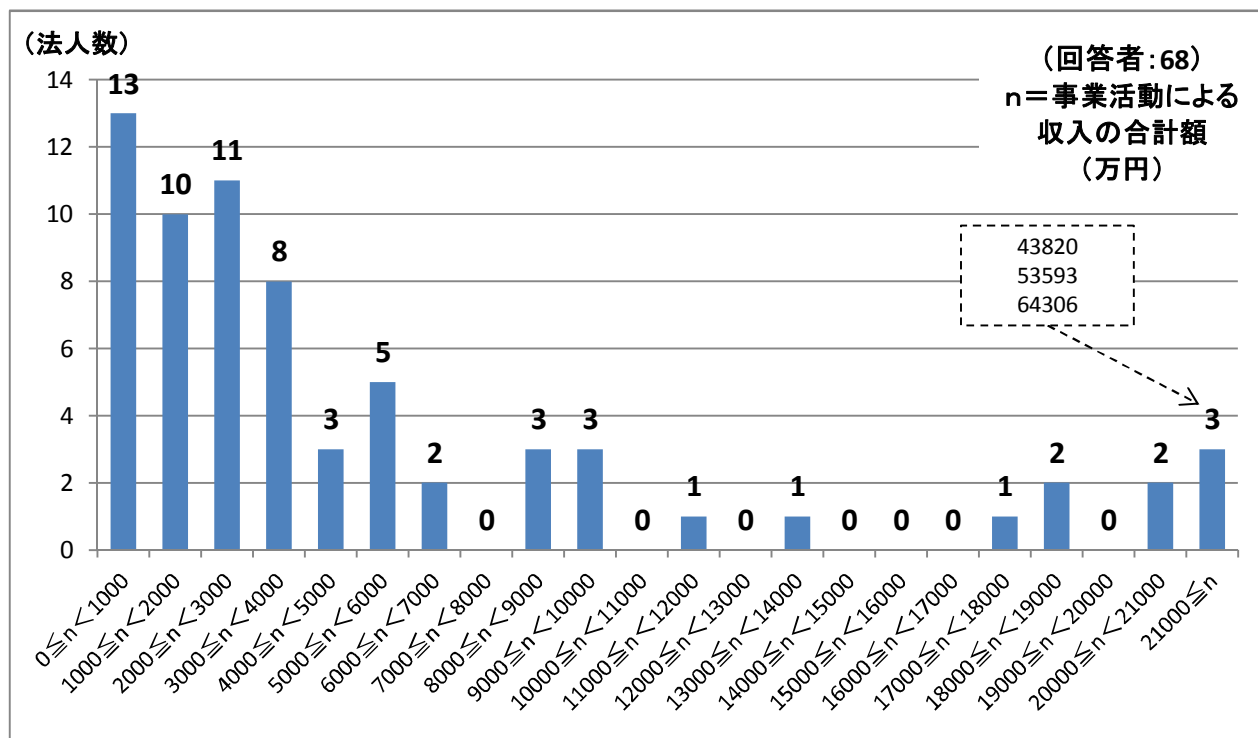
◎第一種社会福祉事業



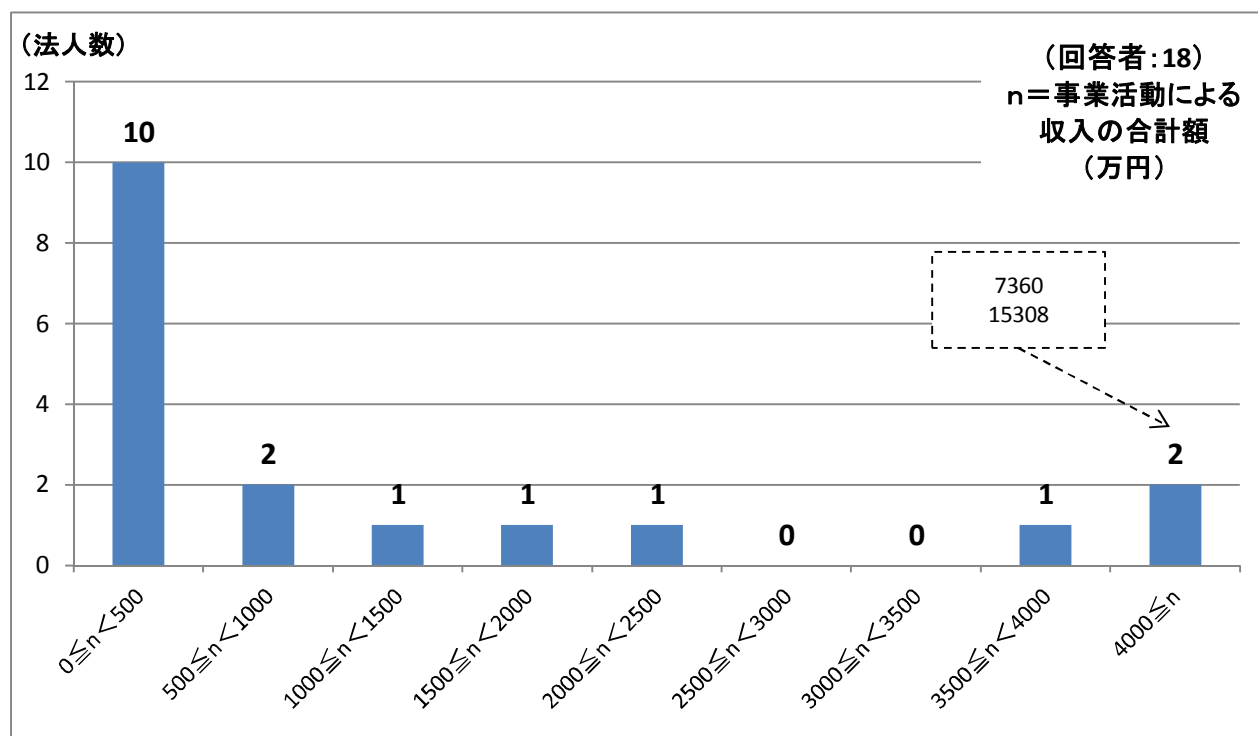
◎第二種社会福祉事業



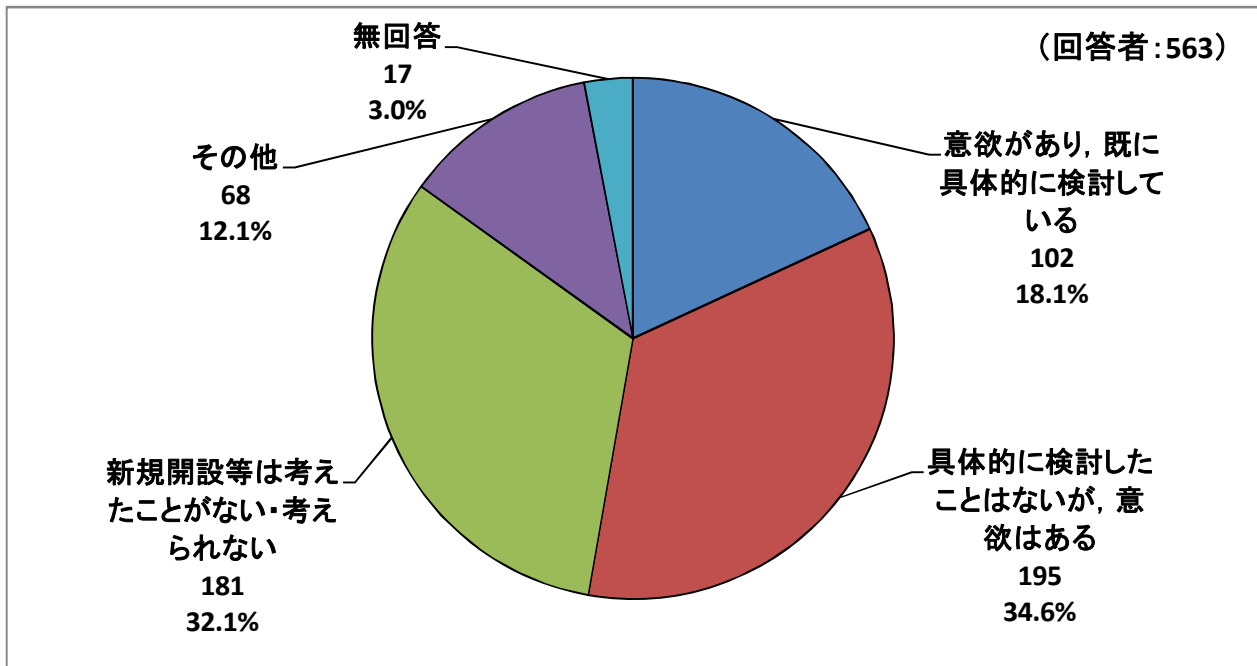
◎公益事業



◎収益事業



(4) 貴法人では、今後、自治体から、保育所の新規開設の公募や、定員を増やすための増改築の要請等があった場合、これに応じる意欲はありますか。該当する記号に○を付けてください。



◎ 「その他」の内訳

・ 既に新築や増改築などを行った・行っている	33
・ 検討している又は意欲はある	15
・ 少子化等のため新規開設等を行う状況にない	15
・ その他	5

問2 施設整備に係る費用について

(1) 貴法人では、保育所設置や増改築に必要な資金は、どのように調達しましたか。設置と増改築のそれぞれについて、調達した金額の多い順に記号を選択し、御回答ください(3つに満たない場合は、3つ全てを選択する必要はありません。)。設置や増改築を行ったことが複数ある場合は、最後のものについて御回答ください。

【設置】

(上段:回答法人数)

(下段:割合(%))

	第1位	第2位	第3位	合計
自己資金	84	79	111	274
	14.9	14.0	19.7	48.7
寄付金	24	38	46	108
	4.3	6.7	8.2	19.2
市区町村から交付される補助金(安心子ども基金を含む。)	204	60	27	291
	36.2	10.7	4.8	51.7
福祉医療機構からの借入れ	53	129	42	224
	9.4	22.9	7.5	39.8
銀行等の金融機関からの借入れ	14	40	26	80
	2.5	7.1	4.6	14.2
その他	28	8	6	42
	5.0	1.4	1.1	7.5
分からない	14	7	5	26
	2.5	1.2	0.9	4.6
無回答	142	202	300	—
	25.2	35.9	53.3	—
合計	563	563	563	563
	100.0	100.0	100.0	100.0

【増改築】

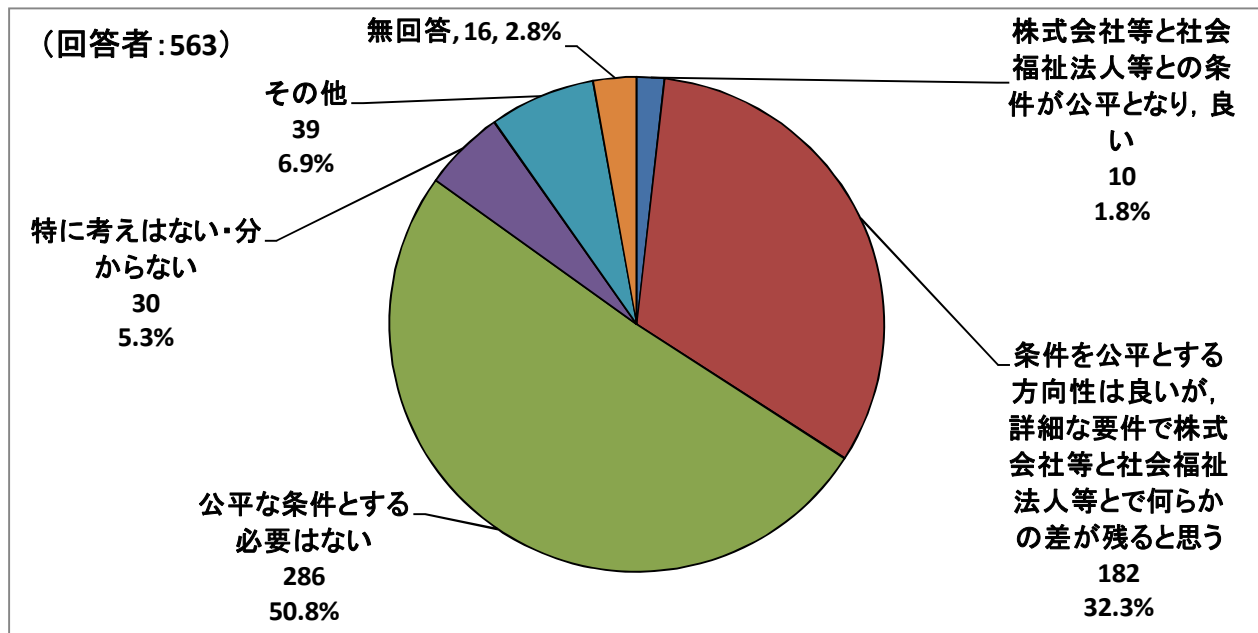
(上段:回答法人数)

(下段:割合(%))

	第1位	第2位	第3位	合計
自己資金	95	106	108	309
	16.9	18.8	19.2	54.9
寄付金	6	12	19	37
	1.1	2.1	3.4	6.6
市区町村から交付される補助金(安心子ども基金を含む。)	214	38	16	268
	38.0	6.7	2.8	47.6
福祉医療機構からの借入れ	33	119	22	174
	5.9	21.1	3.9	30.9
銀行等の金融機関からの借入れ	11	30	22	63
	2.0	5.3	3.9	11.2
その他	16	12	10	38
	2.8	2.1	1.8	6.7
分からない	5	0	3	8
	0.9	0.0	0.5	1.4
無回答	183	246	363	—
	32.5	43.7	64.5	—
合計	563	563	563	563
	100.0	100.0	100.0	100.0

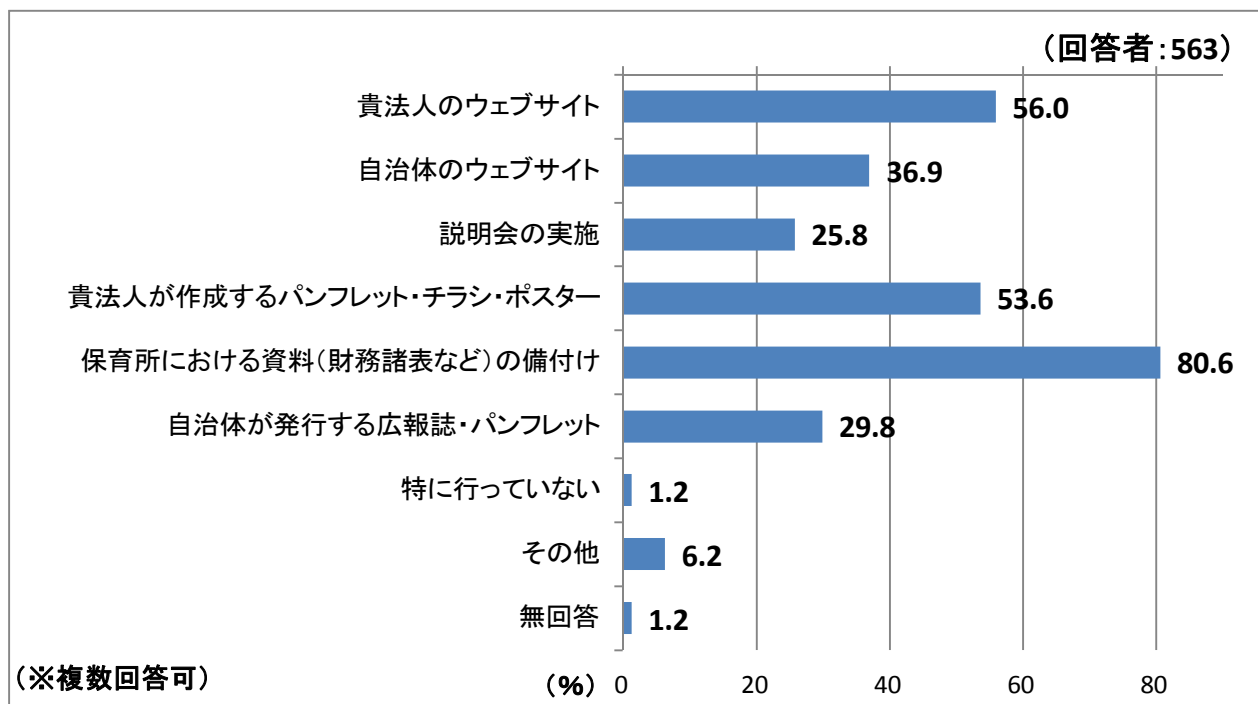
- (2) 現行制度では、株式会社等は、施設整備に係る国庫補助金の交付対象とはされておらず、社会福祉法人等との間で条件が公平ではないとの意見もあります。平成27年4月から実施される予定の子ども・子育て支援新制度では、公定価格の設定に当たって、施設整備に係る費用についても算定し、私立保育所に対しては、株式会社等立か社会福祉法人等立かを問わず、自治体から委託費として支払われることが検討されています。

この点について、貴法人はどのようにお考えですか。該当する記号に○を付けてください。

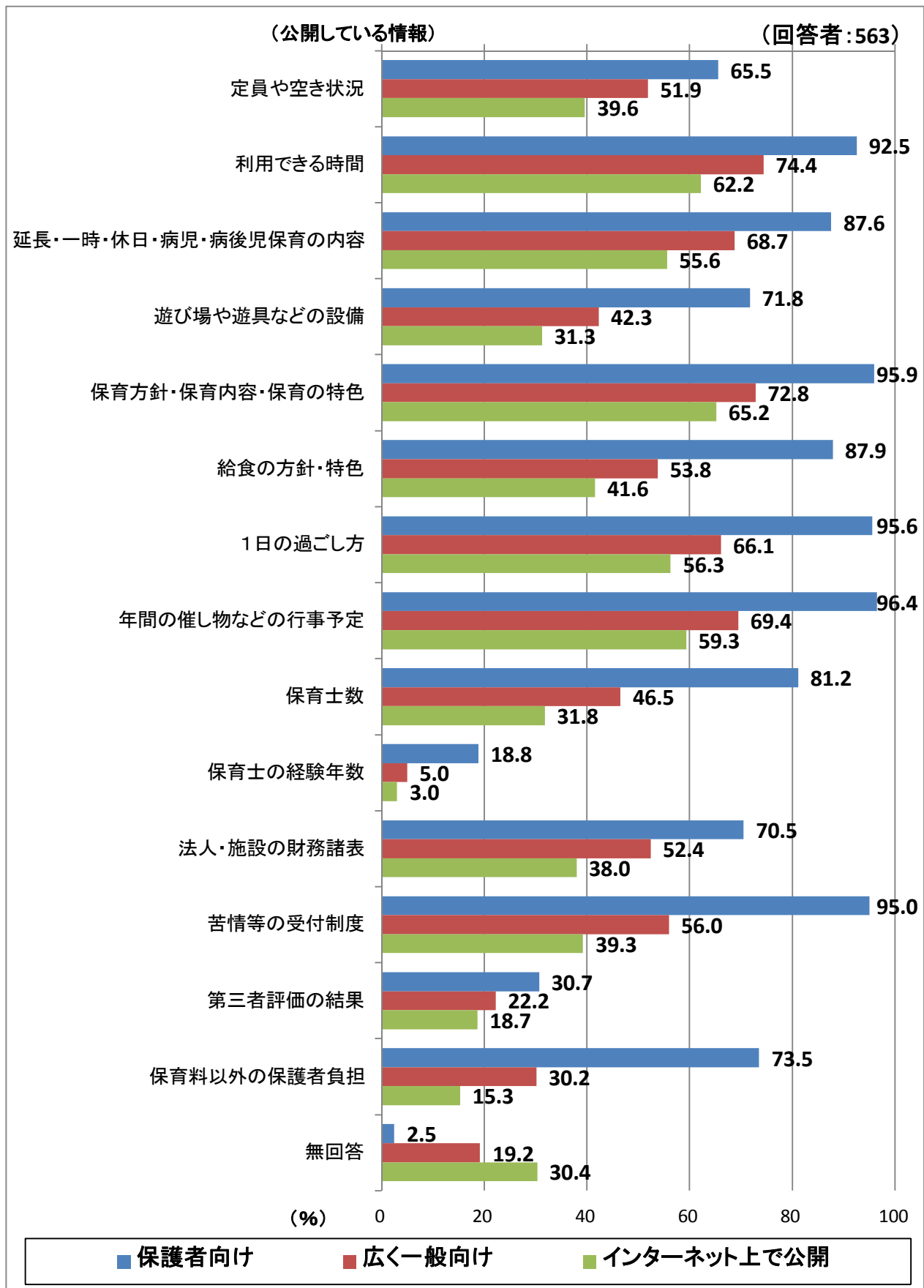


問3 情報公開について

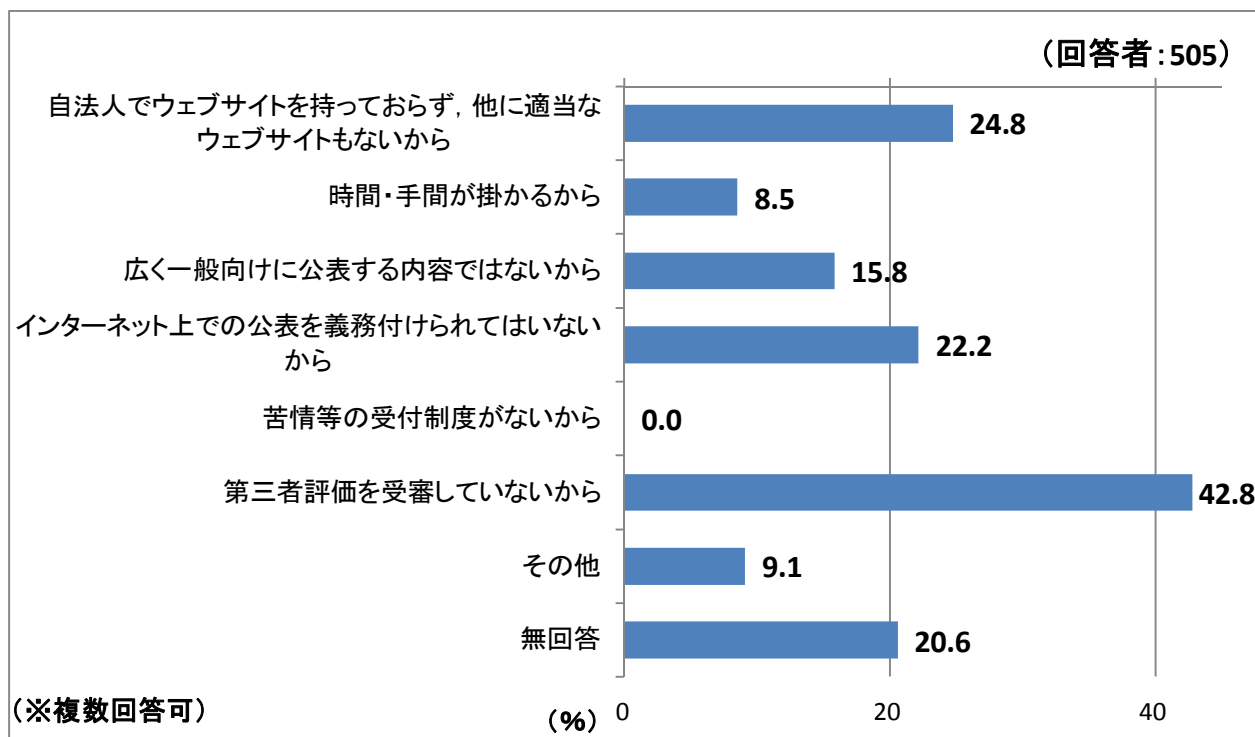
- (1) 貴法人が設置する保育所では、どのような手段で情報公開を行っていますか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



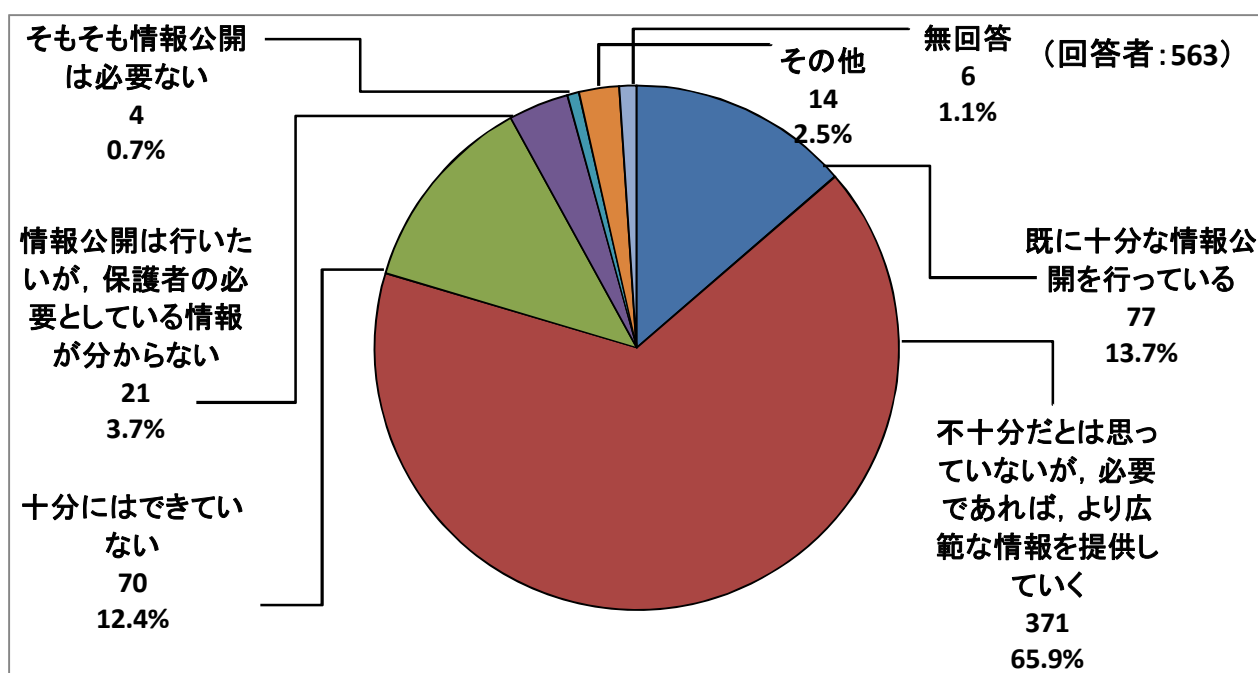
(2) 貴法人が設置する保育所では、保護者及び広く一般に向けて、どのような情報を公開していますか。次の一覧にあるものについて、公開している情報には○、公開していない情報には×を付けてください。



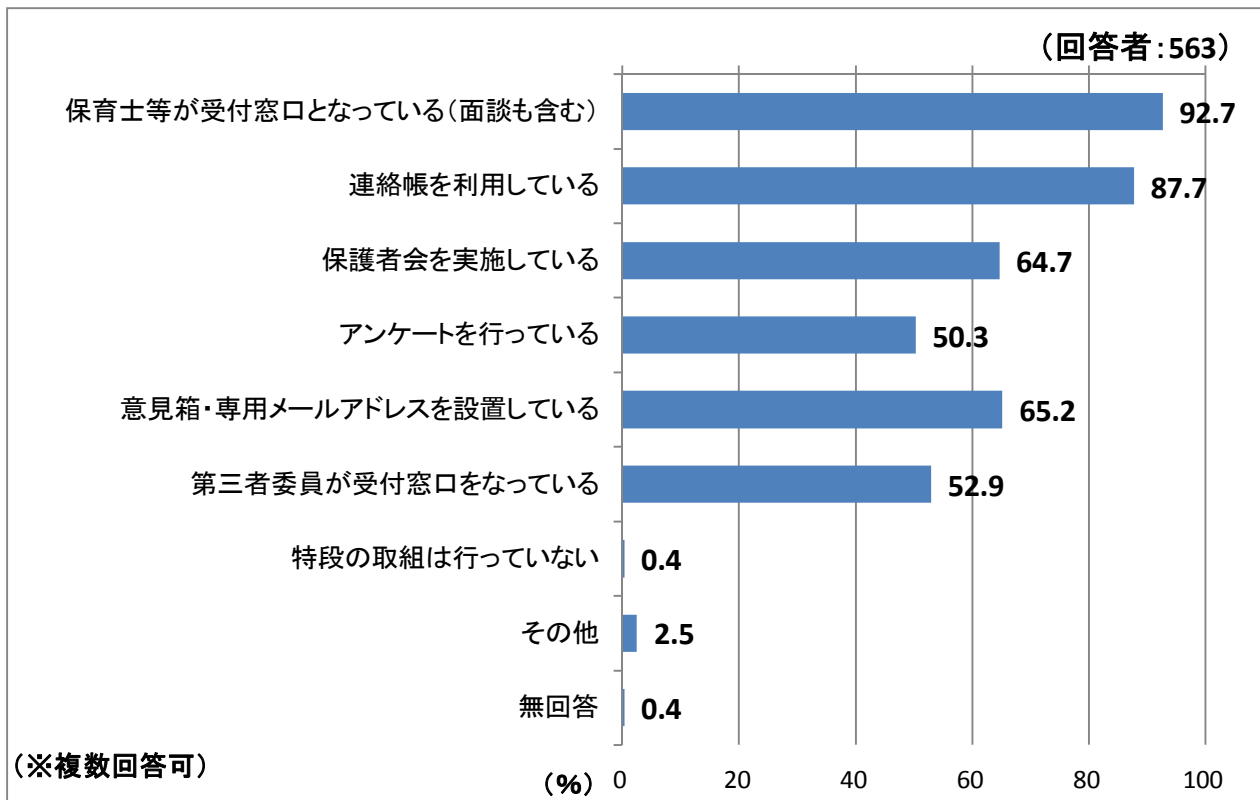
- (3) (2)において、「法人・施設の財務諸表」、「苦情等の受付制度」及び「第三者評価の結果」の全て又はいずれかを広く一般向けにインターネット上で公表していない場合、その理由について、該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。
 全て公表している場合は、本質問には回答せずに、(4)にお進みください。



- (4) 社会福祉法人、株式会社等の設置主体にかかわらず、保育を提供する事業者の情報公開は足りていないとの意見もあります。貴法人が設置する保育所における情報公開の状況について、どのようにお考えですか。該当する記号に○を付けてください。



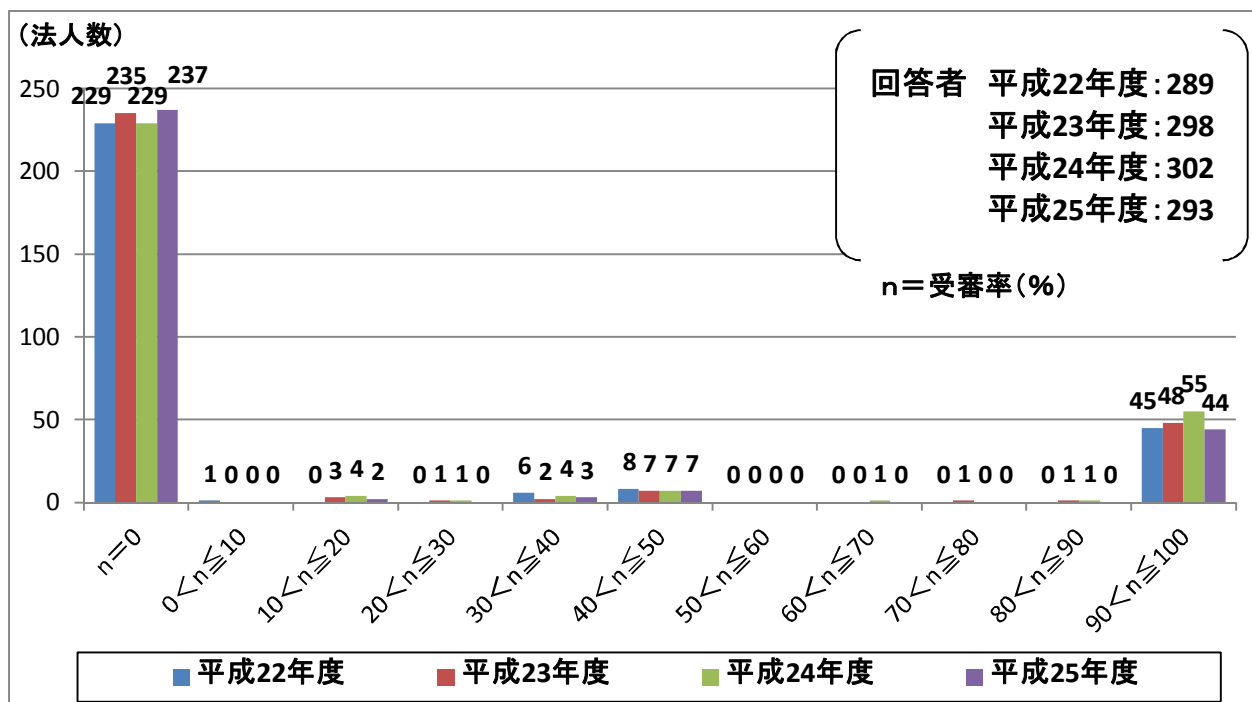
(5) 貴法人が設置する保育所では、保護者から意見・要望・苦情等を受け付けるために、どのような取組を行っていますか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



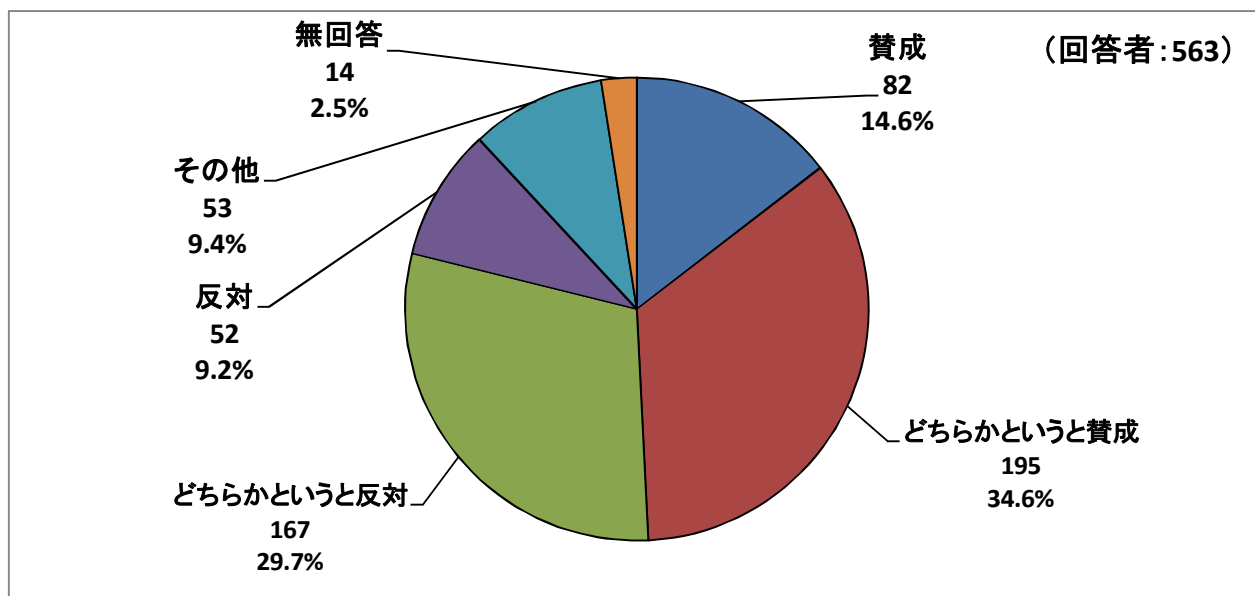
問4 第三者評価制度について

- (1) 保育の質を、事業者及び保護者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価制度があります。平成22年度から平成25年度までの各年度末(平成25年度については平成25年10月末)時点の貴法人が設置する保育所の数及び第三者評価を受審した保育所の数を、年度ごとに御回答ください。

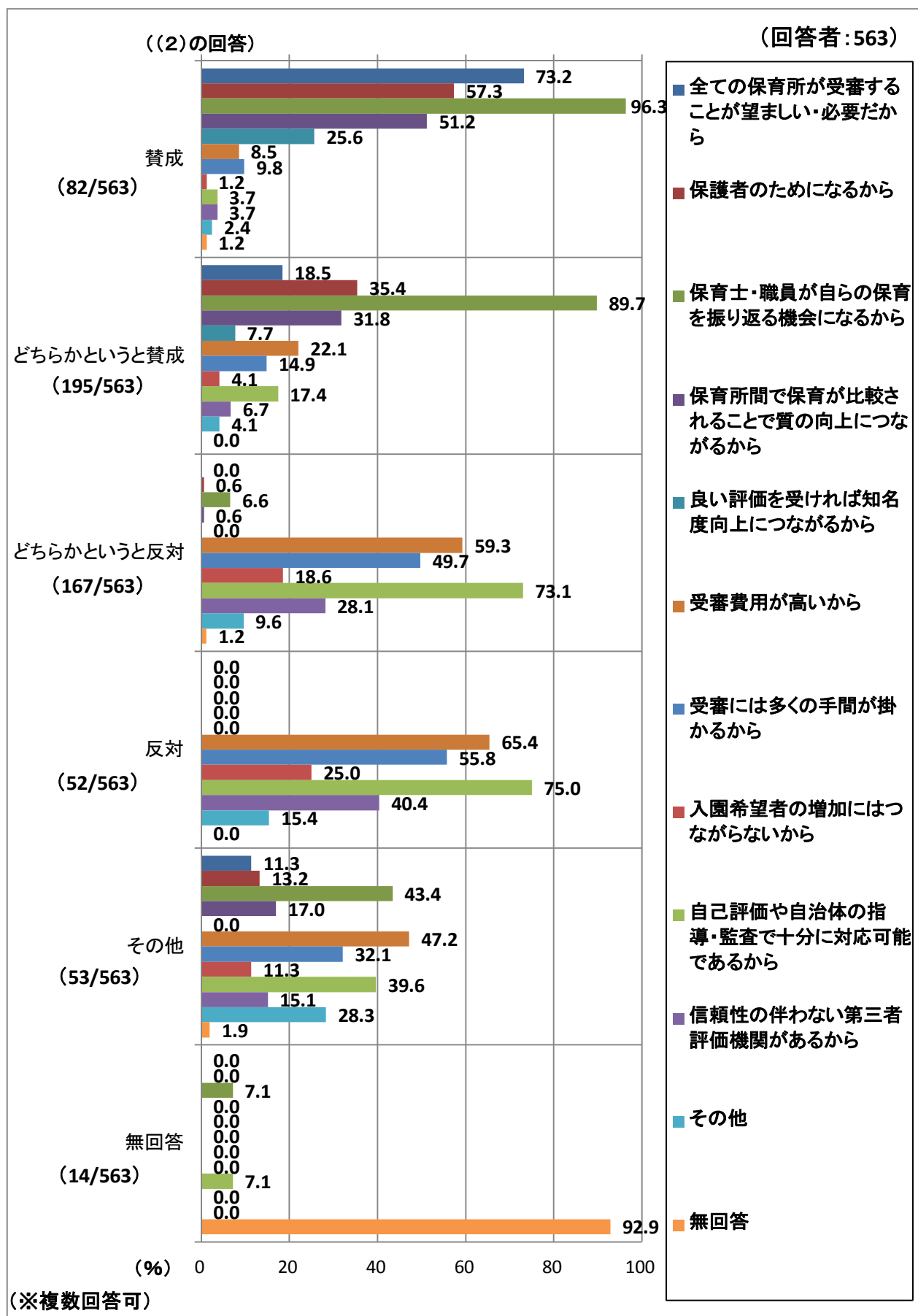
(注) グラフは、社会福祉法人の受審率(各年度の第三者評価を受審した保育所数／当該社会福祉法人の年度末時点の保育所数)の分布状況



- (2) 貴法人は、全ての保育所に対して第三者評価の受審が義務付けられることについて、どのようにお考えですか。該当する記号に○を付けてください。

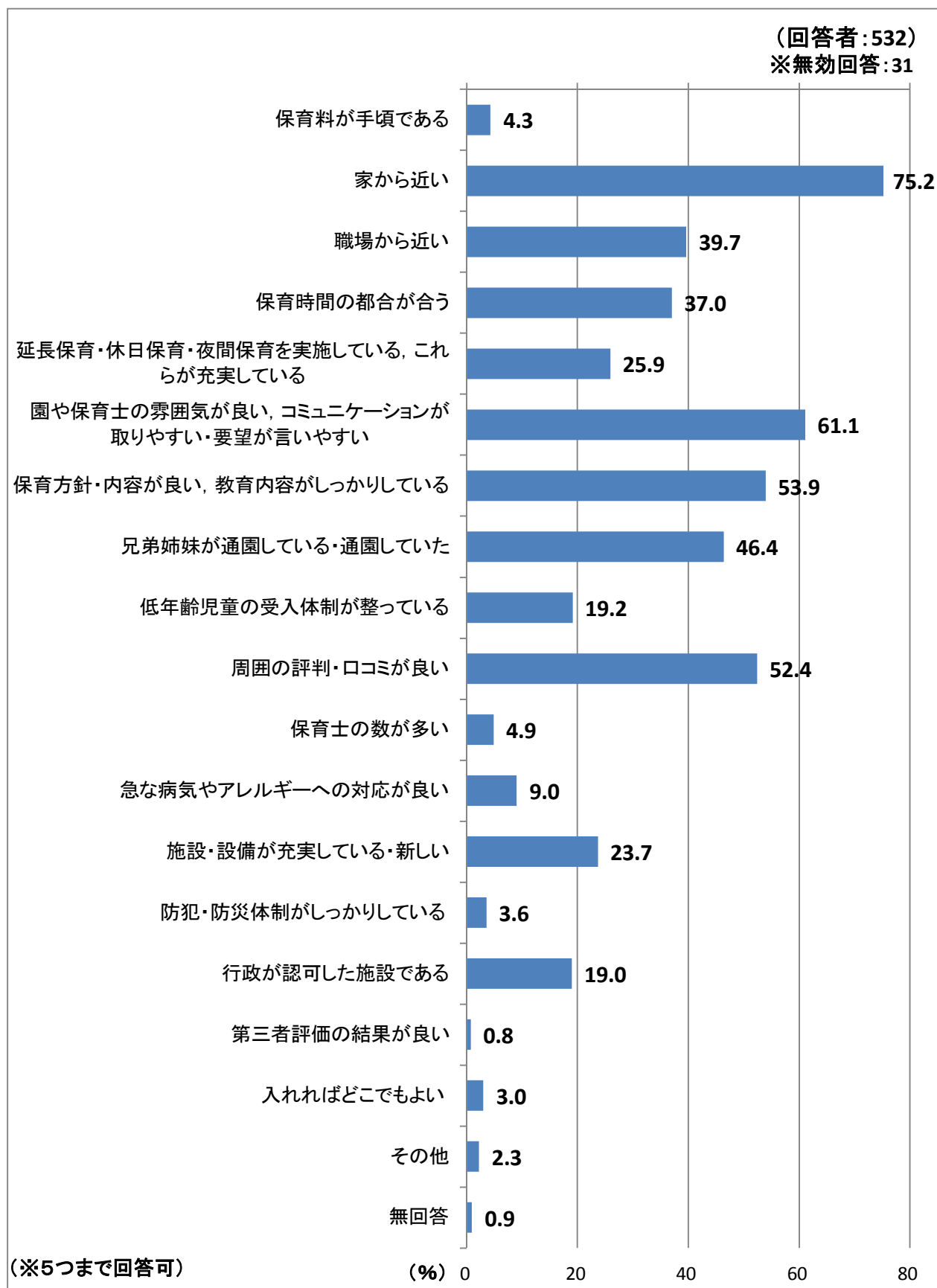


(3) (2)の回答の理由について、該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



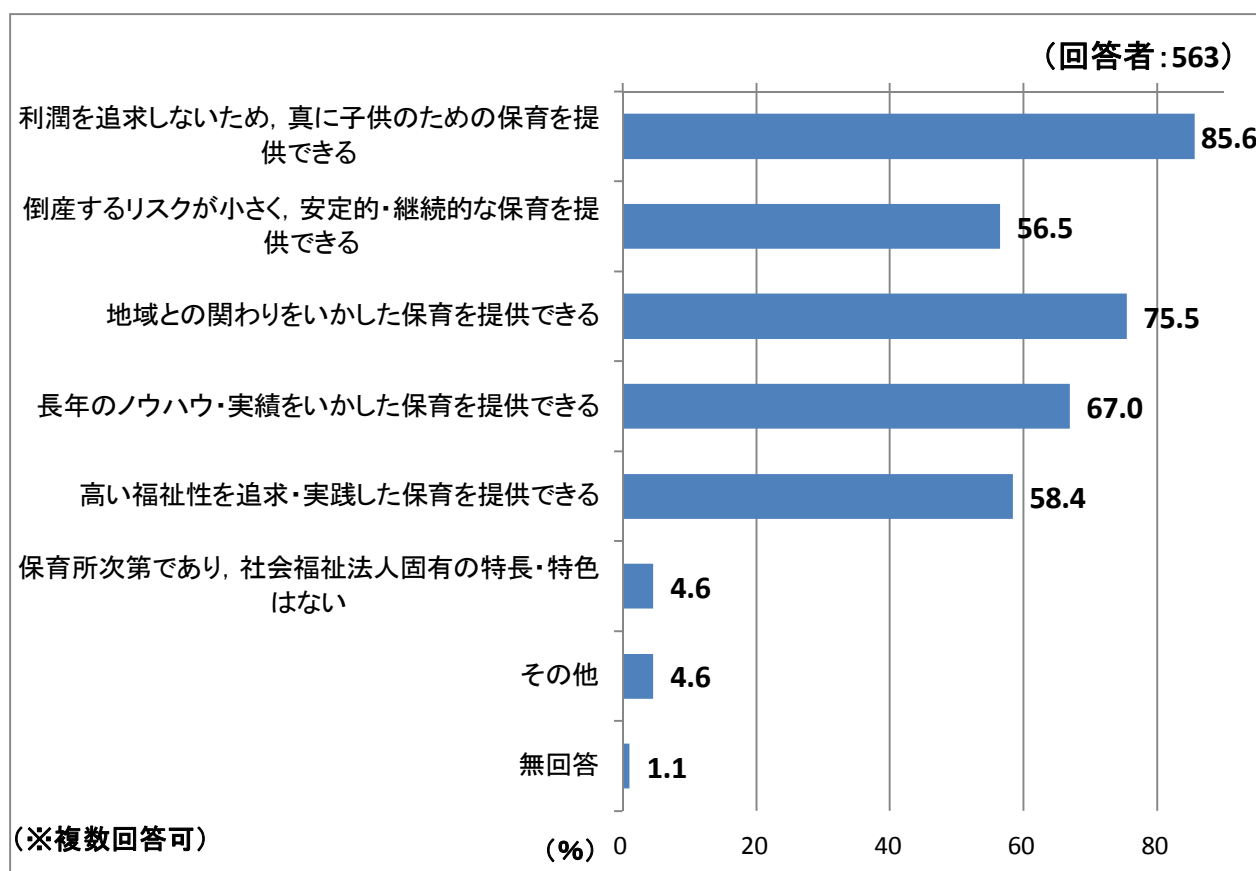
問5 保護者の保育所選択について

貴法人においては、保護者はどのような条件を重視して保育所を選択していると考えていますか。特に重視していると考えられるものを以下の中から5つ選んでください(5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。)



問6 社会福祉法人立保育所の特長・特色について

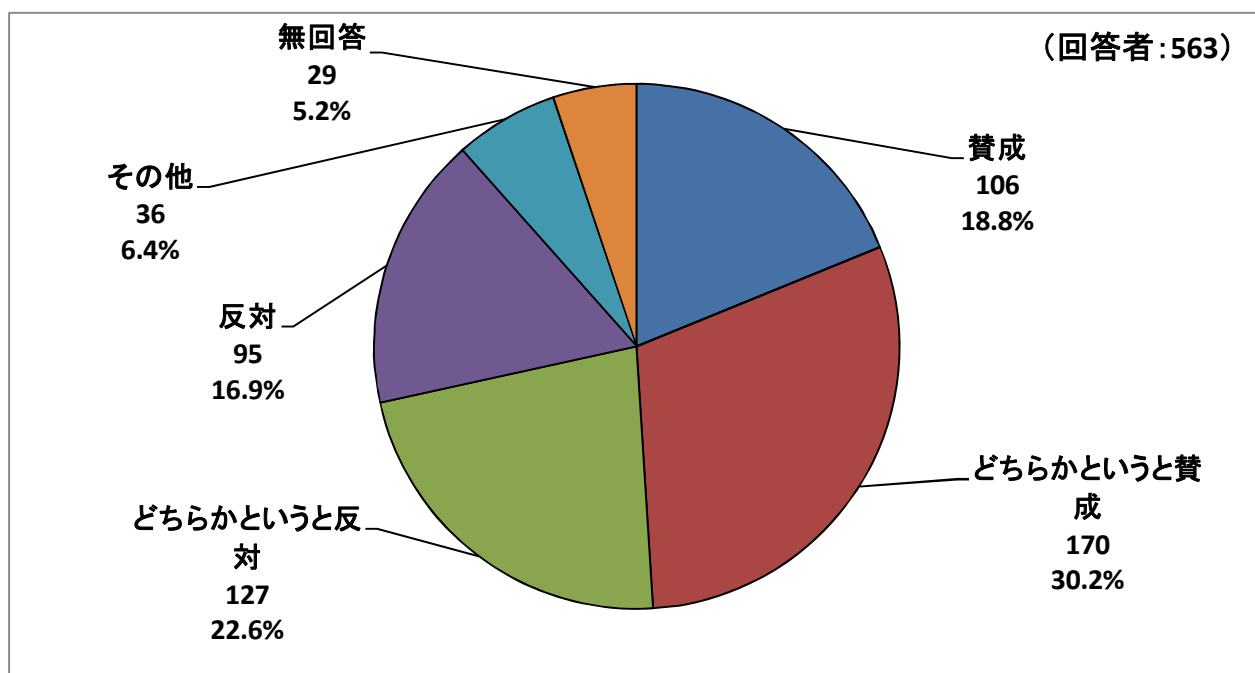
貴法人が設置する保育所について、社会福祉法人立の保育所ならではの（株式会社等による設置では実現が難しい）特長・特色としてどのようなものがあるとお考えでしょうか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



問7 市区町村による運営費制度について

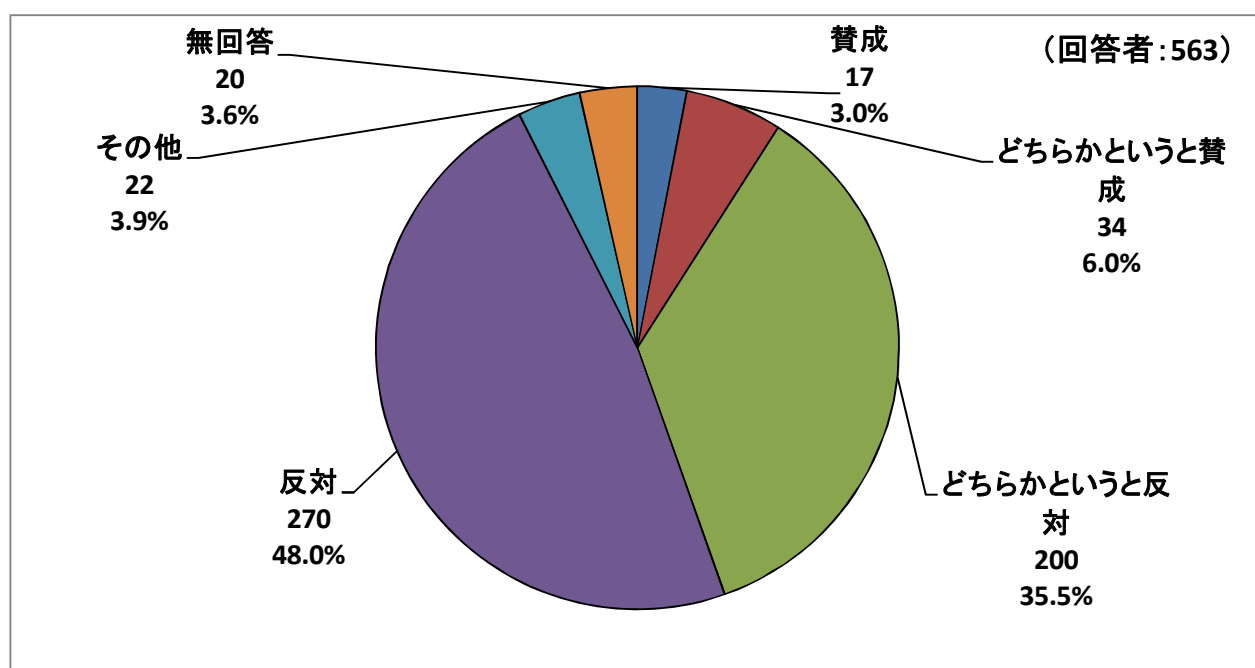
(1) 現在、保育所の運営費は、市区町村から保育所の設置者に交付されており、その額には、保育内容・施設環境・立地条件等の保育所間の差異は反映されていません。

これに対し、運営費は、これらも考慮して決定されるべきとの意見もあります。この意見に対する貴法人の考えについて、該当する記号に○を付けてください。

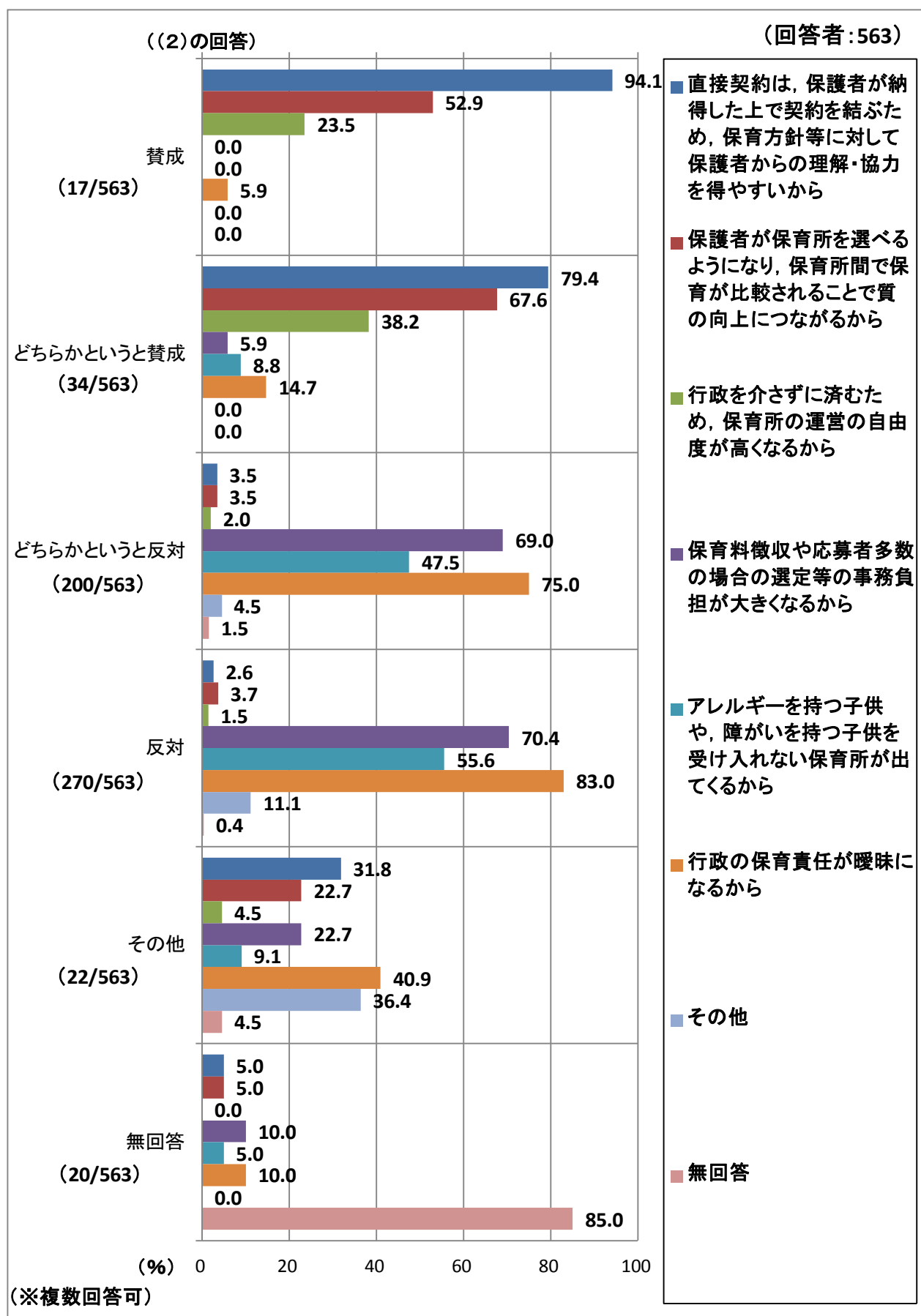


(2) 現在は、市区町村と保護者が保育に係る契約を結ぶ一方で、保育所の設置者と保護者との間には契約関係はありません。

このような制度の在り方について、保育所の設置者と保護者が直接契約を結び、現在は、市区町村から保育所の設置者に交付されている運営費を保護者に何らかの形で給付すべきとの意見もあります。この意見に対する貴法人の考えについて、該当する記号に○を付けてください。



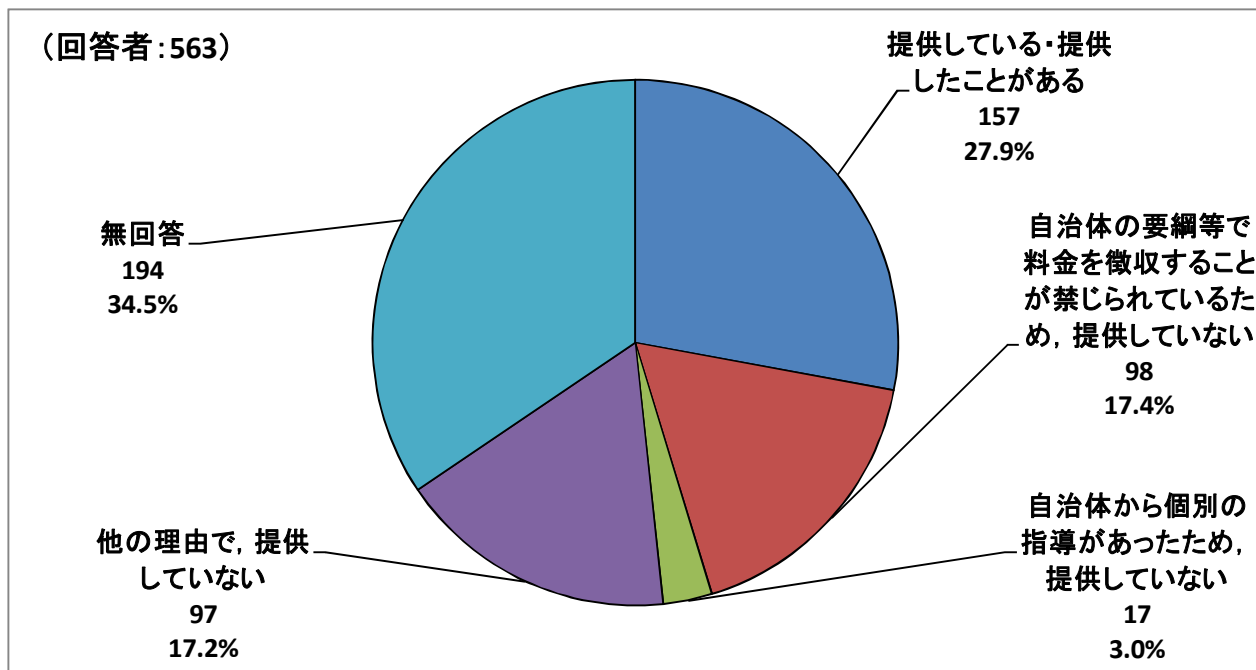
(3) (2)の回答の理由について、該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



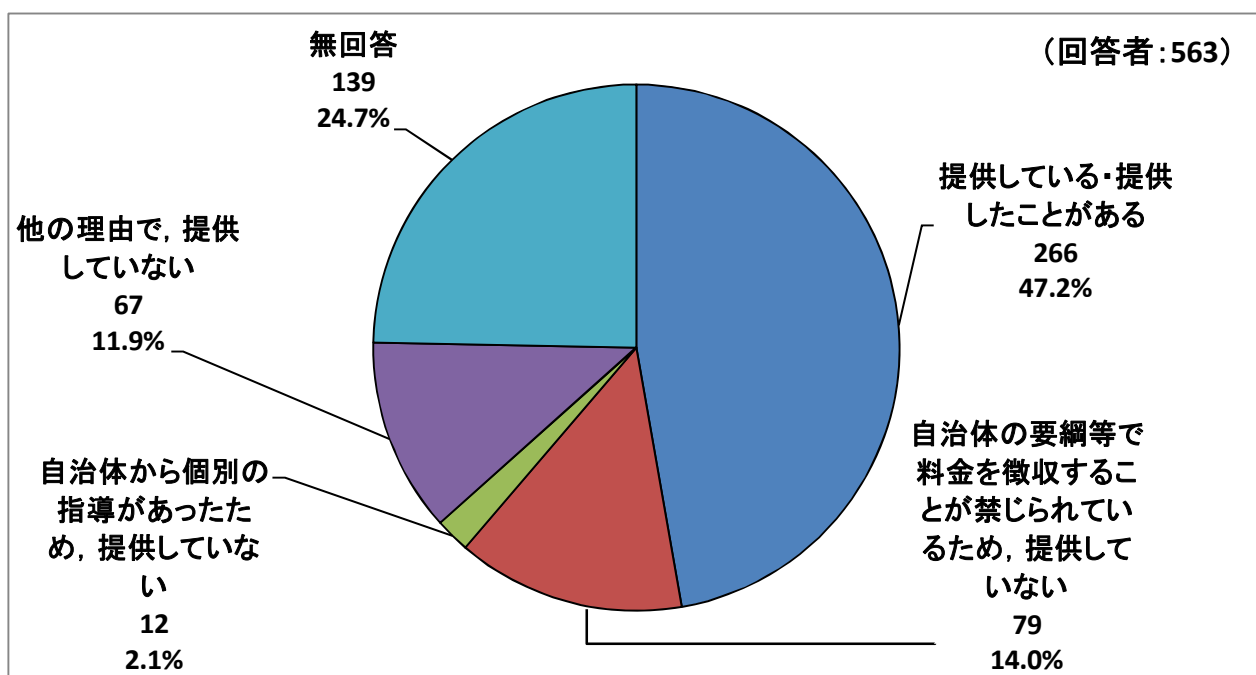
問8 追加で提供する付加的サービスについて

(1) 貴法人が設置する保育所では、自治体から交付される運営費とは別途、保護者から料金を徴収して、付加的なサービスの提供を行っていますか。保護者全員が別途料金を支払うもの及び希望する保護者のみが別途料金を支払うものそれぞれについて、該当する記号を選択し、御回答ください。

【保護者全員が別途料金を支払うもの】



【希望する保護者のみが別途料金を支払うもの】



(2) 貴法人が設置する保育所では、保護者から別途料金を徴収して、どのような付加的サービスを提供していますか。具体例を御回答ください。

※(2)は(1)で「提供している・提供したことがある」を選択した者に対する質問

(注)具体例として挙げられた項目を抜粋してまとめており、複数の例を挙げた回答者がいる。

◎ 保護者全員が別途料金を支払う付加的サービスの内容(具体例を記載した回答者:154, 複数回答可)

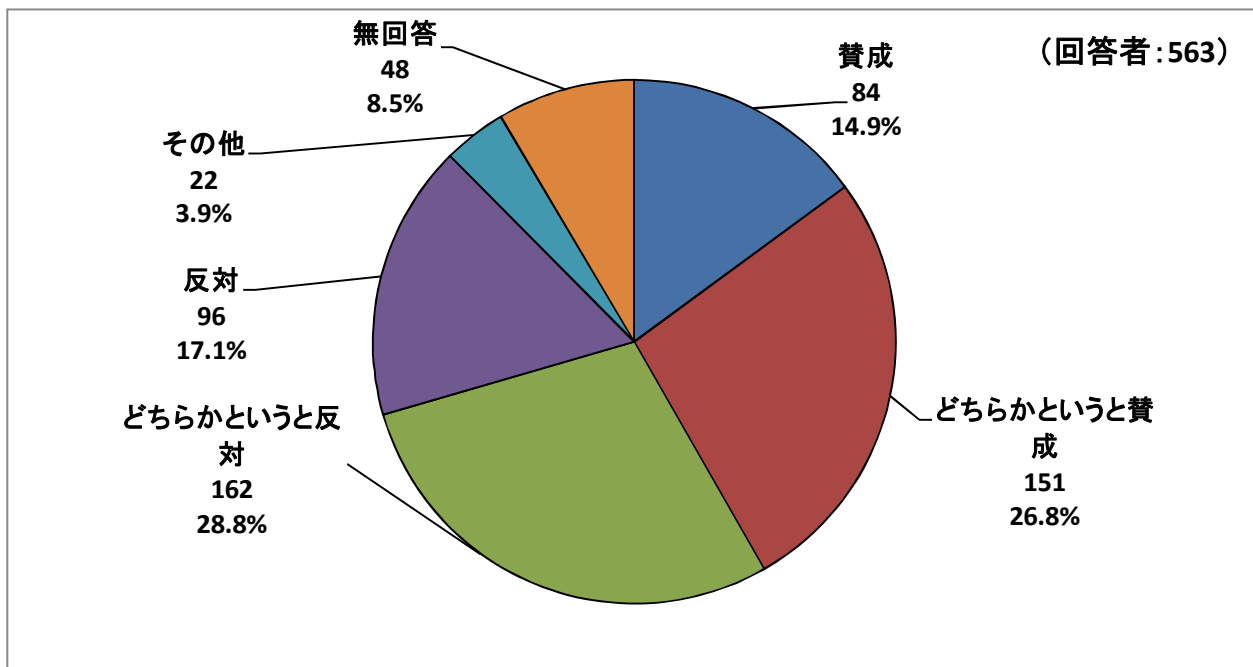
・給食費, 主食費	60
・体操着, 園服, 保育用品(ハブラシ, おむつなど)	39
・園外保育, 行事	34
・習い事(スイミング, 音楽, 体操, 英会話など)	32
・保護者会, 保護者負担	32
・絵本, 保育教材	26
・延長保育, 一時保育等	15
・アルバム, 写真	9
・共済等掛金	5
・布団リース・クリーニング, ベッド	4
・送迎バス	2
・その他	3

◎ 希望する保護者のみが別途料金を支払う付加的サービスの内容(具体例を記載した回答者:252, 複数回答可)

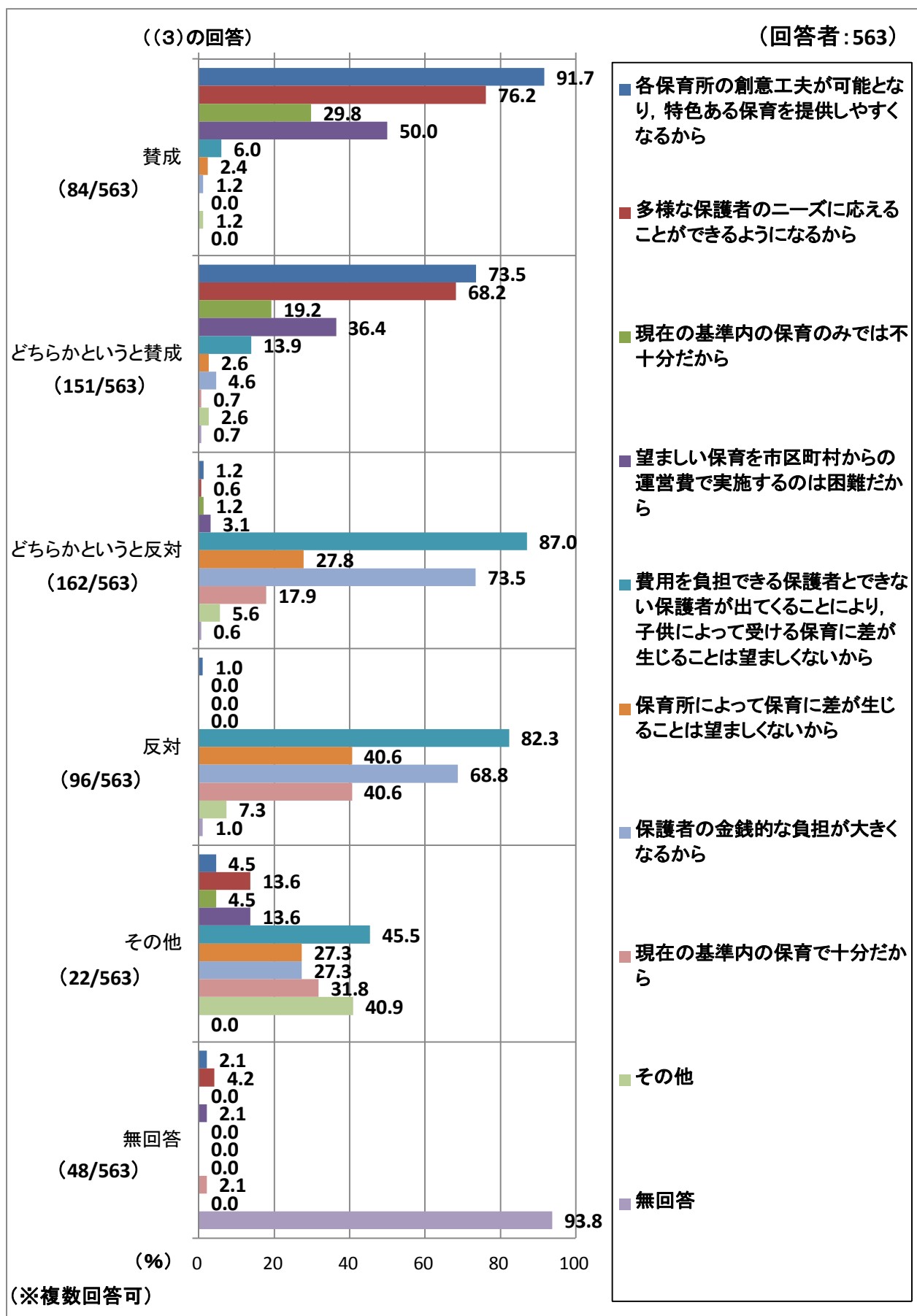
・延長保育, 一時保育等	168
・習い事(スイミング, 音楽, 体操, 英会話など)	92
・送迎バス	34
・園外保育, 行事	21
・アルバム, 写真	20
・体操着, 園服, 保育用品(ハブラシ, おむつなど)	18
・絵本, 保育教材	18
・給食費, 主食費	11
・おやつ・補食(延長保育時等含む)	10
・布団リース・クリーニング, ベッド	8
・保護者会, 保護者負担	7
・その他	7

(3) 現在、子ども・子育て支援新制度の詳細を検討している「子ども・子育て会議」においては、国が定める基準に基づく保育の一環として行われる活動に係る費用について、実費徴収を認める方向で議論されています。

これに関して、各保育所が創意工夫を凝らし、特色ある保育を行うためには、国が定める基準外の保育を認めるとともに、その費用について実費徴収を認めることが必要との意見もあります。この意見に対する貴法人の考えについて、該当する記号に○を付けてください。

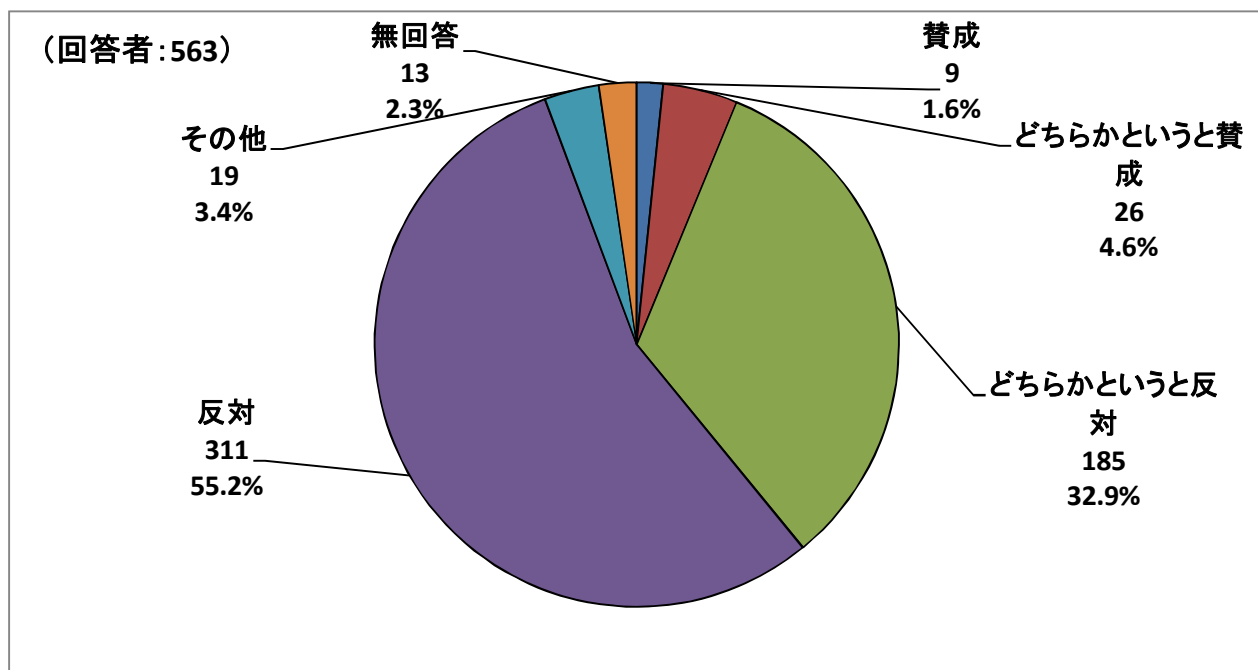


(4) (3)の回答の理由について、該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。

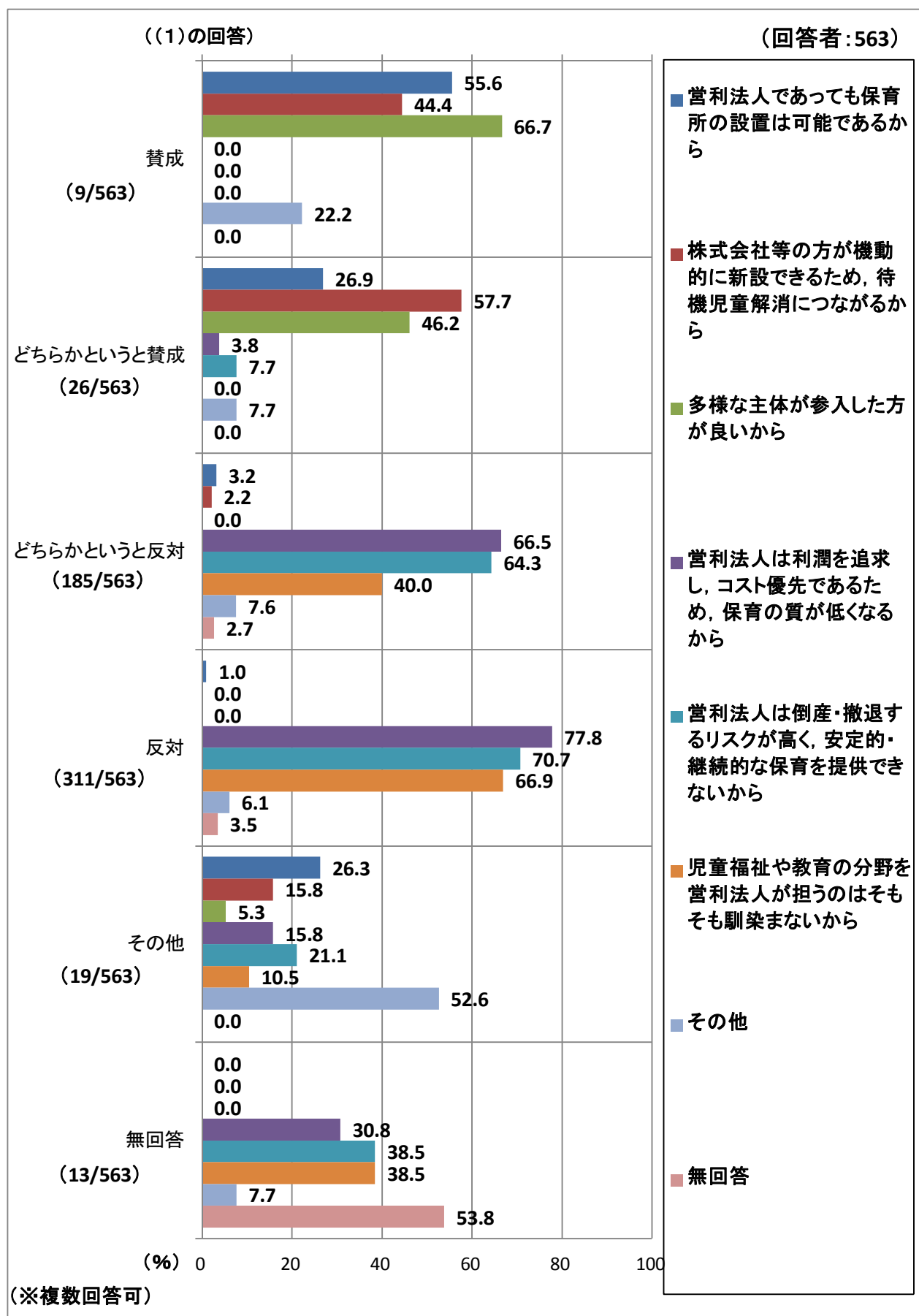


問9 株式会社等の参入について

(1) 株式会社等の営利法人が保育所を設置することについて、貴法人はどのようにお考えですか。該当する記号に○を付けてください。

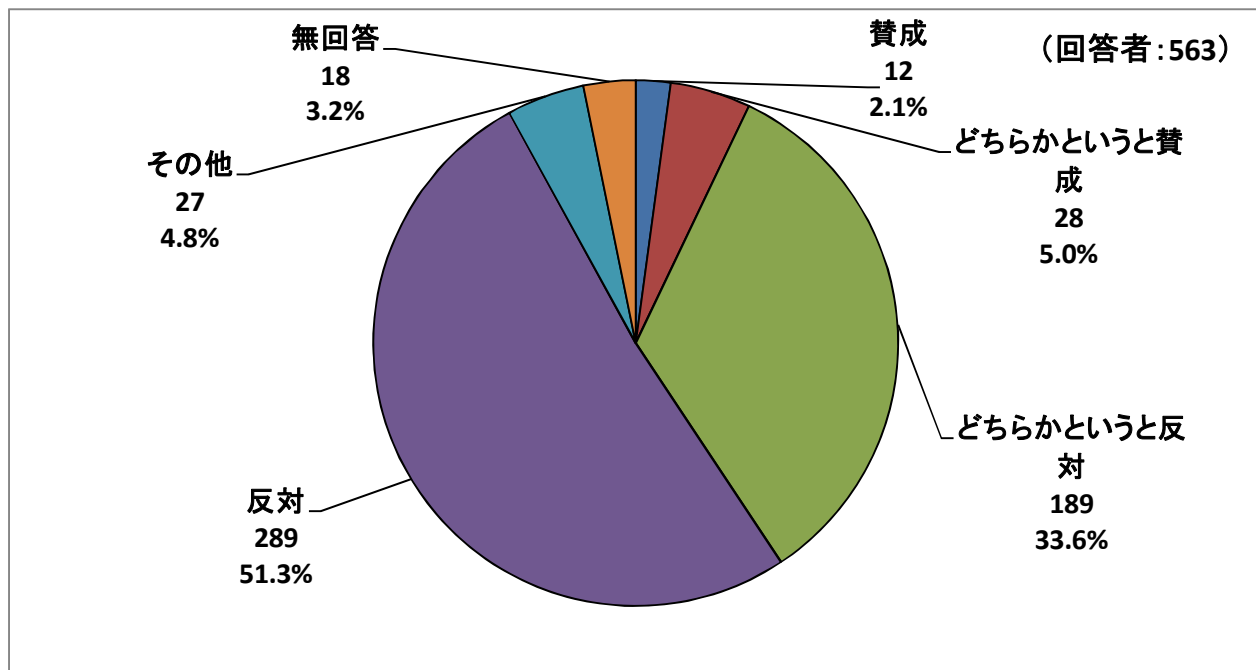


(2) (1)の回答の理由について、該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



問10 補助金や税の条件について

現在、株式会社等と社会福祉法人との間に補助金の交付や税制面での条件・制度運用に格差があるとし、それを平等にすべきだとする意見があります。この意見に対する貴法人の考えについて、該当する記号に○を付けてください。



問11 待機児童問題について

現在、待機児童の問題が社会的に大きく取り上げられていますが、待機児童が発生する要因について、貴法人はどのようにお考えでしょうか。御記載ください。

◎ 待機児童が発生する要因(回答者: 472)

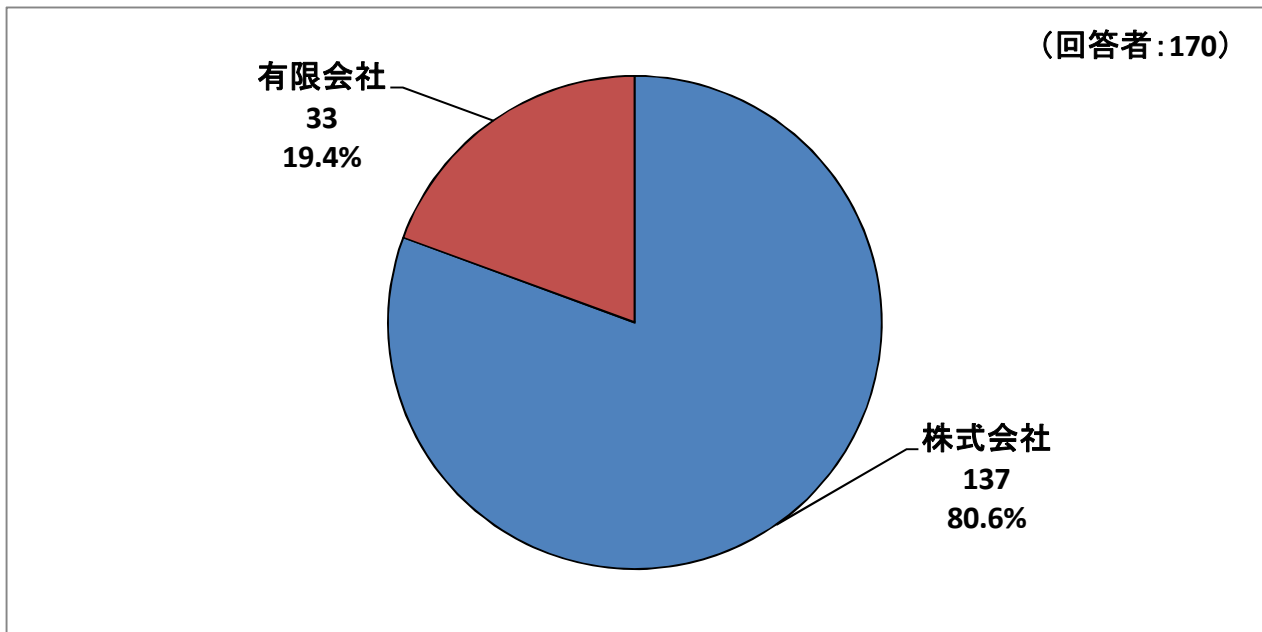
(注) 要因として挙げられた主な項目を抜粋してまとめており、複数の要因を挙げた回答者がいる。

・ 経済状況の悪化により母親が働かざるを得ない、共働き世帯の増加	104
・ 保育士の確保が困難	78
・ 女性の社会進出、女性の就労の一般化	71
・ 保育所不足、定員枠が少ない	49
・ 行政の保育政策への取組が不十分、需要を把握できていない、予算配分が少ない	43
・ 都市部への人口集中	37
・ 自分で保育をしたくないため保育所を利用する親の増加	31
・ 核家族化の進展	26
・ 定員を増やすと保育単価が下がるので定員を増やしたくない、将来子供が減ったときのリスクがあるので定員増に躊躇する	22
・ ひとり親の増加	21
・ 子育てへの不安、育児力の低下	18
・ 保育所に係る最低基準が厳しい、全国一律になっている	16
・ 育児に対する企業等の体制の未整備、育児休暇が取得しにくい	14
・ 保育の必要性が低い、必要性がないのに入所している	12
・ 利用者の希望する条件が整っている保育施設に集中している	10
・ 保育所以外の保育施設が少ない、充実していない	10
・ 生活スタイルの変化、価値観の多様化	8
・ 地域コミュニティの崩壊、地域交流の希薄化	5

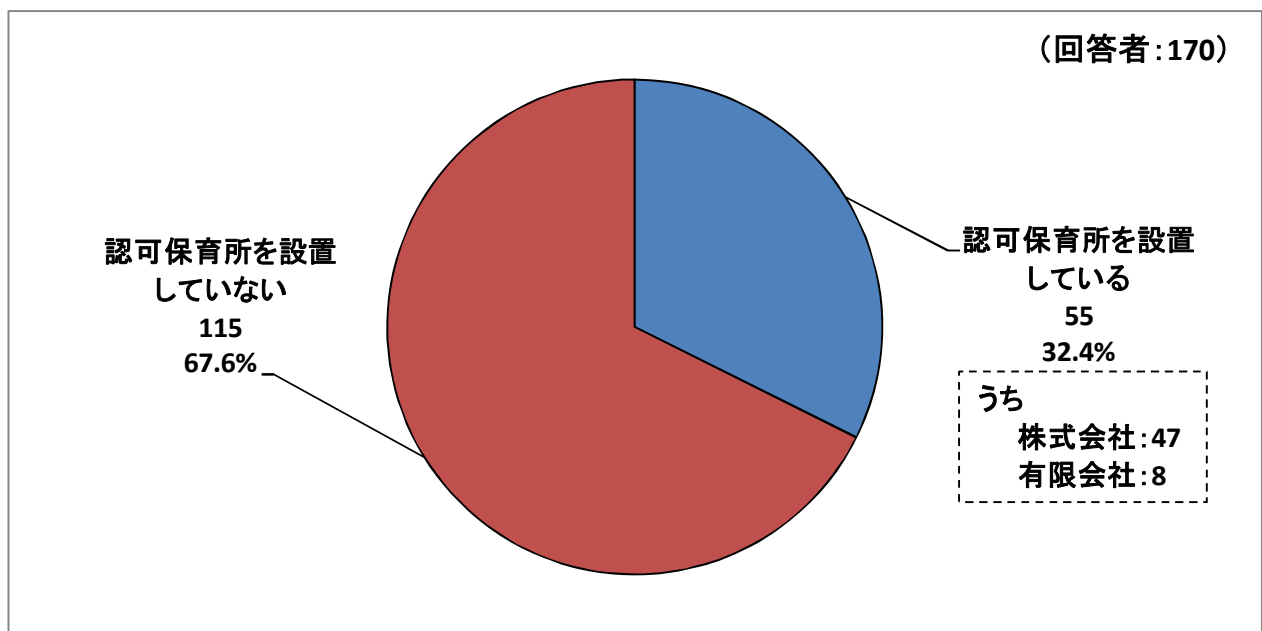
2. 保育分野の実態調査【株式会社・有限会社】

【回答者の属性】

株式会社・有限会社の別



認可保育所設置の有無



《回答する設問》

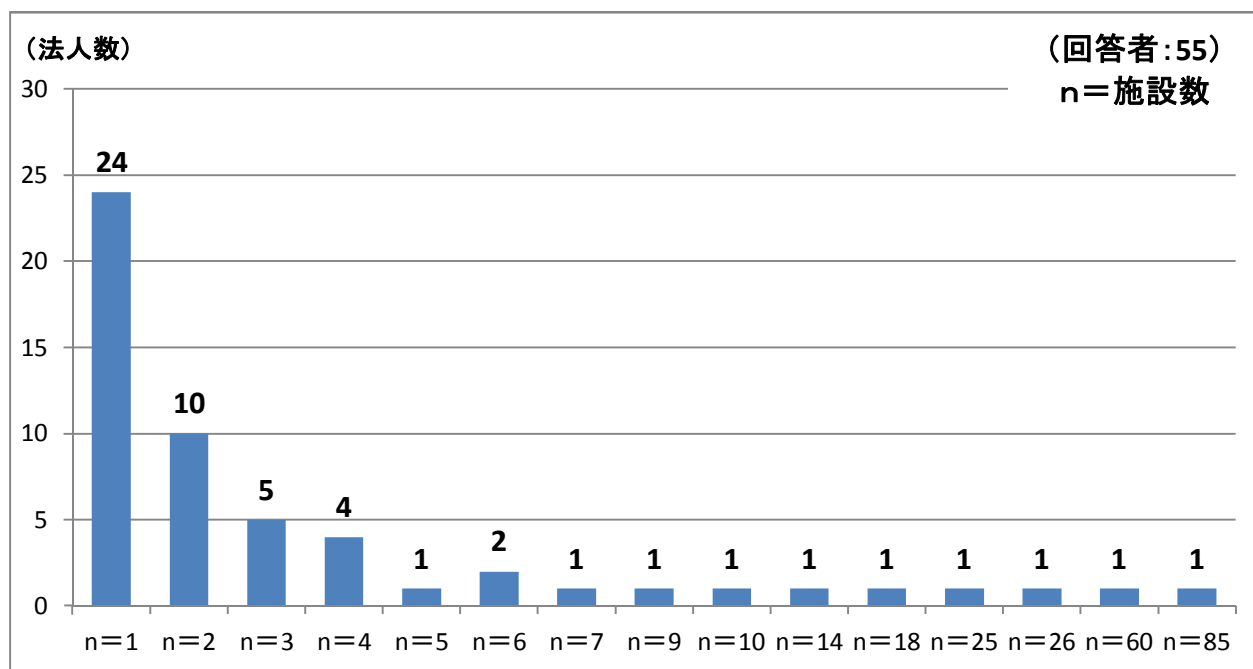
- ・ 認可保育所を設置している場合は、他に認可外保育施設を設置しているときでも、認可保育所について全ての問いに回答。
- ・ 認可保育所を設置していない場合は、問2、問3、問7～問13に回答。その際、設問の「保育所」は、「認可外保育施設」に読替え。

問1 貴社が設置する保育施設について

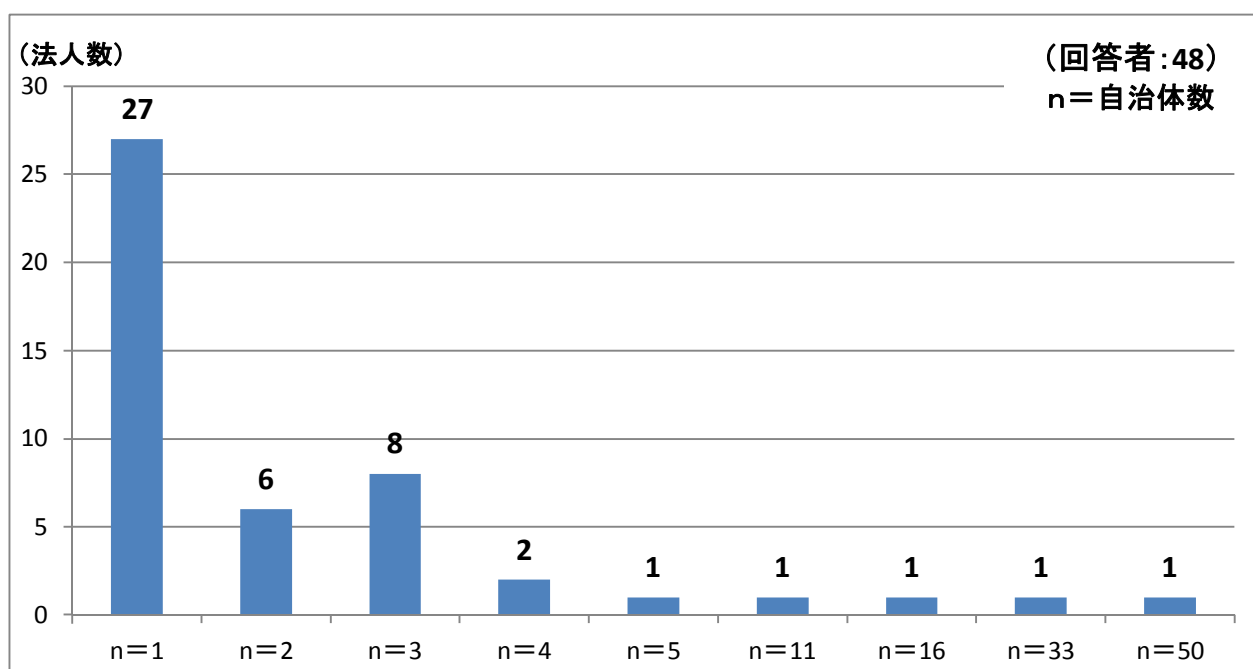
(1) 貴社が設置する認可保育所(貴社が設置している保育所であり、公設民営の保育所は含みません。以下「保育所」といいます。), 特定の市区町村が独自に運営費を助成する認可外保育施設(例:東京都認証保育所, 横浜保育室。以下「特定保育所」といいます。), 事業所内保育施設, 小規模保育施設及びその他の保育施設について, 前決算期における施設の数, 展開している自治体(市区町村)の数及び売上高を御回答ください。

【保育所】

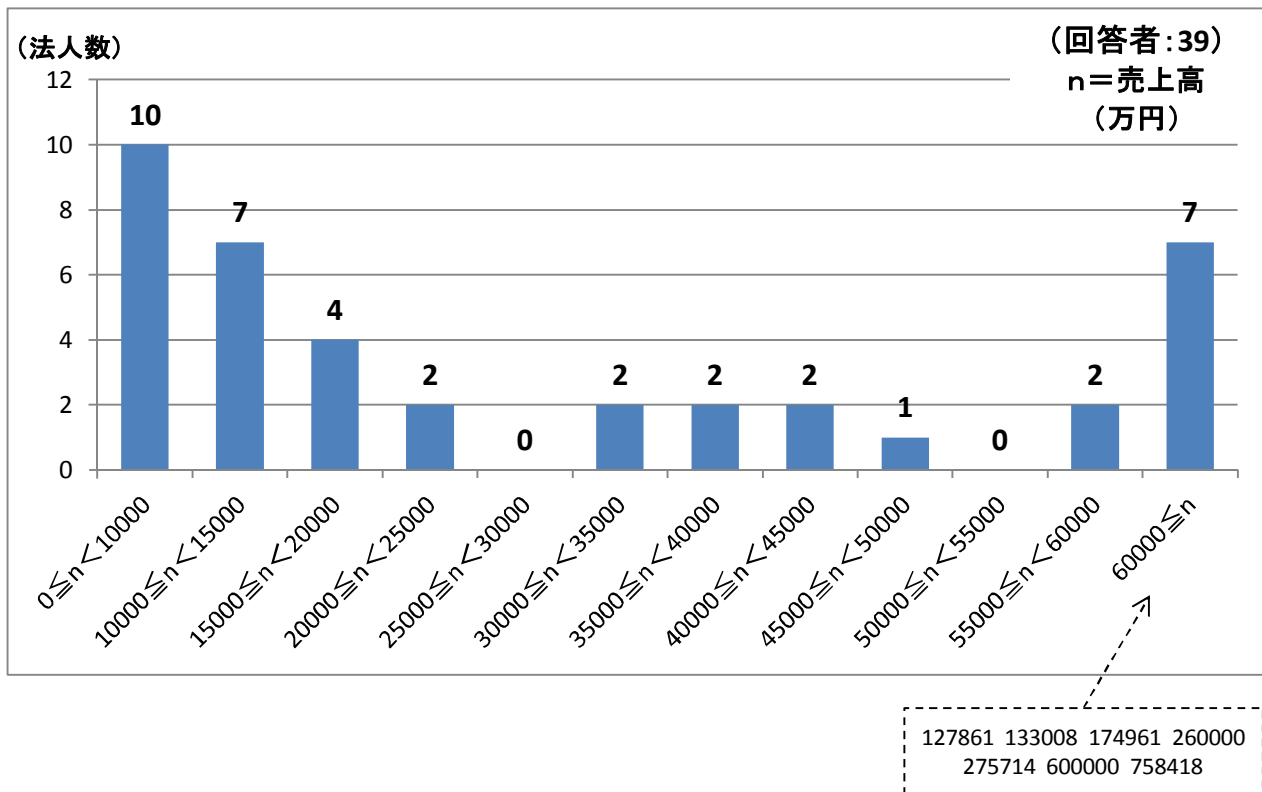
◎施設数



◎自治体数

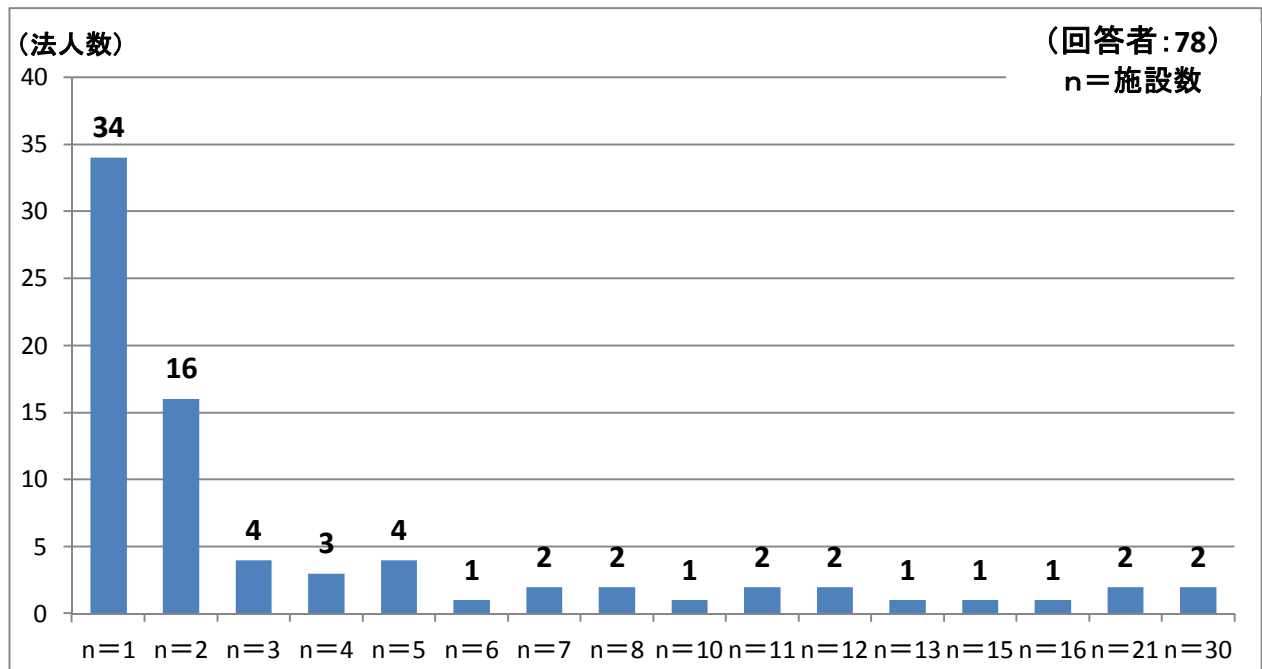


◎売上高

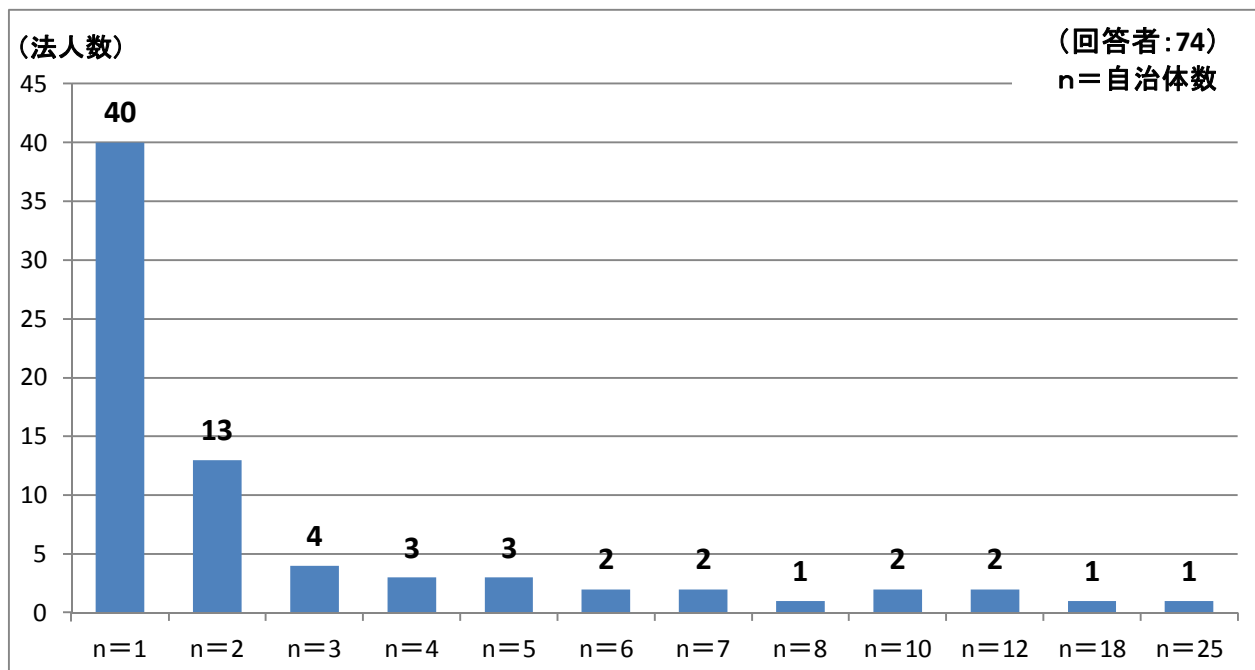


【特定保育所】

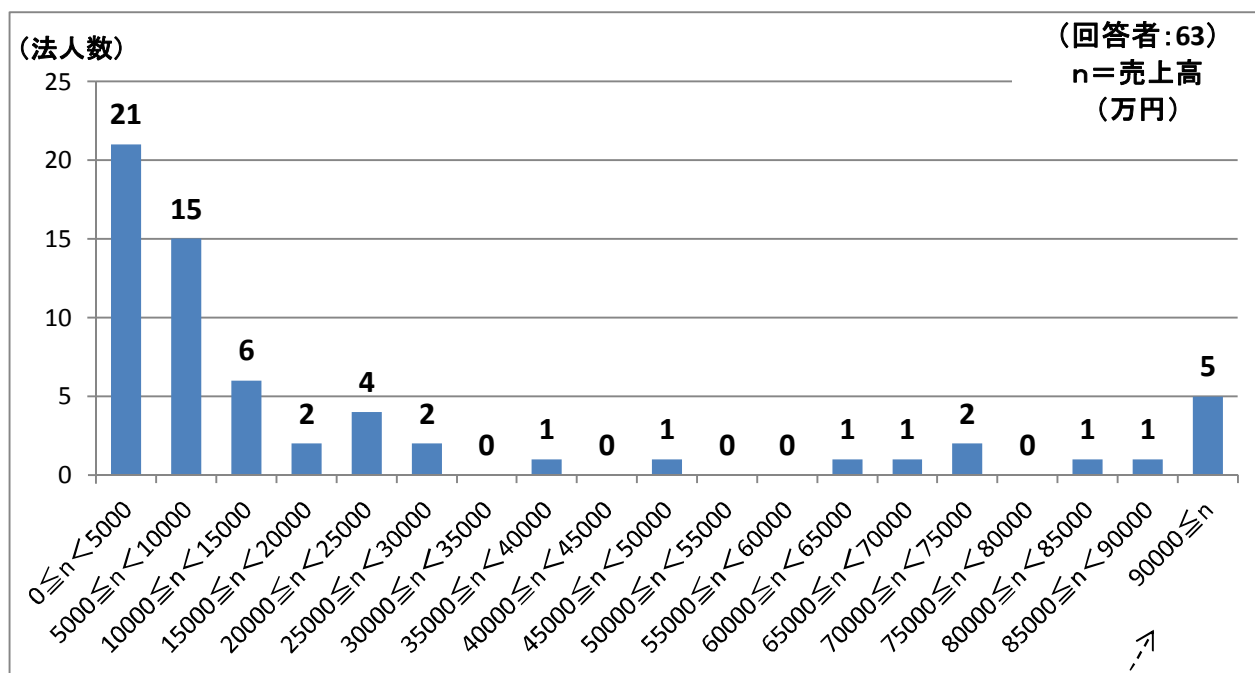
◎施設数



◎自治体数



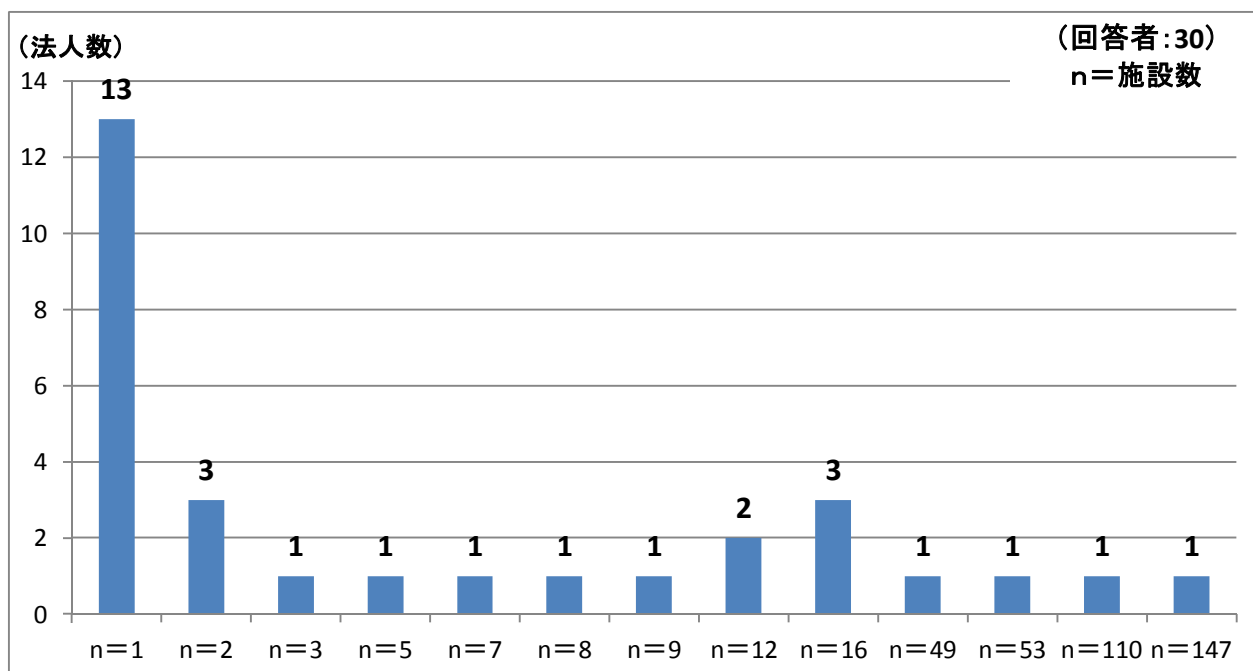
◎売上高



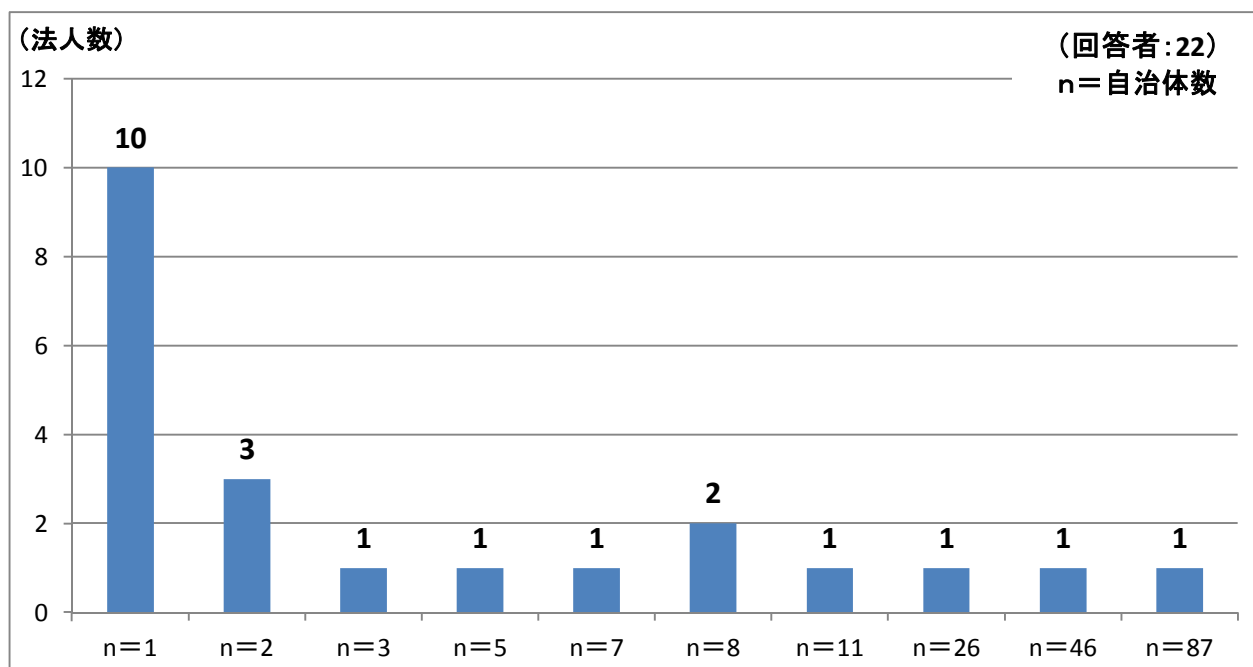
90000 172846 177846
200000 462495

【事業所内保育施設】

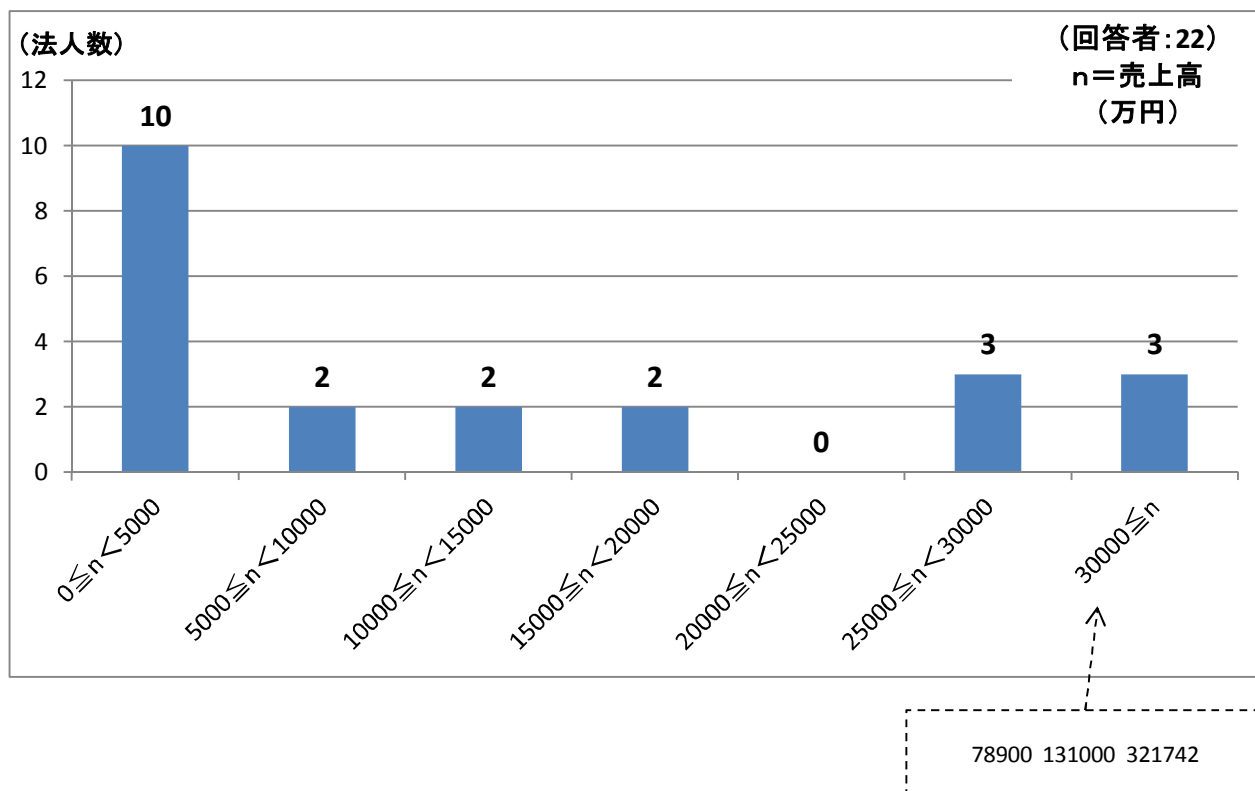
◎施設数



◎自治体数

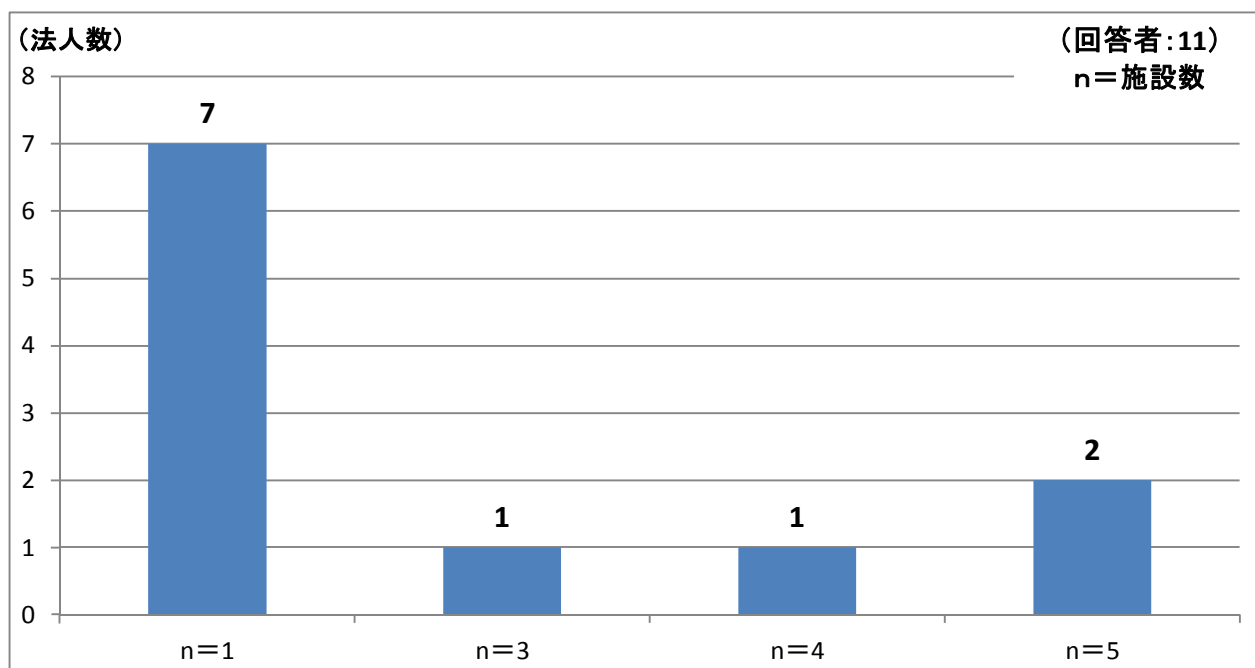


◎売上高

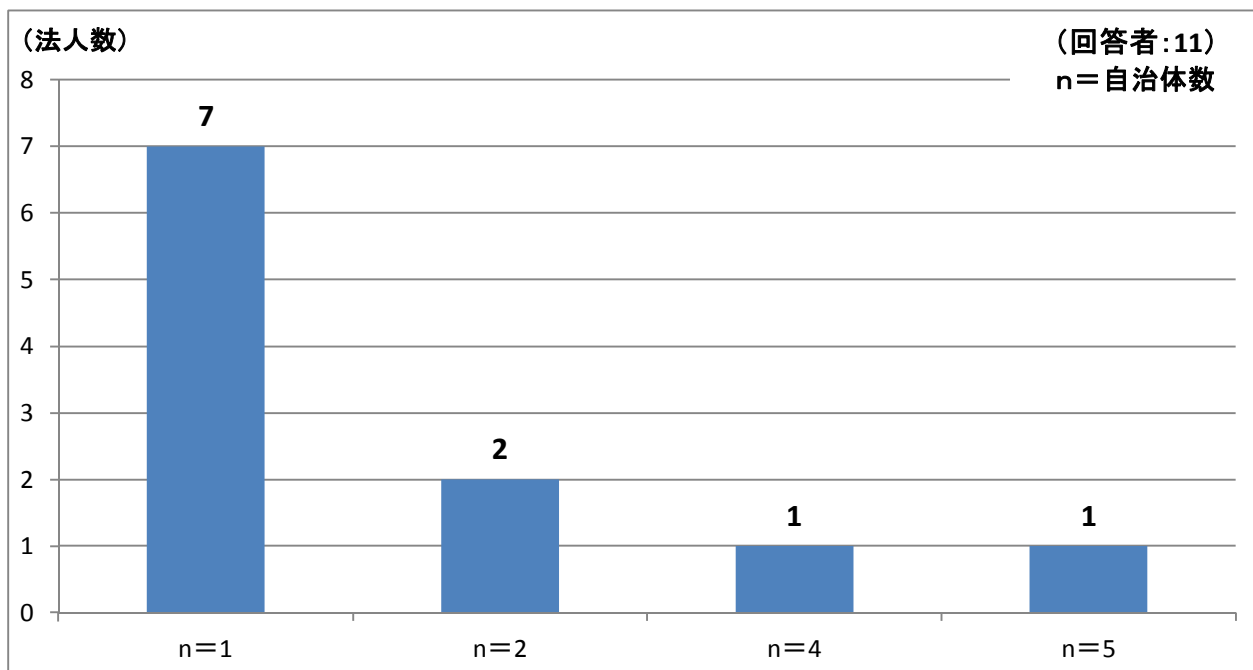


【小規模保育施設】

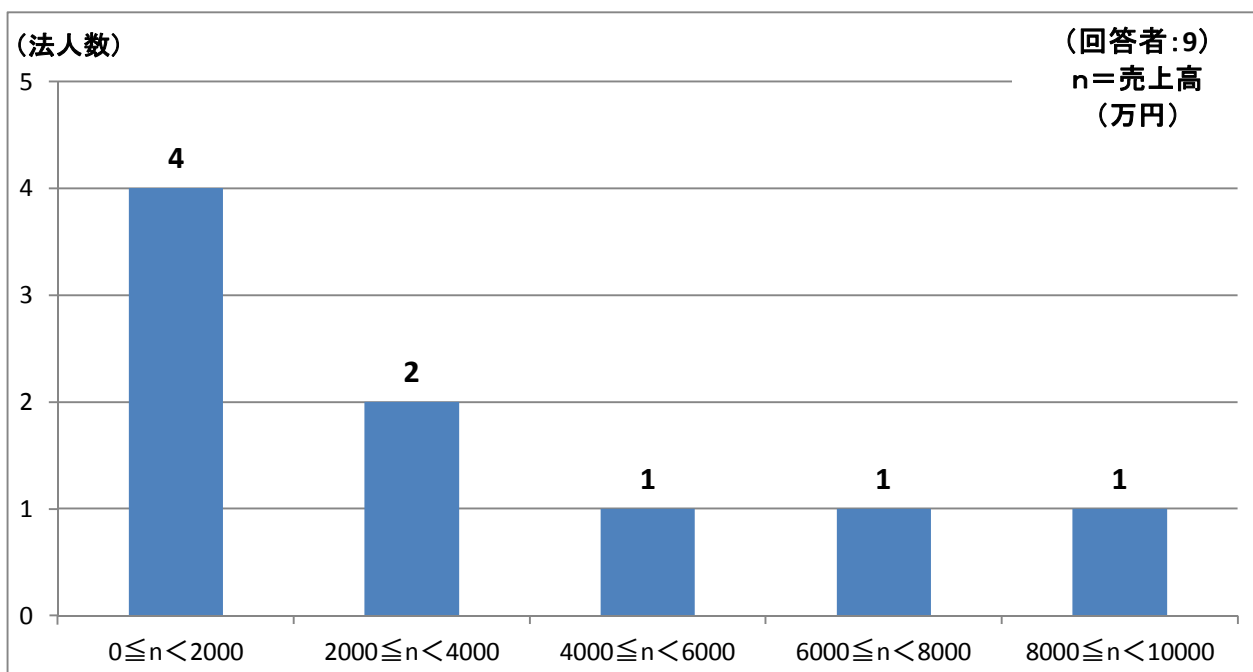
◎施設数



◎自治体数

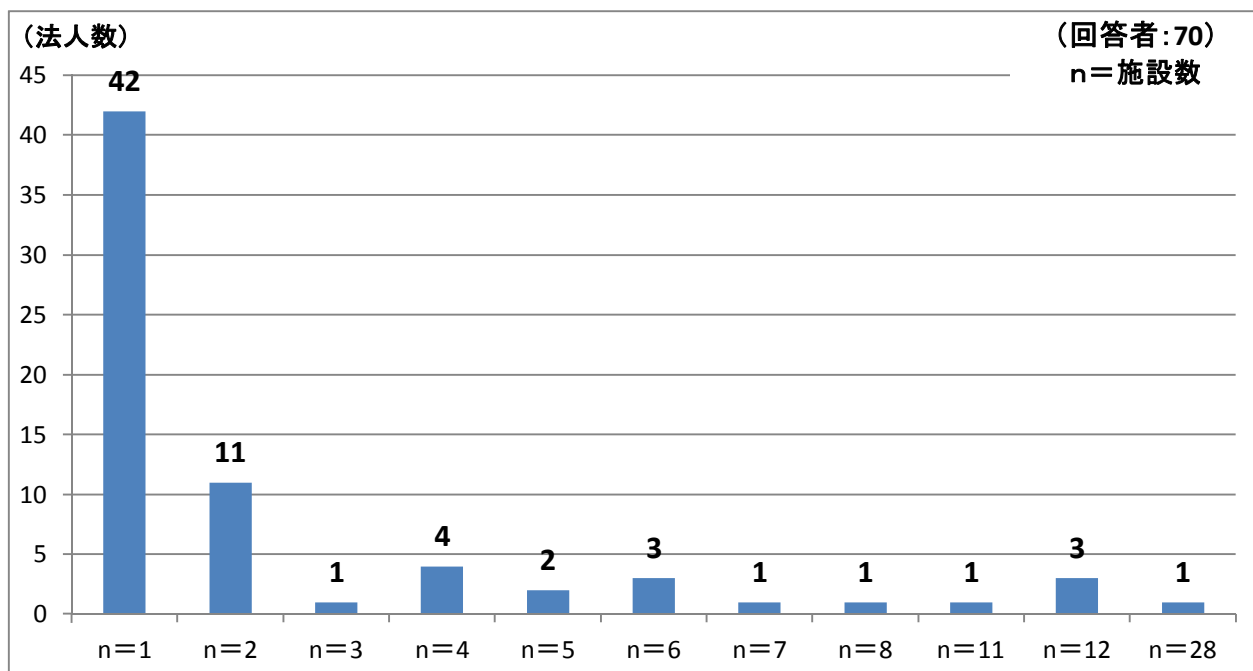


◎売上高

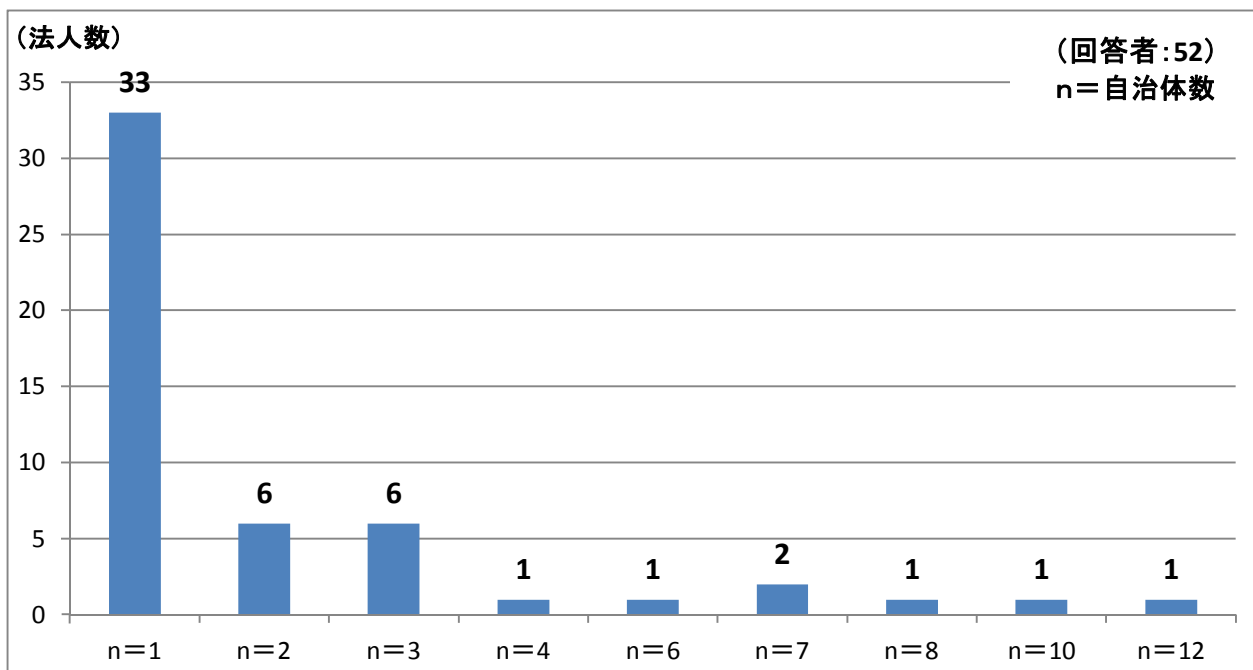


【その他の保育施設】

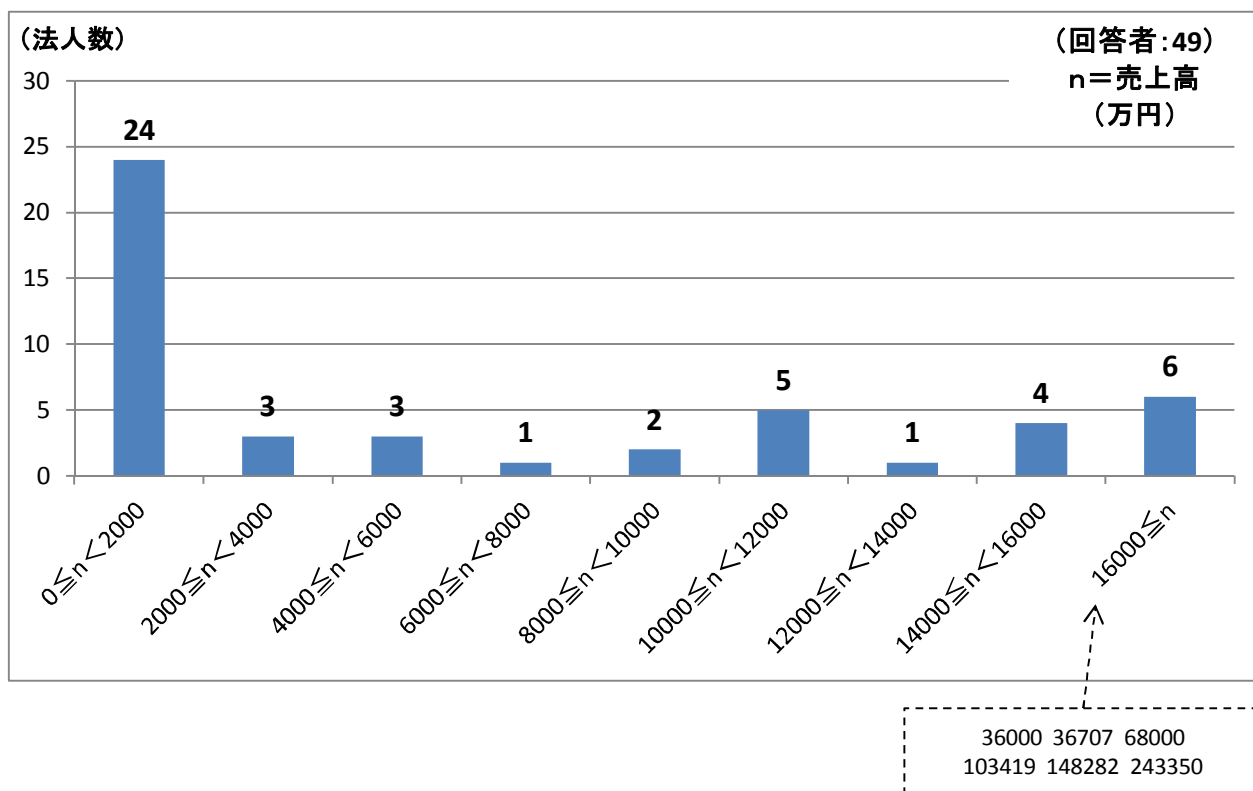
◎施設数



◎自治体数

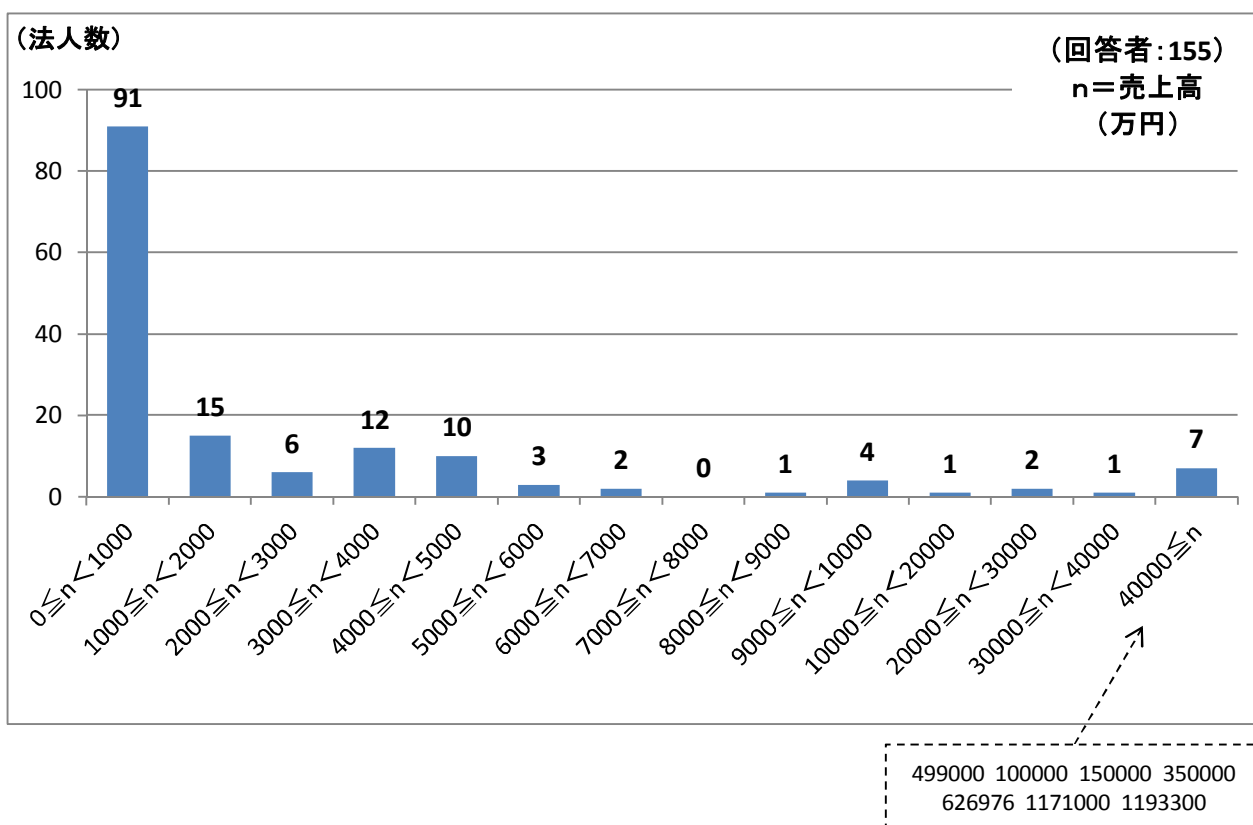


◎売上高

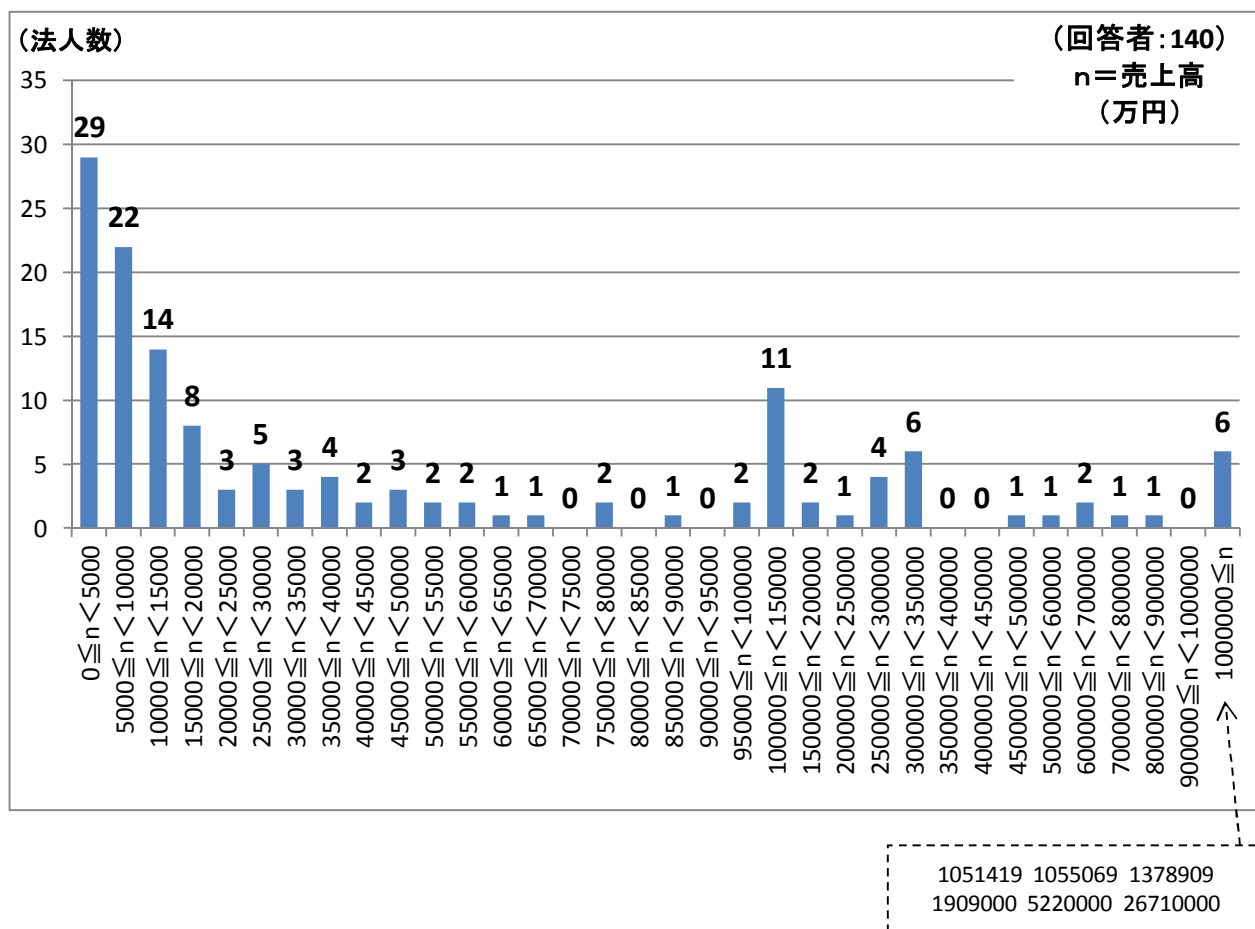


(2) 前決算期における貴社の資本金及び保育関連事業以外も含めた事業全体の売上高を御回答ください。

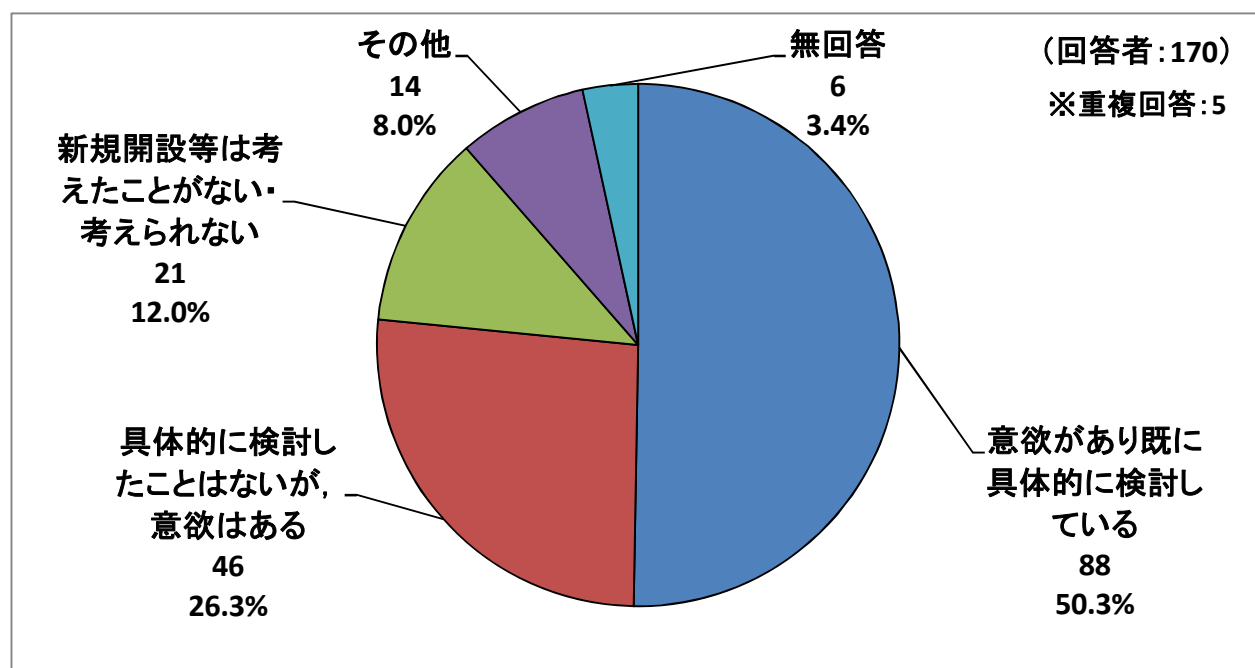
◎資本金



◎保育関連事業以外も含めた事業全体の売上高



(3) 貴社では、今後、自治体から、保育所の新規開設の公募や、定員を増やすための増改築の要請等があった場合、これに応じる意欲はありますか。該当する記号に○を付けてください。

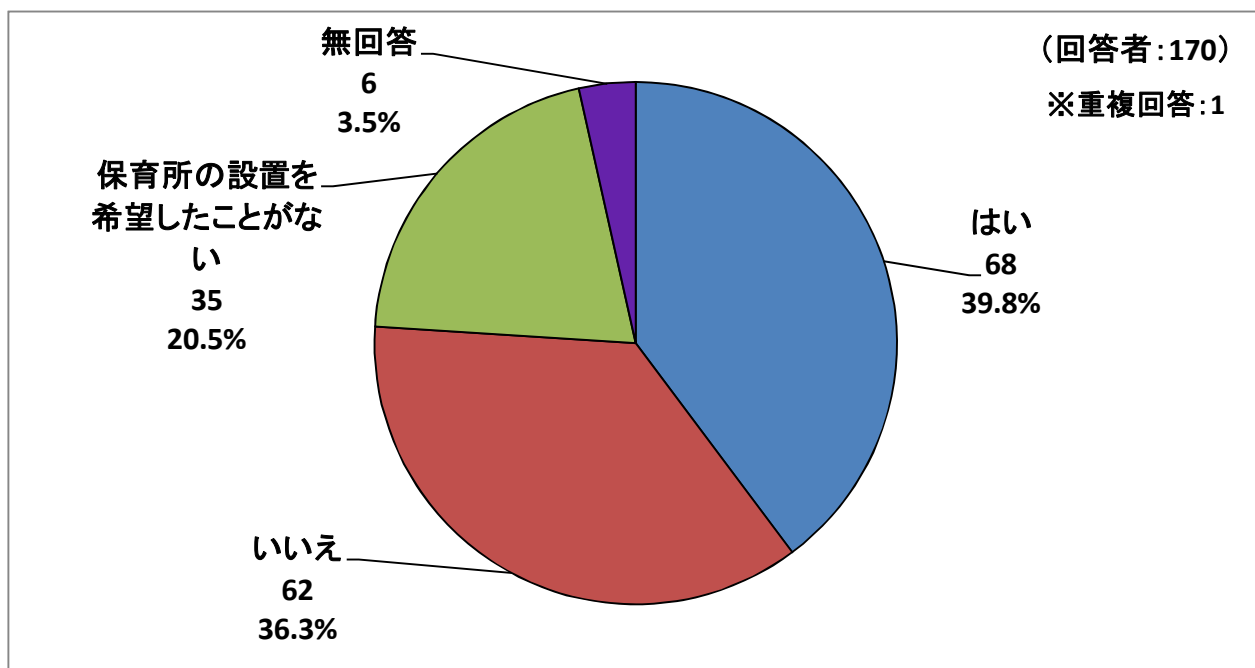


問2 保育所の設置条件について

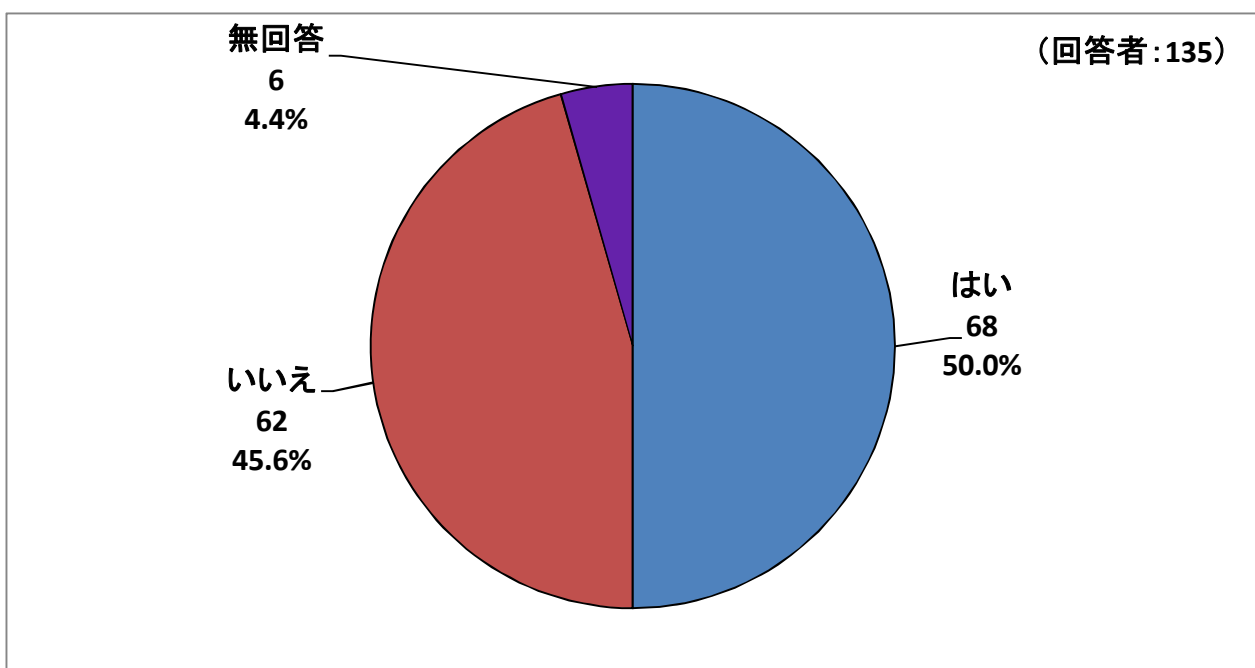
貴社が保育所の設置を希望した際に、株式会社等の営利法人（以下「株式会社等」といいます。）であることを理由に自治体から認可を拒否されたり、事実上、株式会社等が参入不可能な条件を設定されたりすることで、参入を諦めたことはありますか。該当する記号に○を付けてください。

また、「ア. はい」を選択した場合には、その自治体名、設定された条件等を御回答ください。貴社が認可外保育施設しか設置しておらず、かつ、保育所の設置を希望したことがない場合は、「ウ」に○を付けてください。

【全体】



【「保育所の設置を希望したことがない」を除いた場合】



◎ 設定された条件等の具体例(具体例を記載した回答者:41)

(注)具体例については、回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋・分類し、記載している。

なお、自治体名については掲載していない。

【設置主体を社会福祉法人に限定／株式会社は認めていない】(回答数:20)

- ・既存の社会福祉法人の参入しか認めない
- ・社会福祉法人のみを認可しており、株式会社は認めない
- ・過去に株式会社の実績がないため、参入自体非常に困難
- ・株式会社であることを理由に認可を拒否された

【選考過程が不透明／付与された条件が厳しい】(回答数:13)

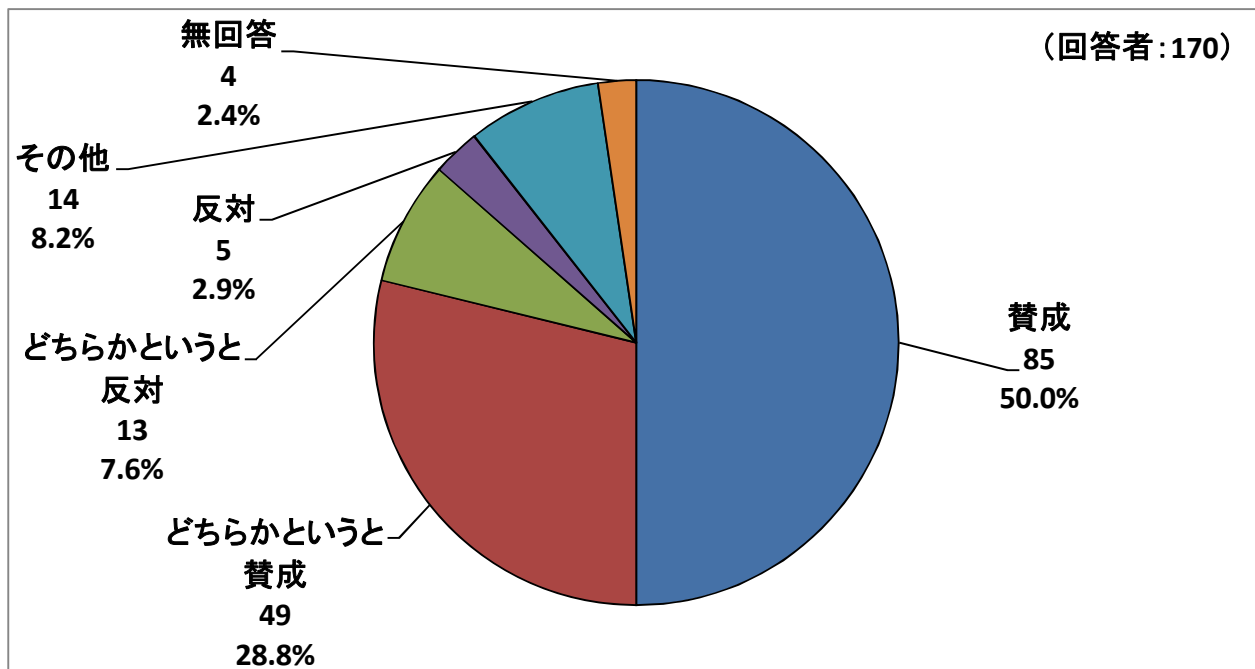
- ・表向きは株式会社も条件内に入れて公募しているが、結果的には社会福祉法人だけが選考される
- ・表面上認めているが、選定委員に反株式会社派を複数配置し、未だ株式会社を実質的に規制
- ・既存保育所の3か所のハンコを取ることに
- ・地域の既存の保育所の理事長全てから新規参入の同意を得ることを求められた
- ・公募の時間が少ない
- ・1年以上認可外保育所の実績がないと認可しない
- ・他自治体で認可保育所を運営していなければ、新規参入を認めない

【その他】(回答数:8)

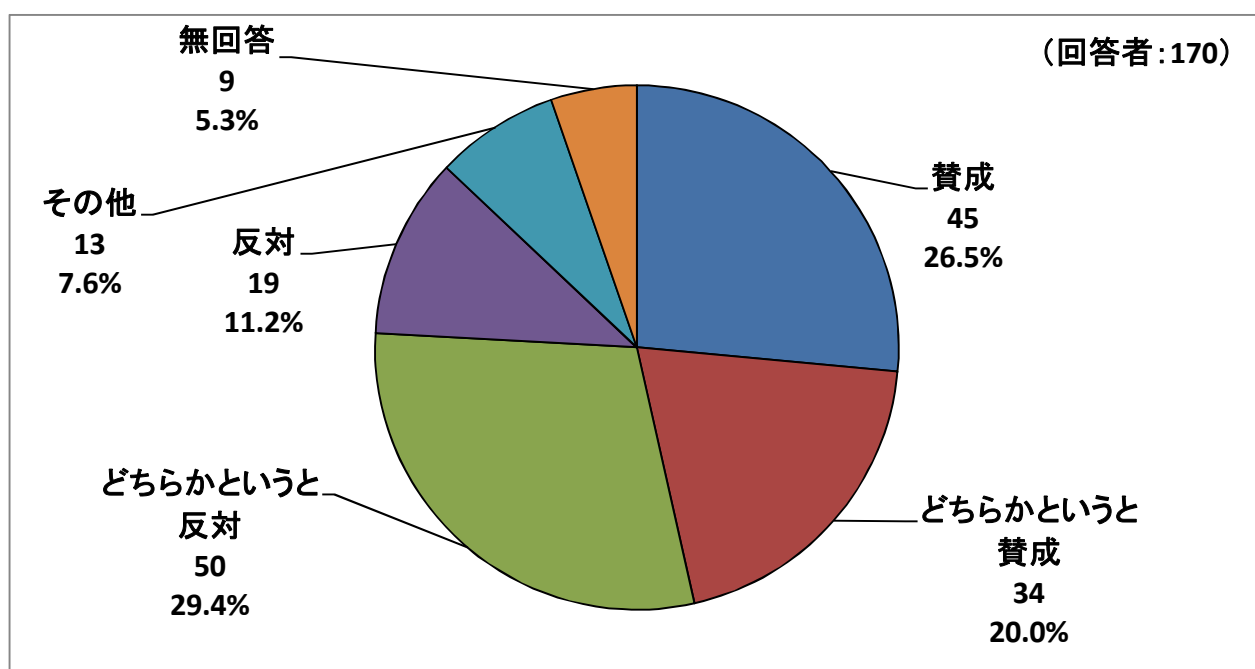
- ・市自体が認可保育所を現状より増やさないと断られた

問3 市区町村による運営費制度について

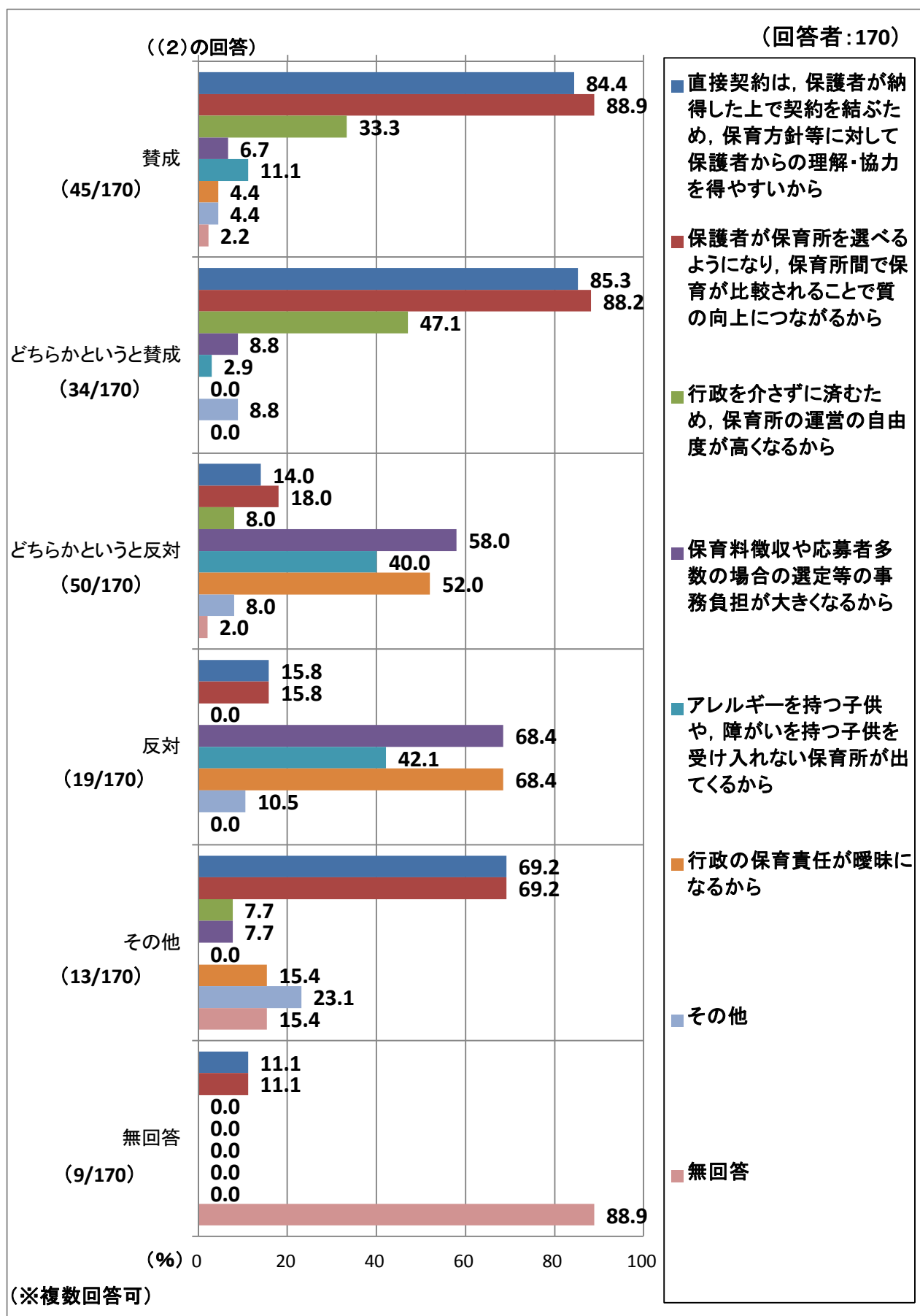
- (1) 現在、保育所の運営費は、市区町村から保育所の設置者に交付されており、その額には、保育内容・施設環境・立地条件等の保育所間の差異は反映されていません。
これに対し、運営費は、これらも考慮して決定されるべきとの意見もあります。この意見に対する貴社の考えについて、該当する記号に○を付けてください。



- (2) 現在は、市区町村と保護者が保育に係る契約を結ぶ一方で、保育所の設置者と保護者との間には契約関係はありません。
このような制度の在り方について、保育所の設置者と保護者が直接契約を結び、現在は、市区町村から保育所の設置者に交付されている運営費を保護者に何らかの形で給付すべきとの意見もあります。この意見に対する貴社の考えについて、該当する記号に○を付けてください。



(3) (2)の回答の理由について、該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。

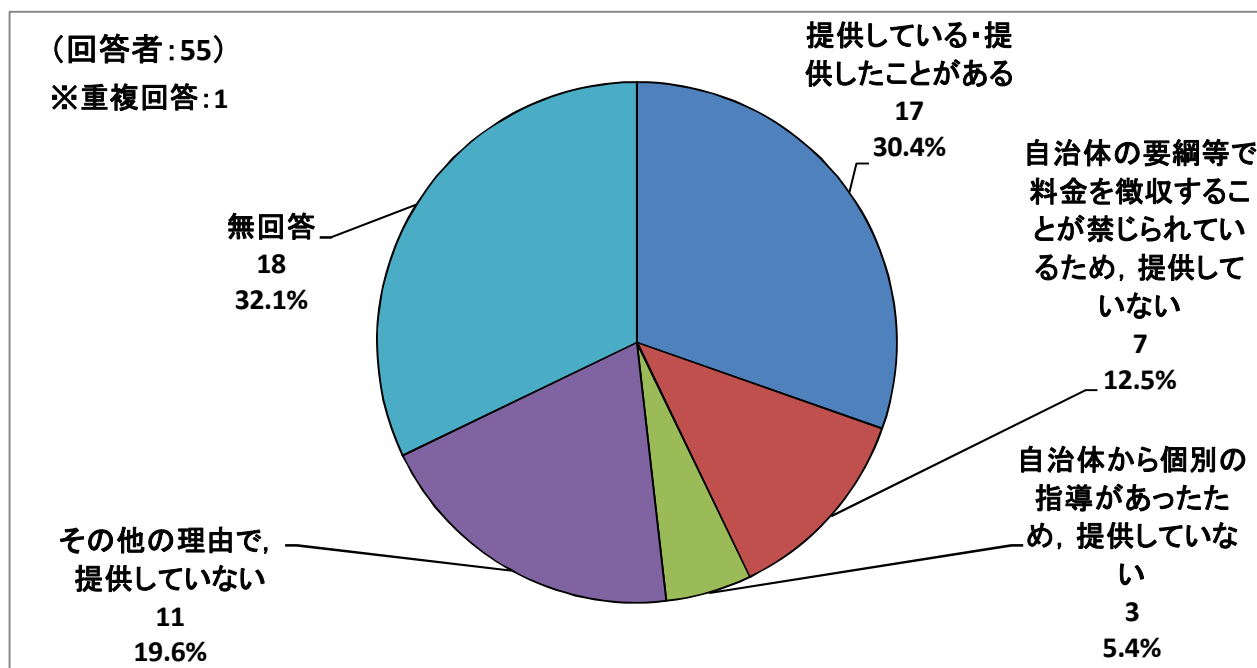


問4 追加で提供する付加的サービスについて

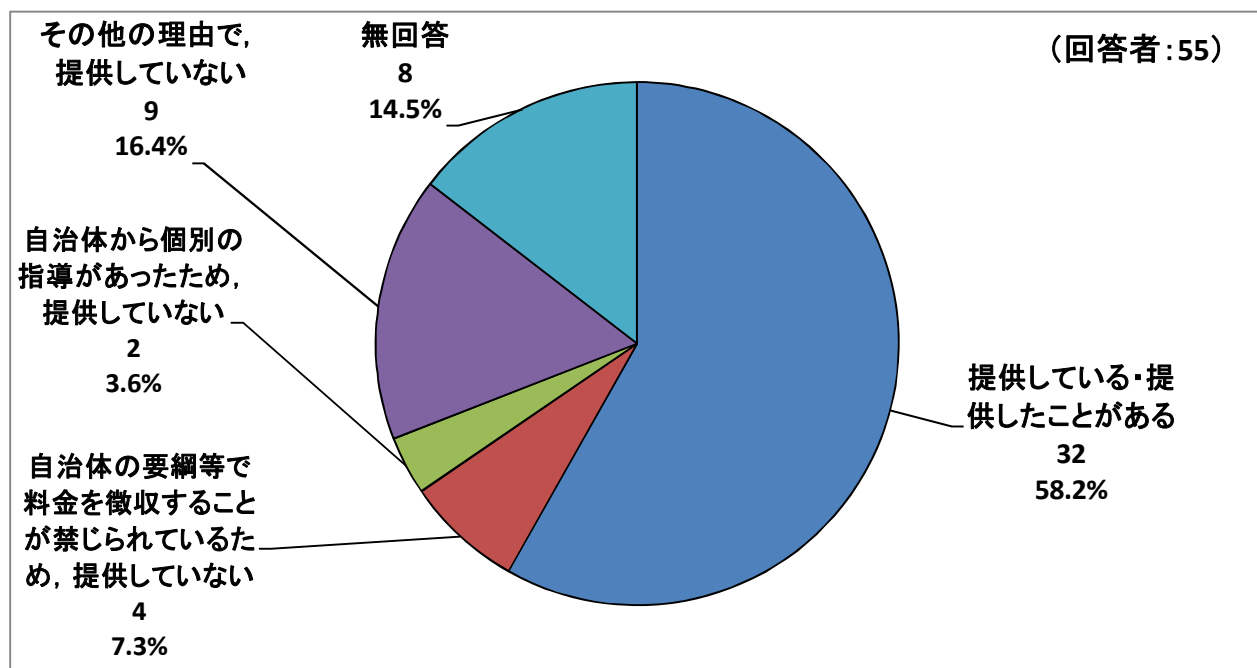
(1) 貴社が設置する保育所では、自治体から交付される運営費とは別途、保護者から料金を徴収して、付加的なサービスの提供を行っていますか。保護者全員が別途料金を支払うもの及び希望する保護者のみが別途料金を支払うものそれぞれについて、該当する記号を選択し、御回答ください。

※問4は認可保育所を設置している株式会社・有限会社(55)に対する質問

【保護者全員が別途料金を支払うもの】



【希望する保護者のみが別途料金を支払うもの】



(2) 貴社が設置する保育所では、保護者から別途料金を徴収して、どのような付加的サービスを提供していますか。具体例を御回答ください。

※(2)は(1)で「提供している・提供したことがある」を選択した者(32)に対する質問

(注)具体例として挙げられた項目を抜粋してまとめており、複数の例を挙げた回答者がいる。

◎ 保護者全員が別途料金を支払う付加的サービスの内容(具体例を記載した回答者:18, 複数回答可)

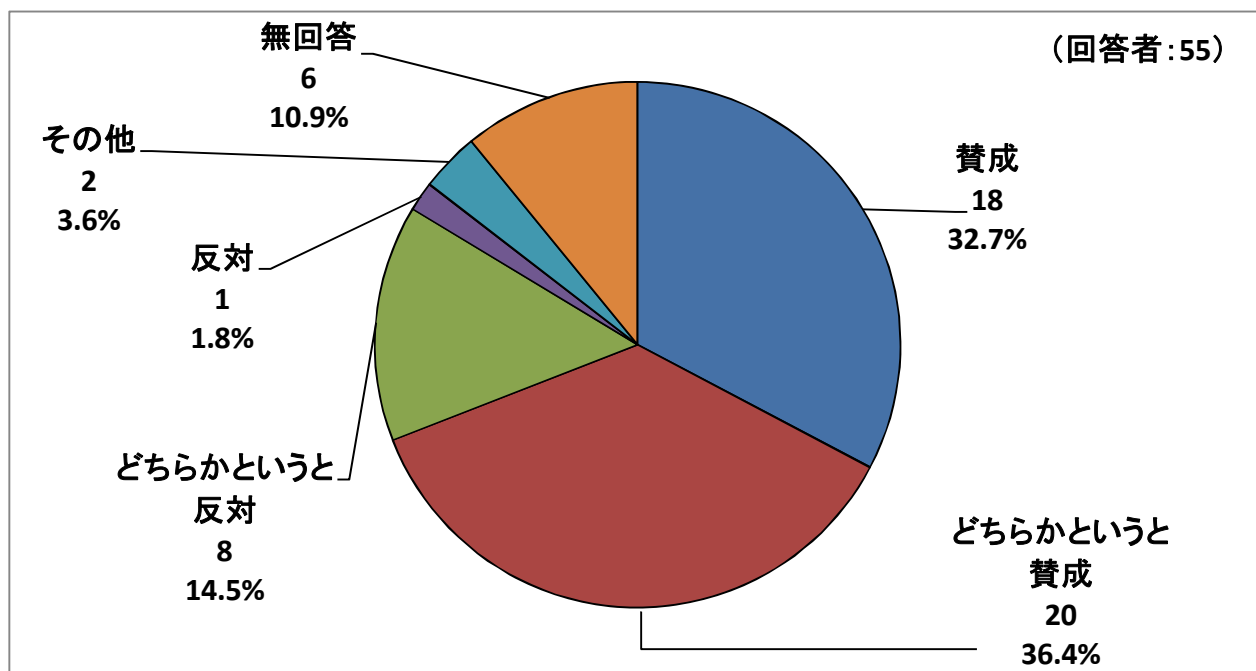
・ 習い事(スイミング, 音楽, 体操, 英会話など)	10
・ 園外保育, 行事	7
・ 体操着, 園服, 保育用品(ハブラシ, おむつなど)	7
・ 給食費, 主食費	6
・ 絵本, 保育教材	2
・ 布団リース・クリーニング, ベッド	2
・ 共済等掛金	2
・ 延長保育, 一時保育等	1
・ 保護者会, 保護者負担	1

◎ 希望する保護者のみが別途料金を支払う付加的サービスの内容(具体例を記載した回答者:33, 複数回答可)

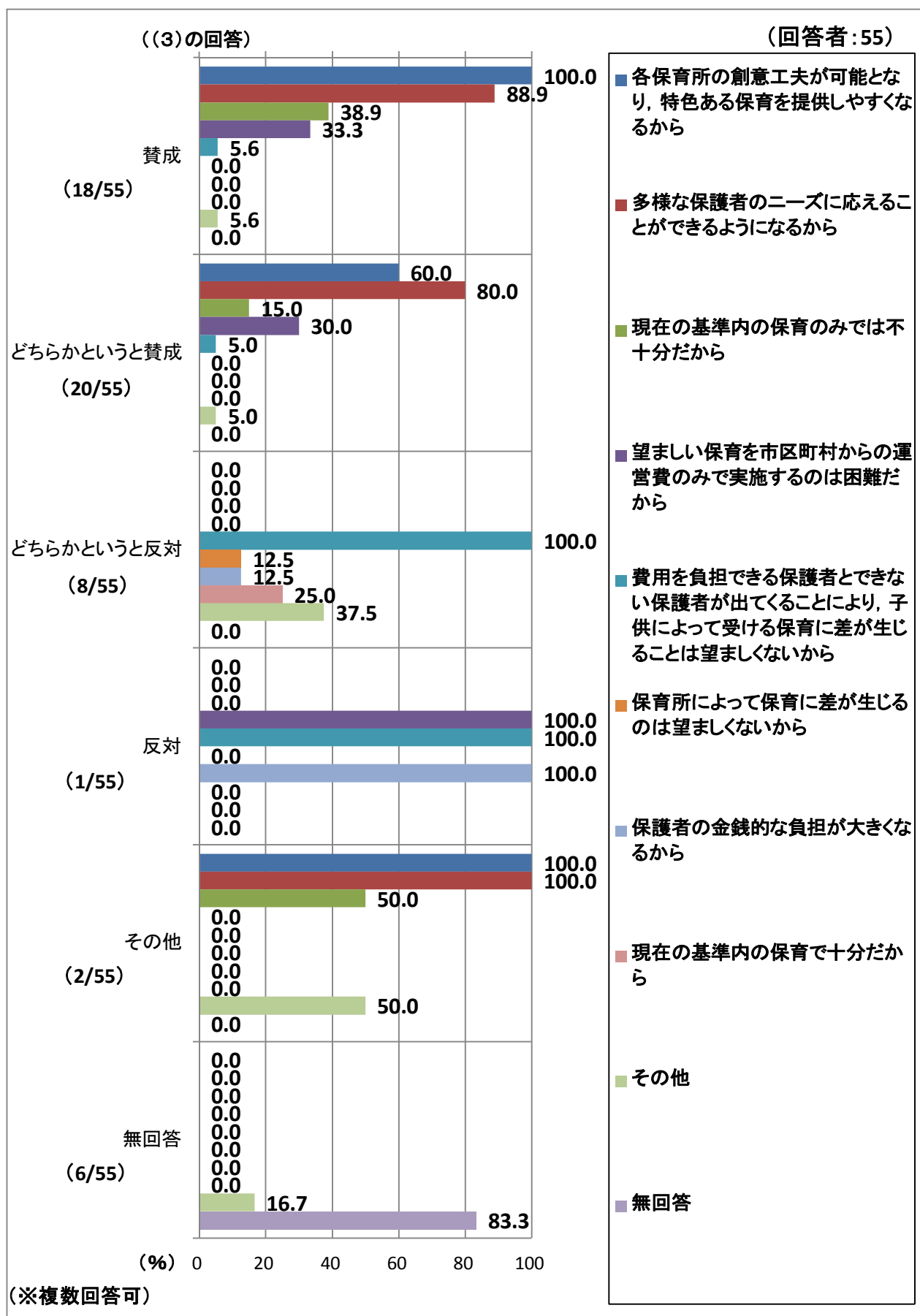
・ 延長保育, 一時保育等	29
・ 習い事(スイミング, 音楽, 体操, 英会話など)	10
・ 園外保育, 行事	10
・ アルバム, 写真	5
・ 体操着, 園服, 保育用品(ハブラシ, おむつなど)	4
・ 給食費, 主食費	2
・ 絵本, 保育教材	2
・ 布団リース・クリーニング, ベッド	1
・ 保護者会, 保護者負担	1
・ ベビーシッターサービス	1

(3) 現在、子ども・子育て支援新制度の詳細を検討している「子ども・子育て会議」においては、国が定める基準に基づく保育の一環として行われる活動に係る費用について、実費徴収を認める方向で議論されています。

これに関して、各保育所が創意工夫を凝らし、特色ある保育を行うためには、国が定める基準外の保育を認めるとともに、その費用について実費徴収を認めることが必要との意見もあります。この意見に対する貴社の考えについて、該当する記号に○を付けてください。



(4) (3)の回答の理由について、該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



問5 施設整備に係る費用について

(1) 貴社では、保育所設置や増改築に必要な資金は、どのように調達しましたか。設置と増改築のそれぞれについて、調達した金額の多い順に記号を選択し、御回答ください(3つに満たない場合は、3つ全てを選択する必要はありません。)。設置や増改築を行ったことが複数ある場合は、最後のものについて御回答ください。

※(1)は認可保育所を設置している株式会社・有限会社(55)に対する質問

【設置】

(上段: 回答法人数)

(下段: 割合(%))

	第1位	第2位	第3位	合計
自己資金	23	17	8	48
	41.8	30.9	14.5	87.3
寄付金	0	2	1	3
	0.0	3.6	1.8	5.5
市区町村から交付される補助金(安心子ども基金を含む。)	10	17	5	32
	18.2	30.9	9.1	58.2
福祉医療機構からの借入れ	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0
銀行等の金融機関からの借入れ	19	9	7	35
	34.5	16.4	12.7	63.6
その他	2	2	3	7
	3.6	3.6	5.5	12.7
分からない	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	1	8	31	—
	1.8	14.5	56.4	—
合計	55	55	55	55
	100.0	100.0	100.0	100.0

【増改築】

(上段: 回答法人数)

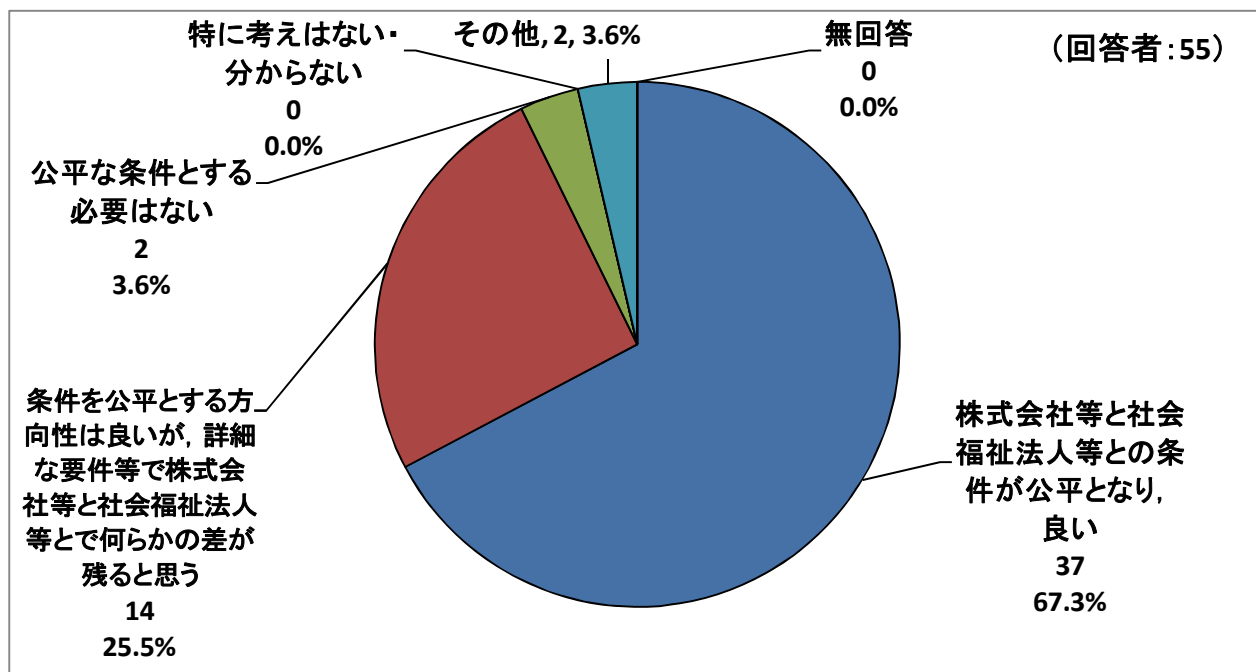
(下段: 割合 (%))

	第1位	第2位	第3位	合計
自己資金	20	5	2	27
	36.4	9.1	3.6	49.1
寄付金	0	1	0	1
	0.0	1.8	0.0	1.8
市区町村から交付される補助金(安心子ども基金を含む。)	4	4	4	12
	7.3	7.3	7.3	21.8
福祉医療機構からの借入れ	33	119	22	174
	60.0	216.4	40.0	316.4
銀行等の金融機関からの借入れ	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	7	6	1	14
	12.7	10.9	1.8	25.5
分からない	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	24	38	46	—
	43.6	69.1	83.6	—
合計	55	55	55	55
	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 現行制度では、株式会社等は、施設整備に係る国庫補助金の交付対象とはされておらず、社会福祉法人等との間で条件が公平ではないとの意見もあります。平成27年4月から実施される予定の子ども・子育て支援新制度では、公定価格の設定に当たって、施設整備に係る費用についても算定し、私立保育所に対しては、株式会社等立か社会福祉法人等立かを問わず、自治体から委託費として支払われることが検討されています。

この点について、貴社はどのようにお考えですか。該当する記号に○を付けてください。

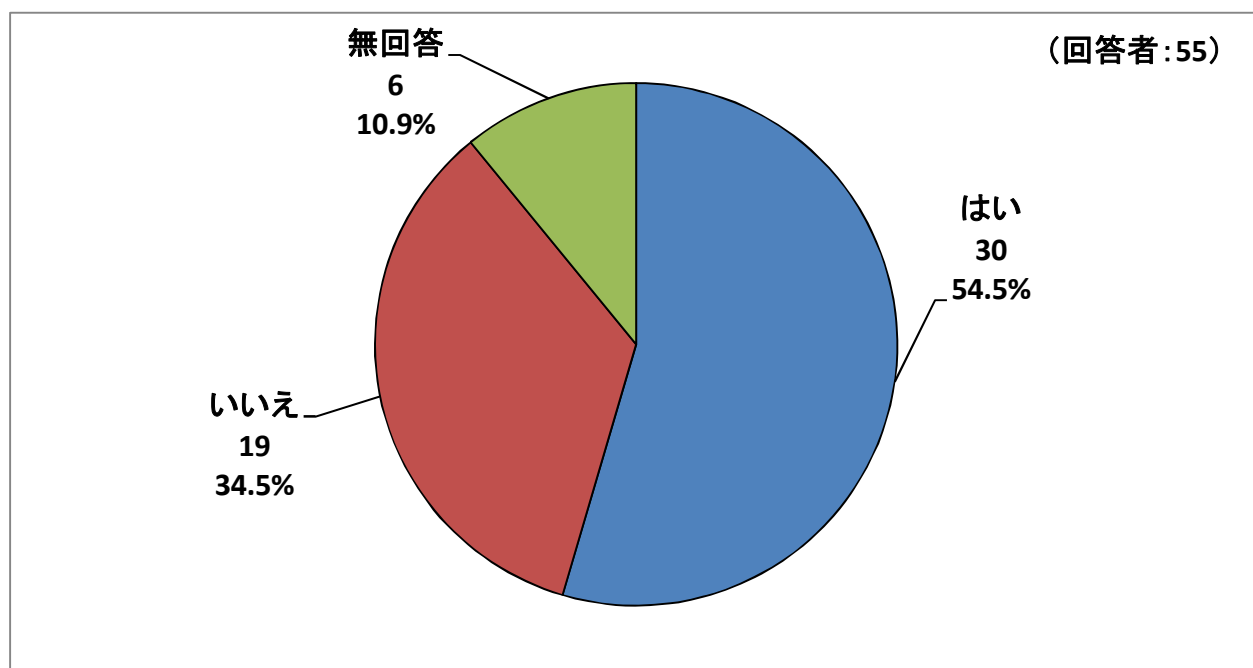
※(2)は認可保育所を設置している株式会社・有限会社(55)に対する質問



問6 株式会社等と社会福祉法人との制度上の取扱いの差異について

(1) 自治体が独自に行う補助制度・融資制度等において、株式会社等が不利になっていると考えられるものはありますか。該当する記号に○を付けてください。また、「ア. はい」を選択した場合は、そのような差異を設けている自治体名・制度の概要を御回答ください。

※(1)は認可保育所を設置している株式会社・有限会社(55)に対する質問



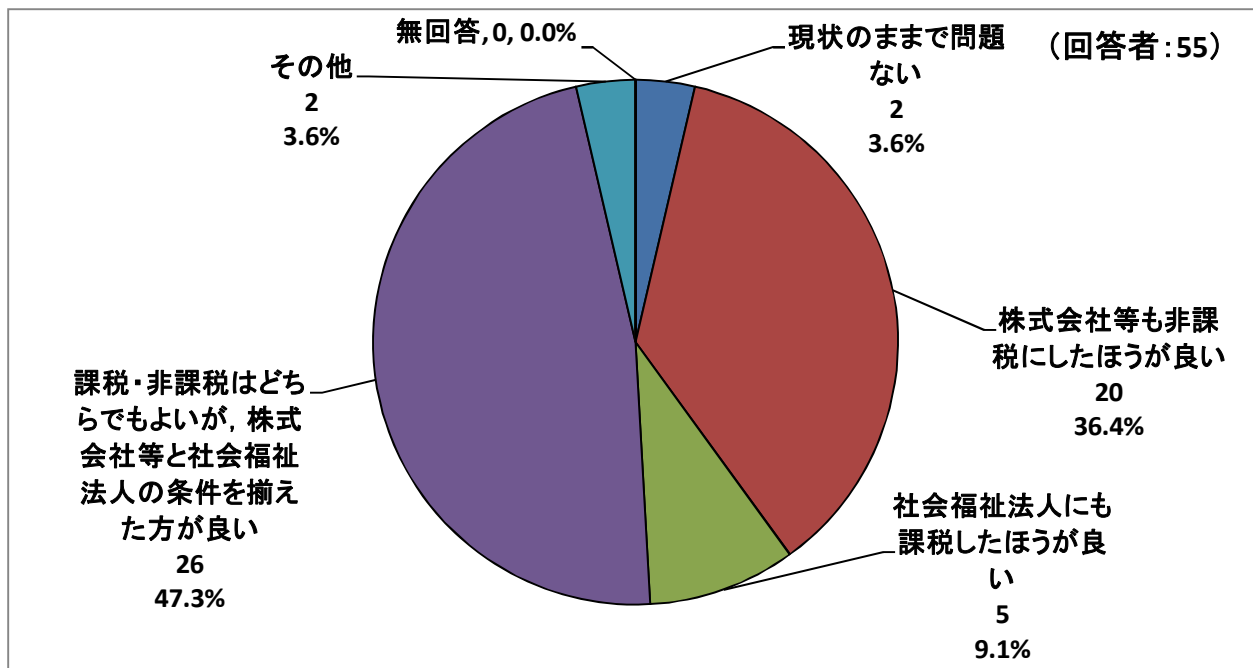
◎ 補助金の具体例(具体例を記載した回答者:24)

(注)具体例については、回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。
なお、自治体名については掲載していない。

- ・ 運営費補助金の上乗せ対象とならない、金額に差がある
- ・ 開設準備経費に係る補助金額に差がある
- ・ 新設・増改築・大規模修繕に係る補助金額に差がある
- ・ 内装整備費事業補助の対象とならない
- ・ 家賃補助の対象とならない
- ・ 開設時の低利融資制度の利用対象とならない
- ・ 医療福祉機構からの融資に対する利子補給の対象とならない

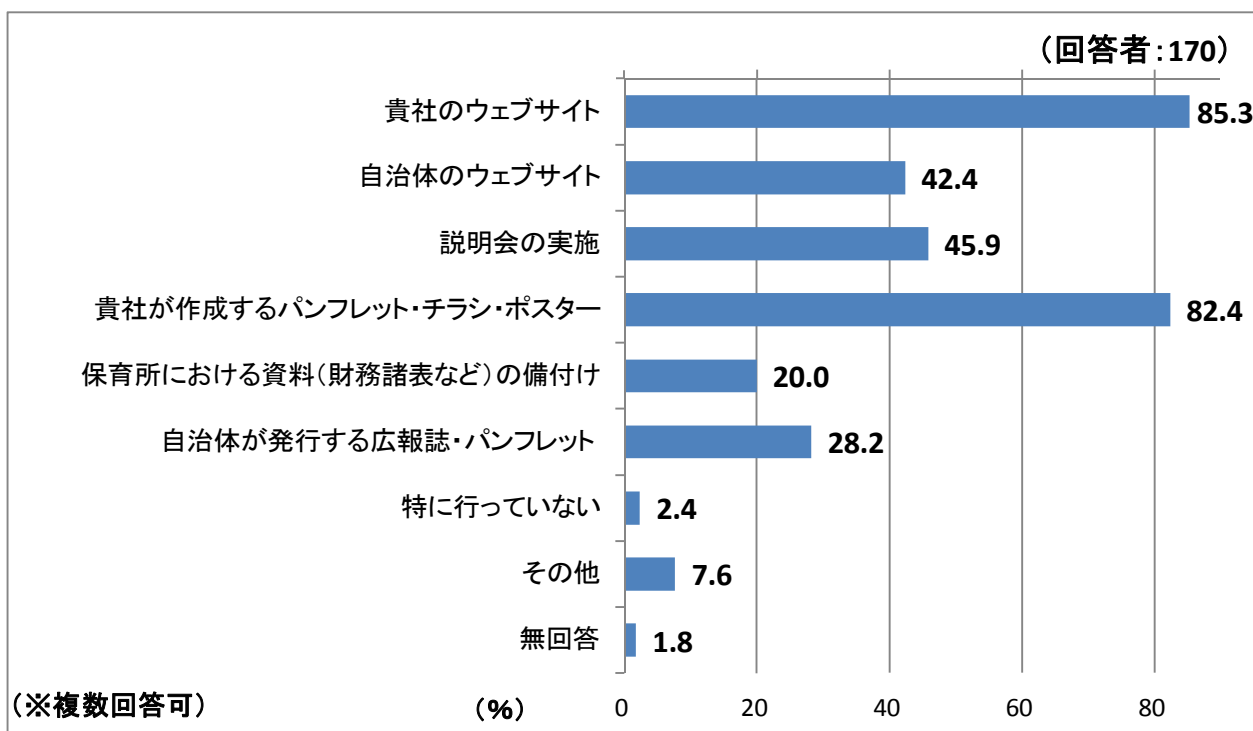
(2) 社会福祉法人は、保育所事業に係る法人税が非課税とされる一方、株式会社等は、保育所事業に対し法人税が課税されることに対する貴社の考えについて、該当する記号に○を付けてください。

※(2)は認可保育所を設置している株式会社・有限会社(55)に対する質問

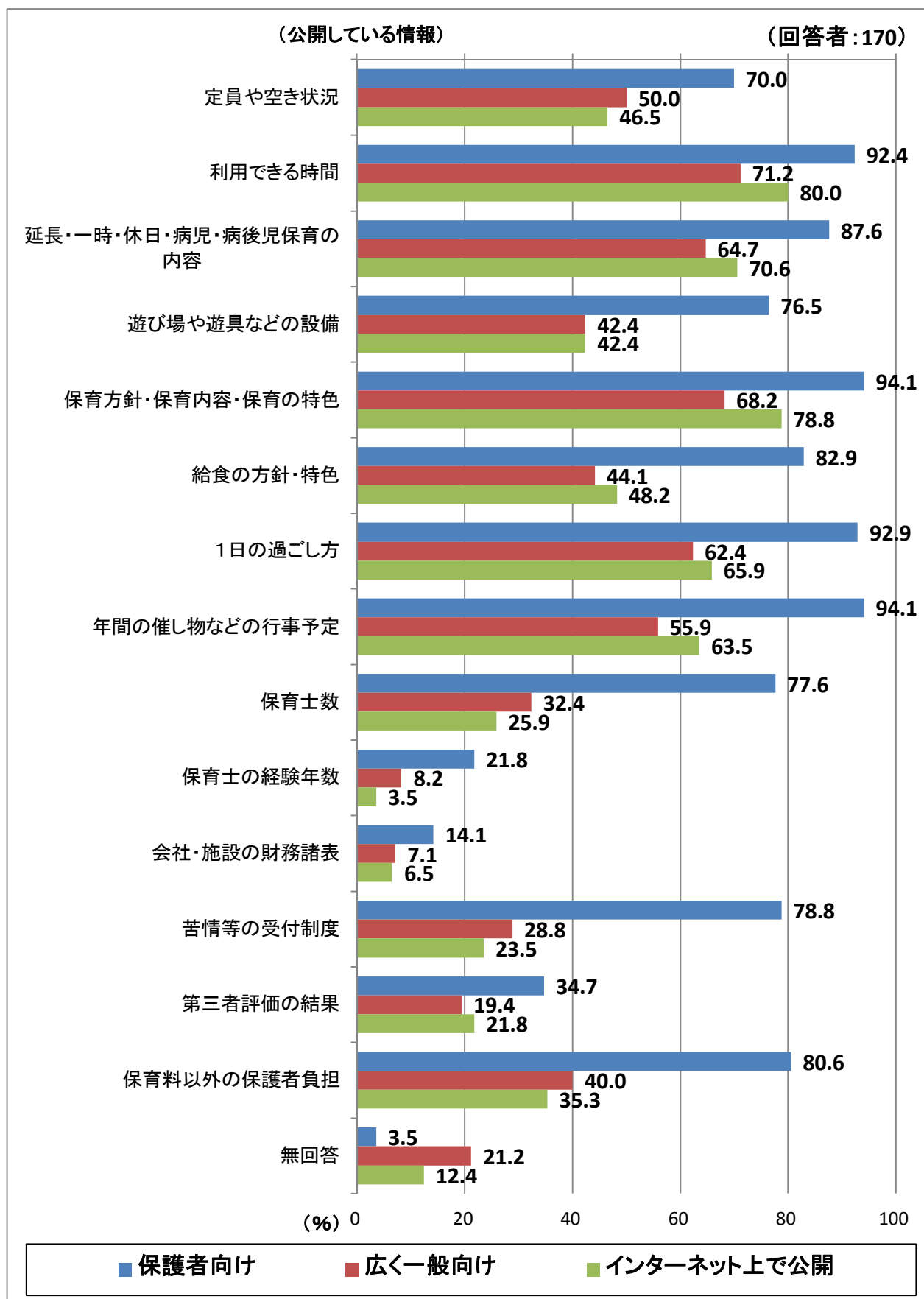


問7 情報公開について

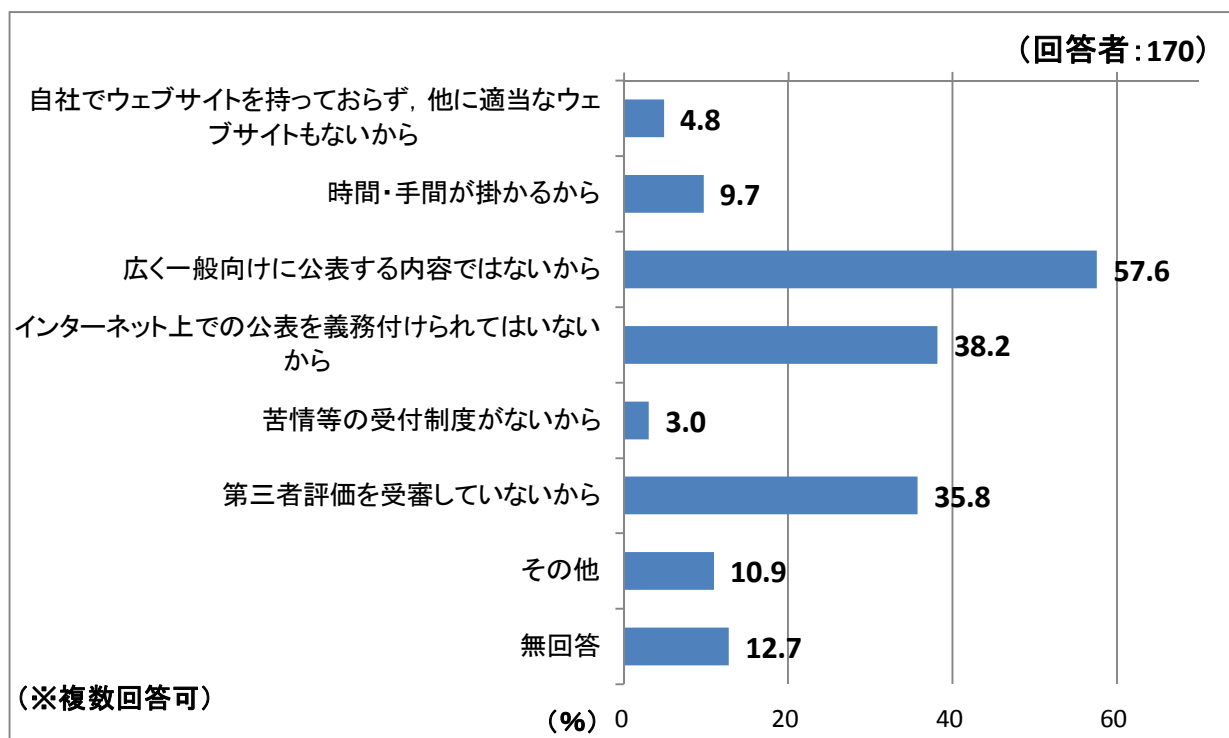
(1) 貴社が設置する保育所では、どのような手段で情報公開を行っていますか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



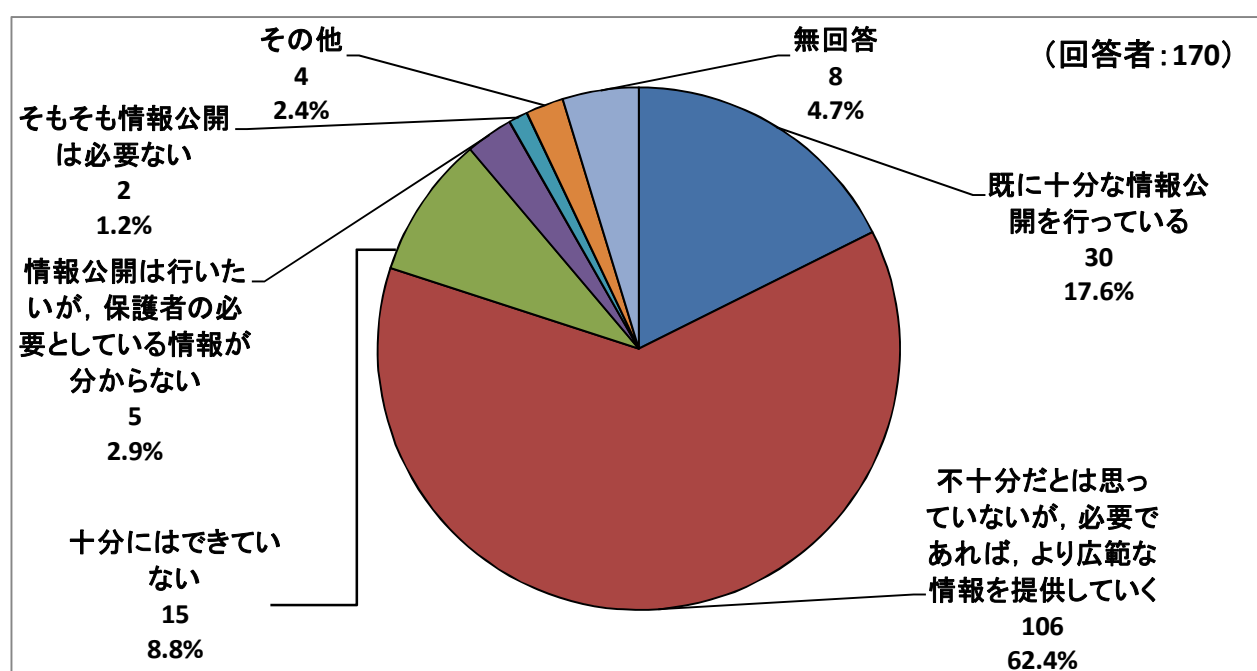
(2) 貴社が設置する保育所では、保護者及び広く一般に向けて、どのような情報を公開していますか。次の一覧にあるものについて、公開している情報には○、公開していない情報には×を付けてください。



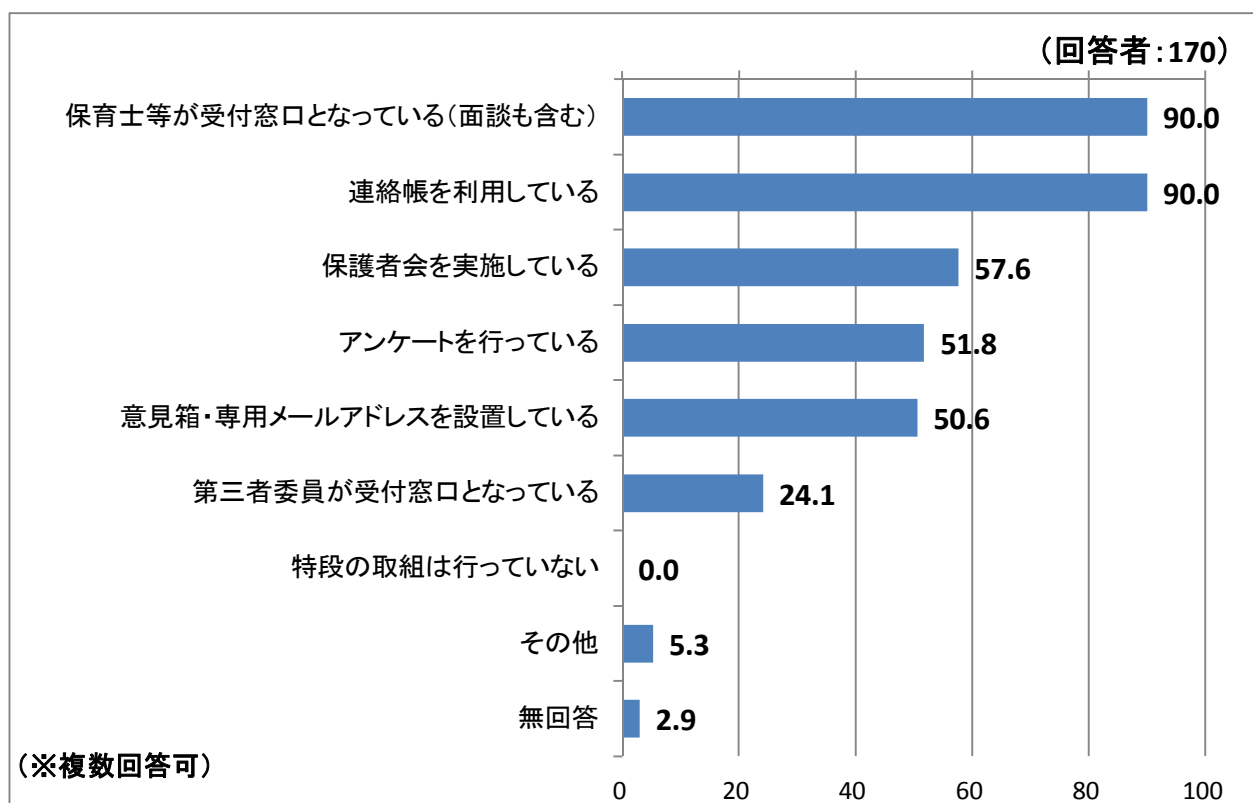
- (3) (2)において、「会社・施設の財務諸表」、「苦情等の受付制度」及び「第三者評価の結果」の全て又はいずれかを広く一般向けにインターネット上で公表していない場合、その理由について、該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。
全て公表している場合は、本質問には回答せずに、(4)にお進みください。



- (4) 社会福祉法人、株式会社等の設置主体にかかわらず、保育を提供する事業者の情報公開は足りていないとの意見もあります。貴社が設置する保育所における情報公開の状況について、どのようにお考えですか。該当する記号に○を付けてください。



(5) 貴社が設置する保育所では、保護者から意見・要望・苦情等を受け付けるために、どのような取組を行っていますか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。

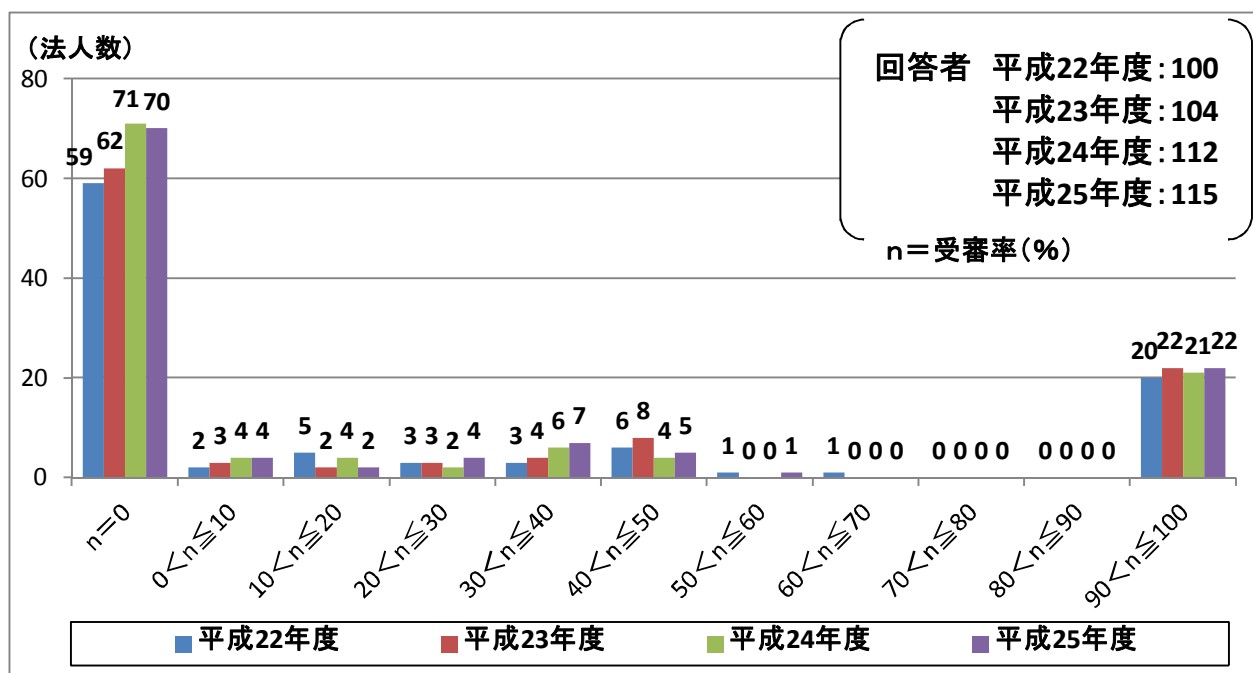


問8 第三者評価制度について

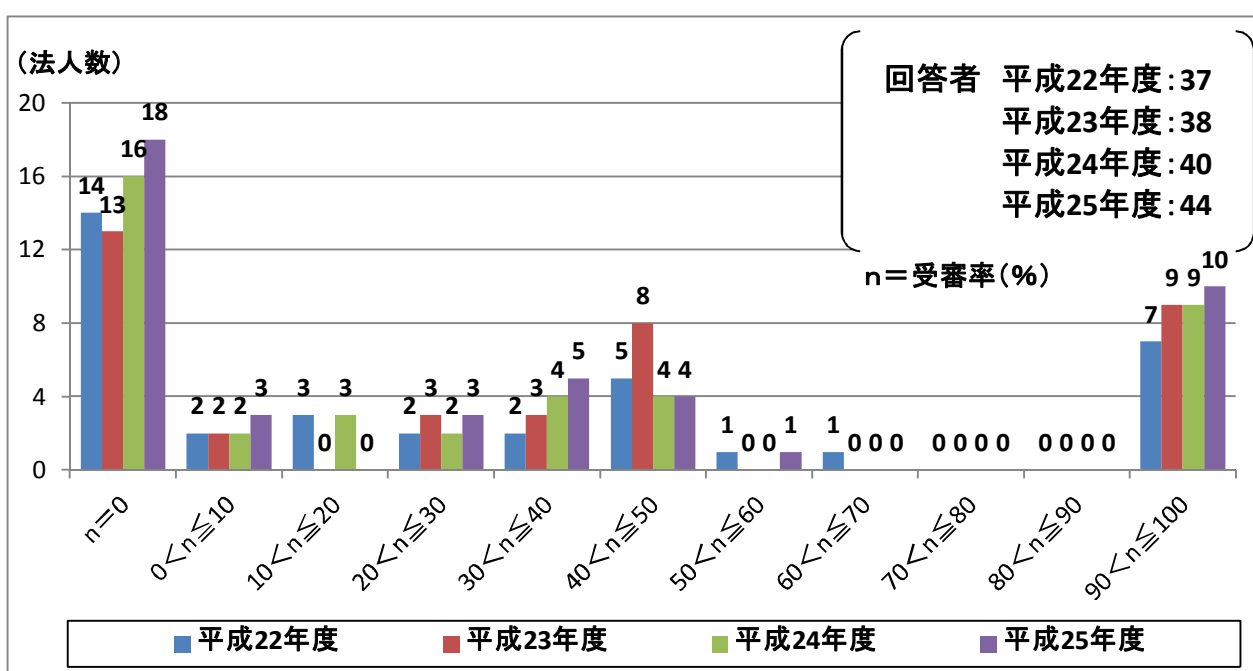
(1) 保育の質を、事業者及び保護者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価制度があります。平成22年度から平成25年度までの各年度末(平成25年度については平成25年10月末)時点の貴社が設置する保育所の数及び第三者評価を受審した保育所の数を、年度ごとに御回答ください。

(注) グラフは、株式会社等の受審率(各年度の第三者評価を受審した保育所数／当該株式会社等の年度末時点の保育所数)の分布状況

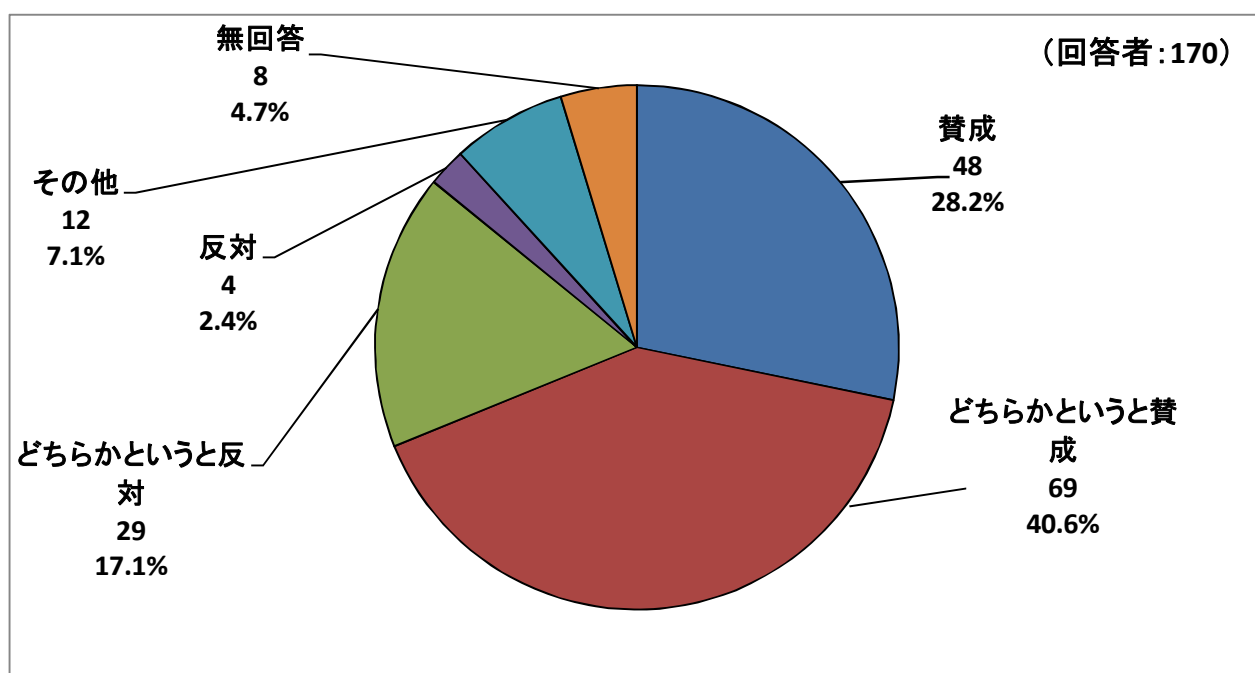
【全体】



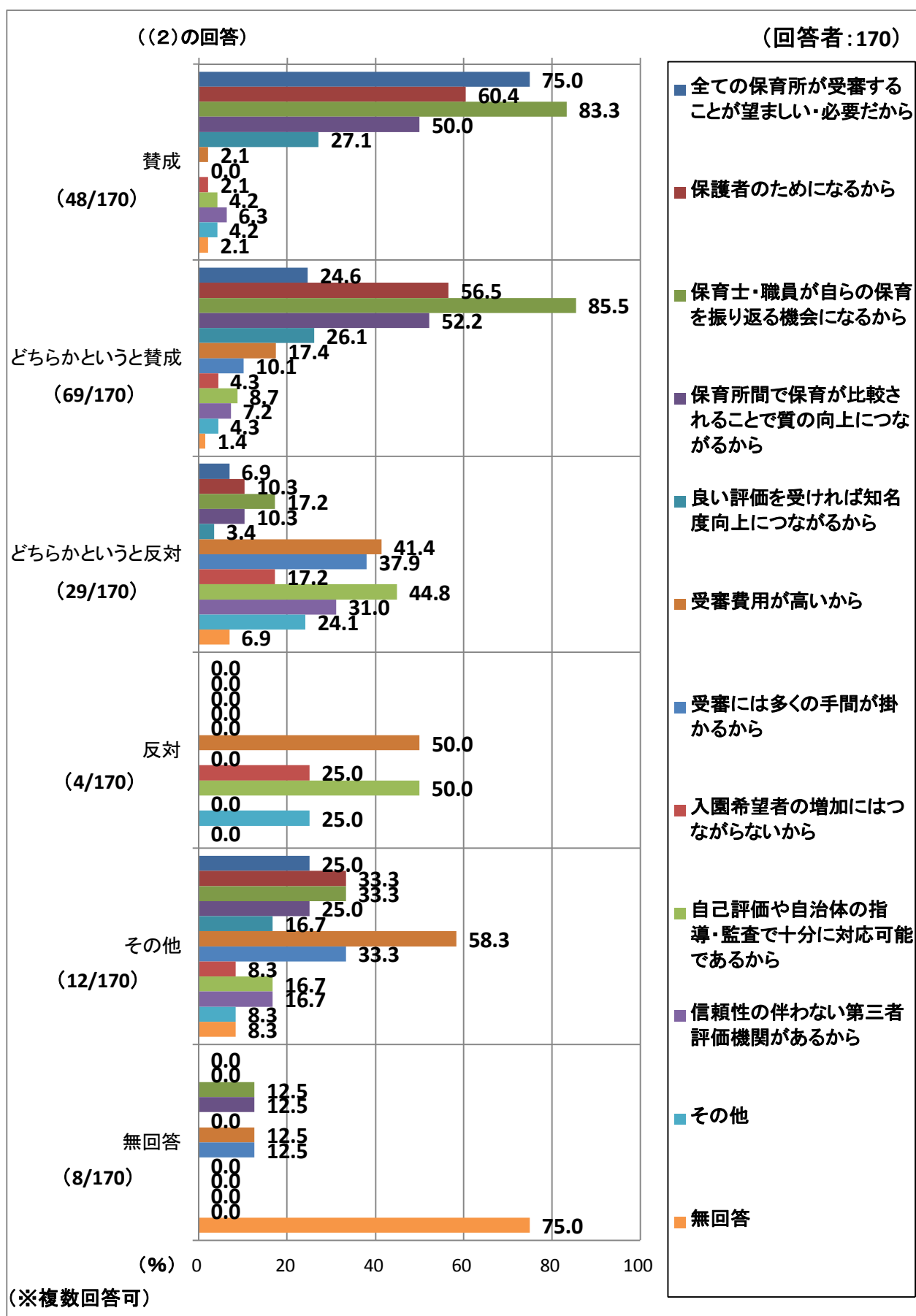
【うち認可保育所設置者】



(2) 貴社は、全ての保育所に対して第三者評価の受審が義務付けられることについて、どのようにお考えですか。該当する記号に○を付けてください。

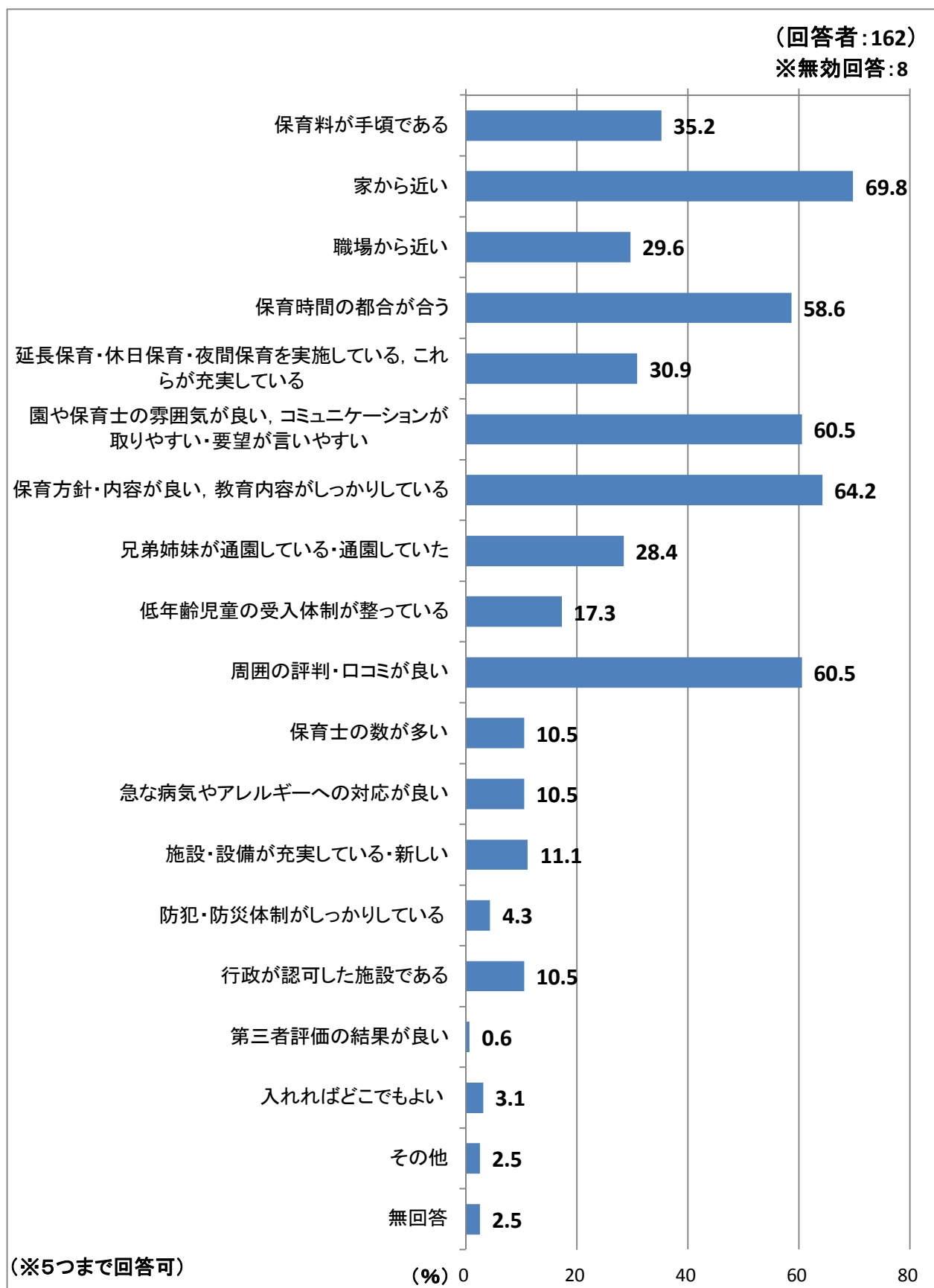


(3) (2)の回答の理由について、該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



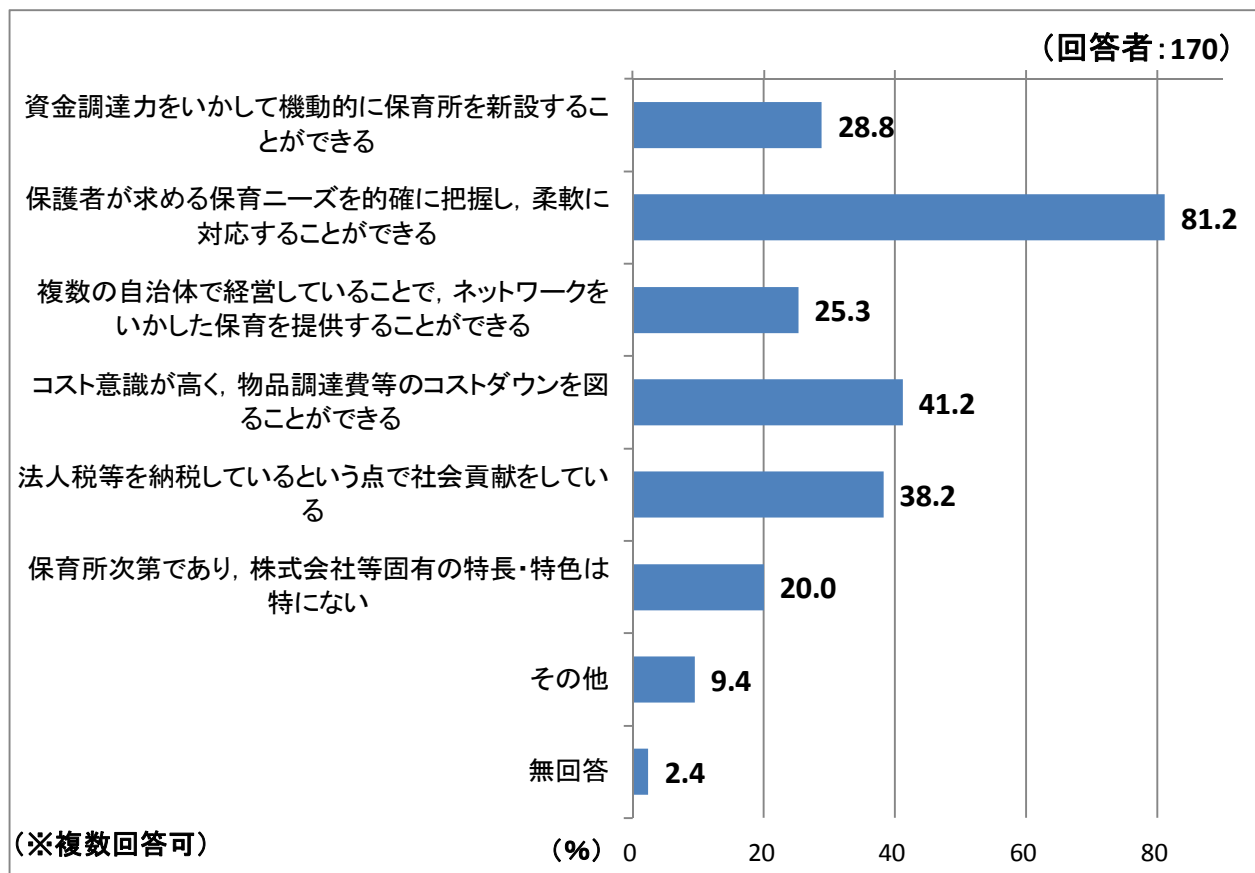
問9 保護者の保育所選択について

貴社においては、保護者はどのような条件を重視して保育所を選択していると考えていますか。特に重視していると考えられるものを以下の中から5つ選んでください(5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。)



問10 株式会社等立保育所の特長・特色について

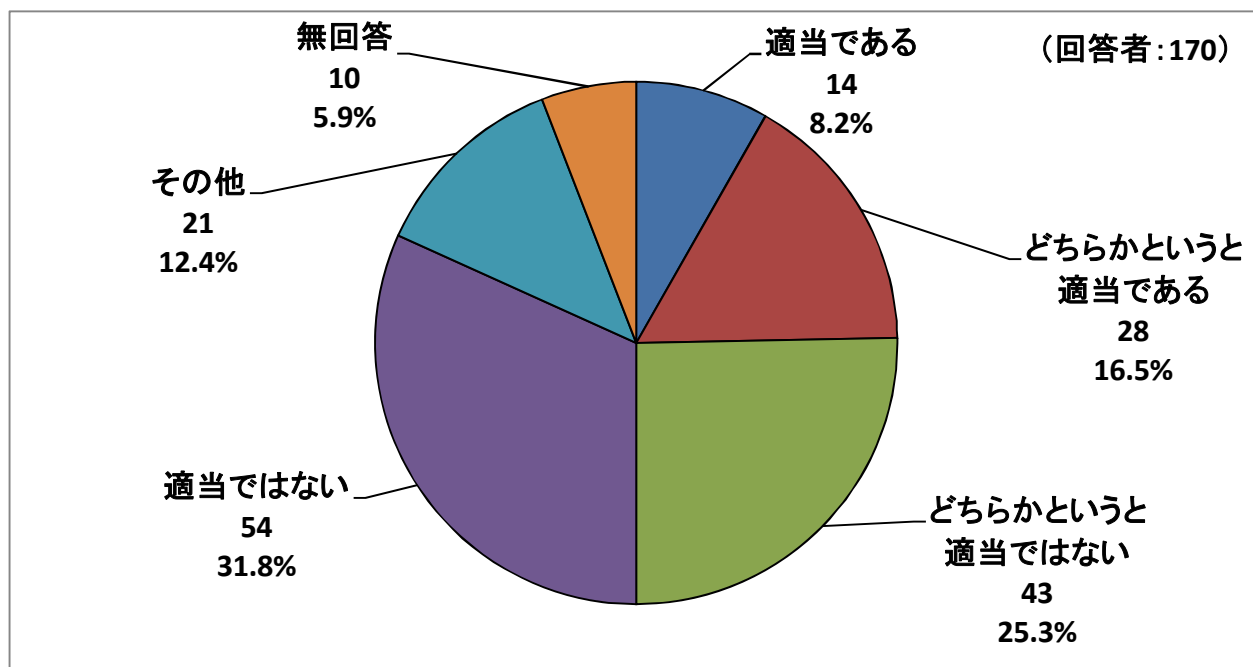
貴社が設置する保育所について、株式会社等立の保育所ならではの（社会福祉法人等による設置では実現が難しい）特長・特色はどのようなものがあるとお考えでしょうか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



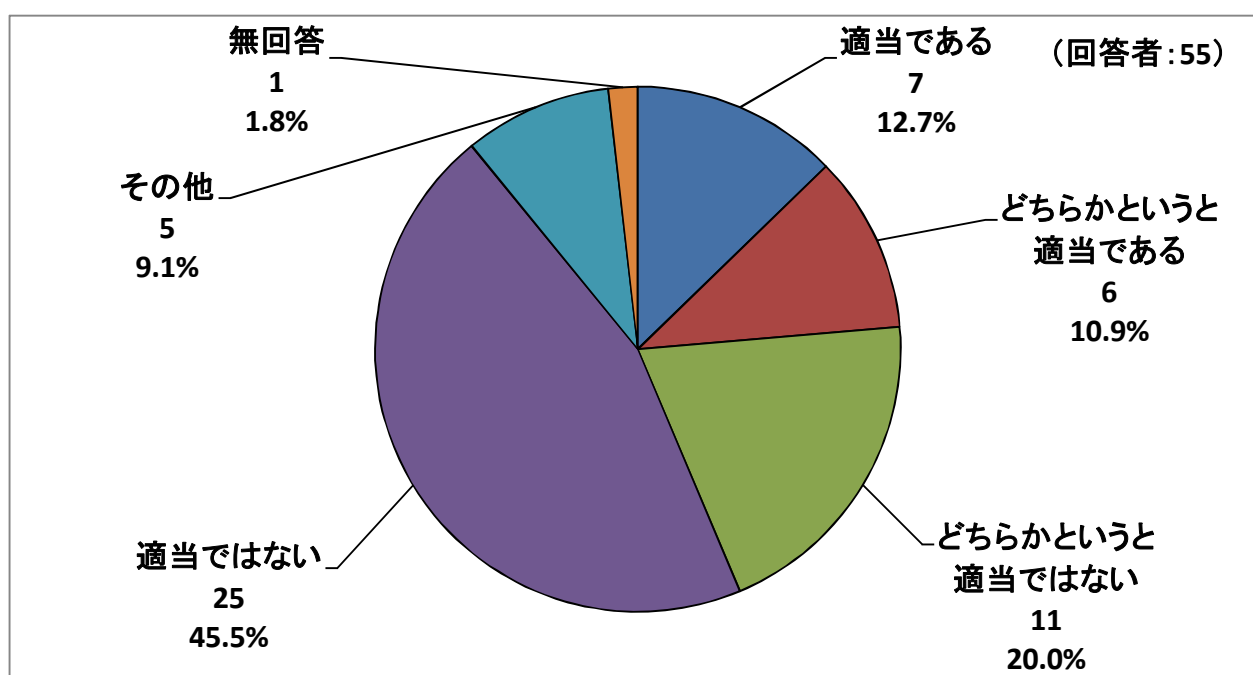
問11 株式会社等への批判について

(1) 一部には、保育所を設置する株式会社等が配当を行うことに対する批判があります。また、配当を行った場合に民間施設給与等改善費が受けられないようになっています。このような批判・制度の在り方についてどのようにお考えですか。該当する記号に○を付けてください。また、その理由についても御回答ください。

【全体】



【うち認可保育所設置者】



◎ 理由の具体例(具体例を記載した回答者:94)

(注)具体例については、回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

【適当である】(回答数:5)

- ・働く者・利用する者に運営費は使われるべきで、配当は適当でない
- ・配当に回すお金があるなら、民改費は必要ない

【どちらかというに適当である】(回答数:10)

- ・配当金の原資が税金であるため批判に繋がっている。規制も必要
- ・保育所が公金で運営されていること等を考えれば、配当にお金を回すのは適当でない

【どちらかというに適当ではない】(回答数:26)

- ・コストの削減に努力し、保育に必要な部分を守った上で利益が出るなら配当してもよい
- ・適正な運営を行った上で配当できるならばよい。利益追求に傾かないよう、監査等でコントロールした上で配当が行えるのならば、参入事業者も増え、競争原理によって全体の質は向上する
- ・配当は他部門の業績によるものであることが多いため、批判は的を射ていない

【適当ではない】(回答数:36)

- ・株主から調達した資金の調達コストが「配当」であり、銀行等から調達した資金の調達コストが「支払利息」という観点から考えて、調達先の違いで取扱いを変える制度は不適切
- ・株式会社の参入を認めているにもかかわらず、配当に制限を設けることは、大きな参入障壁となる
- ・各企業とも保育の質を確保しながら、適正な範囲での利益を確保できるよう自助努力をしている。市場原理の働く環境の下、良質なサービスを提供する事業者が消費者から選ばれる仕組み作りが必要
- ・民改費は運営費で足りない保育士の処遇改善費であるが、現実的には多くの余剰金を社会福祉法人も出している。配当することにより民改費を支出しない理由は特にない
- ・株式会社を設置主体とした以上、実質的な配当制限が存在することは矛盾を感じる
- ・株式会社は配当実施のために、利益ばかり考えて、保育をおろそかにするという意見があるが、そのようなことを行ったら、評判が下がり、園児数が減少し、収支が厳しくなると推測される
- ・自社負担部分が多い株式会社にとって、経営努力により生じた利益を、そもそもの出資元である株主への配当という形で還元することが全て悪いとは考えられない

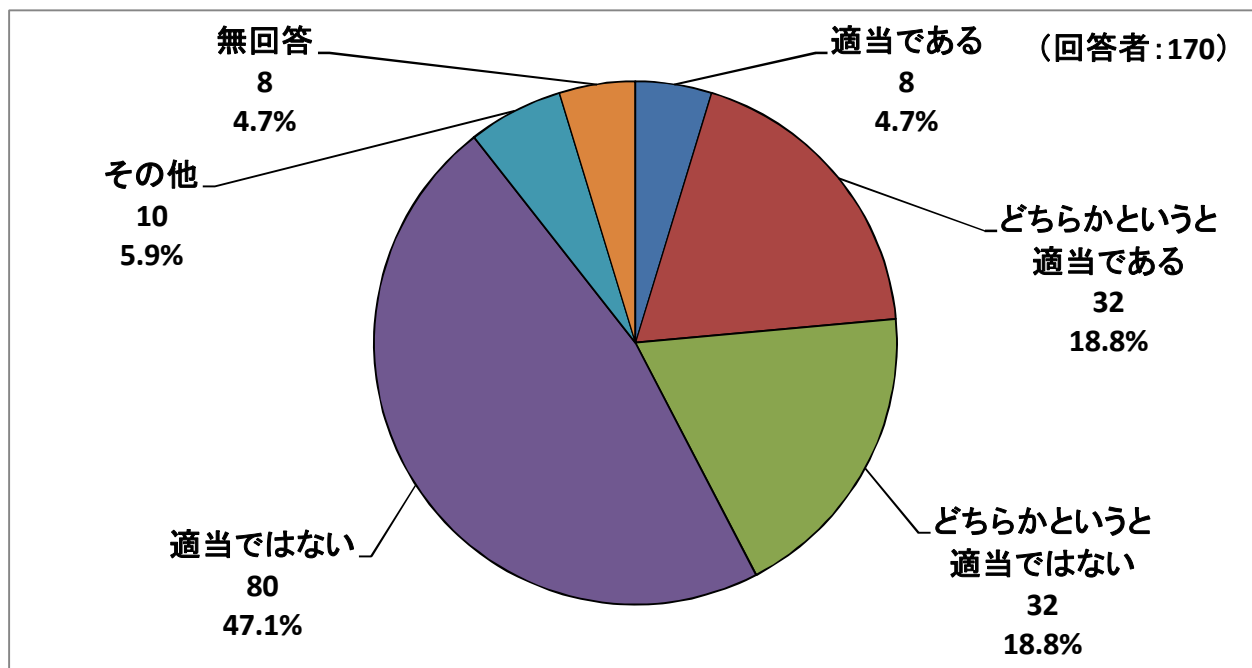
【その他】(回答数:15)

- ・利益を出すことは悪いことという認識から改める必要がある
- ・株式会社等が、公的な給付を受けて保育所を運営する際の会計基準方法の見直しを行い、配当に関しても制約か基準を考えた方がよい

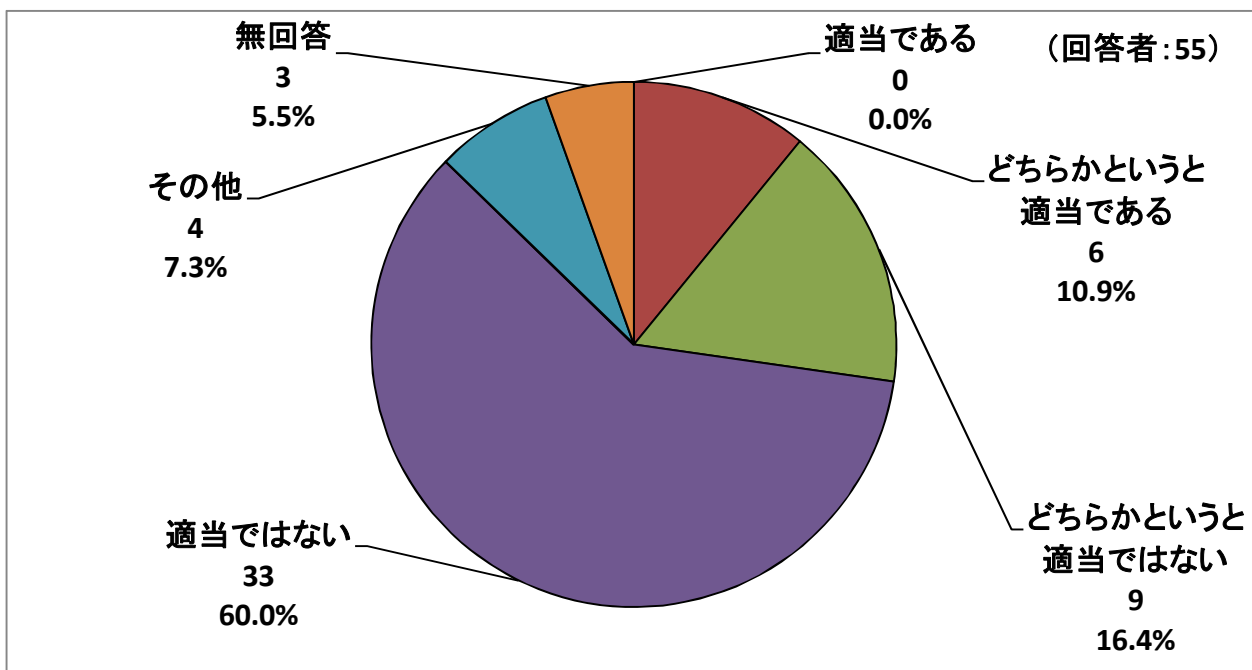
【無回答】(回答数:2)

(2) 一部には、株式会社等は倒産することがあるため、安定的に保育を提供することができない旨の批判があります。このような批判についてどのようにお考えですか。該当する記号に○を付けてください。また、その理由についても御回答ください。

【全体】



【うち認可保育所設置者】



◎ 理由の具体例(理由を記載した回答者:125)

(注)具体例については、回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

【適当である】(回答数:6)

- ・ 他の事業の失敗をかぶらなくてはいけなくなるような事業をする会社は参入すべきではない

【どちらかというと適当である】(回答数:22)

- ・ 倒産の可能性があるために、安定的な保育の提供を断念せざるを得ない場合がある
- ・ 企業であるため収入の増減はある
- ・ 国の政策にも大きく左右される。業態を問わない国の政策が必要

【どちらかというと適当ではない】(回答数:22)

- ・ 認可申請時及び監査等で健全性の確認を行うとともに、適正な運営を行っていれば倒産しないような助成金の改善を行えば、株式会社特有のリスクは減るのではないか
- ・ 法人形態の問題ではなく、設置審査の問題。大きな問題のある社会福祉法人を無理に存続させる方が、むしろ批判されるべき
- ・ 少子化により撤退することは、将来的には株式会社以外でも起こり得る。批判よりも園児の受け皿を最優先した撤退スケジュール等を決めていくことが必要

【適当ではない】(回答数:64)

- ・ 保育業のみに真面目に取り組んでいれば、安定した経営が十分可能
- ・ 倒産するしないの問題ではなく、経営体質と法人の責任において安定的な保育が提供し得るかだ
- ・ 経営能力の問題であり全ての株式会社に該当するものではない
- ・ 一部企業の事案であって、株式会社だからこそ競争による質の高い保育が提供できる
- ・ 自由に事業への参入・退出ができるようになれば、全体として安定する
- ・ 過去にも多くの社会福祉法人、学校法人が急に閉鎖したことがある
- ・ 現実的に保育所を運営する株式会社の倒産が、社会福祉法人の解散に比して有意に起こりやすいという根拠も全くない
- ・ 法人会計による決算の義務付けや、行政の監査もある以上、倒産する前に行政が指摘できるはず

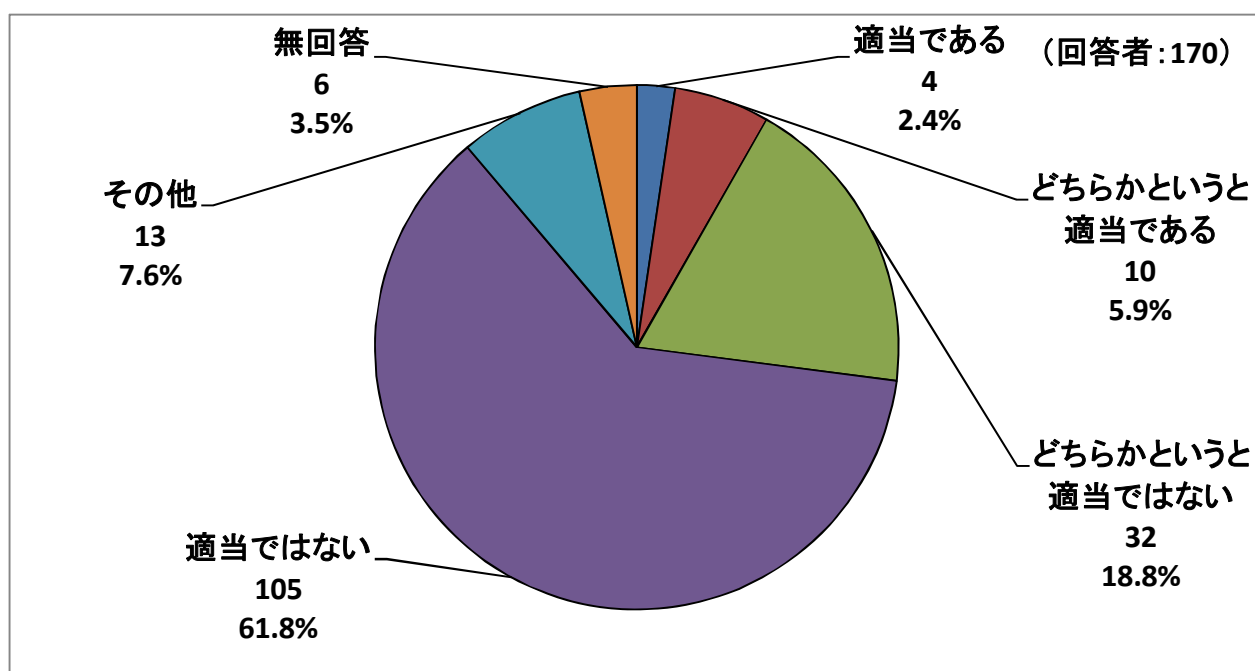
【その他】(回答数:9)

- ・ 需要と供給のバランスで事業は成り立つ。限られた財源を有効に活用することが大切

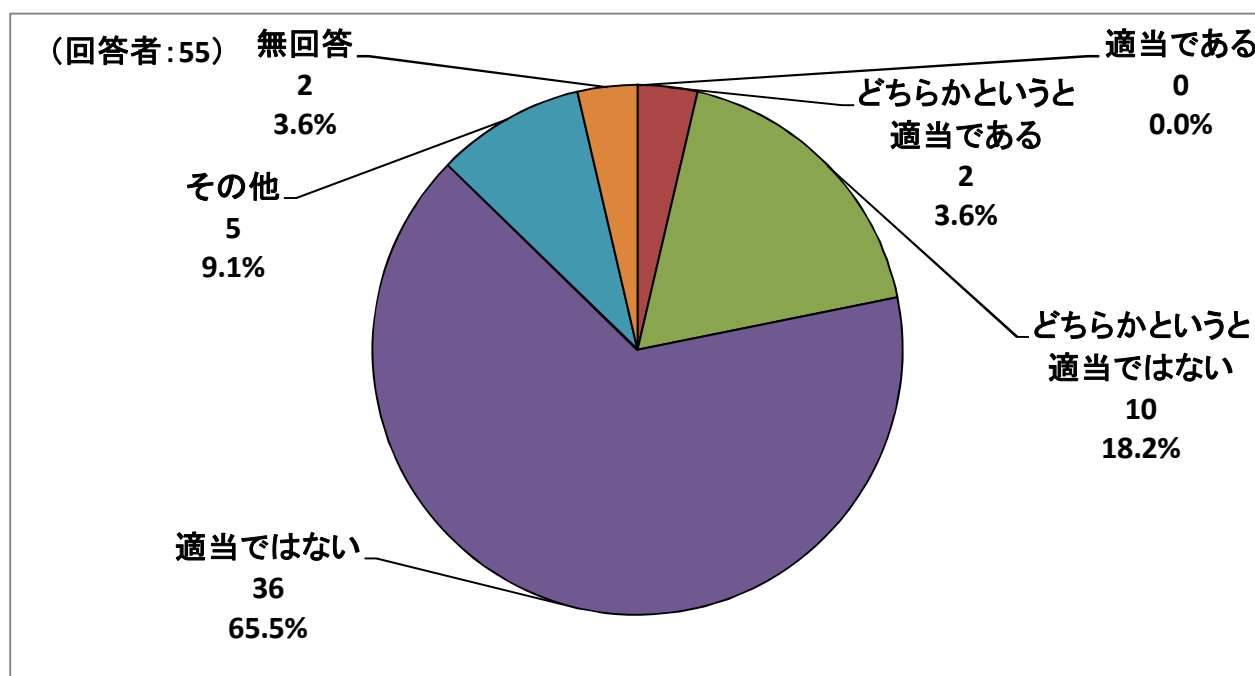
【無回答】(回答数:2)

(3) 一部には、株式会社等は利益を優先し、保育の質を切り下げている旨の批判があります。このような批判についてどのようにお考えですか。該当する記号に○を付けてください。また、その理由についても御回答ください。

【全体】



【うち認可保育所設置者】



◎ 理由の具体例(理由を記載した回答者:128)

(注)具体例については、回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

【適当である】(回答数:1)

- ・ 利益を優先すると継続出来なくなる

【どちらかというに適当である】(回答数:6)

- ・ 株式会社の目的は利益の追求なので、否定できない
- ・ 社会福祉法人に比べて、保育士の給料があまり良くないという話を聞く
- ・ 一部の株式会社立の保育所の中には、所長ですら契約社員であるなどの保育所もある。ただ、社会福祉法人の中でも、重大事故を繰り返すなど考えられないような事例もある

【どちらかというに適当ではない】(回答数:26)

- ・ 市場のニーズに応えることで、保育の質は担保できる
- ・ 利益重視になりがちなこととは否定出来ないが、健全な競争意識が保育の質を高める可能性もある
- ・ 最低基準があり、遵守しなければならないので、質の切下げは不可能である
- ・ 日本中同じ基準で認可を行うため自由度が少ないので、質は切り下げられない
- ・ 監査や第三者評価で一部事業者に対して指導を行うことで改善するのではないか
- ・ 一般的には保育事業収支は厳しいと認めており、利益源としての事業と考えていない

【適当ではない】(回答数:82)

- ・ 利益を追求するからこそ評価形成のため、保育の質(付加価値)を提供するよう企業努力する
- ・ 保育の質は、職員の意識やレベルが最も大きな影響を及ぼす。法人格の違いだけではない
- ・ 利益を上げるためには顧客を集めねばならず、保育の質が向上する。競争がないところではサービスが低下する
- ・ 保育の本質である質の切下げは、企業の目的に合致しない。質の切下げは認可や顧客を失うことにもなる
- ・ 質の担保は、事業形態の如何ではなく、良い事業者か悪い事業者かである。悪質な事業者を排除するため、形式基準や行政監査により、質を担保すべき
- ・ 全ての基準を遵守し、社内でもより厳格な基準を設け、保育の質を下げるどころか上げている

【その他】(回答数:13)

- ・ 一部の利益のみを優先した悪質な業者のために、真面目に保育を追及しているにもかかわらず、「株式会社」というくくりの中で、同じにみられてしまうのが本意

問12 待機児童問題について

現在、待機児童の問題が社会的に大きく取り上げられていますが、待機児童が発生する要因についてどのようにお考えでしょうか。御記載ください。

◎ 代表的な回答(回答者:156)

(注)要因として挙げられた主な項目を抜粋してまとめており、複数の要因を挙げた回答者がいる。

・ 経済状況の悪化により母親が働かざるを得ない、共働き世帯の増加	36
・ 保育所不足、定員枠が少ない	25
・ 女性の社会進出、女性の就労の一般化	21
・ 行政の保育政策への取組が不十分、需要を把握できていない、予算配分が少ない	21
・ 核家族化の進展	12
・ 保育所以外の保育施設が少ない、充実していない	12
・ 保育士の確保が困難	10
・ 利用者の希望する条件が整っている保育施設に集中している	10
・ 都市部への人口集中	8
・ 子育てへの不安、育児力の低下	7
・ 保育所の認可基準が厳しい	7
・ 保育所に係る最低基準が厳しい、全国一律になっている	6
・ 保育の必要性が低い、必要性がないのに入所している	5
・ 認可外保育施設は保育所に比して利用者負担が高いため、敬遠される	5
・ 地域コミュニティの崩壊、地域交流の希薄化	4
・ ひとり親の増加	4
・ 自分で保育をしたくないため保育所を利用する親の増加	3
・ 定員を増やすと保育単価が下がるので定員を増やしたくない、将来子供が減ったときのリスクがあるので定員増に躊躇する	3
・ 育児に対する企業等の体制の未整備、育児休暇が取得しにくい	2
・ 生活スタイルの変化、価値観の多様化	1

3. 保育分野の実態調査【自治体】

【回答者の属性】

	送付数(通)	有効回答数(通)	回収率(%)
政令指定都市	20	20	100.0
中核市	42	41	97.6
特別区	23	20	87.0
特定市	52	42	80.8
その他市町村	463	307	66.3
合計	600	430	71.7

※ 「特定市」は、平成25年4月1日時点で保育計画を策定する市区町村のうち、政令指定都市及び中核市並びに特別区を除いたものである。

なお、「特定市」は待機児童が50人以上いる等の市区町村であり、都市部に多く、全体では同日時点で101市区町村ある。

自治体の別	自治体数
公立の保育所がある自治体	399
うち公立公営の保育所がある自治体	390
うち公立民営の保育所がある自治体	87
うち社会福祉法人が運営する保育所がある自治体	74
うち株式会社が運営する保育所がある自治体	20
うちその他主体が運営する保育所がある自治体	19
私立の保育所がある自治体	323
うち社会福祉法人が設置する保育所がある自治体	315
うち株式会社が設置する保育所がある自治体	51
うちその他主体が設置する保育所がある自治体	157

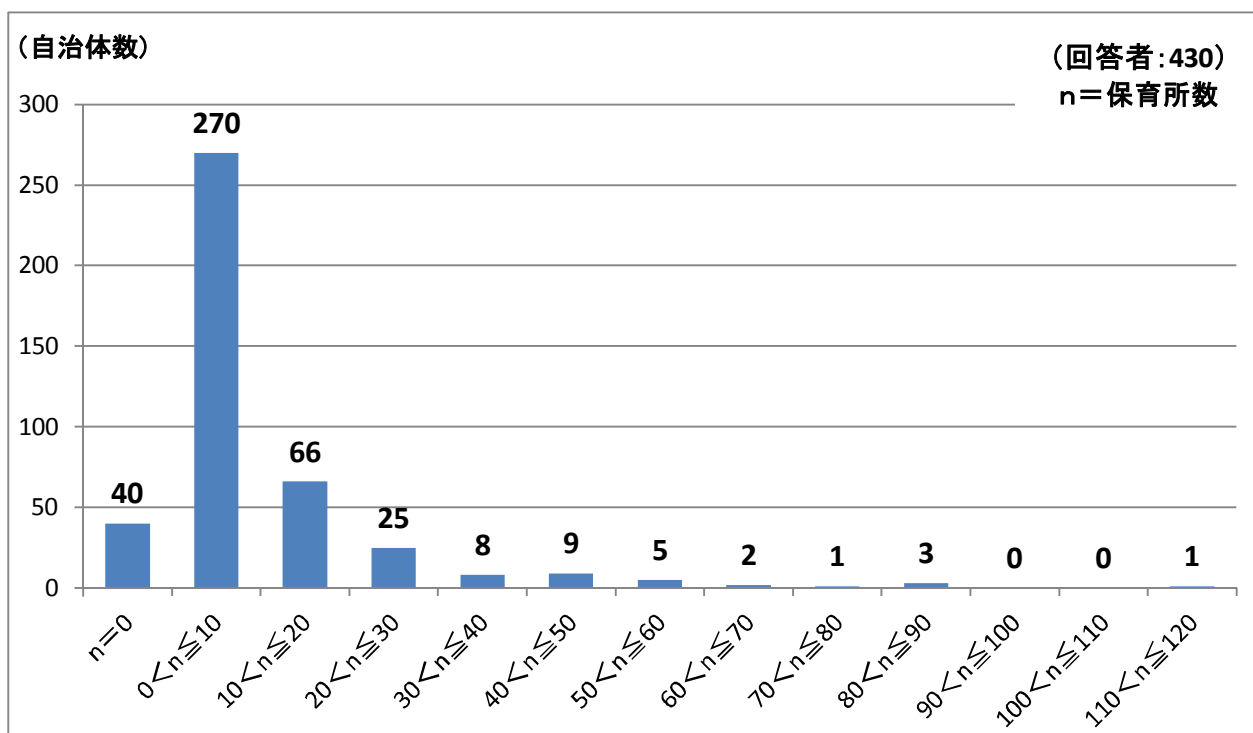
問1 貴自治体の保育所について

(1) 平成25年4月1日現在の貴自治体の保育所について、設置・運営主体別の法人数、施設数及び合計定員数を御回答ください。公立民営の保育所については、運営主体の内訳も御回答ください。

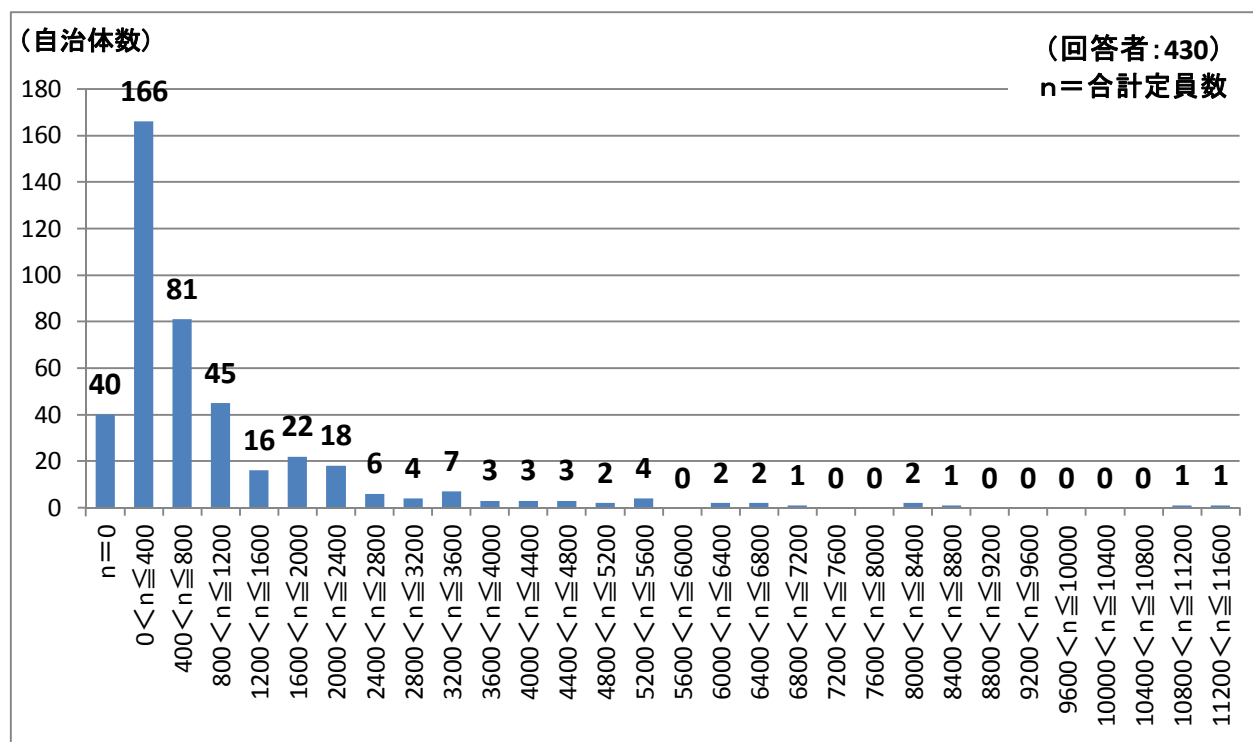
【公立公営】

(注)項目によって無回答の自治体があったため、合計が一致しない場合がある。

◎保育所数

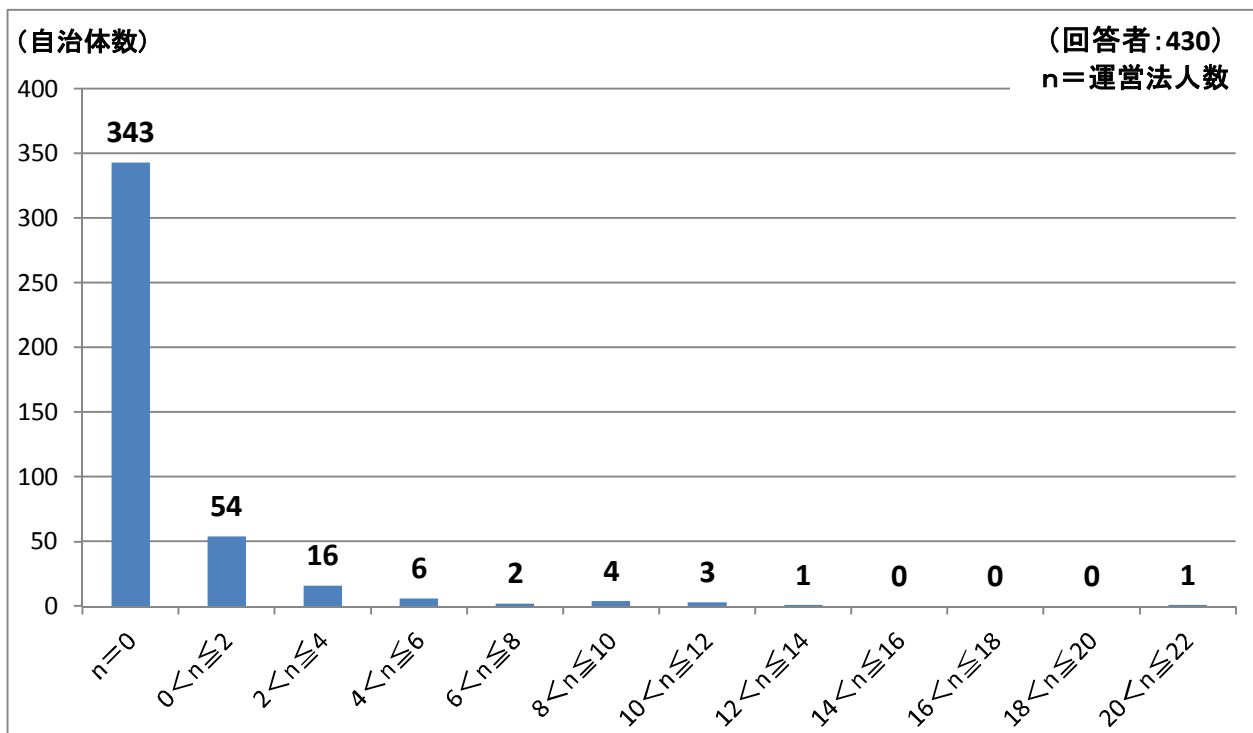


◎合計定員数

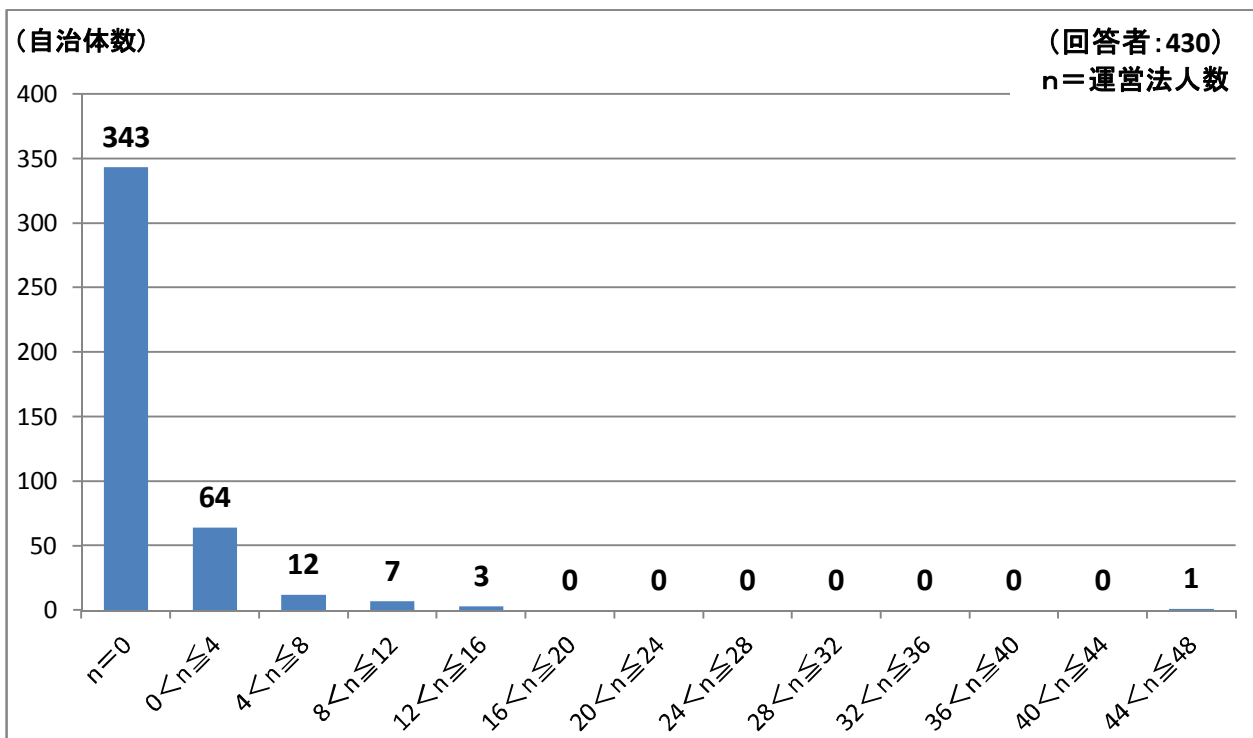


【公立民営】

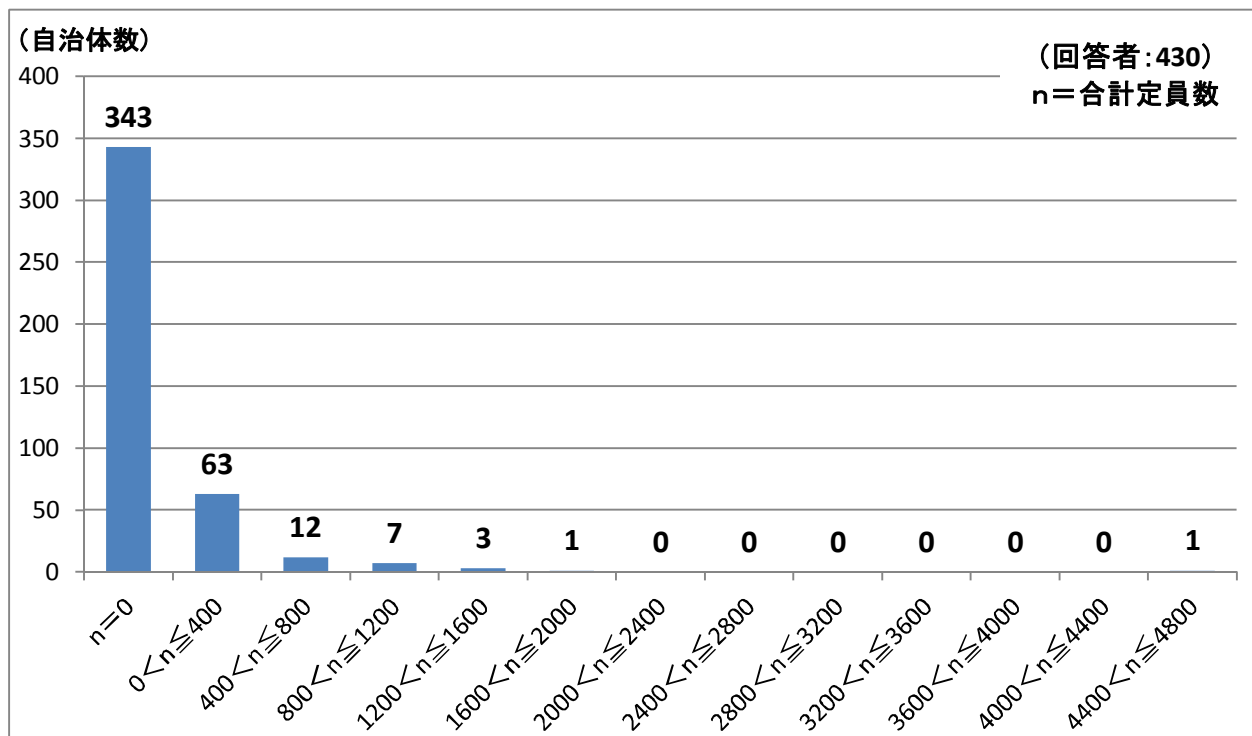
◎運営法人数



◎保育所数

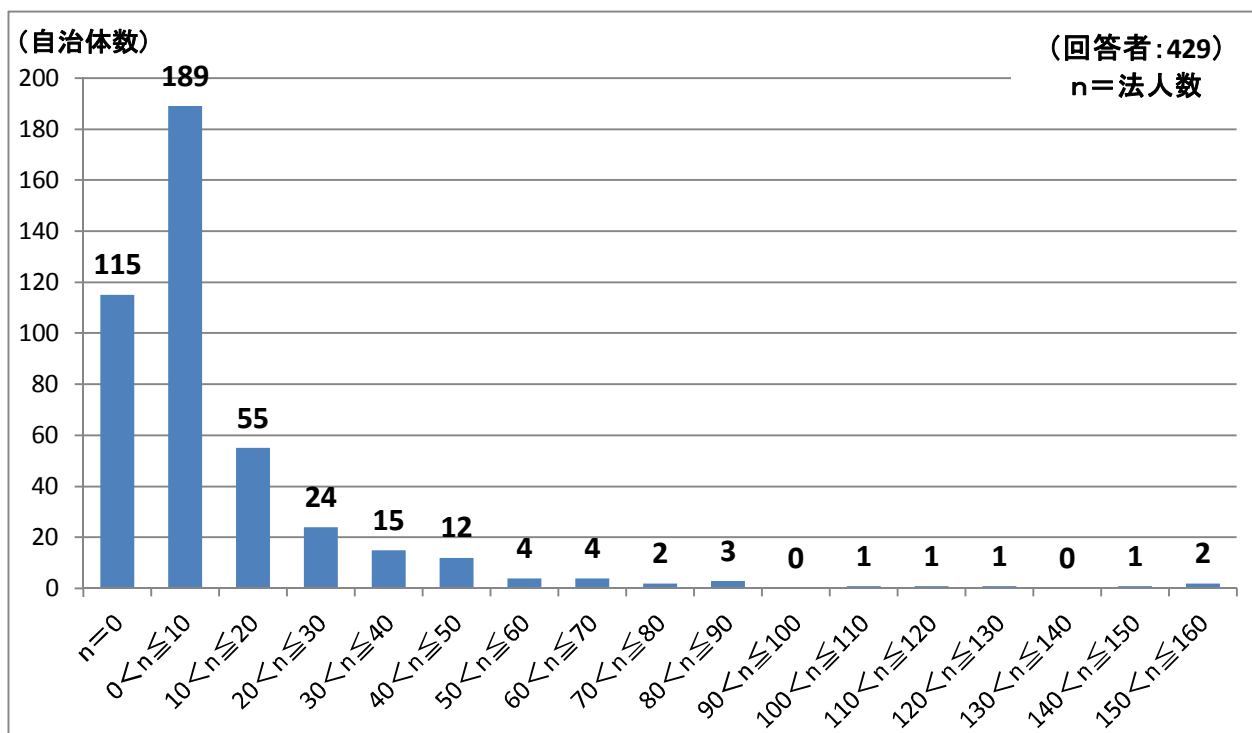


◎合計定員数

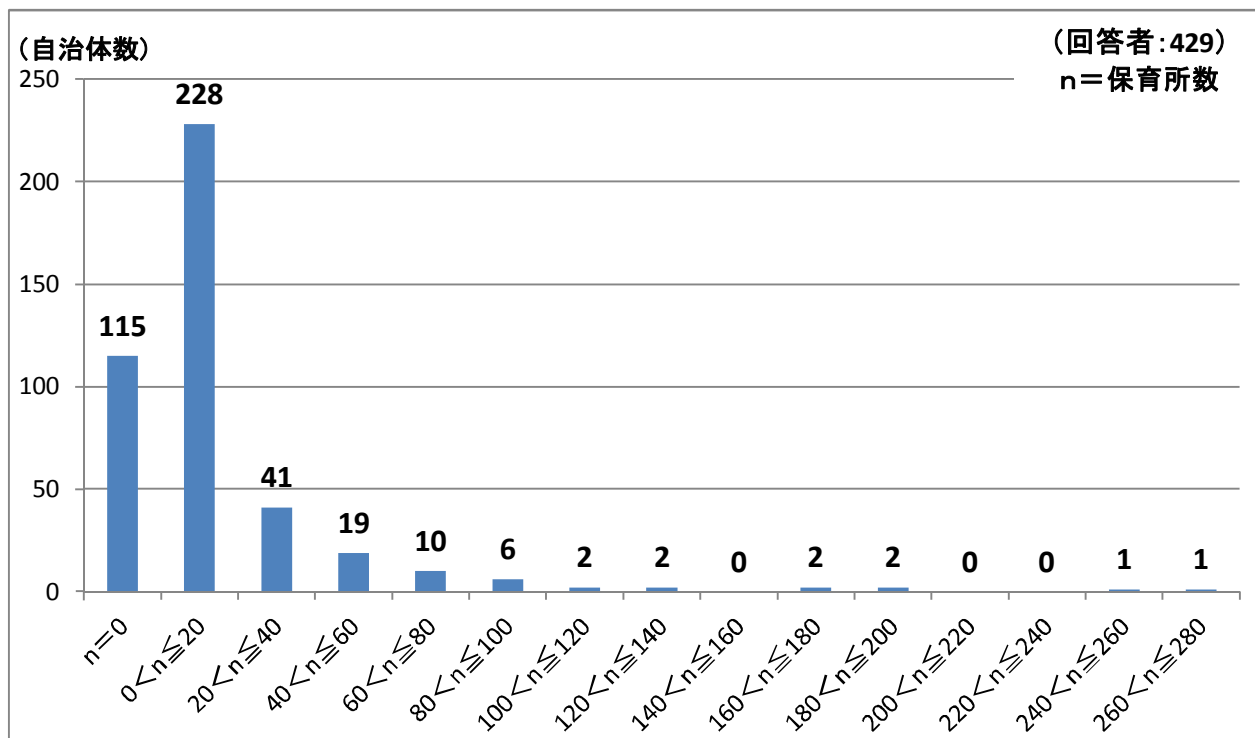


【私立のうち社会福祉法人】

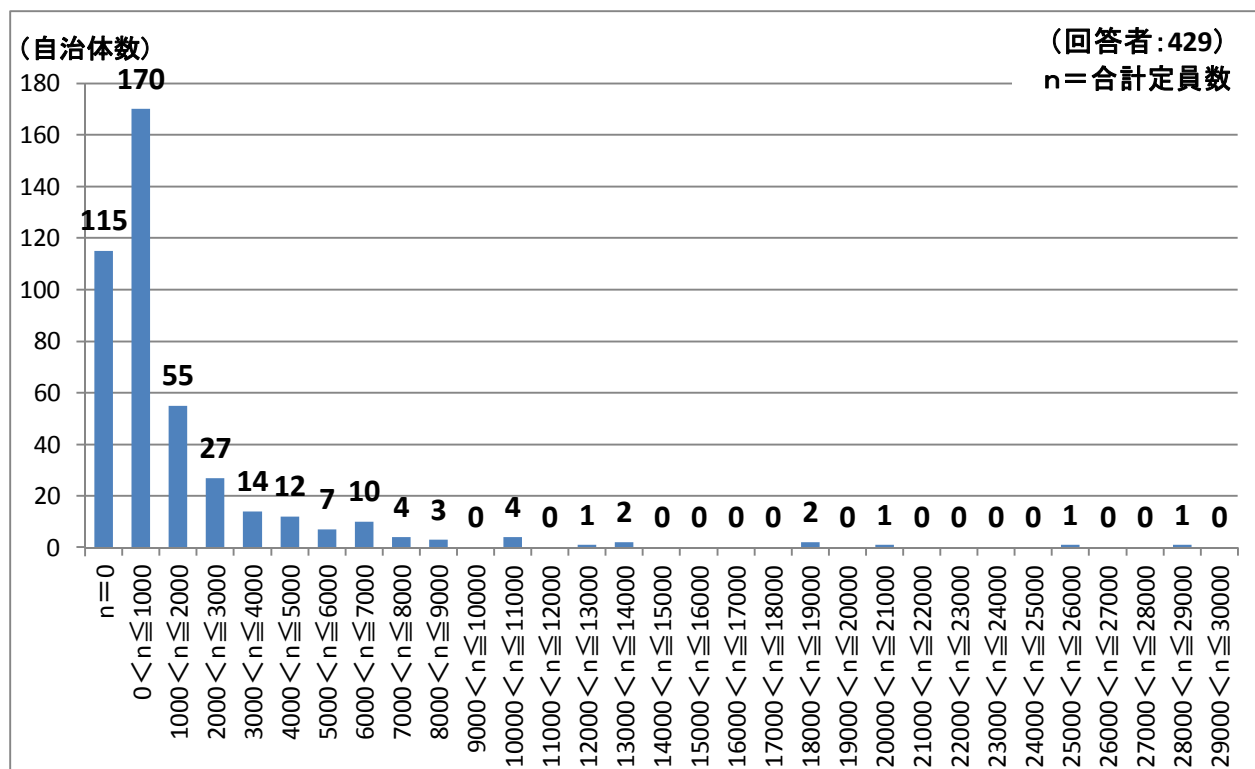
◎法人数



◎保育所数

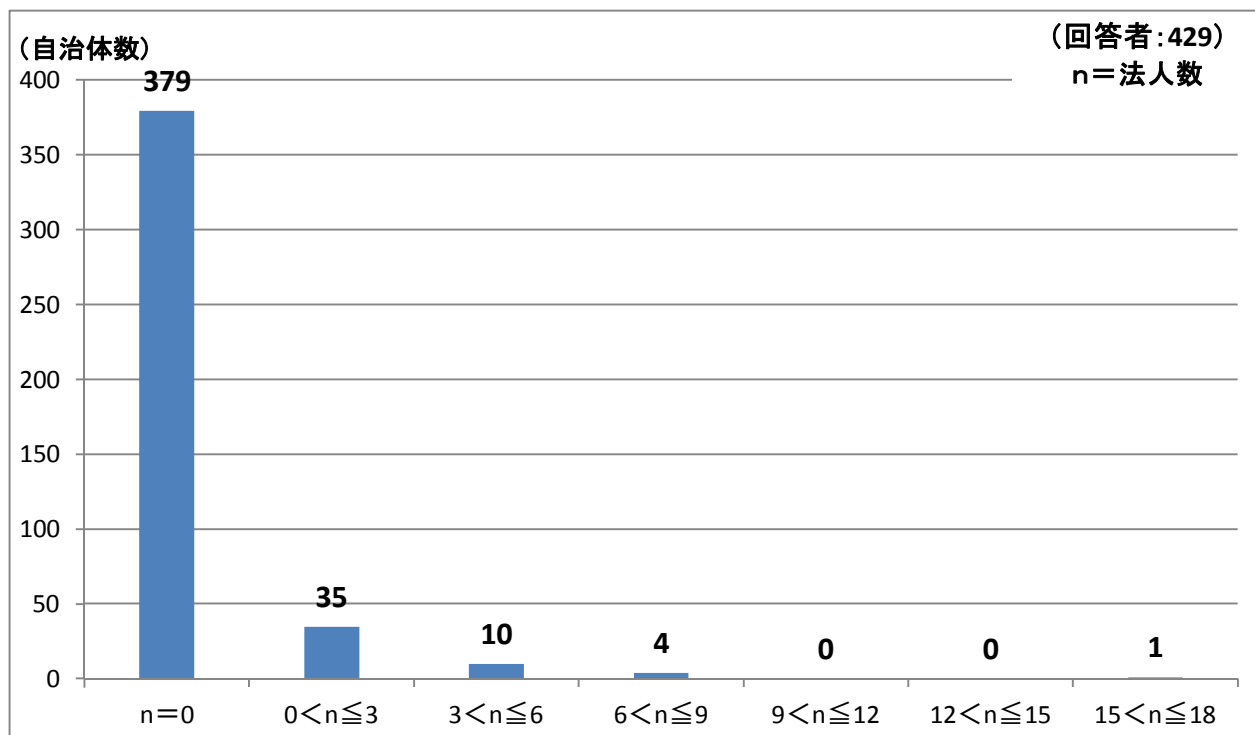


◎合計定員数

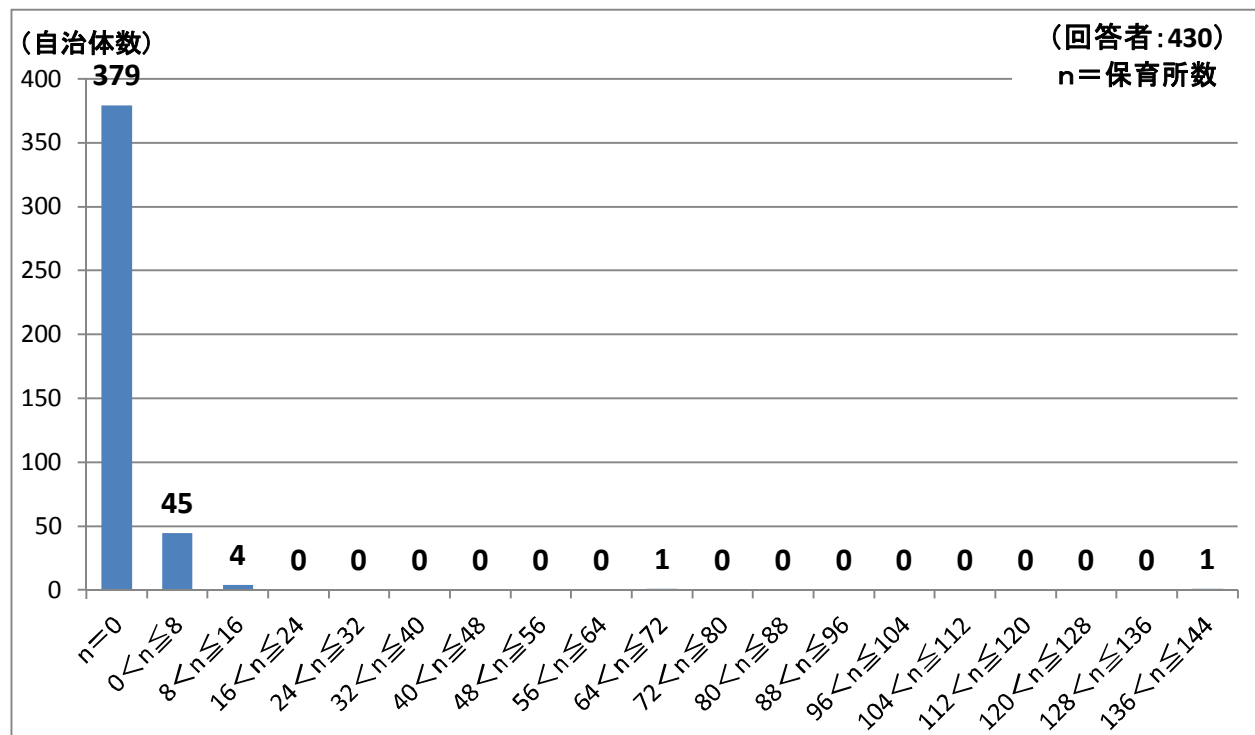


【私立のうち株式会社】

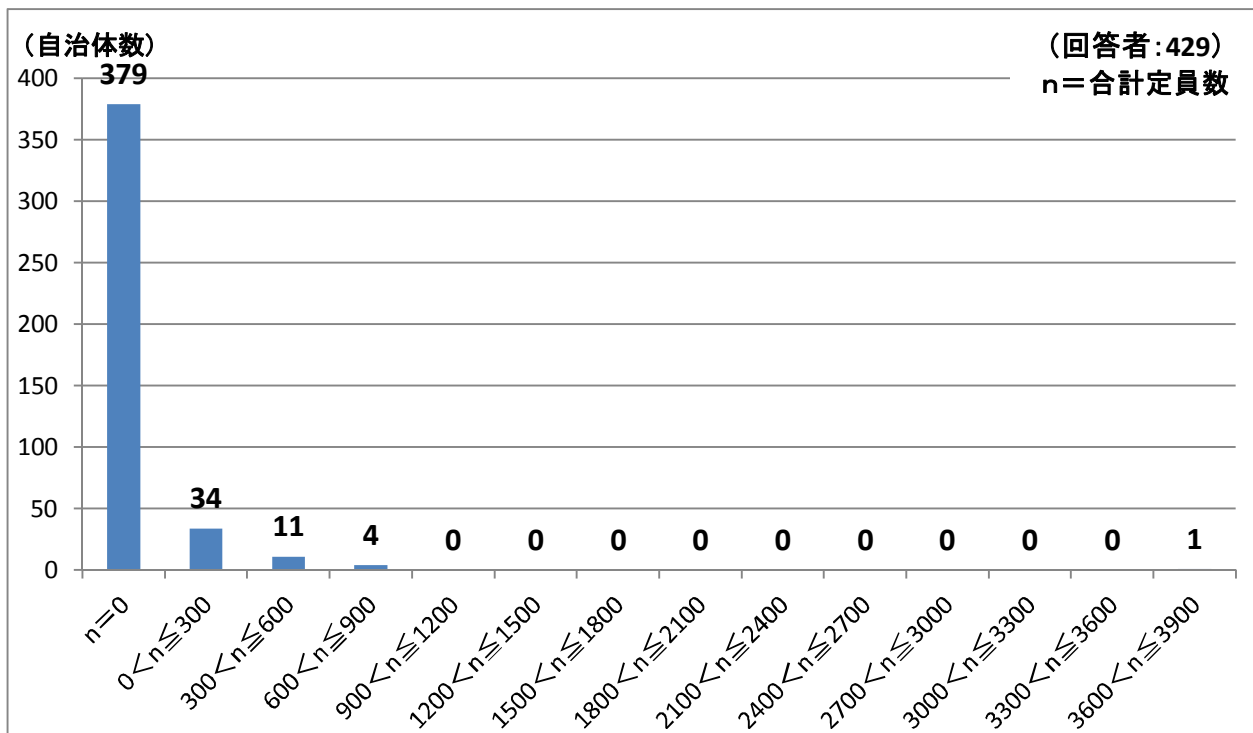
◎法人数



◎保育所数

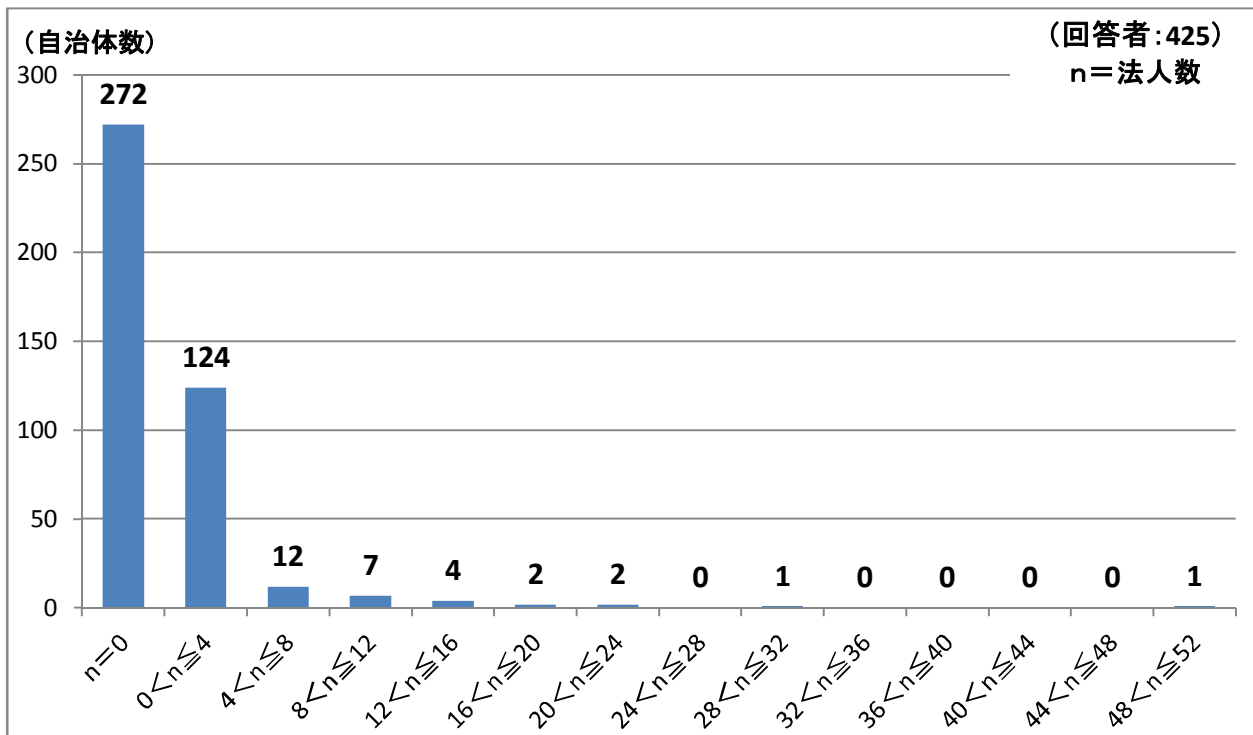


◎合計定員数

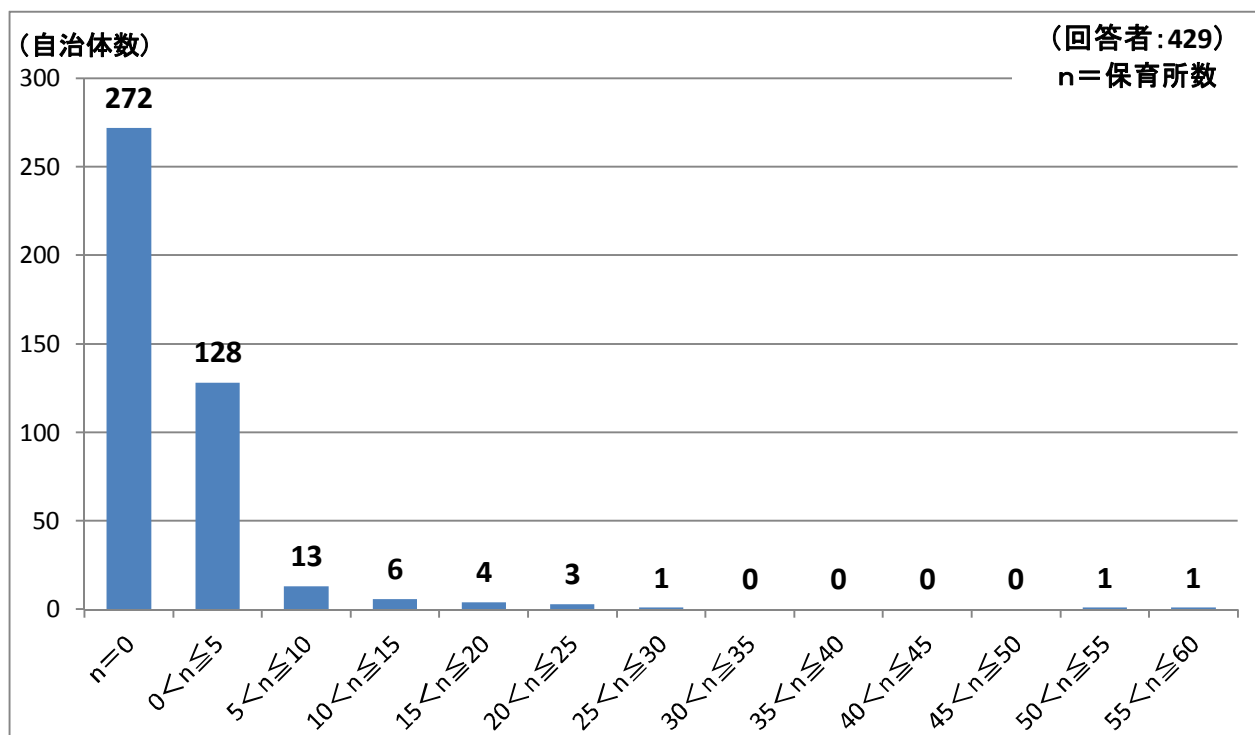


【私立のうちその他主体】

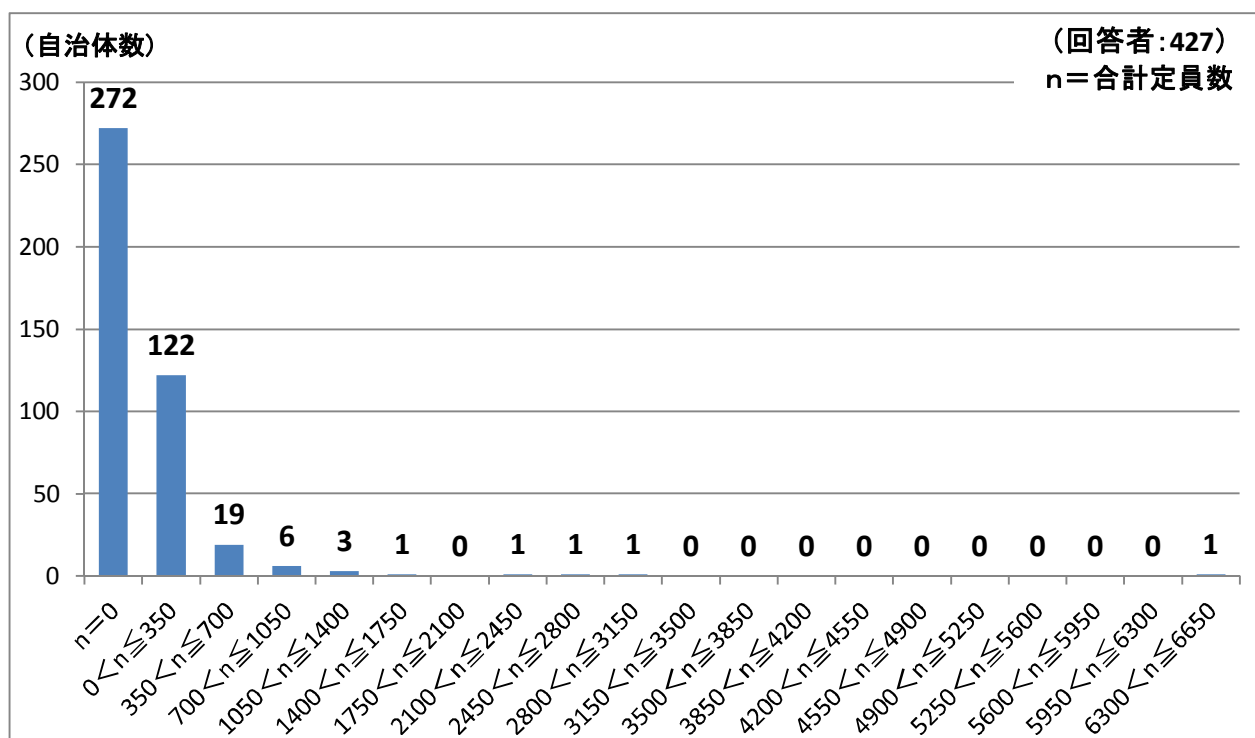
◎法人数



◎保育所数



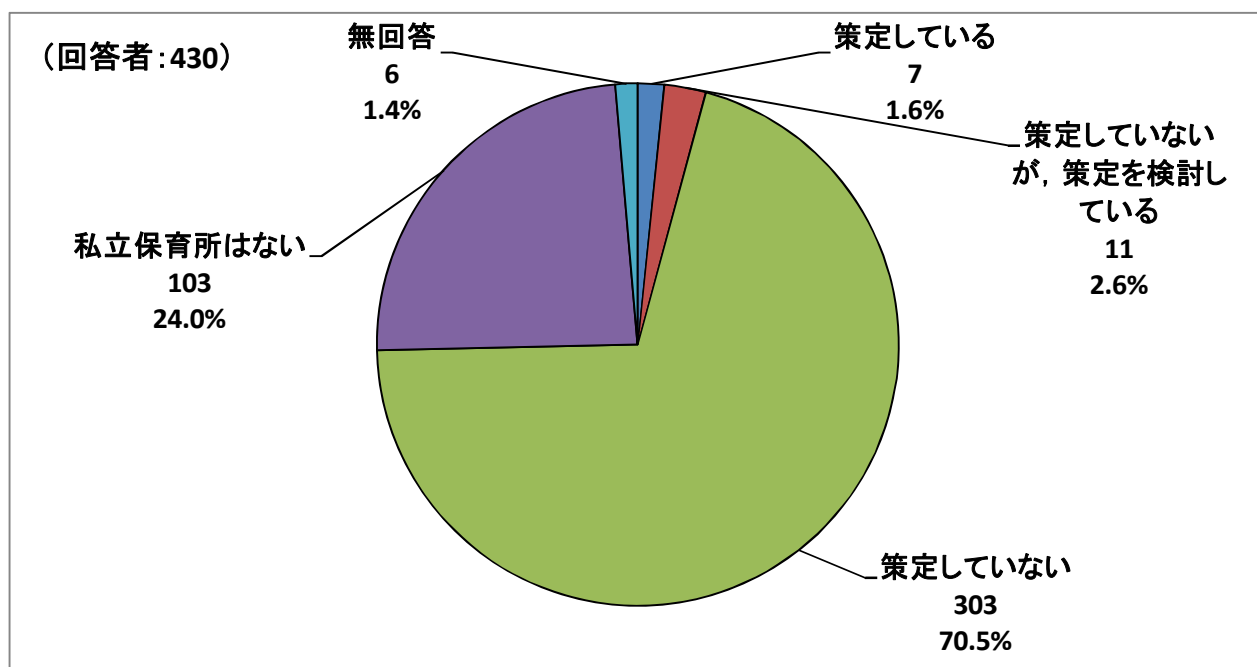
◎合計定員数



- (2) 平成21年度から平成25年度までの間で、貴自治体における各年度4月1日時点の保育所定員数、保育所の利用児童数、定員割れ保育所数、定員割れ児童数、待機児童数、定員の弾力運用を行っている保育所数及び定員の弾力運用により入所している児童数について、御回答ください。

	自治体数				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員割れ保育所がある	340	339	351	352	353
定員割れがあり、定員弾力化もしている	236	236	242	246	247
定員割れがあり、待機児童もいる	120	118	121	123	124
定員割れがあり、定員弾力化もしており、待機児童もいる	112	112	114	118	122
定員割れ児童数が待機児童数を上回っている	67	58	69	77	72

- (3) 貴自治体では、私立保育所が倒産・解散した場合に、当該保育所を利用している児童に不利益が生じないように、そのような事態を想定して、児童の受入先の確保などの対応策をあらかじめ策定していますか。該当する記号に○を付けてください。また、策定している場合、その内容について御回答ください。



◎ 対応策の具体例(具体例を記載した回答者:7)

(注)具体例については、回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

- ・ 近隣の保育所への空きを確認し、できるだけ入所できるように町外対応もしている
- ・ 他の認可保育所への弾力的受入れ
- ・ 明文化はしていないが、通常の入所選考とは別に優先して受入れを行うこととしている
- ・ 新設保育所等については、協定書を締結し、倒産・解散する場合、受入れ法人の確保及び業務の引継を義務付けている。既存保育園については締結には至っていない
- ・ 廃止となる保育所に入所中の児童について、廃止日の翌日に転園を希望する場合には、評点の対象とせず最優先での転園とする
- ・ 子供に不利益が及ばないよう、園児が退園又は卒園するまでは運営を継続することを原則として明確化し、休廃止が必要な場合には、市との事前協議や予告期間を設けるとともに、子供の保育環境を維持するため、事業引継や保護者への説明を義務付ける旨の認可要綱改正を行った
- ・ 市内の全ての認可保育所や認定こども園と「認可保育所等相互援助協定」を締結している。本協定は、私立保育所が倒産・解散した場合のほか、自然災害や火災の発生、経営難等様々な危機事象が原因で、ある特定の保育所が一時的あるいは継続的に保育の実施が困難となった場合に、近隣の保育所同士が助け合うことで保育を継続するもの。援助の内容は、保育士等職員の派遣や、物品の貸与や提供、児童の受入れ等とし、期間は1か月程度を想定。また、株式会社立の認可保育所については、3年ごとに経営・会計関係の調査を実施予定

(4) 貴自治体の保育所において重大事故(死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等)が発生したことはありますか。設置・運営主体の別に、平成21年度から平成25年度(平成25年度については平成25年10月末)までの累計件数を御回答ください。公立民営の保育所については、運営主体の内訳も御回答ください。

	累計件数の合計	該当あり自治体数	該当あり自治体における保育所数の合計
公立公営	231	53	755
公立民営	31	7	19
うち社会福祉法人運営	9	5	15
うち株式会社運営	0	0	—
うちその他主体運営	1	1	1
社会福祉法人が設置	259	45	1439
株式会社が設置	3	3	13
その他主体が設置	8	5	23

(注)公立民営については、内訳の記載がないものがあつたため、合計と内訳とが一致していない。

- (5) 平成12年4月1日から平成25年3月31日までの間で、貴自治体の私立保育所が、何らかの事由により保育所の運営をやめたこと(設置主体の変更も含む。)はありますか。また、そのうち、倒産や解散、経営難により保育所の運営をやめたものはありますか。それぞれの累計件数を御回答ください。

※(5)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問

		累計件数の 合計	該当あり 自治体数	該当あり自治体 における保育所 数の合計
社会福祉法人が設置	設置主体が運営をやめた保育 所数	51	27	1367
	うち倒産や解散、経営難に より運営をやめた保育所	15	9	596
株式会社が設置	設置主体が運営をやめた保育 所数	12	6	229
	うち倒産や解散、経営難に より運営をやめた保育所	10	5	226
その他主体が設置	設置主体が運営をやめた保育 所数	49	22	180
	うち倒産や解散、経営難に より運営をやめた保育所	9	8	19

- (6) 貴自治体の私立保育所に対して、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく改善勧告若しくは改善命令(同法第46条第3項)又は事業停止命令(同条第4項)が行われた事例はありますか。それぞれの件数について、設置主体の別に平成21年度から平成25年度までの累計件数を御回答ください。また、その改善勧告等の概要等についても御回答ください。

※(6)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問

		累計件数の 合計	該当あり 自治体数	該当あり自治体 における保育所 数の合計
社会福祉法人が設置	改善勧告	45	8	565
	改善命令	9	6	673
	業務停止命令	0	0	—
株式会社が設置	改善勧告	1	1	11
	改善命令	0	0	—
	業務停止命令	0	0	—
その他主体が設置	改善勧告	4	1	18
	改善命令	0	0	—
	業務停止命令	0	0	—

◎ 対象となった設置主体や改善勧告等の具体例(具体例を記載した回答者:12)

(注)具体例については、回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋・分類し、記載している。

〔社会福祉法人を対象〕

- ・施設の安全管理の維持・改善，保護者会との連携，苦情相談・解決体制の確立，職員体制の構築
- ・給与その他について支払を証する記録や証書類の添付がなかったり訂正したりしているため使途不明となっている金額がある
- ・非常勤職員就業規則や時間外勤務台帳が整備されず根拠のない給料の支払がある
- ・保育所の運営が保護者や職員の信頼・協力が得られない状況で行われ，保育所の運営が混乱しており今後児童の処遇にも大きな影響を与えるおそれがある
- ・調理・調乳担当者の健康チェックや，調理・調乳担当者の検便が未実施
- ・提出書類に不適切な事由が認められ，顛末書，始末書，改善報告書等の提出を求めた
- ・現預金の管理が不適切，避難・消火訓練の実施記録が不適切，当期末支払資金残高が運営費の収入の30%を超えている
- ・職員が保育の現場を放棄し，保育士数が児童福祉施設最低基準を満たさない状況になったことから，施設の運営状況等の改善に取り組むとともに，職員の処分等，所要の措置を講じた
- ・多数の保育士の退職が確認され，本市が入所決定した児童数に対する保育士の配置がされておらず，保育士配置基準及び保育所運営費の交付を受けるための基準を満たすことができないおそれがあることから，施設の設備及び運営基準の遵守及び向上に努めるよう県から指導があった
- ・不適正な会計処理の対応及び改善，職員の処分，役員の責任の明確化，再発防止策の徹底，保育所施設運営の適正化
- ・不適正な補助金申請に係る責任所在の明確化，関係職員の処分，再発防止
- ・著しく適正を欠く運営が行われており，改善事項を指摘したが，適正な改善措置が講じられなかった

〔株式会社を対象〕

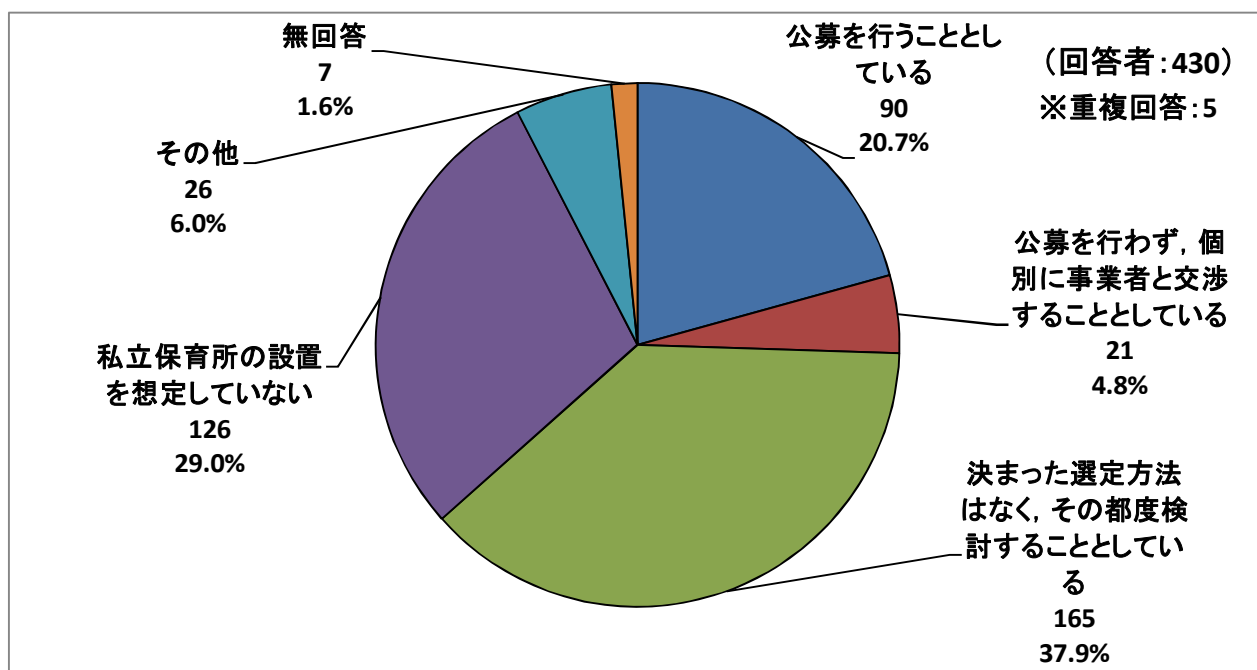
- ・保育士が適正に配置されていない
- ・調理・調乳担当者の検便が未実施

〔対象主体の明示なし〕

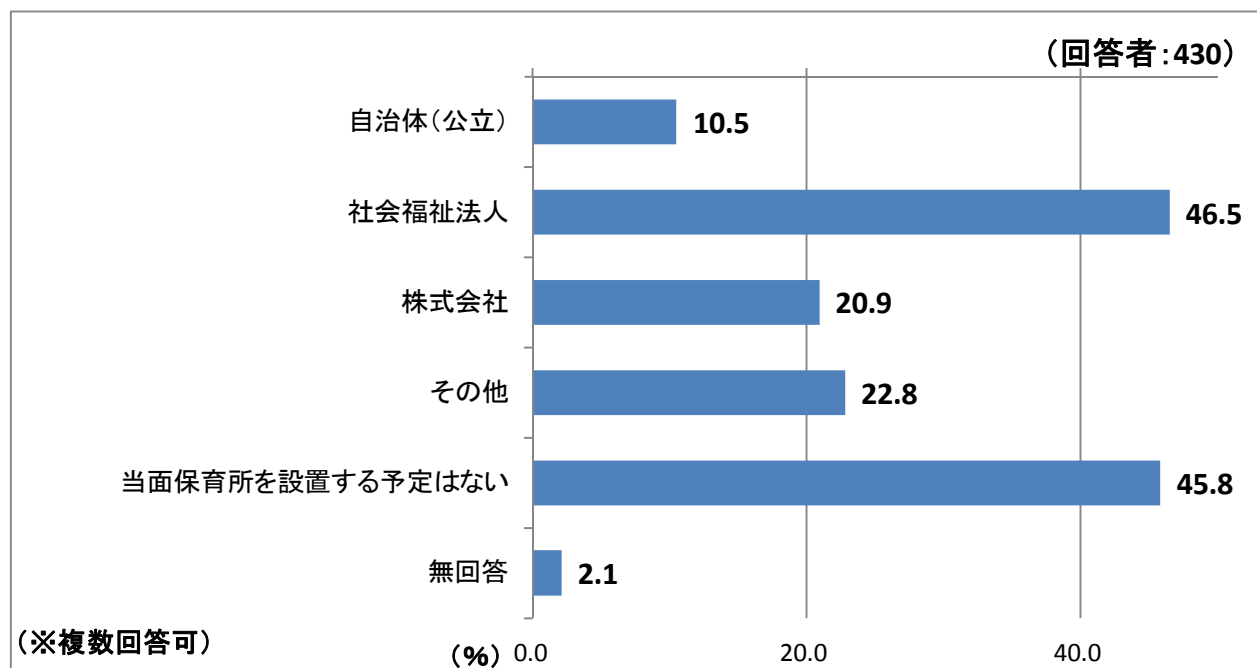
- ・保存食及び原材料，旅費支払事務，経理事務の状況，理事長の重任登記の遅延，諸手当の支給状況，保育士等の自己評価・保育所の自己評価の取組
- ・不適切な職員処遇等
- ・不正を行った施設長始め関係者の責任を明確にし，相応の措置を採ること
- ・経理事務の適正化を図るため，内部牽制体制を整備・強化し，再発防止策を徹底して講じること
- ・不正な支払処理の結果，過受給となっている補助金を速やかに返還すること

問2 私立保育所の設置主体の選定方法について

(1) 新規に私立保育所を設置する事業者を貴自治体が選定する方法について、該当する記号に○を付けてください。



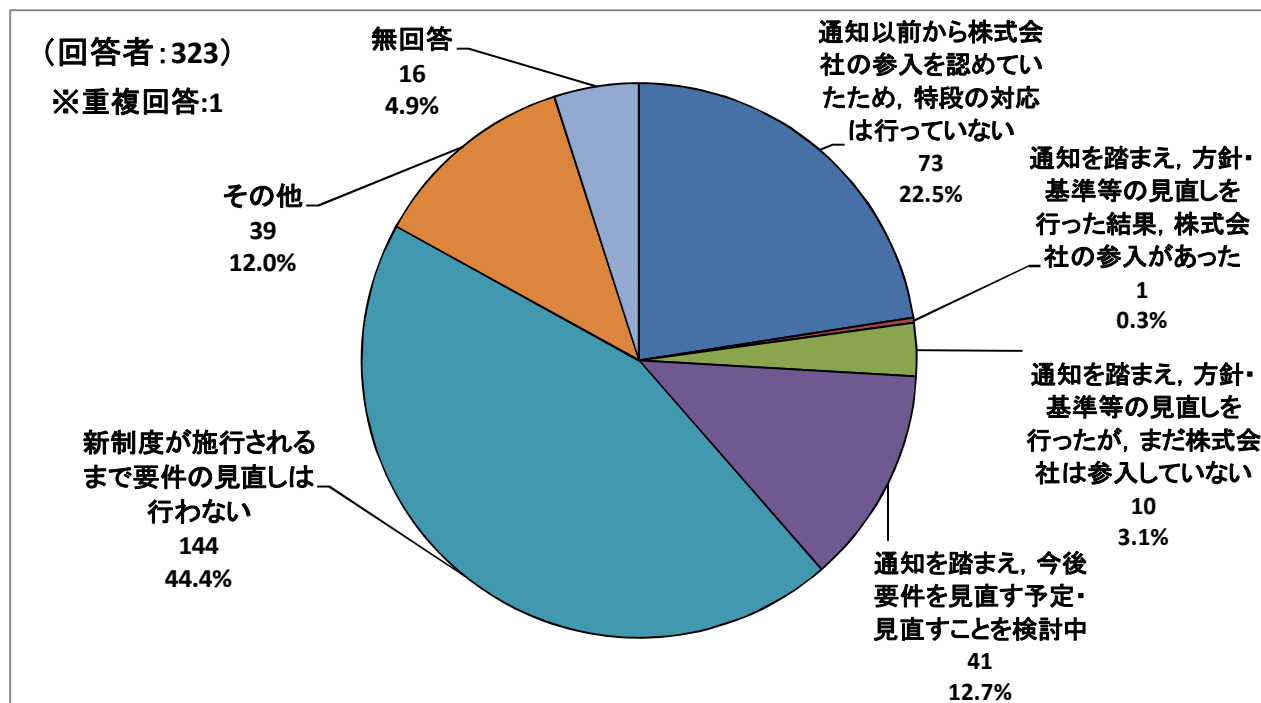
(2) 貴自治体において、今後保育所を設置する場合、保育所の設置主体としてどの主体を活用していくお考えですか。該当する記号に○を付けてください。該当するものが複数ある場合は、該当する記号全てに○を付けてください。



問3 株式会社立の保育所について

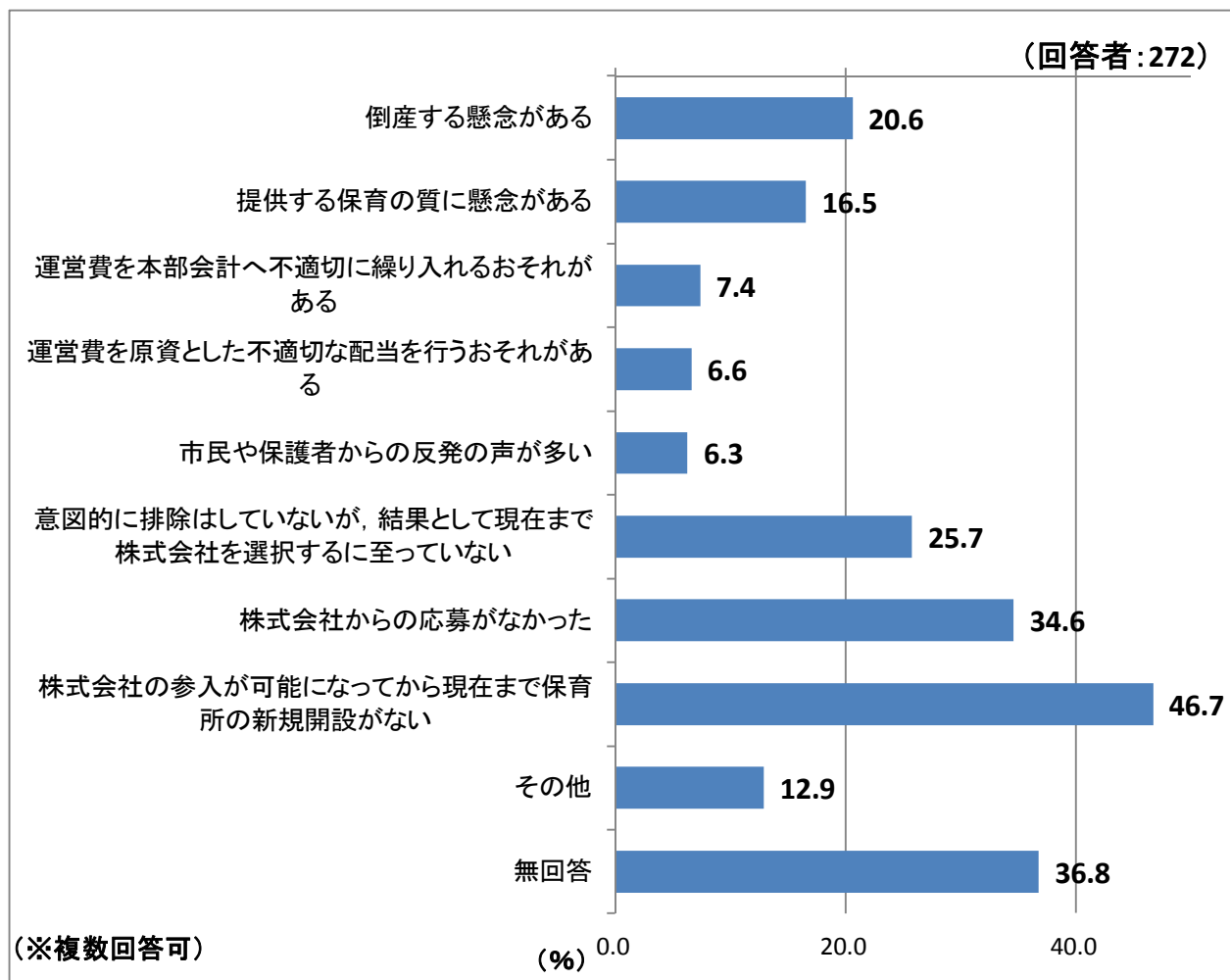
(1) 貴自治体では、「新制度を見据えた保育所の設置認可等について(平成25年5月15日 雇児発0515第12号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を踏まえ、株式会社の参入に係る方針・基準等の見直しを行いましたか。また、それにより、株式会社の参入は進みましたか。該当する記号に○を付けてください。

※(1)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問



(2) これまで貴自治体の保育所の設置主体として株式会社を選択してこなかった理由はどのようなものですか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。

※(2)は私立保育所はあるが、株式会社設置の保育所はない自治体(272)に対する質問

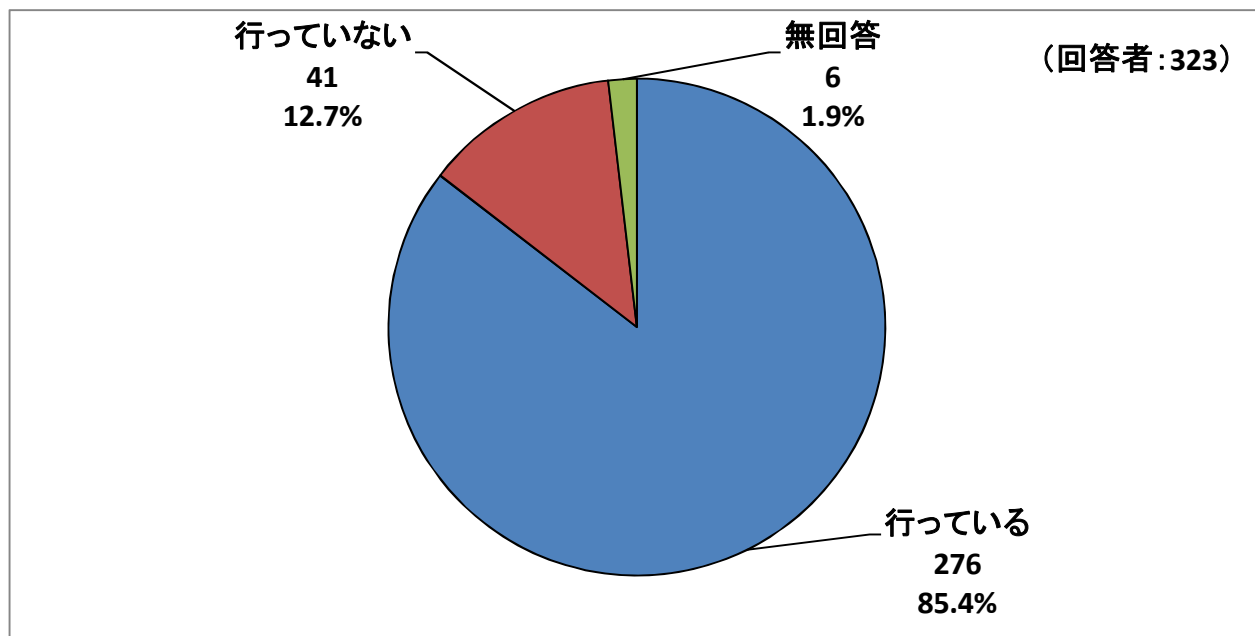


問4 私立保育所に対して行う補助について

(1) 貴自治体は、平成25年度において、私立保育所に対して補助金の交付(貴自治体の財源で行う地方単独事業に限る。)を行っていますか。該当する記号に○を付けてください。

なお、私立保育所のみを対象とした補助金だけでなく、私立保育所が交付対象に含まれる補助金の全てについて御回答ください。

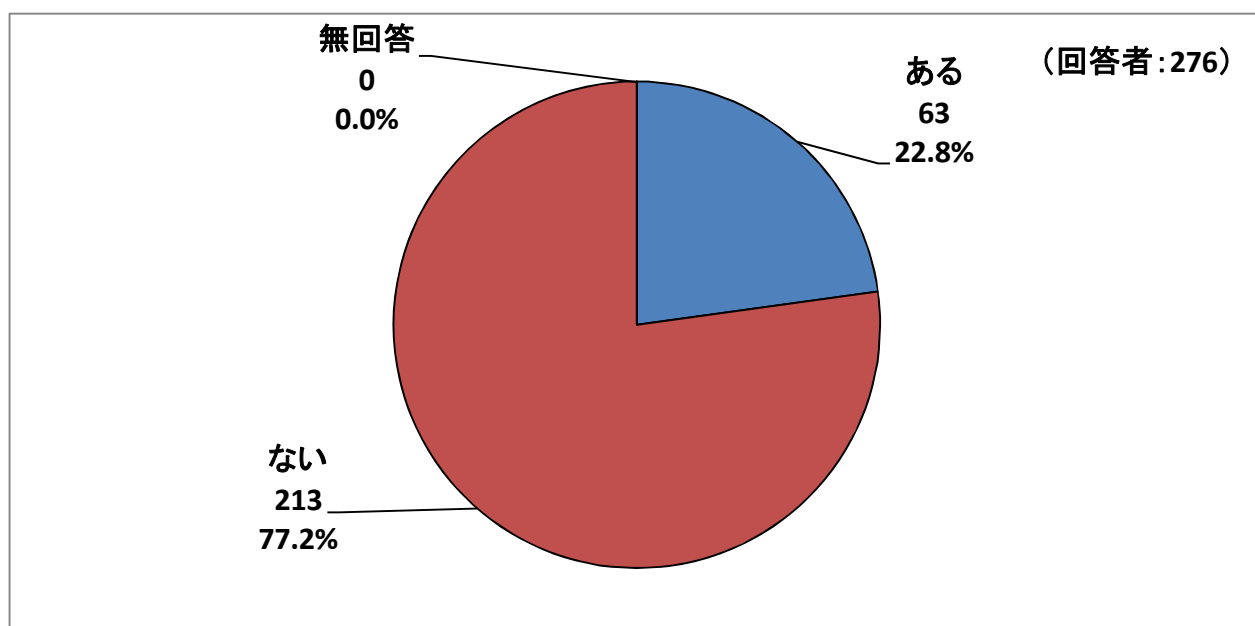
※(1)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問



(2) (1)の補助金のうち、補助対象を社会福祉法人に限定するなど特定の法人に限定していたり、社会福祉法人とそれ以外の法人とで金額や交付条件等に差を設けていたりするのはありますか。該当する記号に○を付けてください。

なお、私立保育所のみを対象とした補助金だけでなく、私立保育所が交付対象に含まれる補助金の全てについて御回答ください。

※(2)は(1)で「行っている」を選択した自治体(276)に対する質問



(3) (2)の補助金について、その事業名・補助対象・事業概要を御回答ください。
 なお、10以上の事業を行っている場合には、予算額の多い上位10事業を御回答ください。

※(3)は(2)で「ある」を選択した自治体(63)に対する質問

	挙げられた補助金の数(総数:181)										無回答	合計
	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件		
具体的な補助金を挙げた自治体数	21	20	3	4	2	2	4	2	1	2	1	62

◎ 補助金の具体例(具体例を記載した自治体:61)

(注)具体例については、回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

- ・ 保育所整備費(新設、増改築等)への補助
- ・ 保育所の土地・建物の賃貸料への補助
- ・ 保育所の運営費に対する補助
- ・ 保育士の人件費に対する補助
- ・ 保育所の維持管理費に対する補助
- ・ 障害児の受入れに対して必要な費用
- ・ 病後児の受入れに対して必要な費用
- ・ 金融機関からの借入れへの利子補給
- ・ 福祉医療機構からの借入れへの利子補給
- ・ 保育所の地域活動事業への補助
- ・ 週休二日制を実施するために必要な職員の雇用に必要な経費への補助
- ・ 本部会計への補助

- (4) 補助対象を特定の法人に限定していたり、社会福祉法人とそれ以外の法人とで金額や交付条件等に差を設けていたりする場合、その理由について、下記の選択肢に該当するものがあれば、(3)の番号を記載してください。

※(4)は、(2)で「ある」を選択した自治体(63)に対する質問

	各選択肢を理由とした(3)の補助金数	各選択肢を選択した自治体数(延べ)
社会福祉法人以外の設置主体は、経営の安定性・継続性に懸念があるから	4	2
社会福祉法人以外の設置主体から参入に係る相談等がない・僅少であるので、対象とする必要がないから	46	17
営利目的の設置主体を対象とするのは、保護者の理解が得られないから	3	2
社会福祉法人であれば、事業を廃止した場合でも、財産が個人に帰属しない等、事業の継続性が担保できる一方、他の設置主体ではそれが期待できないから	17	6
社会福祉法人以外の設置主体の資産形成に該当するから	14	9
営利目的の設置主体は、提供する保育の質に懸念があるから	6	1
営利目的の設置主体は、補助金を本部会計へ不適切に繰り入れるおそれがあるから	3	2
その他	36	18
合計	129	57

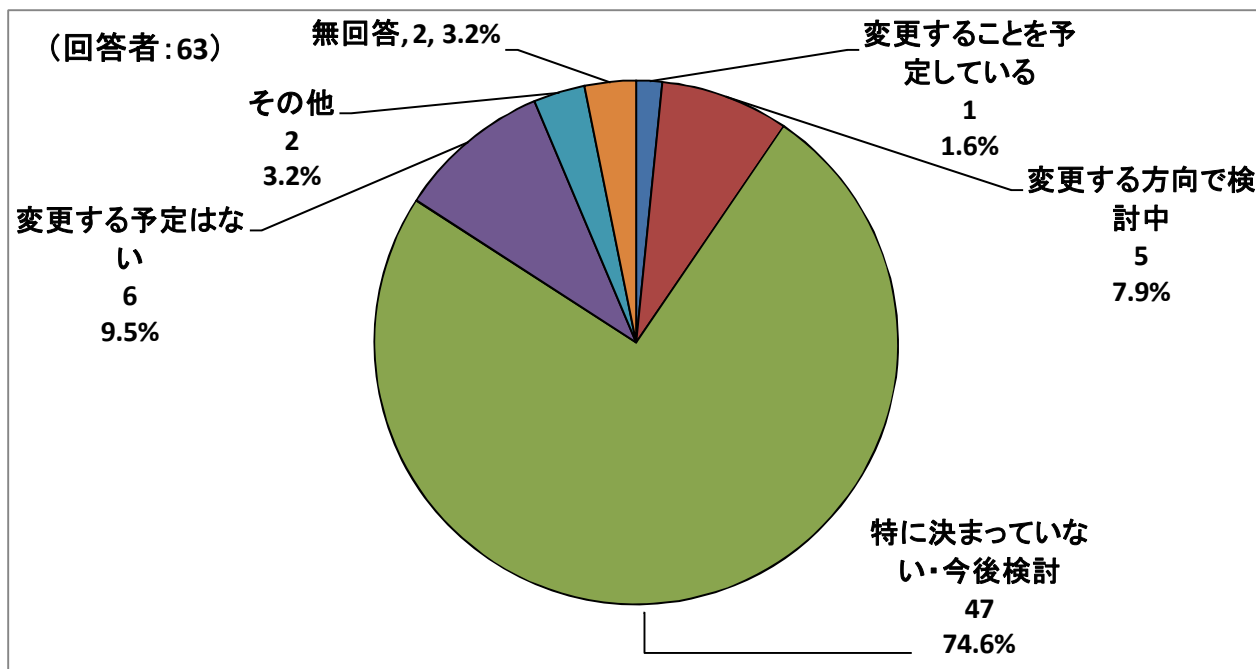
回答した正味の
自治体数は50

※ 選択肢ごとの補助金の内容に、特徴的な差はみられなかった。

※ 「その他」は、国庫補助金の上乗せ単独補助であるため、国の制度に準じているという回答などがあつた。

(5) 平成27年4月から実施される予定の子ども・子育て支援新制度においては、設置主体を問わず、審査基準に適合している者について保育所の設置の認可をするものとされたり、施設整備に係る費用が公定価格(委託費)に盛り込まれ、設置主体を問わず交付するものとされたりするなど、社会福祉法人と株式会社等との間の取扱いの差がなくなってきました。このような中で、(3)の事業における交付対象や交付条件を変更する予定はありますか。該当する記号に○を付けてください。

※(5)は、(2)で「ある」を選択した自治体(63)に対する質問



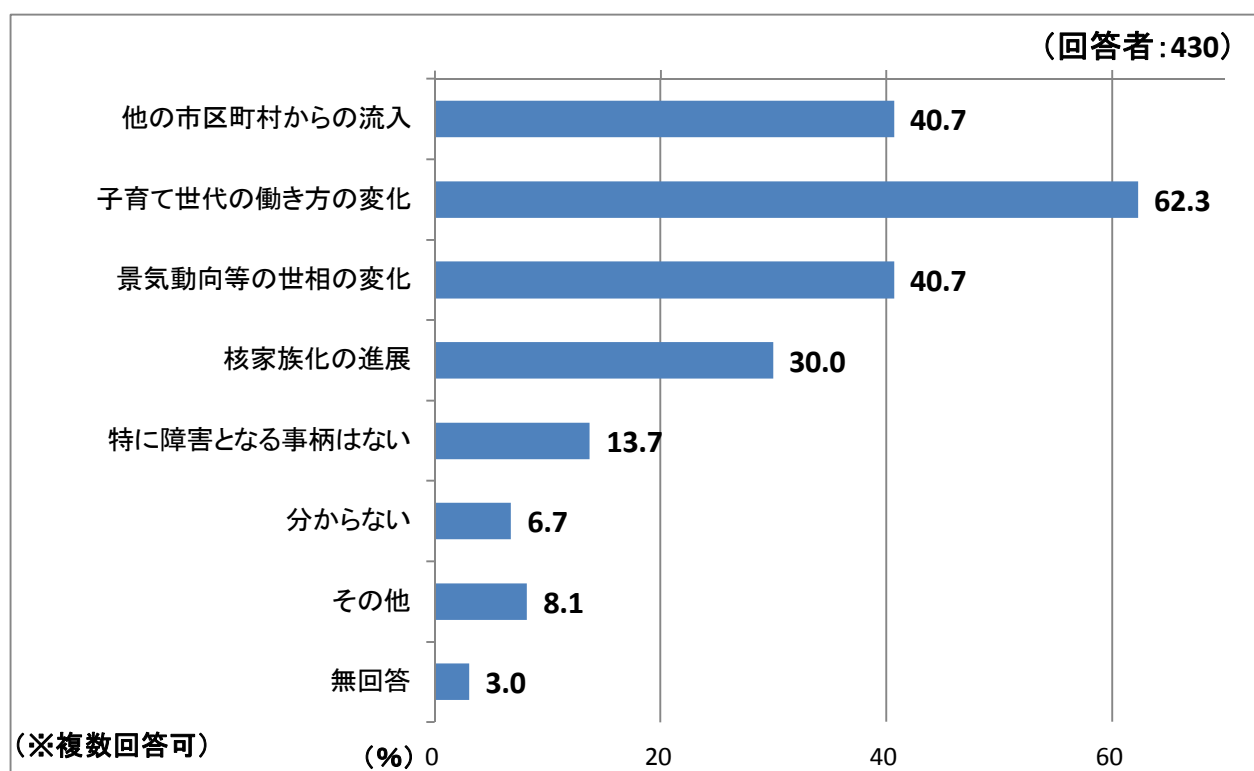
問5 貴自治体における待機児童について

(1) 貴自治体において待機児童を減らす又は発生させないために行っている対策はどのようなものがありますか。御回答ください。

(注) 具体例については、回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋・分類し、記載している。また、各項目の自治体数は、延べ数である。

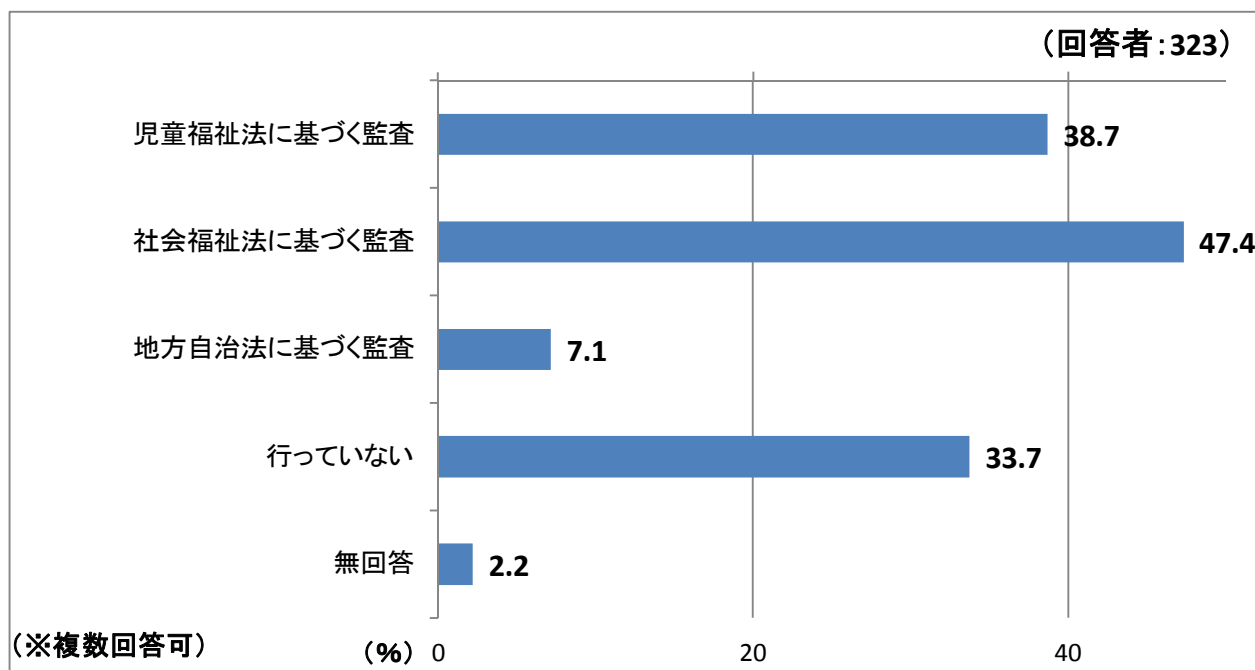
対策を記載した自治体の数	265
保育所(分園を含む。)の新設や、定員増を伴う増改築	154
定員の弾力運用、定員の増加	103
認証保育所、家庭的保育事業など保育所以外の保育サービスの活用	91
保育士の確保	40
入所要件審査の厳格化、入所施設のあっせん・マッチング、相談対応の充実	33
幼稚園の認定こども園化、幼稚園における預かり保育の実施	30
その他	17

(2) 貴自治体が、正確な保育需要を把握するために障害となる事柄にはどのようなものがありますか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



問6 貴自治体が行う監査について

(1) 貴自治体では、私立保育所に対してどのような監査を行っていますか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。



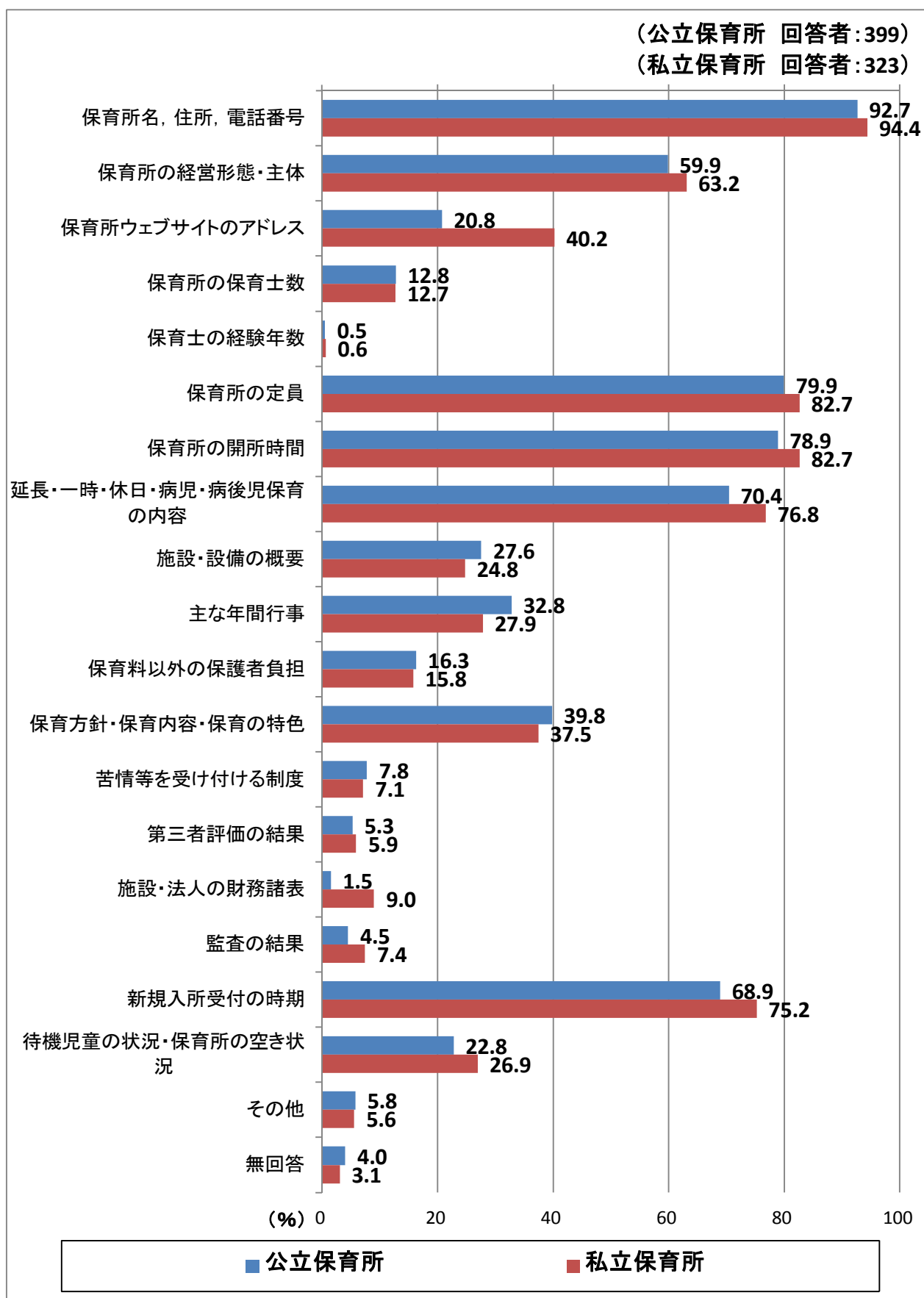
(2) 貴自治体の監査において、平成22年度から平成25年度(平成25年度については平成25年10月末)までの間で、以下の項目のうち、①文書で改善を指摘した又は文書で改善状況の報告を求めたもの、②文書では指摘していないが口頭で改善を指摘したものはありますか。社会福祉法人立と株式会社立の保育所について、それぞれ、該当するものにチェックを付けてください。

※(2)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問

	社会福祉法人		株式会社	
	①文書	②口頭	①文書	②口頭
園長、副園長又は事務長の給与が過大	13	11	1	0
内部留保が過大	28	20	4	1
施設・設備・備品が驕奢、奢侈	3	3	0	0
保育所運営費を保育の質の向上に資さない使途に充てている(上記以外)	30	22	2	3
上記のいずれか該当がある自治体数	47	36	6	4
該当がある自治体における保育所数の合計	2630	1863	164	81

問7 貴自治体が行う情報提供について

貴自治体のウェブサイトにおいて提供している情報にはどのようなものがありますか。公立保育所と私立保育所について、それぞれ、該当するものにチェックを付けてください。



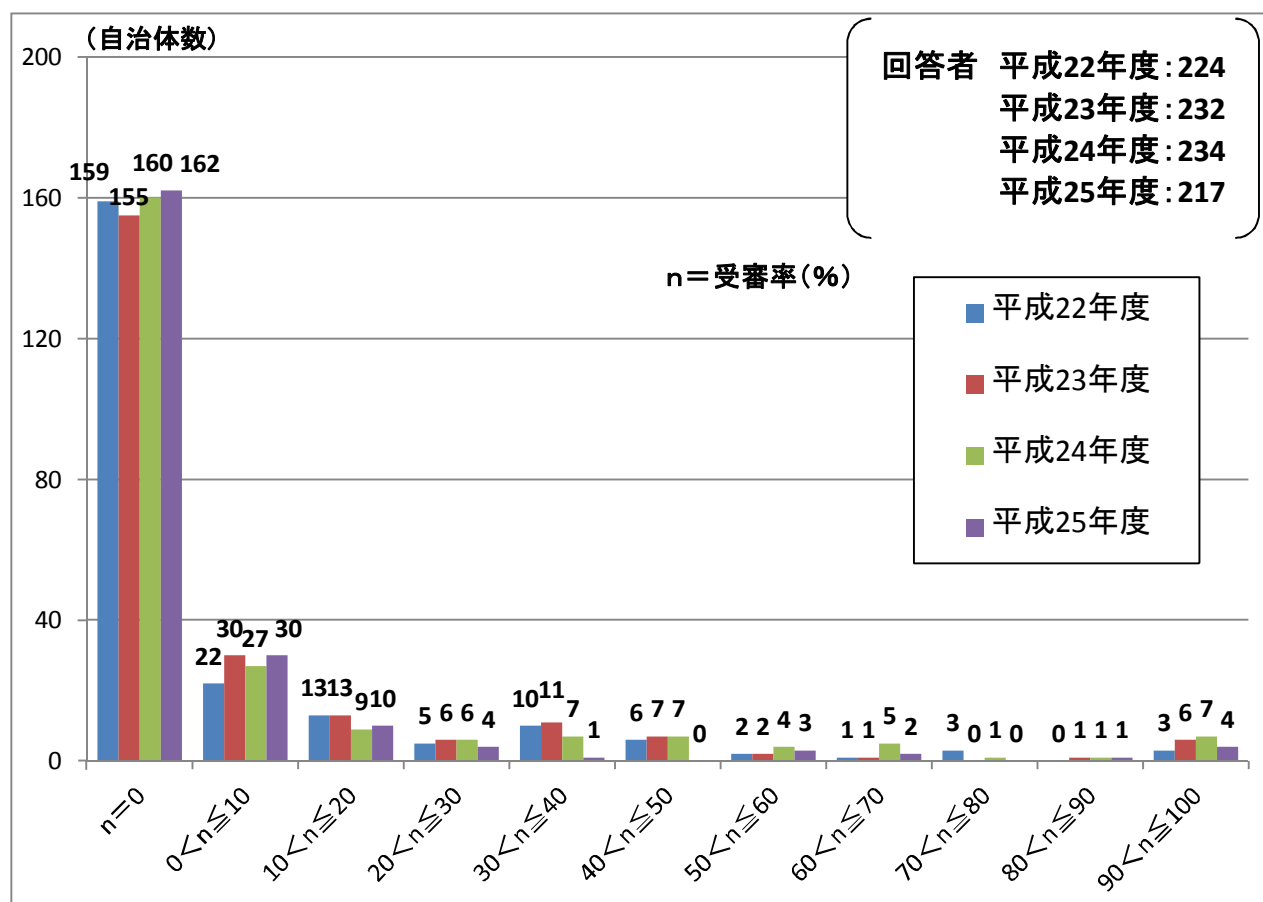
問8 私立保育所が受審する第三者評価について

(1) 保育の質を、事業者及び保護者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価制度があります。平成22年度から平成25年度までの各年度末(平成25年度については平成25年10月末)時点の、貴自治体における保育所の数及び第三者評価を受審した保育所の数を、設置主体別に御回答ください。

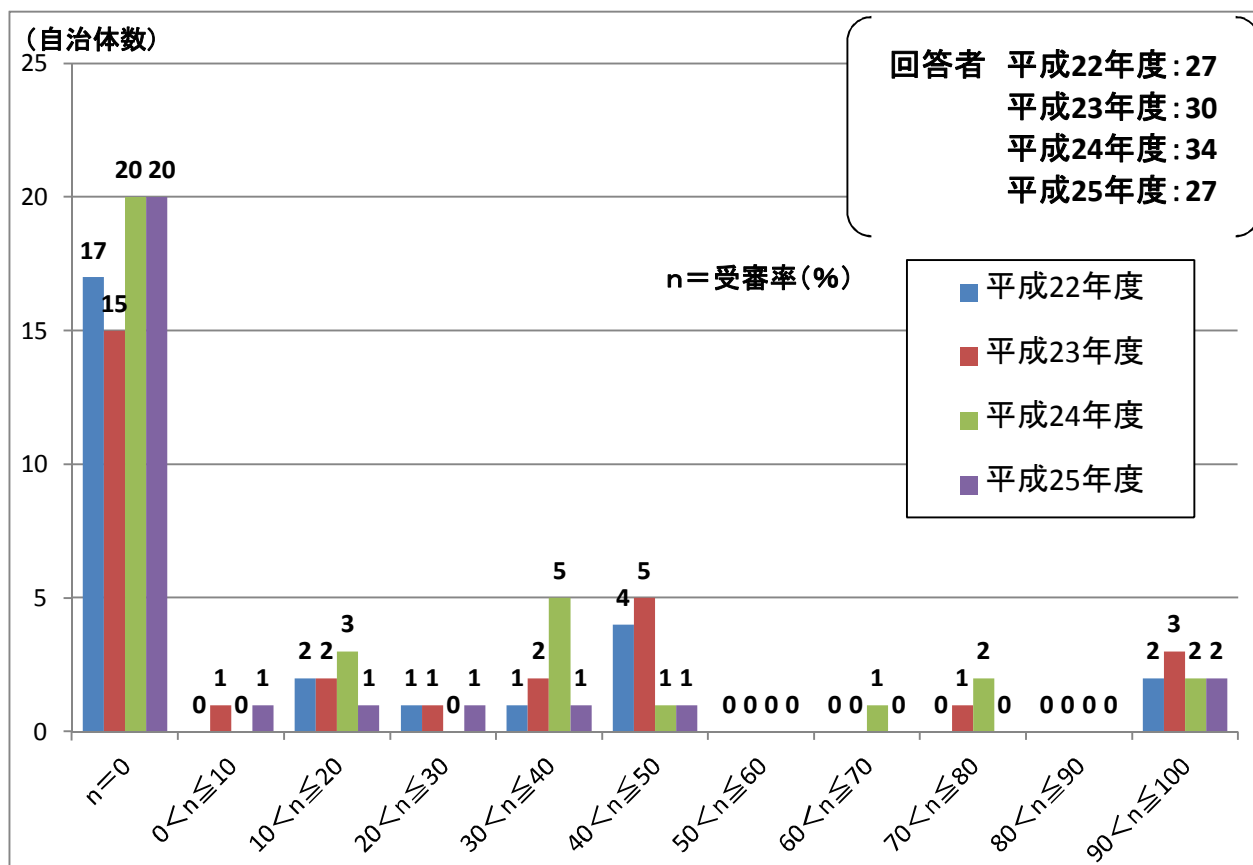
※(1)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問

(注)グラフは、自治体の受審率(各年度の第三者評価を受審した保育所数／当該自治体の年度末時点の保育所数)の分布状況

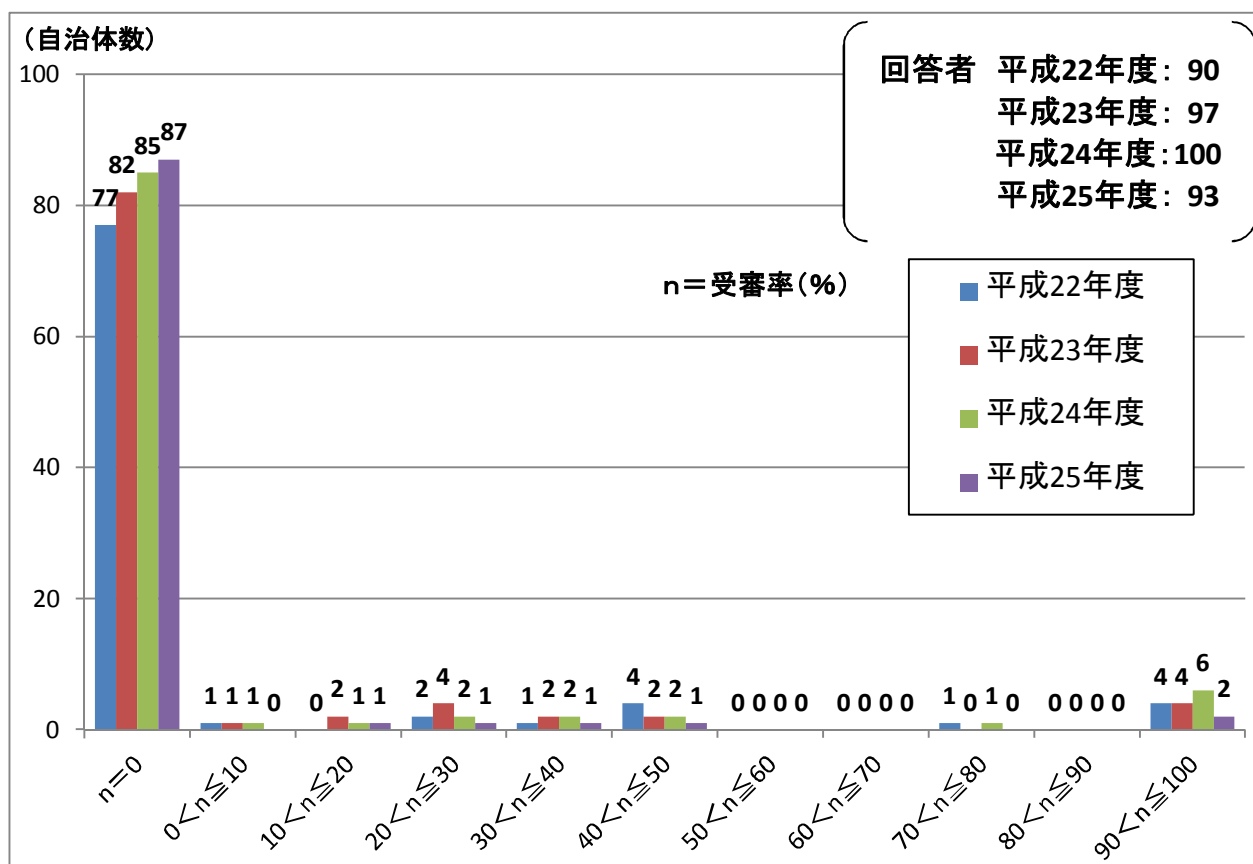
【社会福祉法人】



【株式会社】

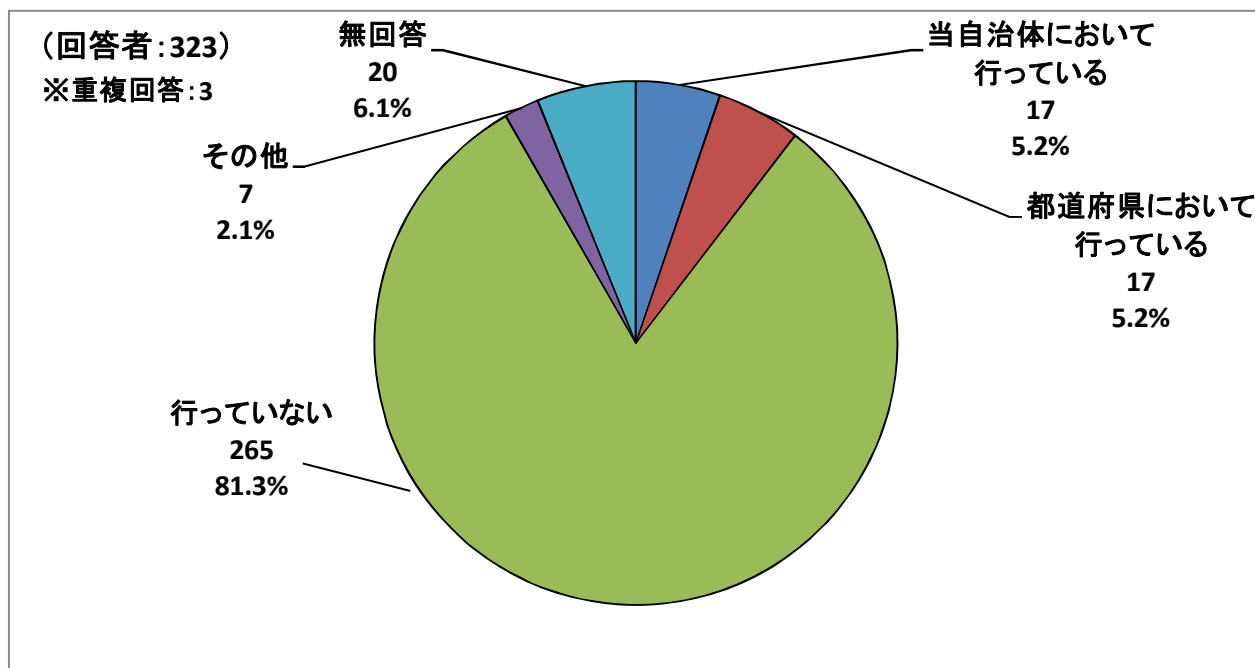


【その他主体】



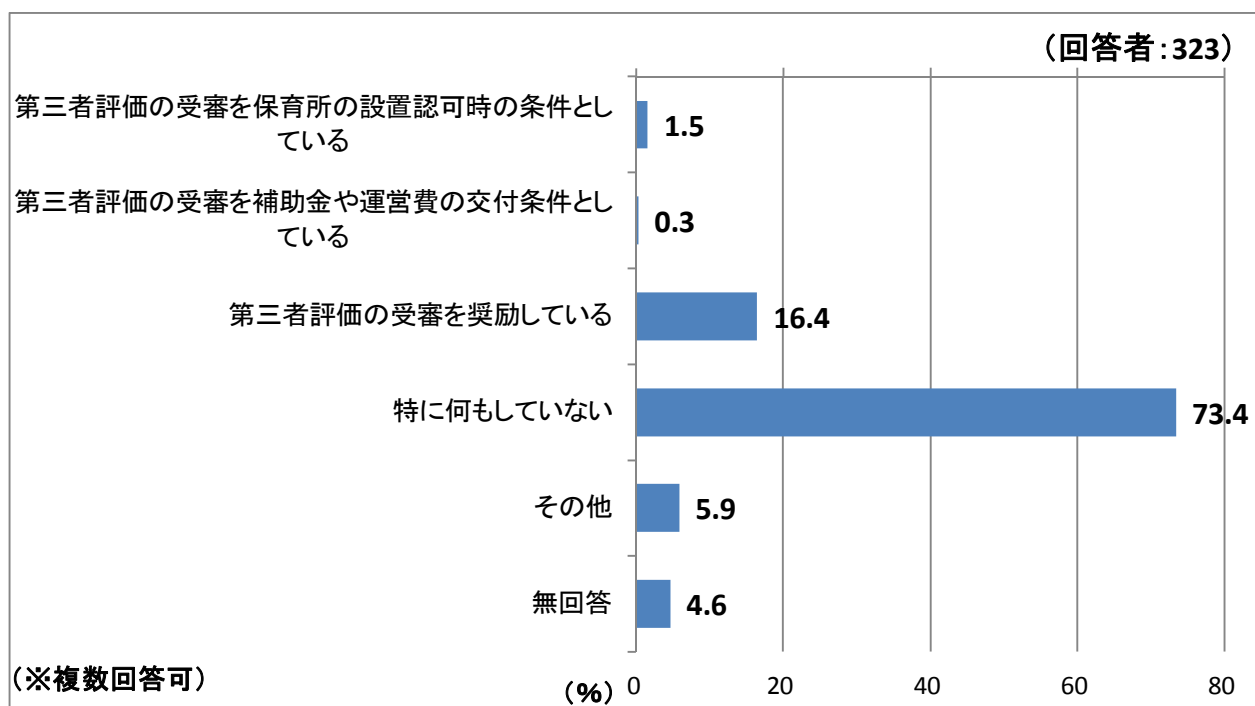
(2) 貴自治体では、第三者評価を受審する私立保育所に対して受審費用の補助を行っていますか。該当する記号に○を付けてください。

※(2)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問



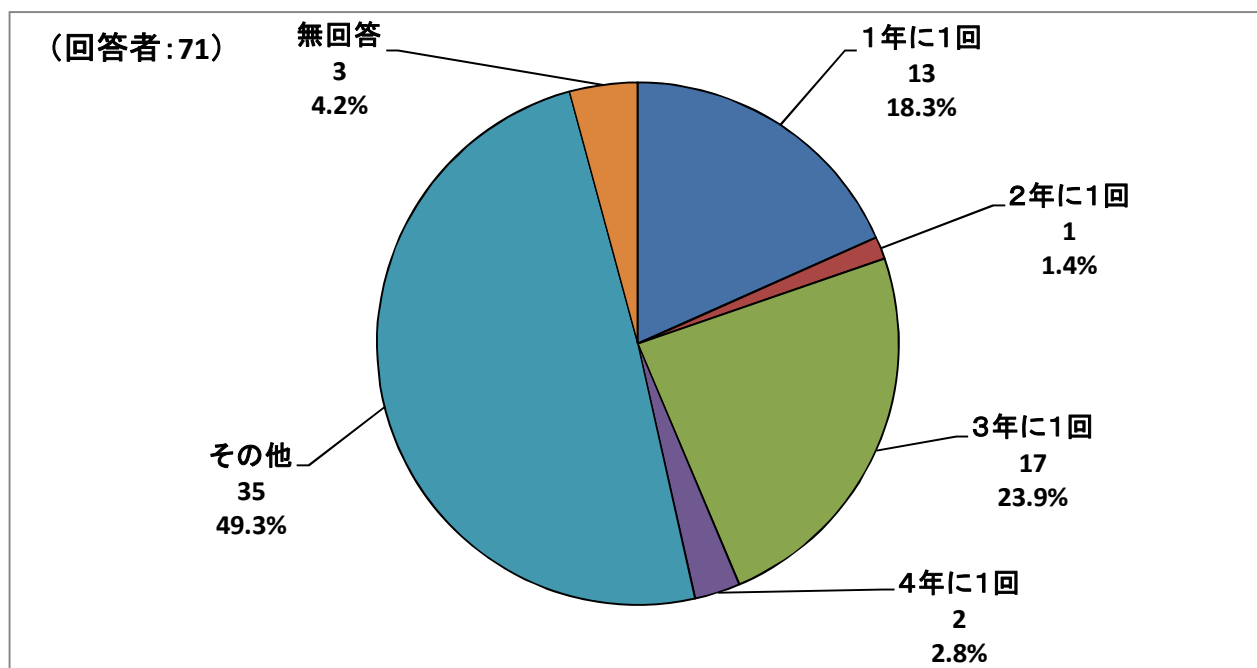
(3) 貴自治体では、私立保育所に対して、第三者評価を受審することを義務付けたり、補助金や運営費の交付条件として第三者評価を受審することを求めたりしていますか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください(この設問でいう「補助金」には、第三者評価の受審費用そのものに対する補助金は含みません。)。

※(3)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問



(4) 第三者評価はどの程度の頻度で受審することを求めていますか。該当する記号に○を付けてください。

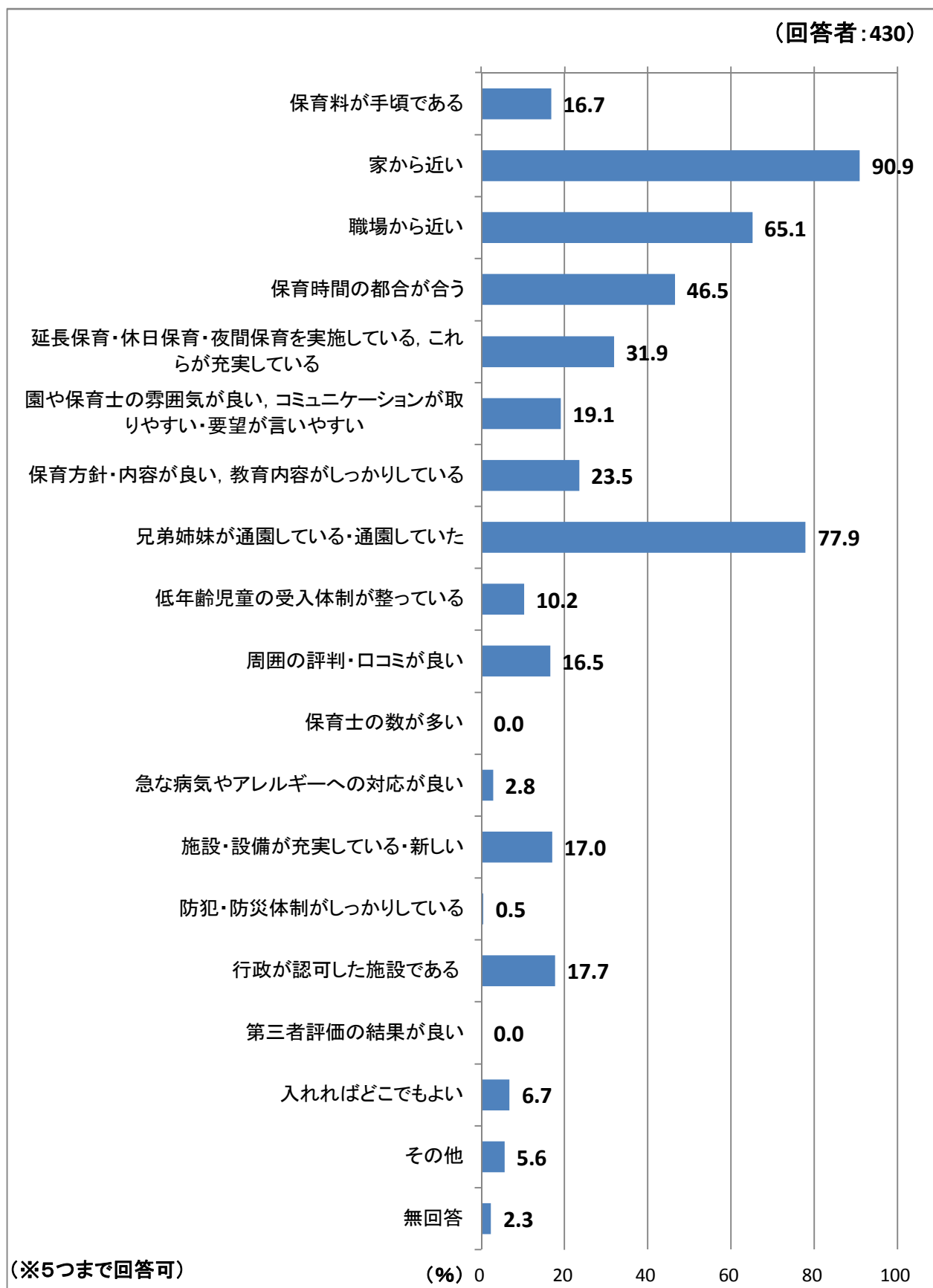
※(4)は(3)で「特に何もしていない」以外を選択した自治体(71)に対する質問



※「その他」35のうち、21は、「特に頻度については定めていない」旨の回答であった。

問9 保護者の保育所選択について

貴自治体においては、保護者はどのような条件を重視して保育所を選択していると考えていますか。特に重視していると考えられるものを以下の中から5つ選んでください(5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。)

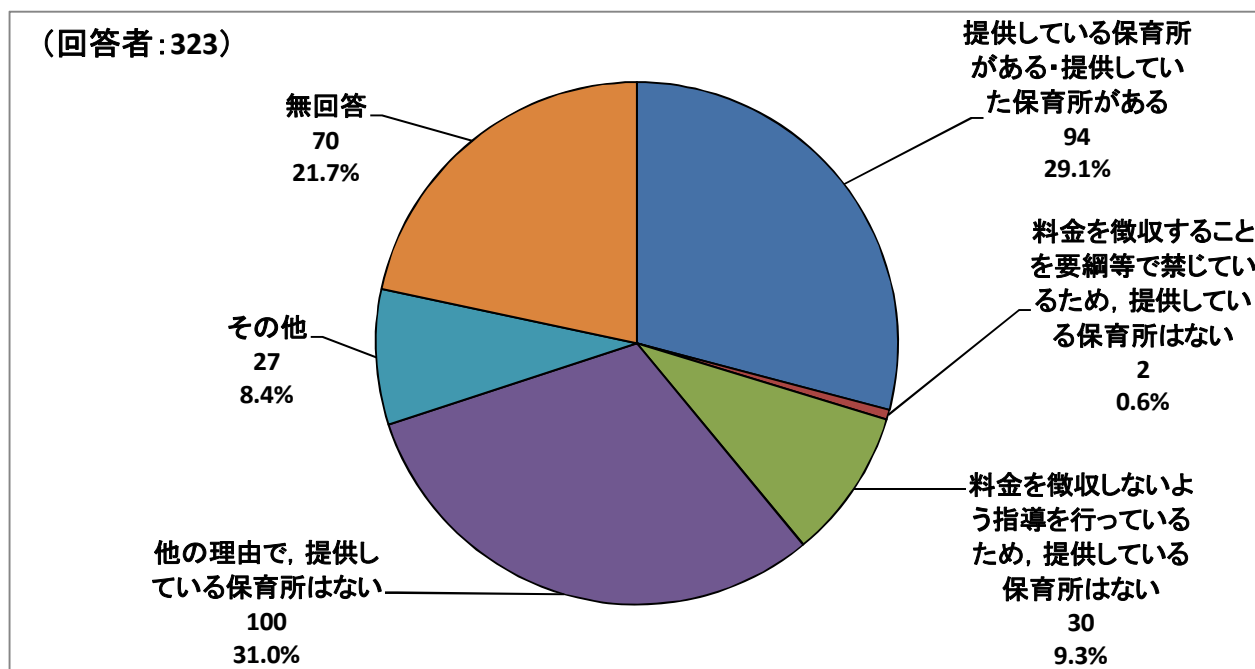


問10 私立保育所が追加で提供する付加的サービスについて

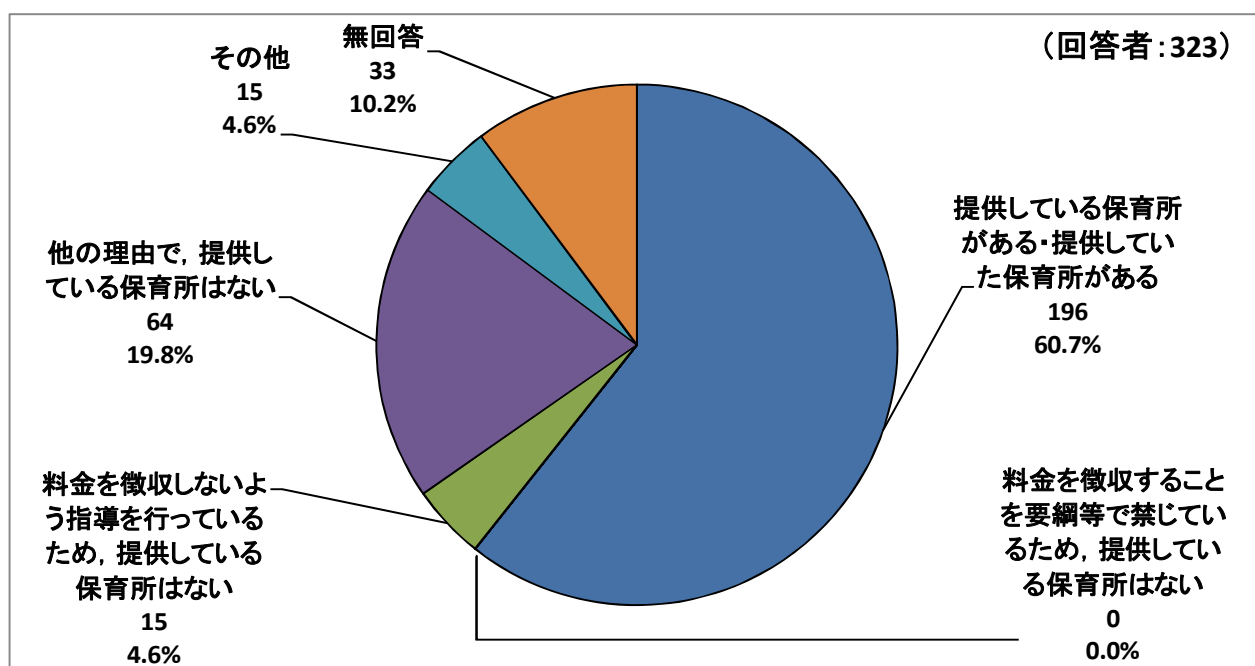
(1) 貴自治体の私立保育所では、交付される運営費とは別に、保護者から料金を徴収して、付加的なサービスの提供を行っていますか。保護者全員が別途料金を支払うもの及び希望する保護者のみが別途料金を支払うものそれぞれについて、該当する記号を選択し、御回答ください。

※(1)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問

【保護者全員が別途料金を支払うもの】

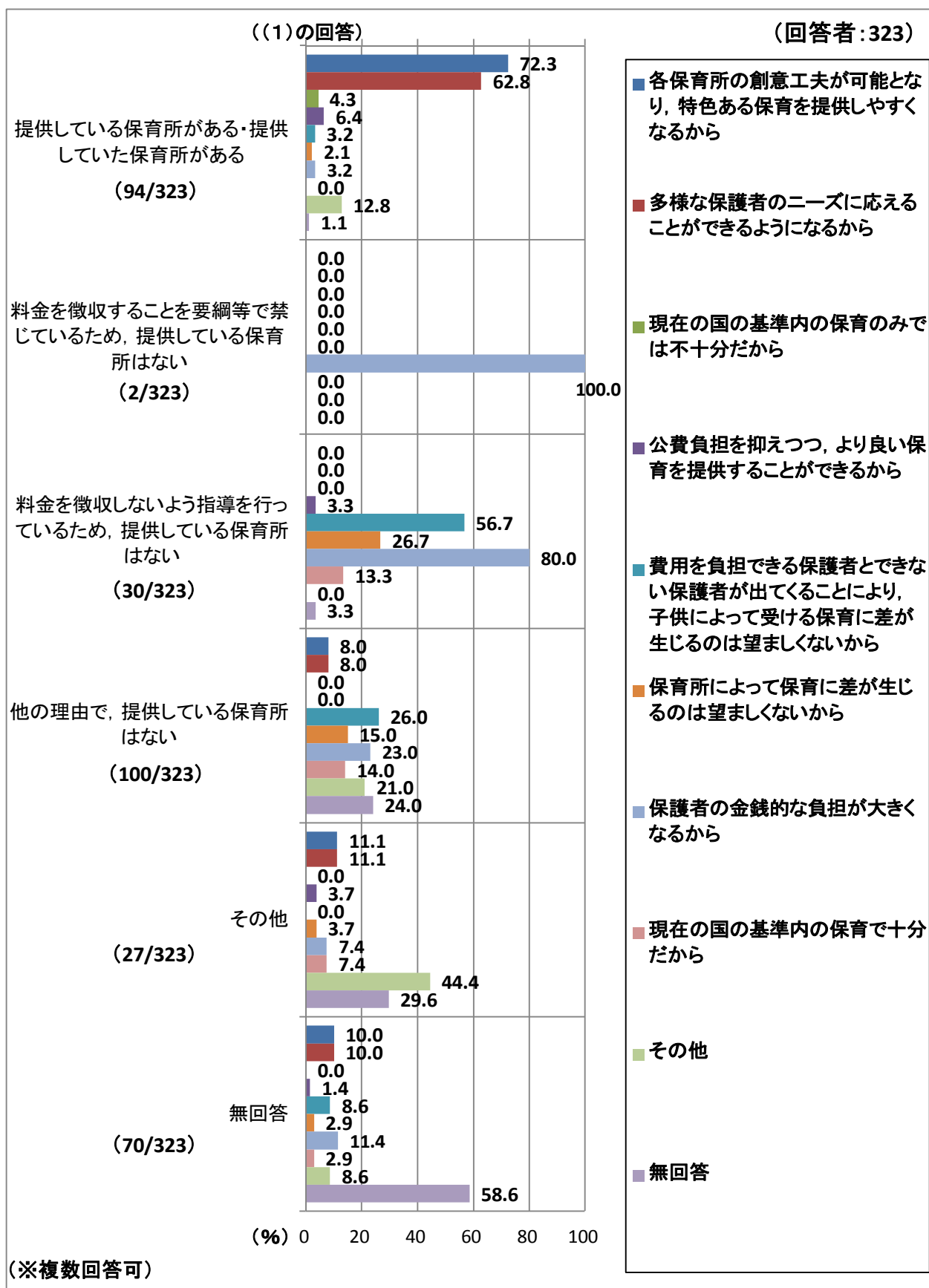


【希望する保護者のみが別途料金を支払うもの】



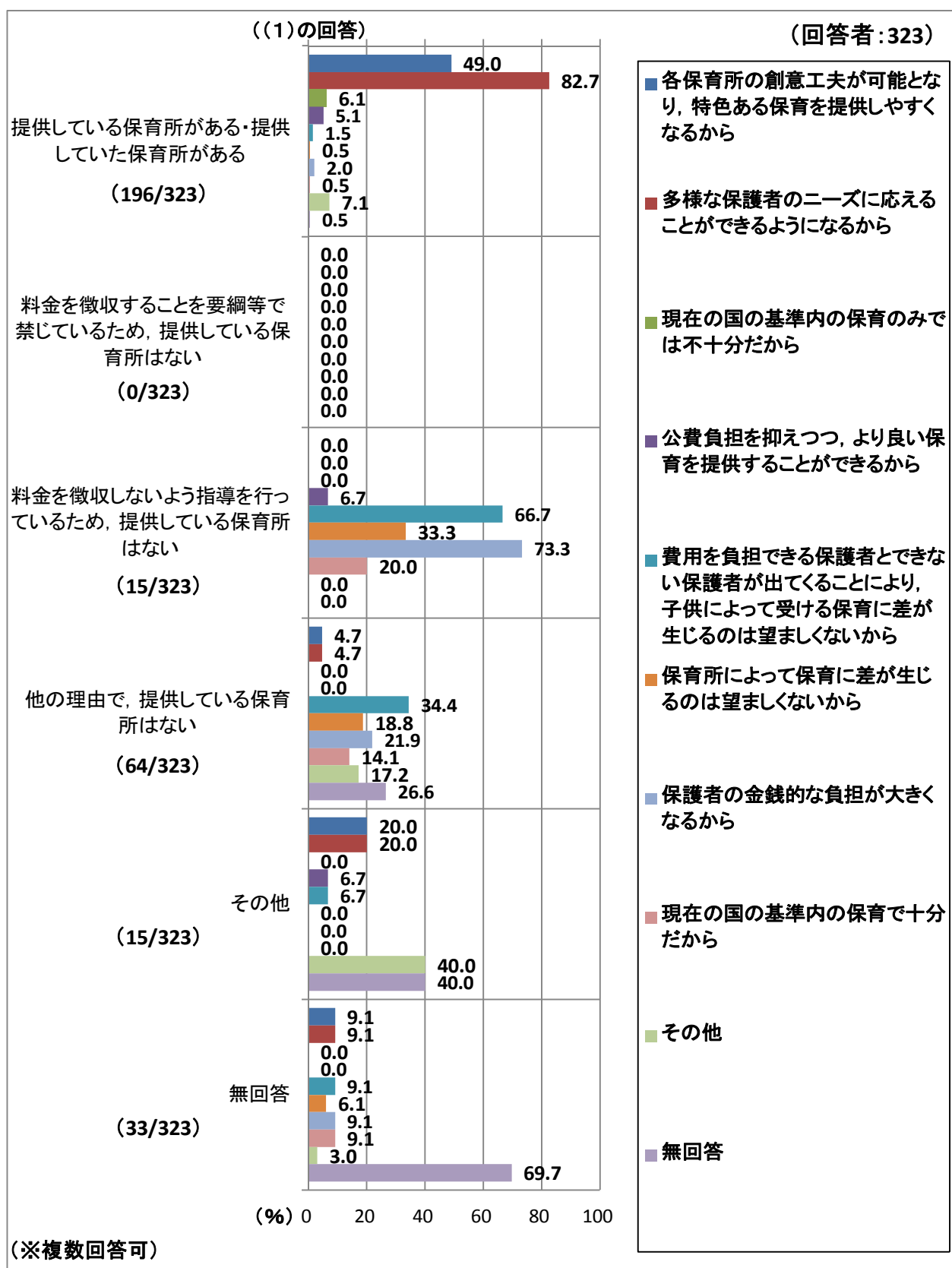
(2) 貴自治体が、私立保育所において、保護者全員が別途料金を支払うことで付加価値サービスを提供することを認めている、又は、認めていない理由は何ですか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。

※(2)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問



(3) 貴自治体が、私立保育所において、希望する保護者のみが別途料金を支払うことで付加価値サービスを提供することを認めている、又は、認めていない理由は何ですか。該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。

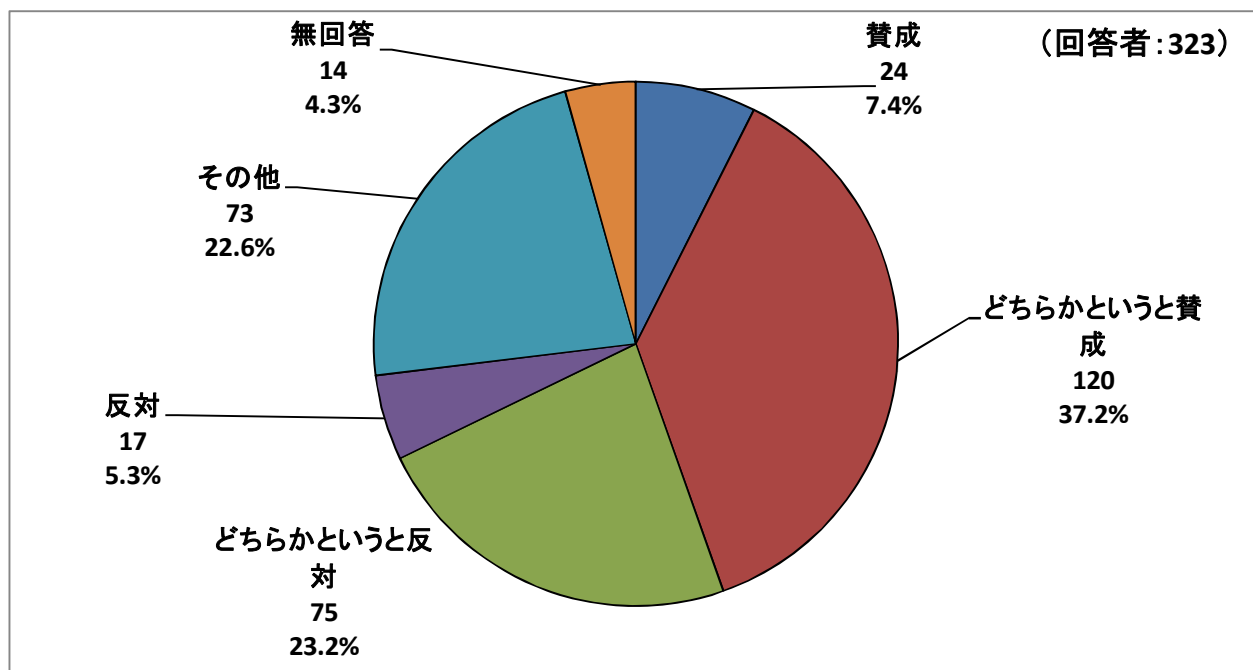
※(3)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問



(4) 現在、子ども・子育て支援新制度の詳細を検討している「子ども・子育て会議」においては、国が定める基準に基づく保育の一環として行われる活動に係る費用について、実費徴収を認める方向で議論されています。

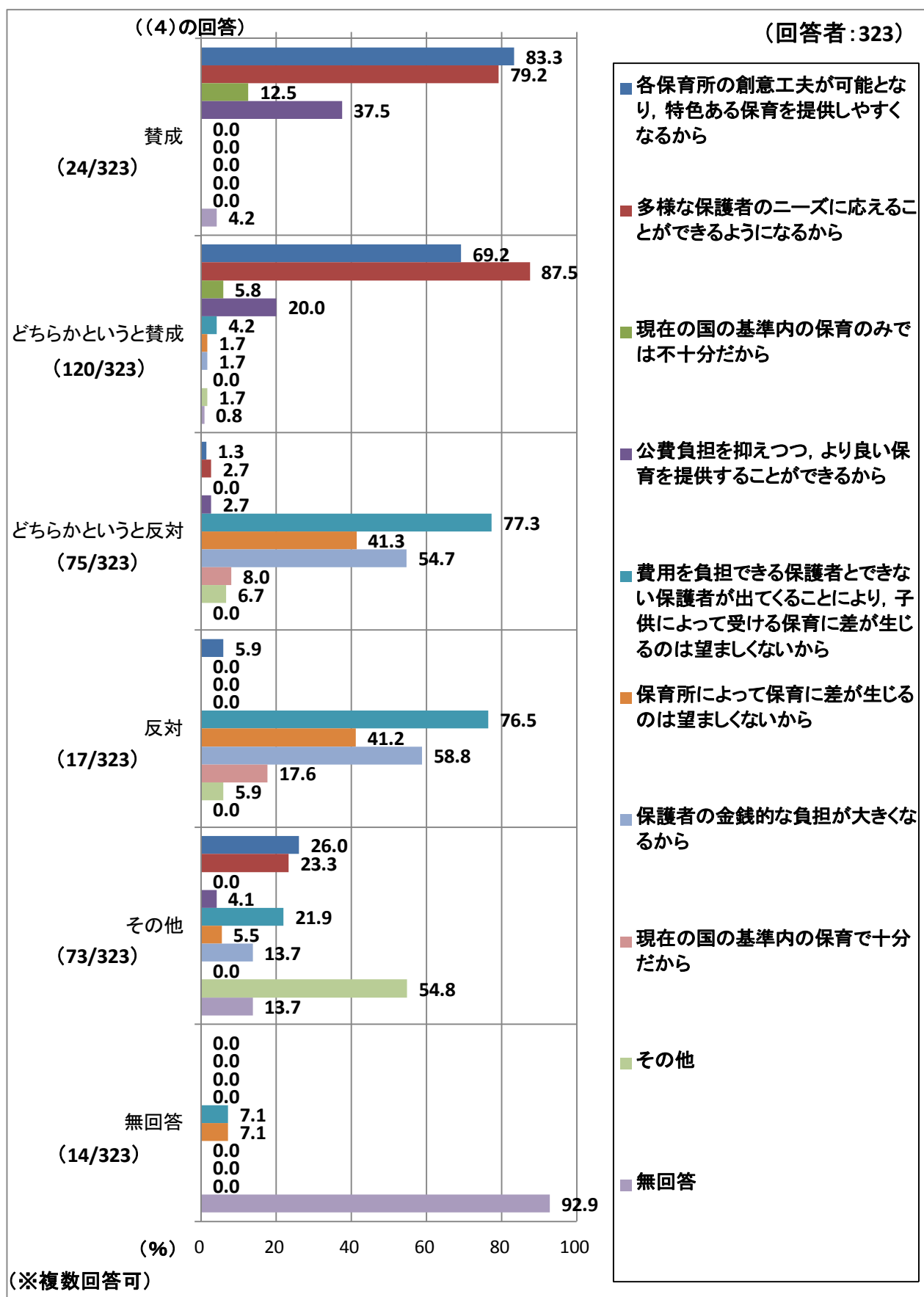
これに関して、各保育所が創意工夫を凝らし、特色ある保育を行うためには、国が定める基準外の保育を認めるとともに、その費用について実費徴収を認めることが必要との意見もあります。この意見に対する貴自治体の考えについて、該当する記号に○を付けてください。

※(4)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問



(5) (4)の回答の理由について、該当する記号に○を付けてください。該当する記号が複数ある場合は、該当するもの全てに○を付けてください。

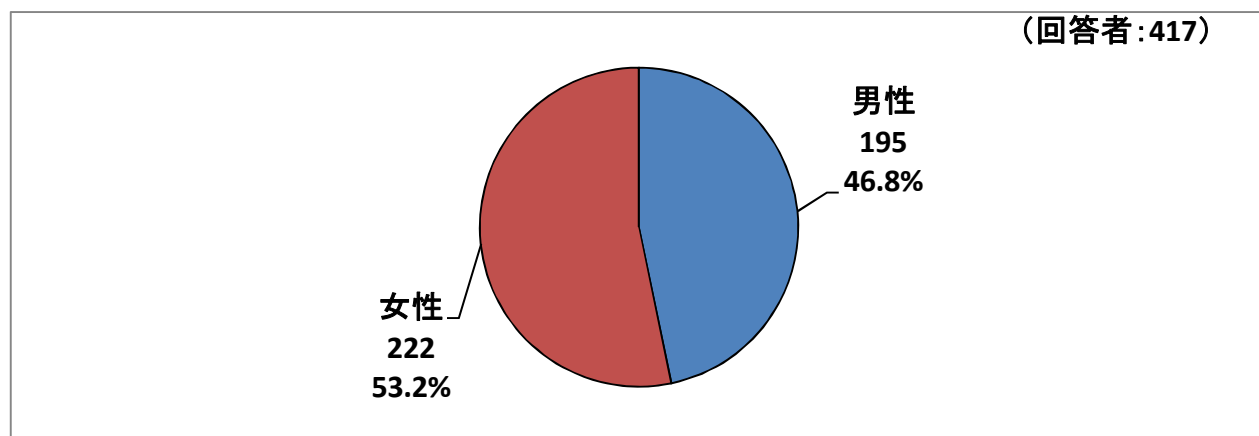
※(5)は私立保育所がある自治体(323)に対する質問



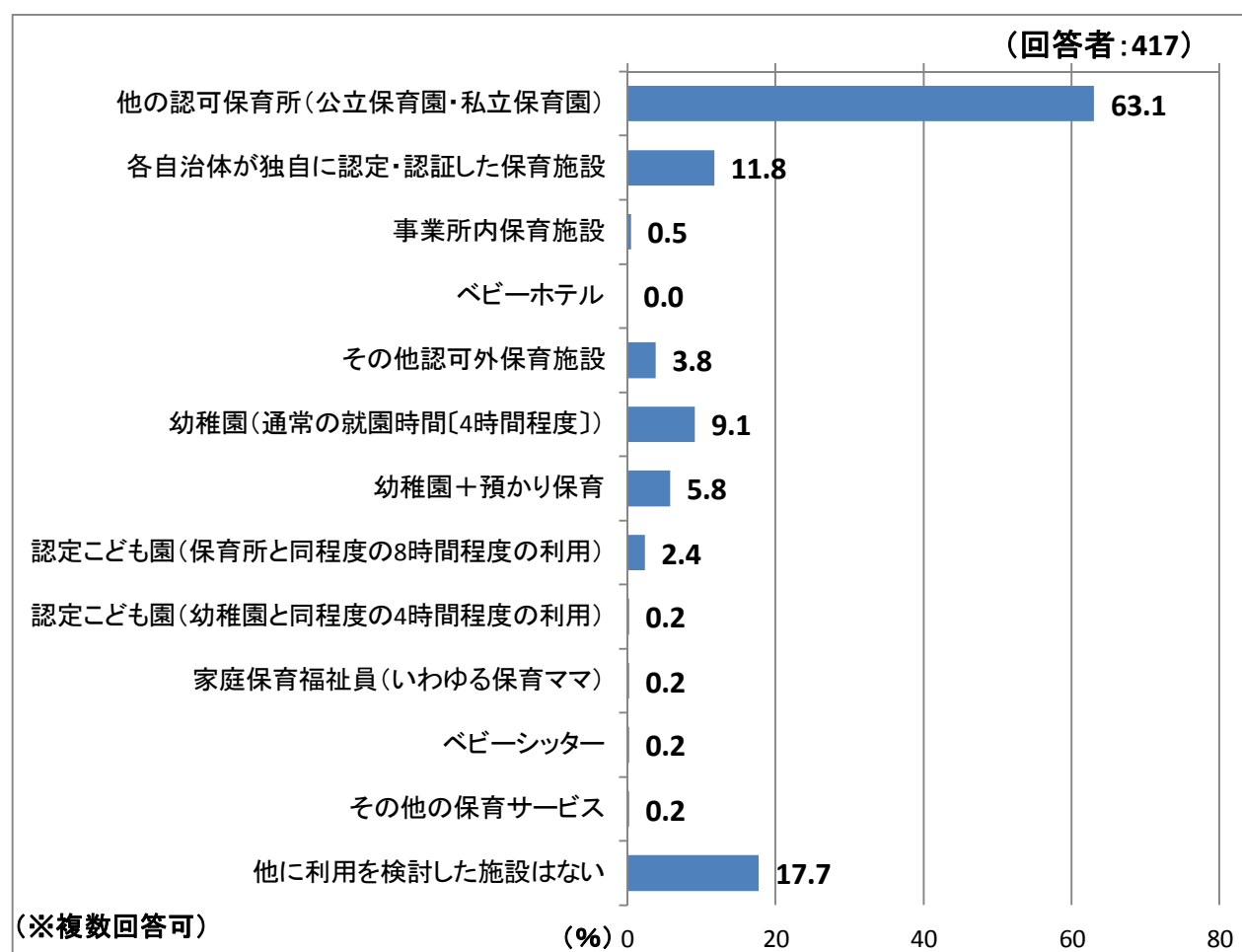
4. 保育園についてのアンケート【保育所利用者】

- (注) 1 保育所利用者とは、私立保育所を利用している0歳児から6歳児の保護者である。
 2 アンケートにおいては、回答者の便宜のため、保育所を保育園と表記するなどしている。

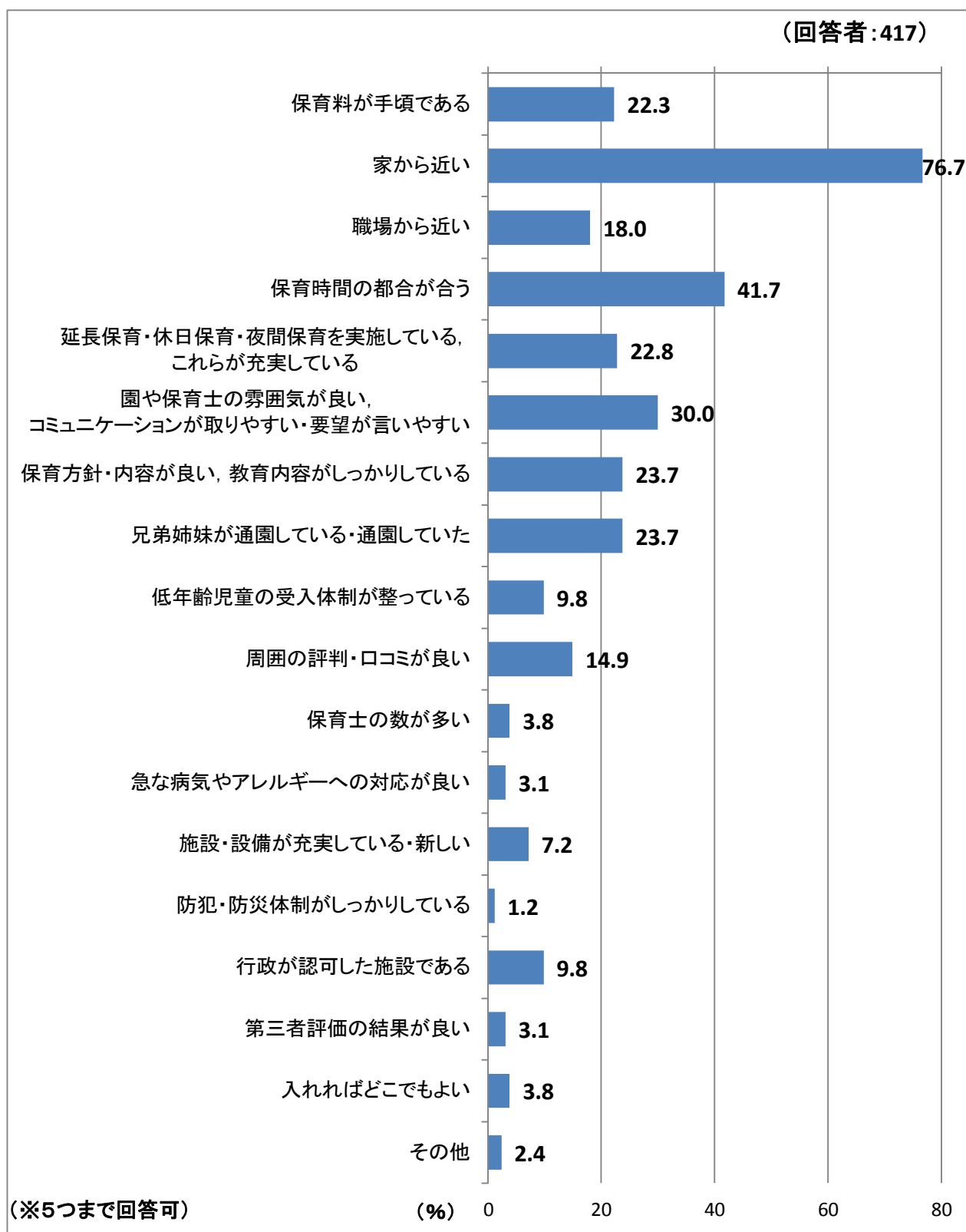
性別



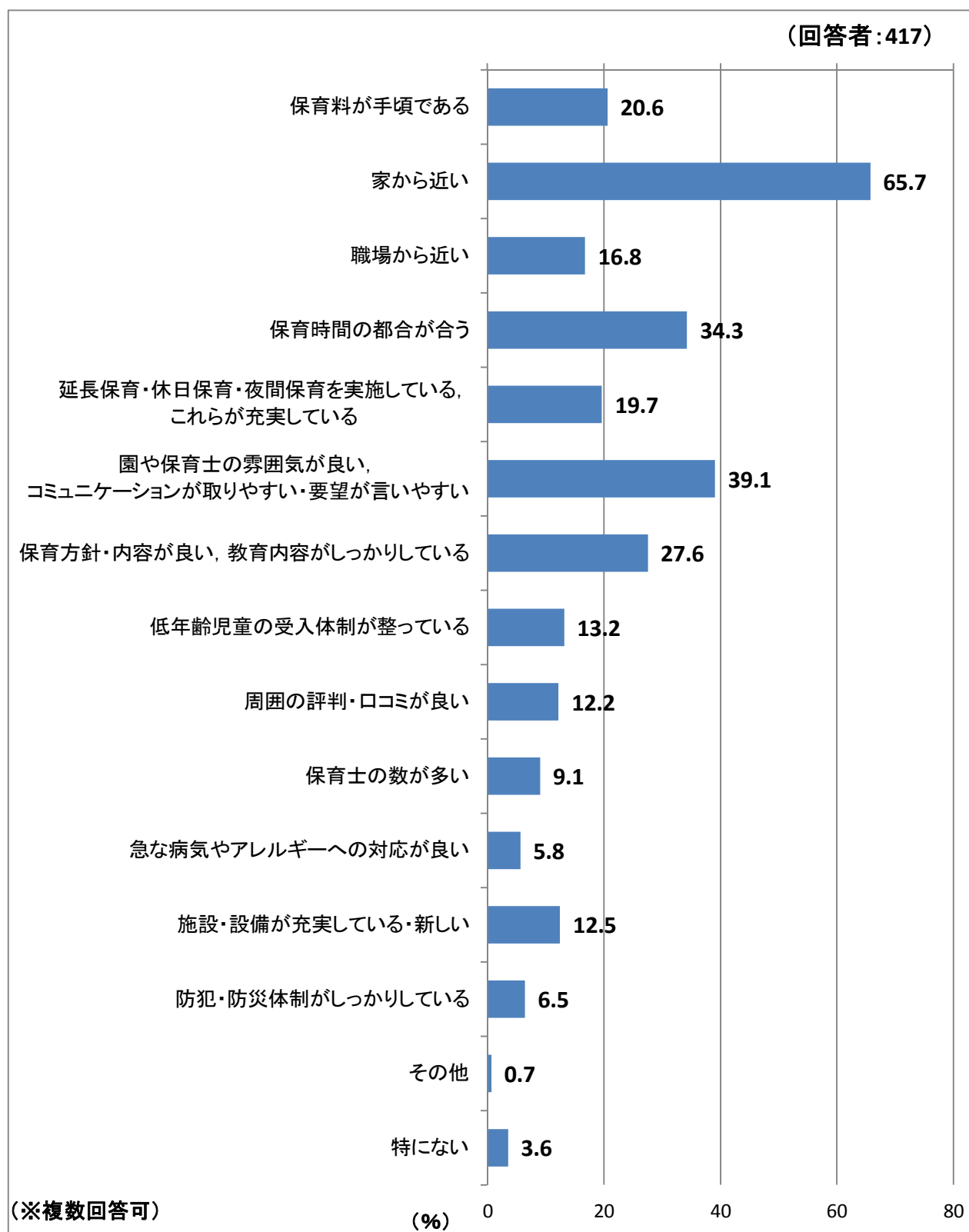
Q1 現在、お子様が通われている保育園を選択するに当たって、他に利用を検討した施設はどのようなものがありましたか。当てはまるものを全て選んでください。



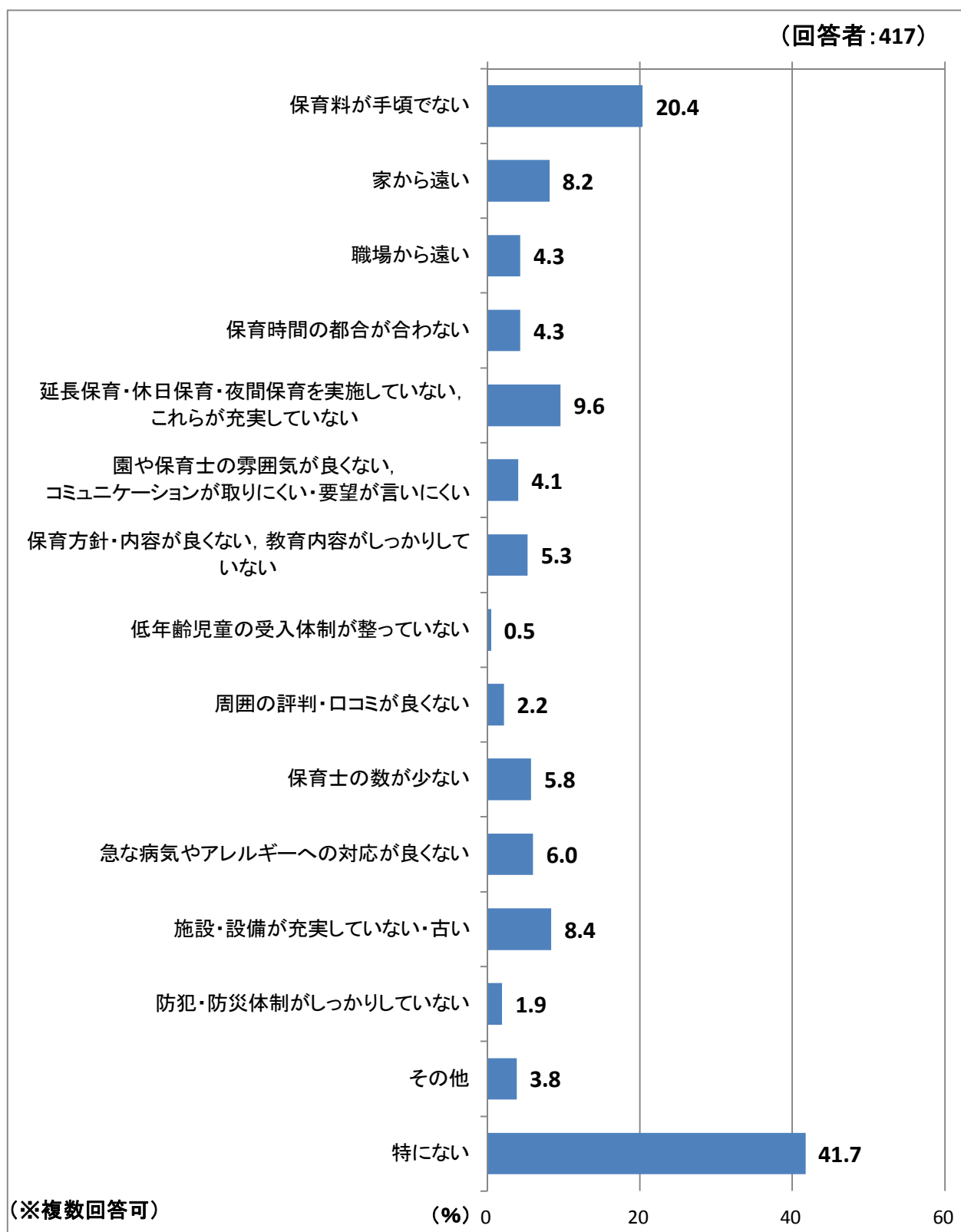
Q2 保育園を選択する際に、特に重視された点を以下の中から5つまで選んでください(5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。)



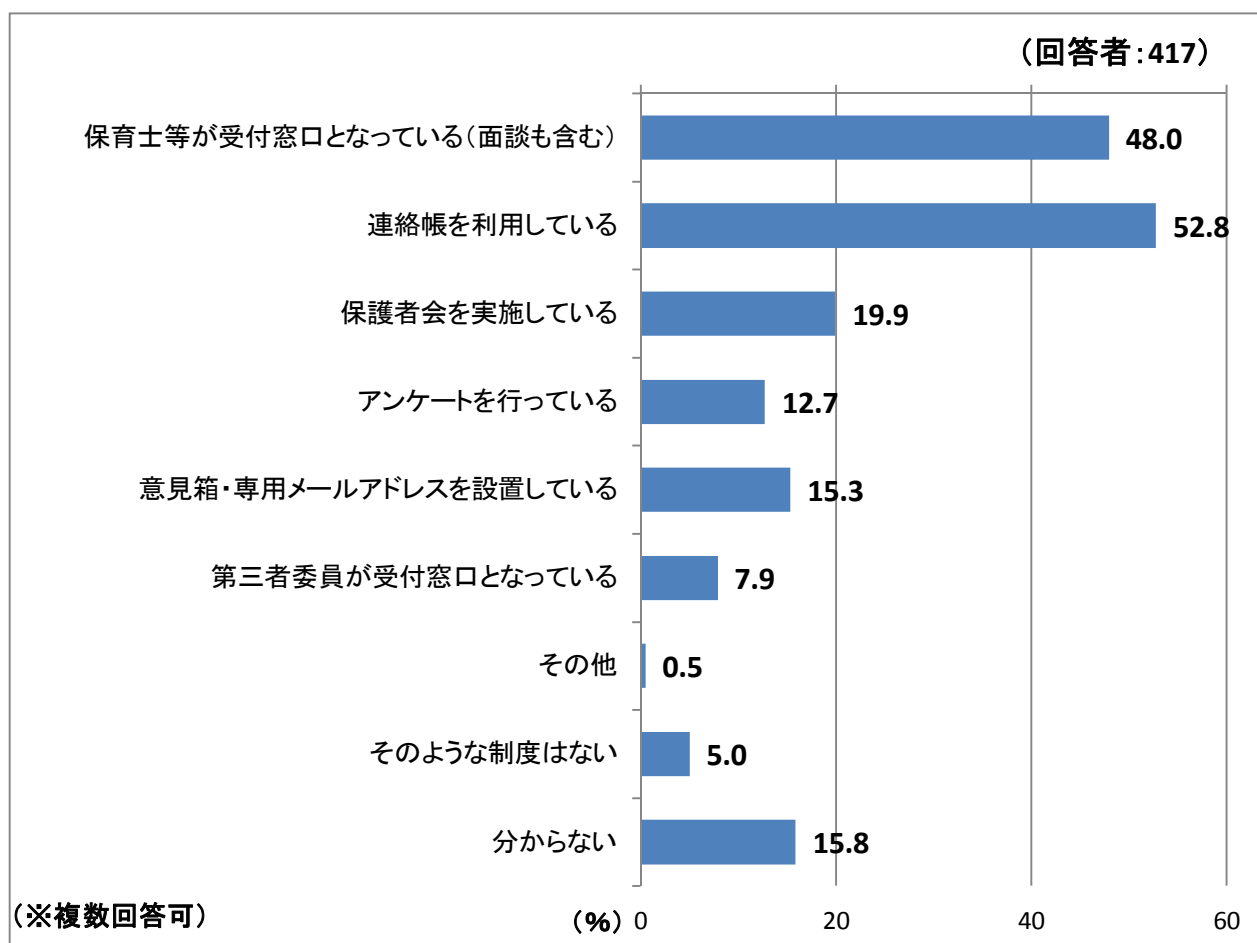
Q3 現在利用している保育園について、どのような点に満足されていますか。当てはまるものを全て選んでください。



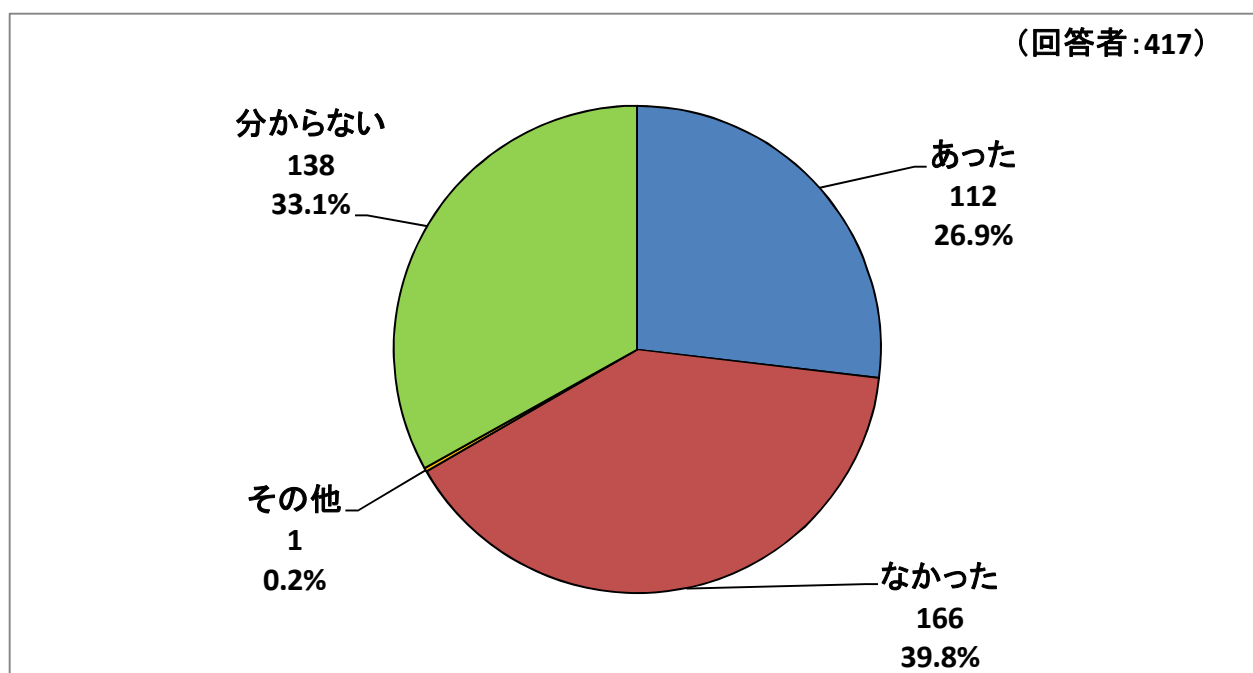
Q4 現在利用している保育園について、どのような点に不満がありますか。当てはまるものを全て選んでください。



Q5 現在利用している保育園には、意見・要望・苦情等を申し立てる制度としてどのようなものがありますか。当てはまるものを全て選んでください。



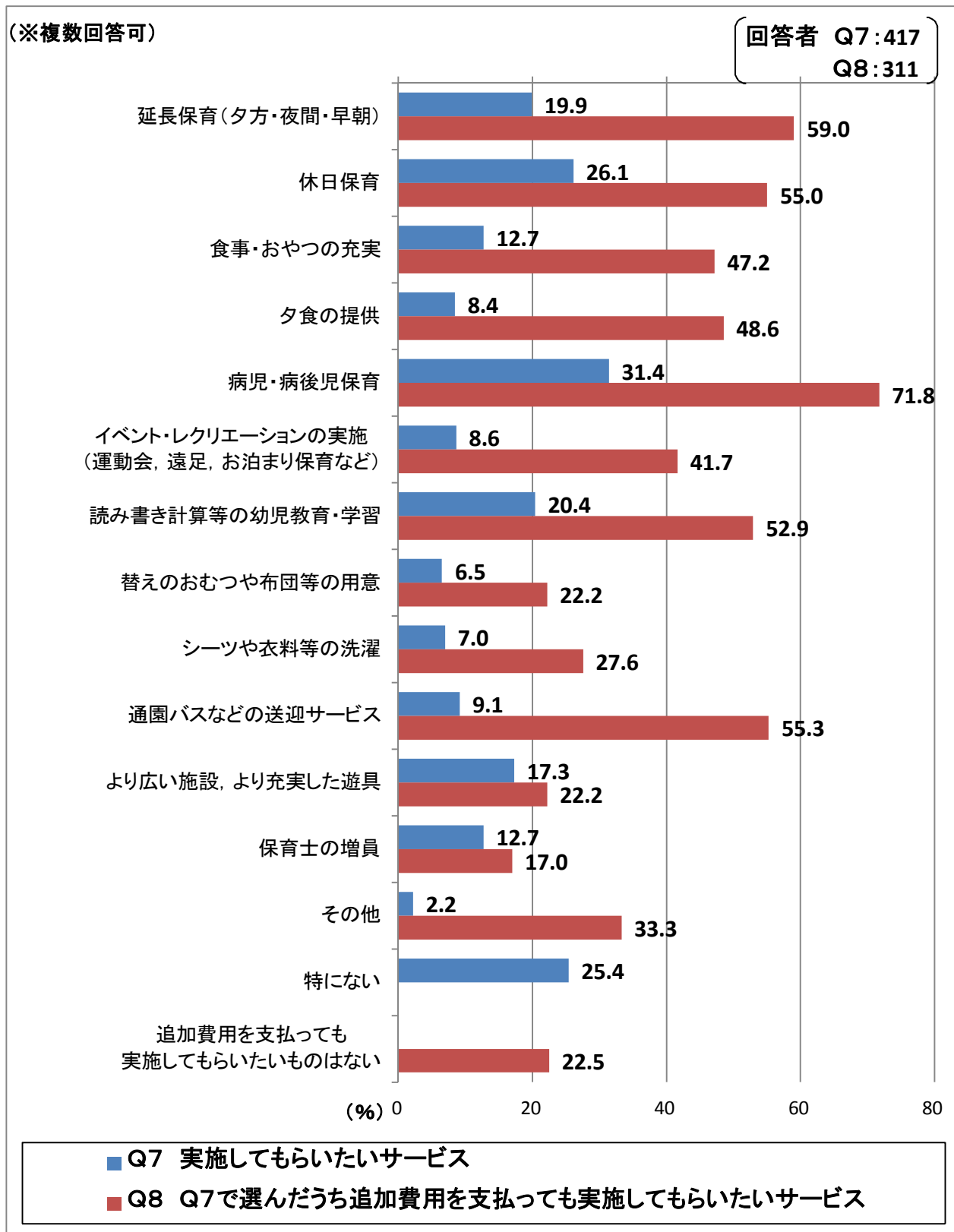
Q6 現在利用している保育園から、意見・要望・苦情等を申し立てる制度があることについて説明はありましたか。当てはまるものを1つ選んでください。



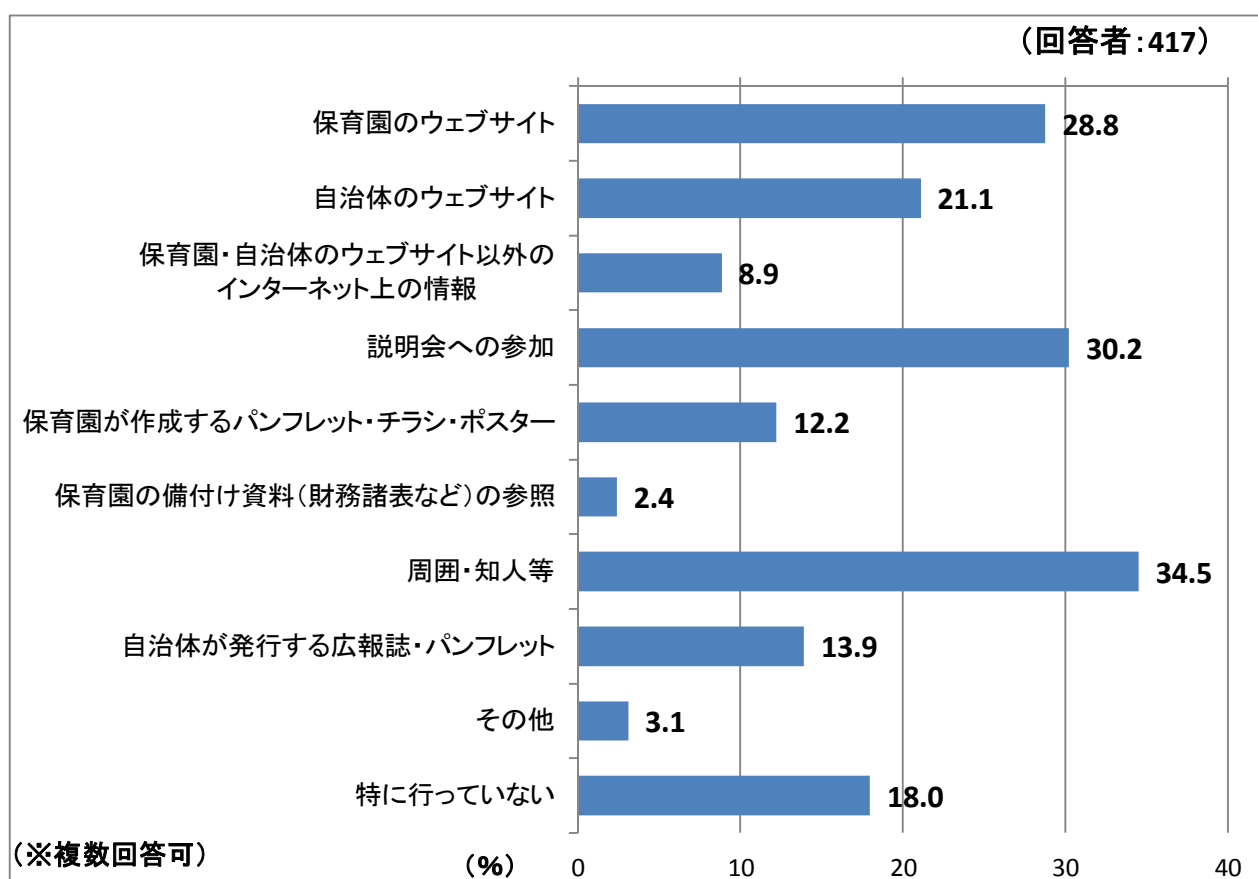
Q7 現在利用している保育園に今後実施してもらいたいサービスはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

Q8 Q7でお選びになったサービスの中で、通常の保育料のほかに追加費用の支払がなければ実施できない場合、サービスに見合った追加費用を支払っても実施してもらいたいものはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

※Q8は、Q7で選択した各項目に対して、追加費用を支払っても実施してもらいたいと回答した者の割合。また、「追加費用を支払っても実施してもらいたいものはない」の割合は、Q8の回答者全体(311人)に対するもの

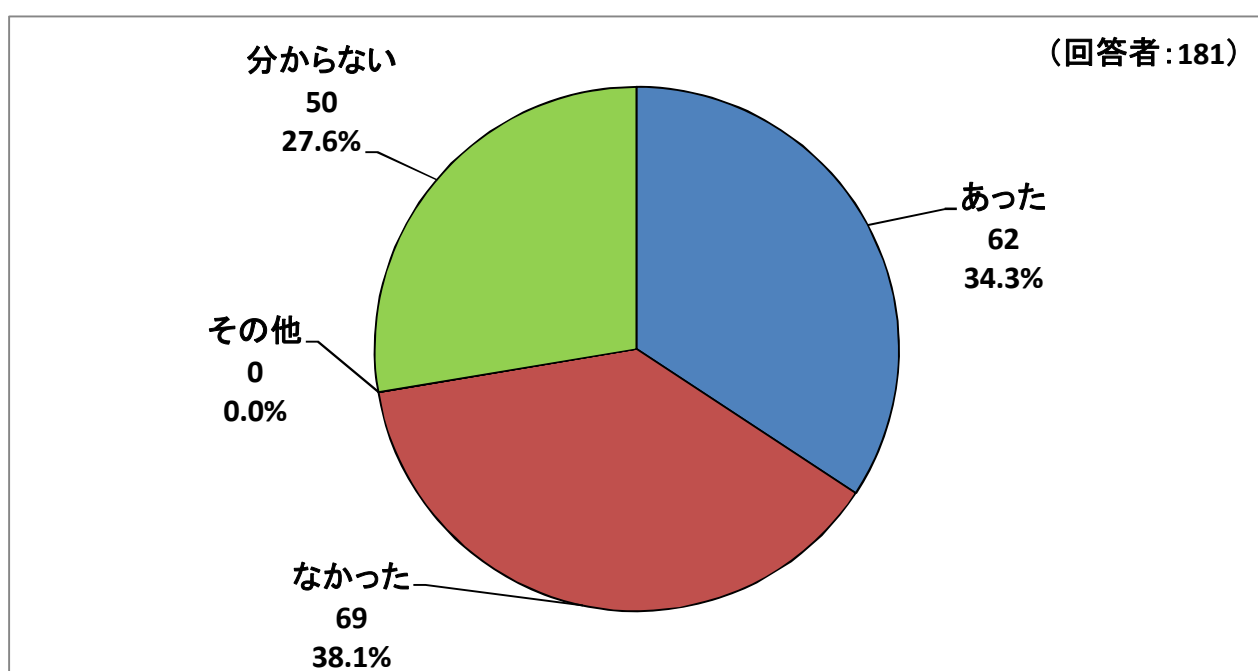


Q9 保育園を選択する際に、どのようにして情報を入手しましたか。当てはまるものを全て選んでください。



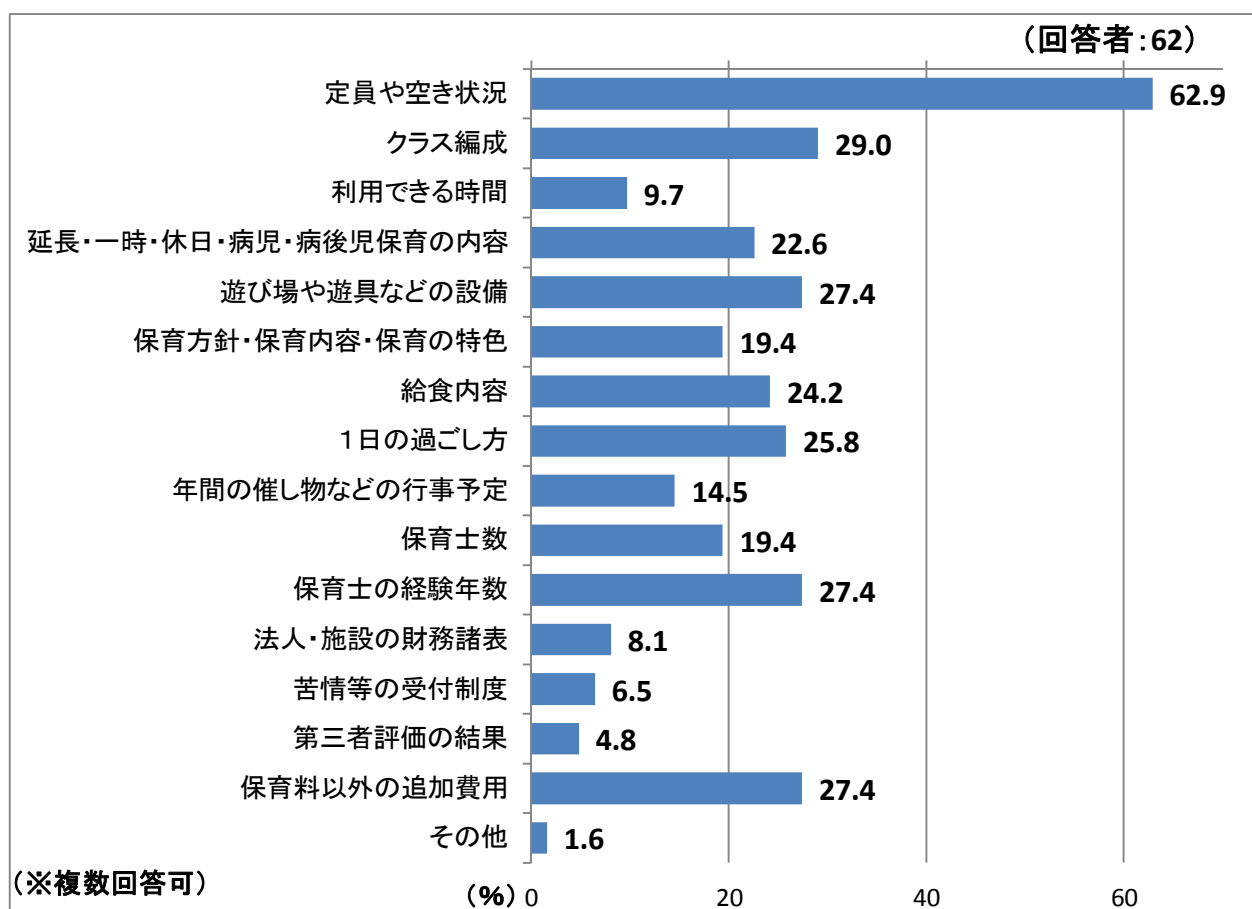
Q10 保育園を選択する際に、事前に知りたかったにもかかわらずウェブサイトで入手が難しかった情報はありましたか。当てはまるものを1つ選んでください。

※Q10は、Q9において、ウェブサイトで情報を入手したと回答した者に対する質問

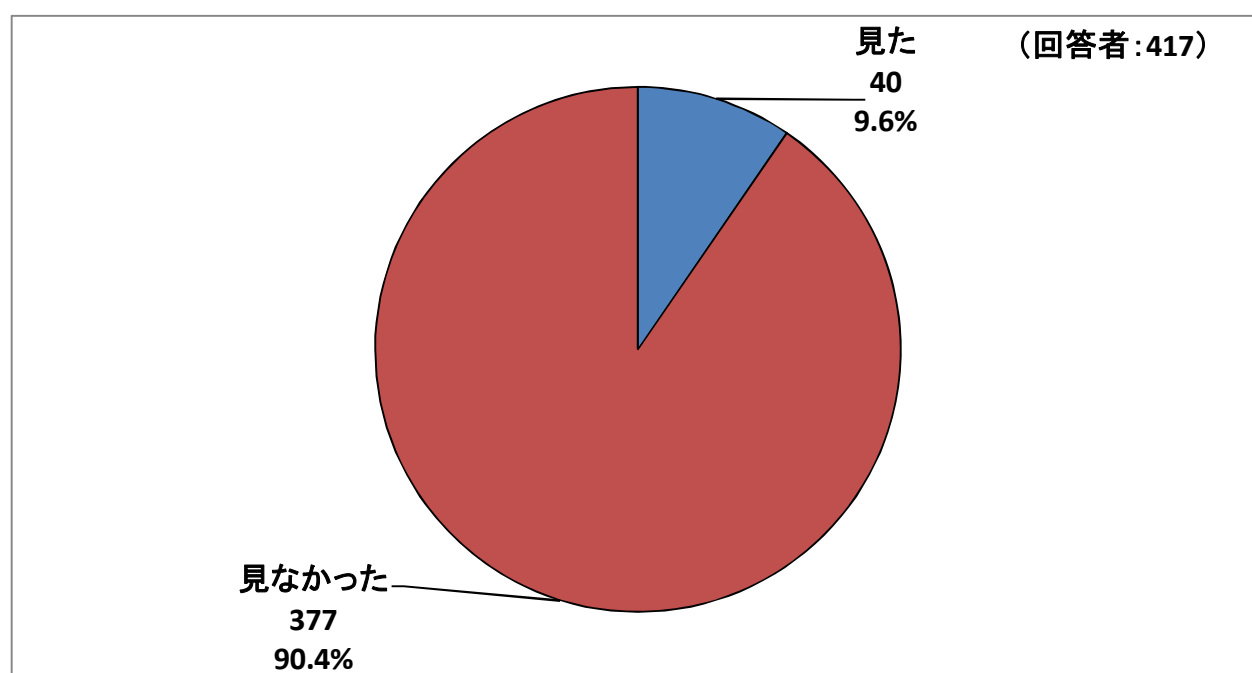


Q11 入手が難しかった情報の内容について、当てはまるものを全て選んでください。

※Q11は、Q10において、ウェブサイトで入手が難しい情報があったと回答した者に対する質問

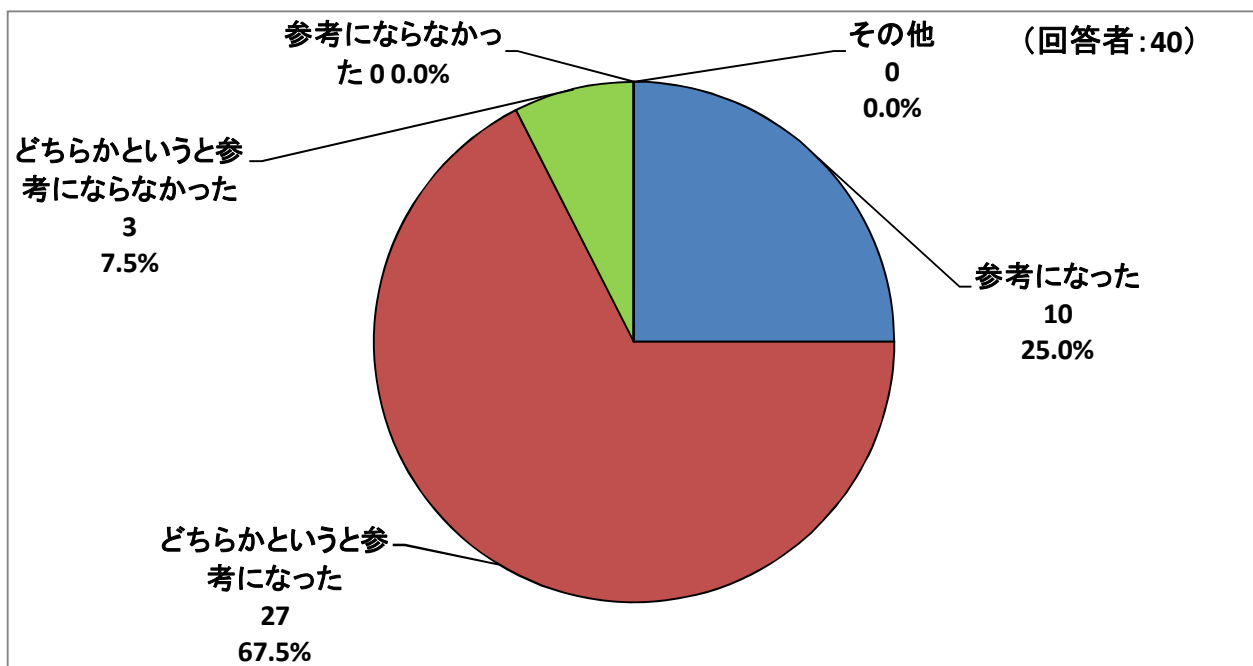


Q12 一部保育園においては、保育サービスの質について事業者や保護者以外の公正・中立な第三者機関から評価を受けています(第三者評価制度)。保育園を選択する際に、第三者評価の結果を見ましたか。当てはまるものを1つ選んでください。



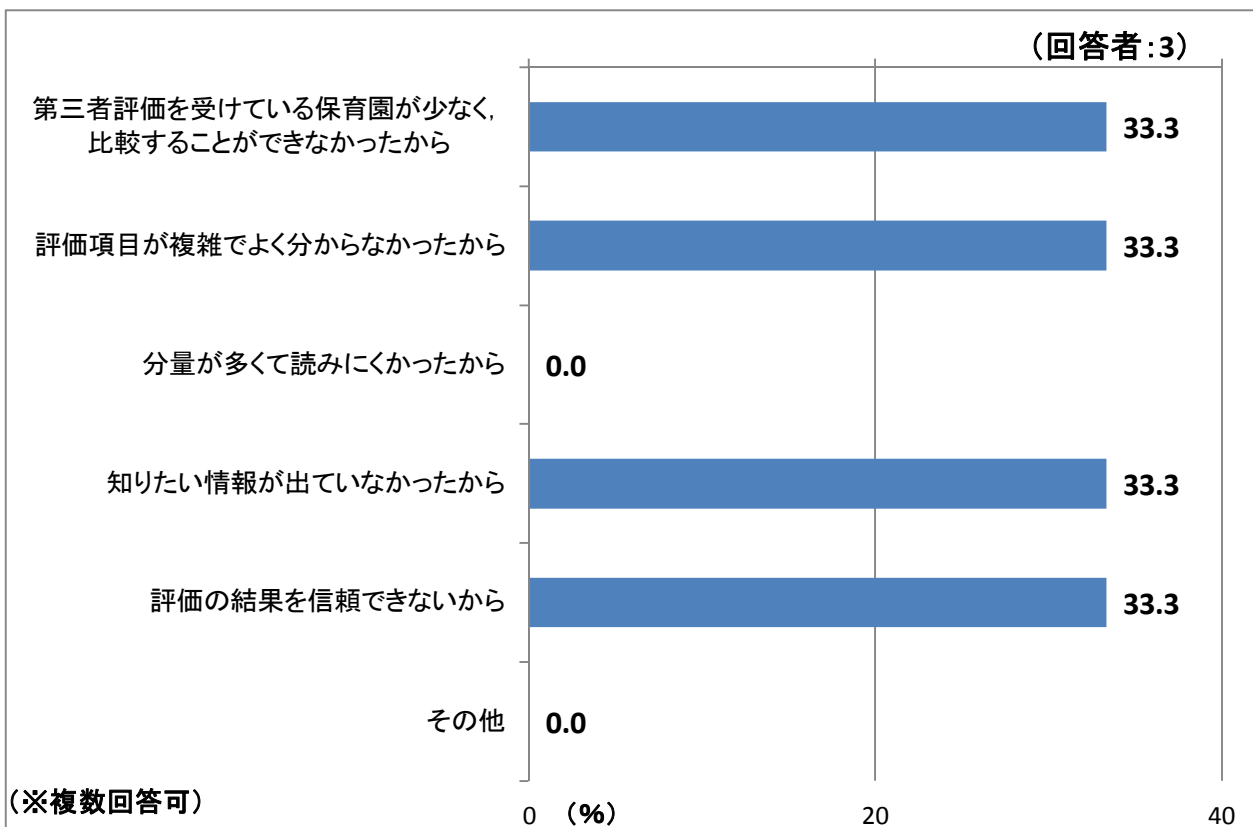
Q13 保育園を選択する際に、第三者評価の結果は参考になりましたか。当てはまるものを1つ選んでください。

※Q13は、Q12において、第三者評価の結果を見たと回答した者に対する質問



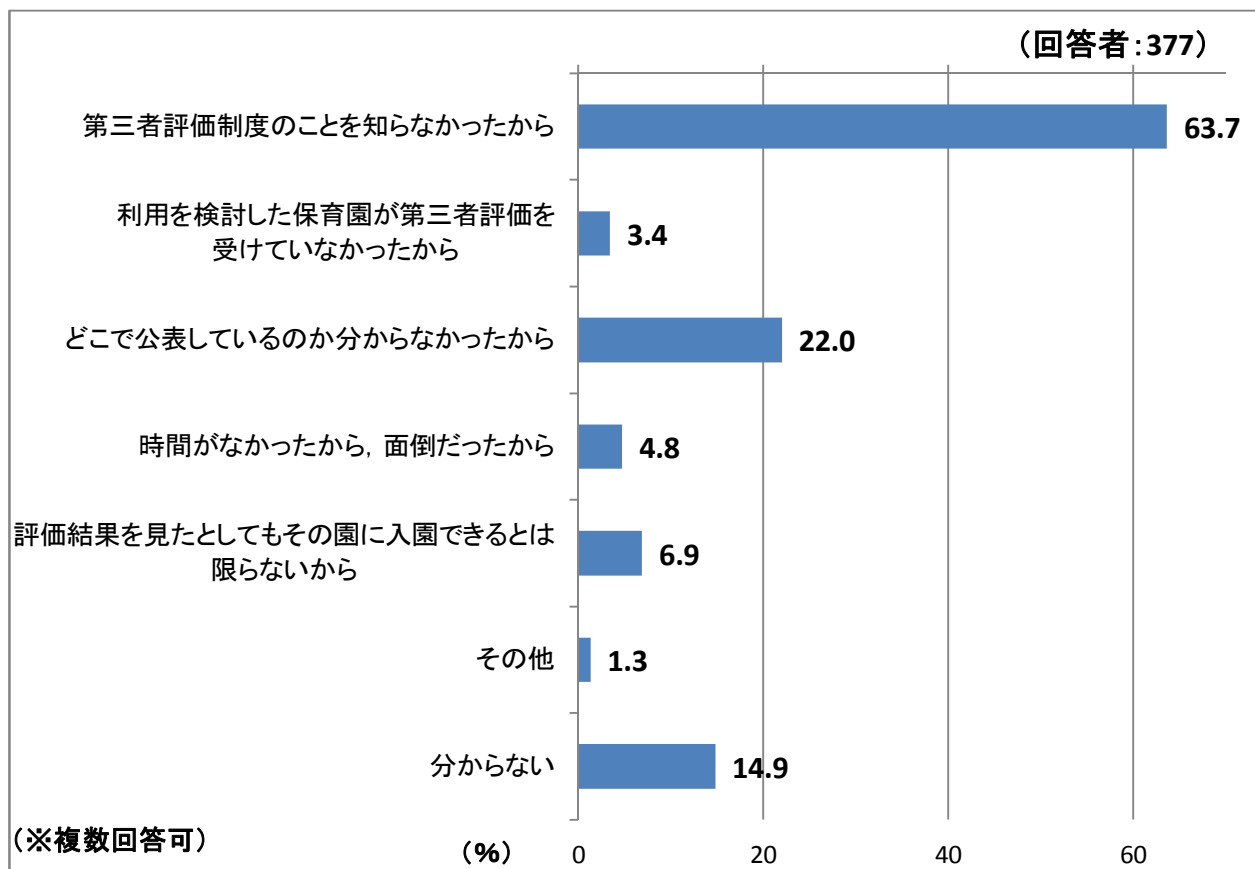
Q14 第三者評価の結果が参考にならなかった理由について、当てはまるものを全て選んでください。

※Q14は、Q13において、第三者評価の結果が参考にならなかったと回答した者に対する質問

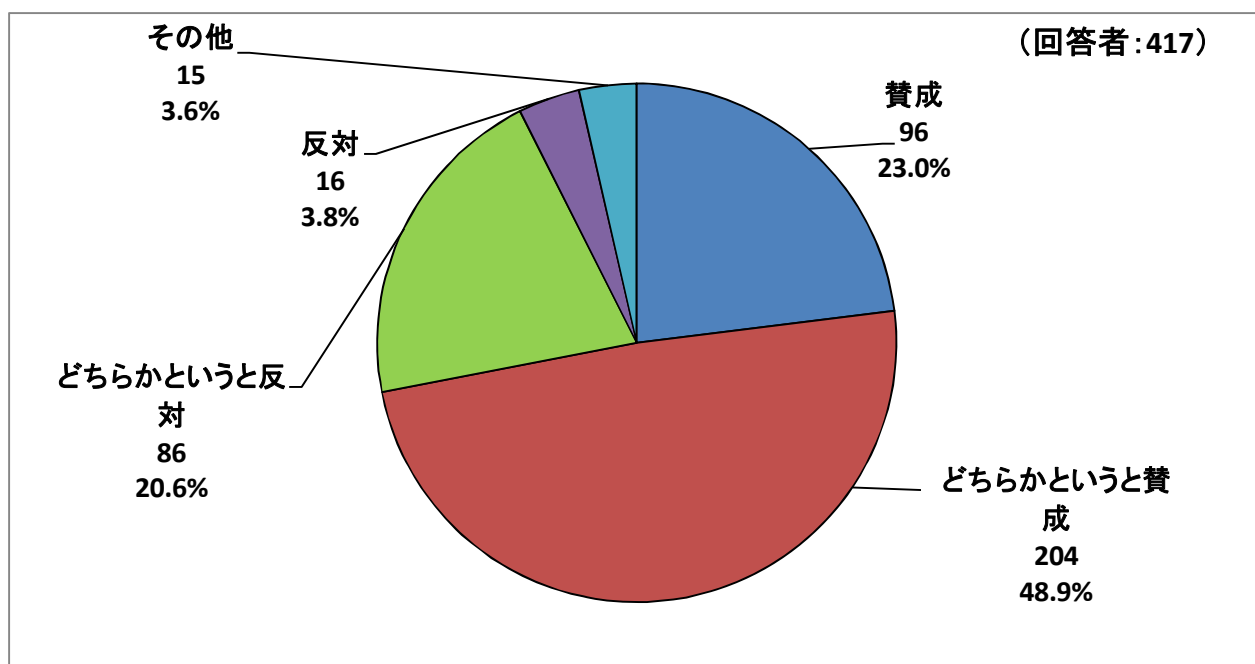


Q15 保育園を選択する際に、第三者評価の結果を見なかった理由について、当てはまるものを全て選んでください。

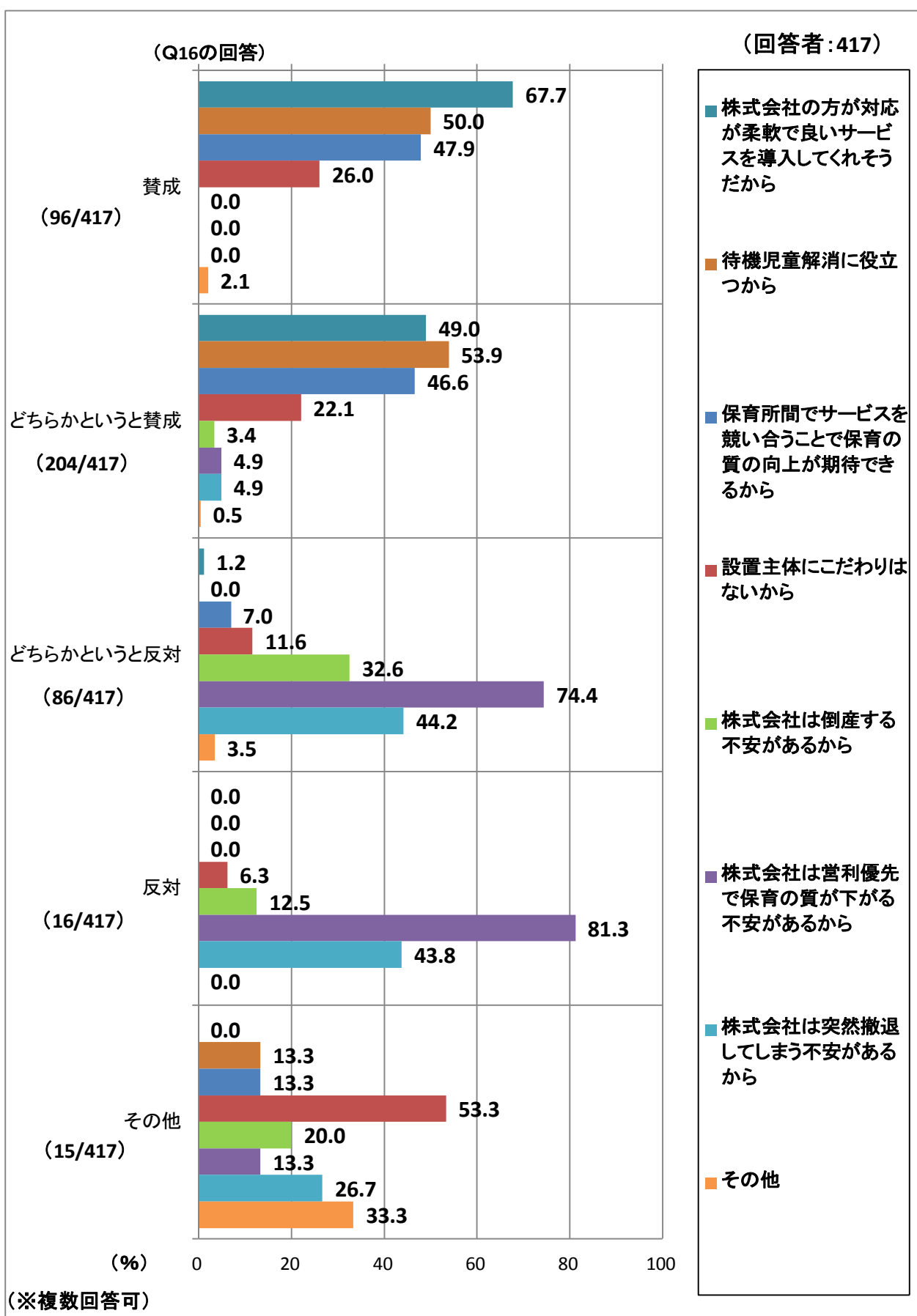
※Q15は、Q12において、第三者評価の結果を見なかったと回答した者に対する質問



Q16 現在、保育園の設置主体として株式会社の参入が進んでいますが、どのように思われますか。当てはまるものを1つ選んでください。



Q17 保育園の設置主体として株式会社の参入が進むことに賛成又は反対(Q16の回答内容)とお答えになった理由について、当てはまるものを全て選んでください。

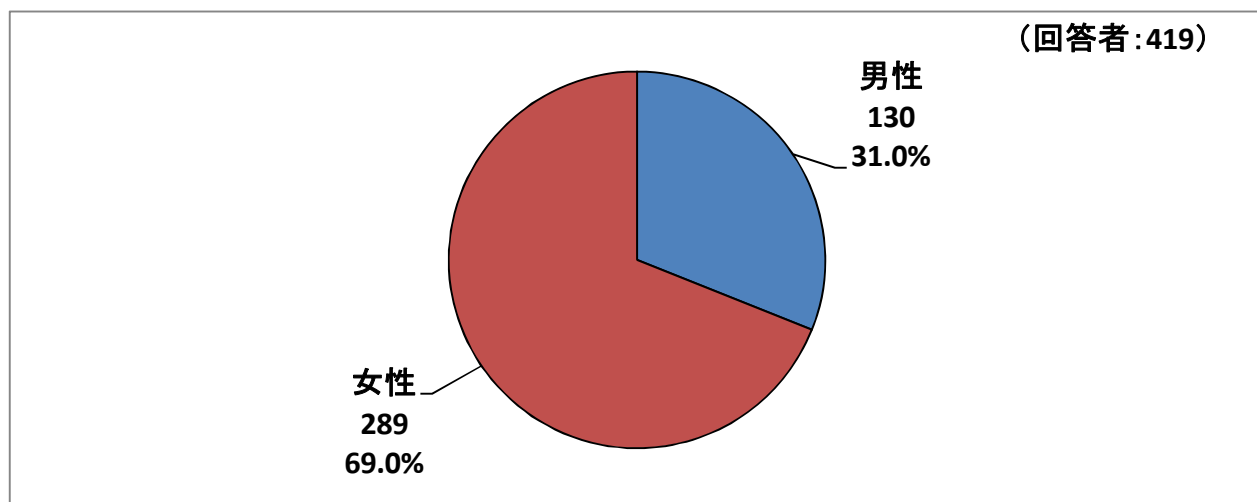


5. 保育施設についてのアンケート【保育所非利用者】

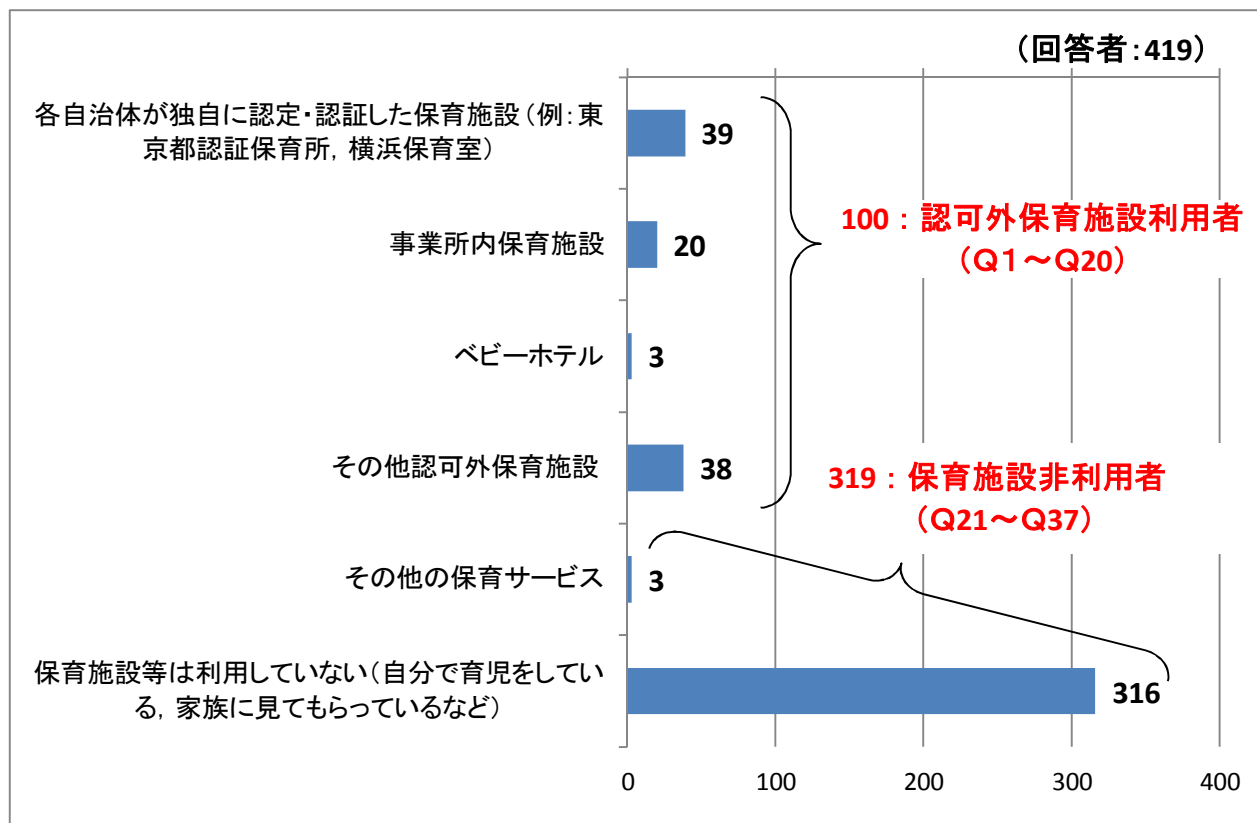
(注)1 保育所非利用者とは、0歳児から3歳児の保護者のうち、保育所、認定こども園、幼稚園を利用していない者である。

2 アンケートにおいては、回答者の便宜のため、保育所を保育園と表記するなどしている。

性別

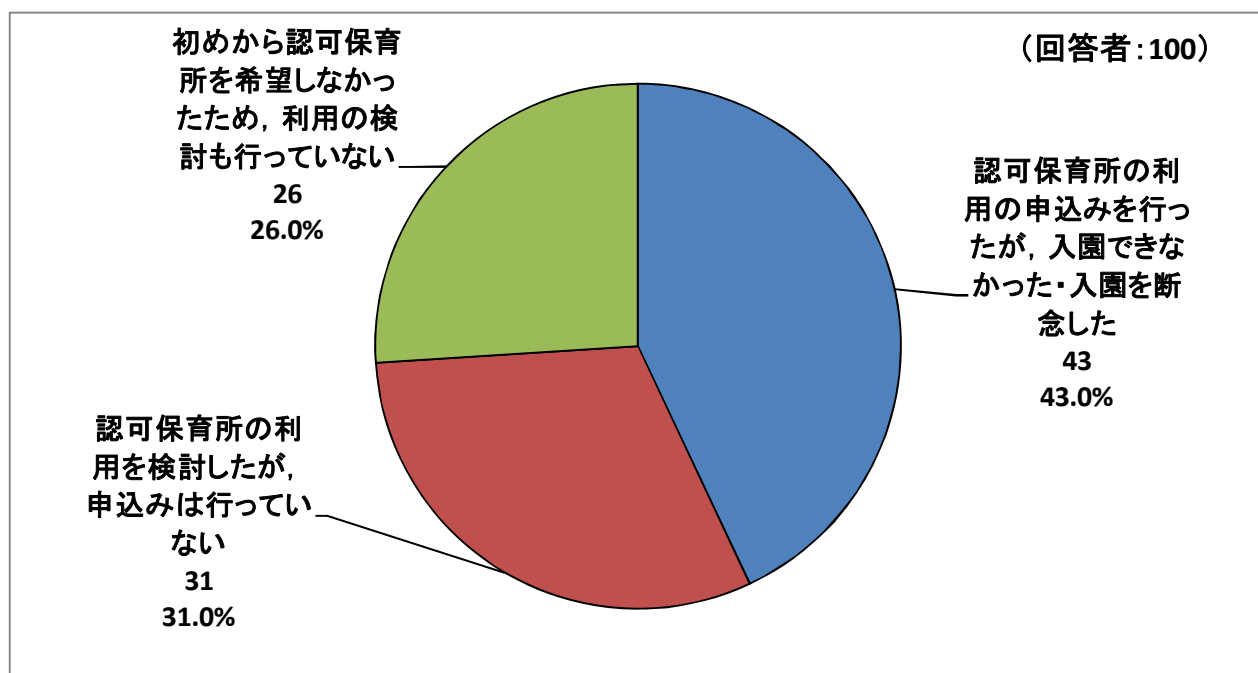


お子様は今、保育園や幼稚園などの保育施設を利用されていますか。当てはまるものをお選びください。



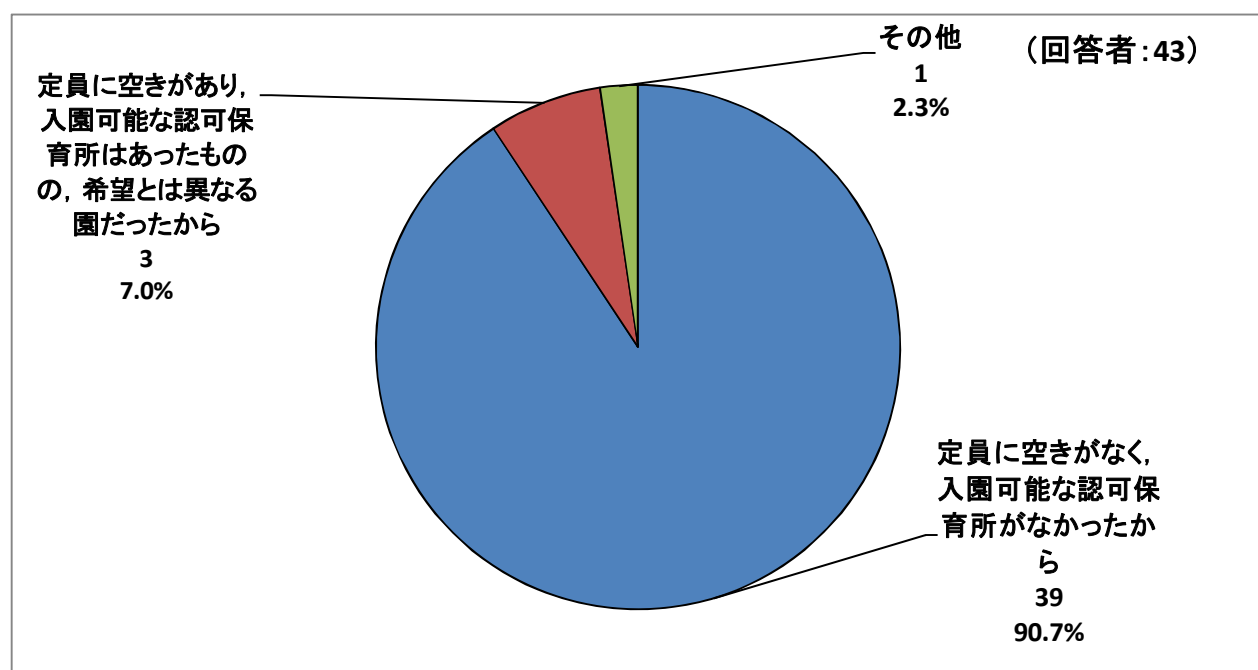
【認可外保育施設利用者】

Q1 認可外保育施設の利用を始める以前に、認可保育所（公立保育園や私立保育園）について、利用の申込み又は検討をしましたか。当てはまるものを1つ選んでください。



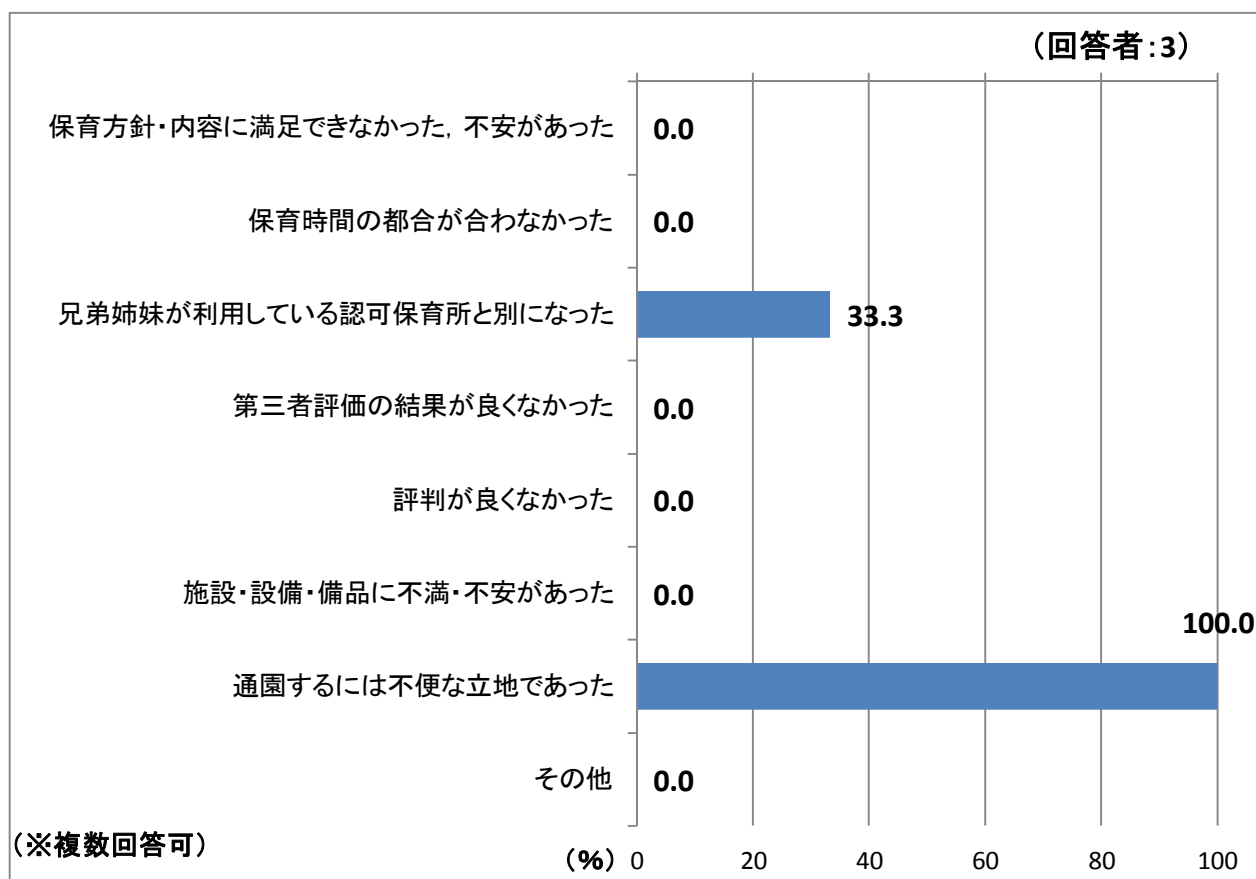
Q2 認可保育所の利用の申込みを行ったものの、入園できなかった・入園を断念した理由について、当てはまるものを1つ選んでください。

※Q2は、Q1において、申込みを行ったが入園できなかった・入園を断念したと回答した者に対する質問



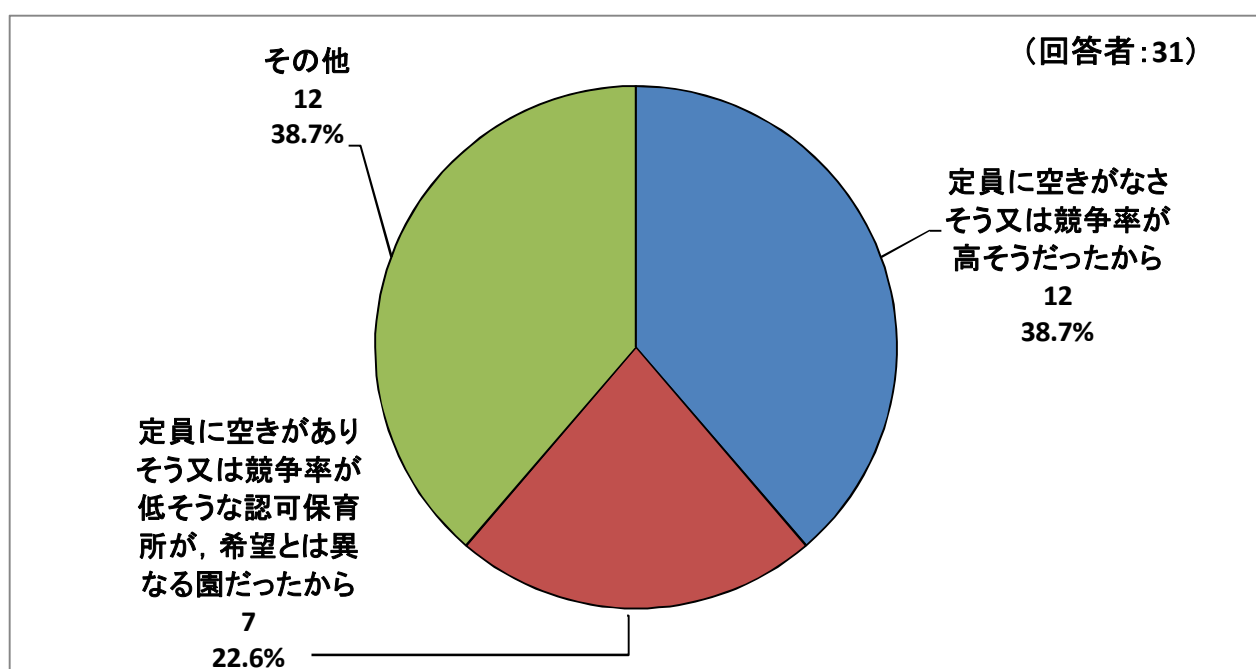
Q3 どのような点が希望と異なっていましたか。当てはまるものを全て選んでください。

※Q3は、Q2において、希望とは異なる園だったからと回答した者に対する質問



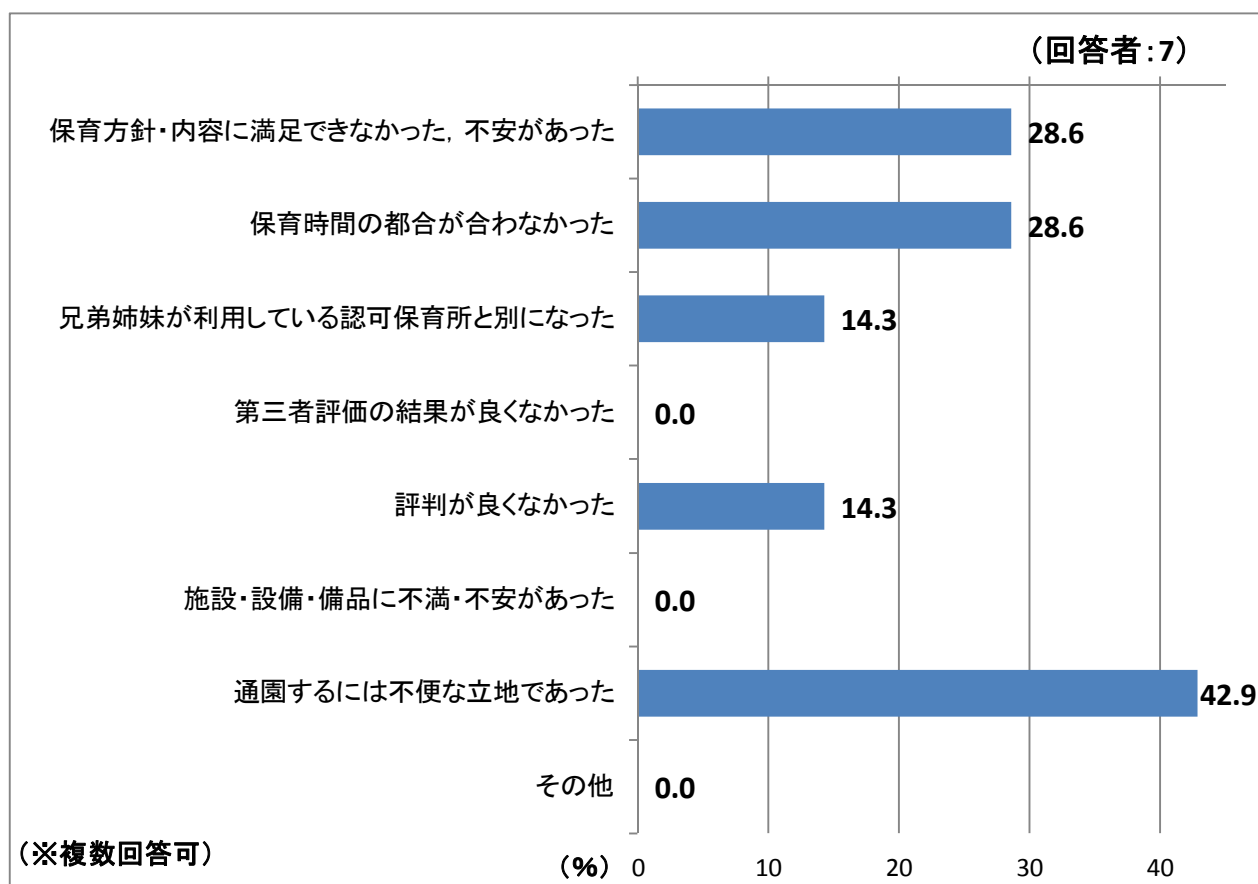
Q4 認可保育所の利用を検討したものの、申込みをしなかった理由について、当てはまるものを1つ選んでください。

※Q4は、Q1において、利用を検討したが申込みは行っていないと回答した者に対する質問



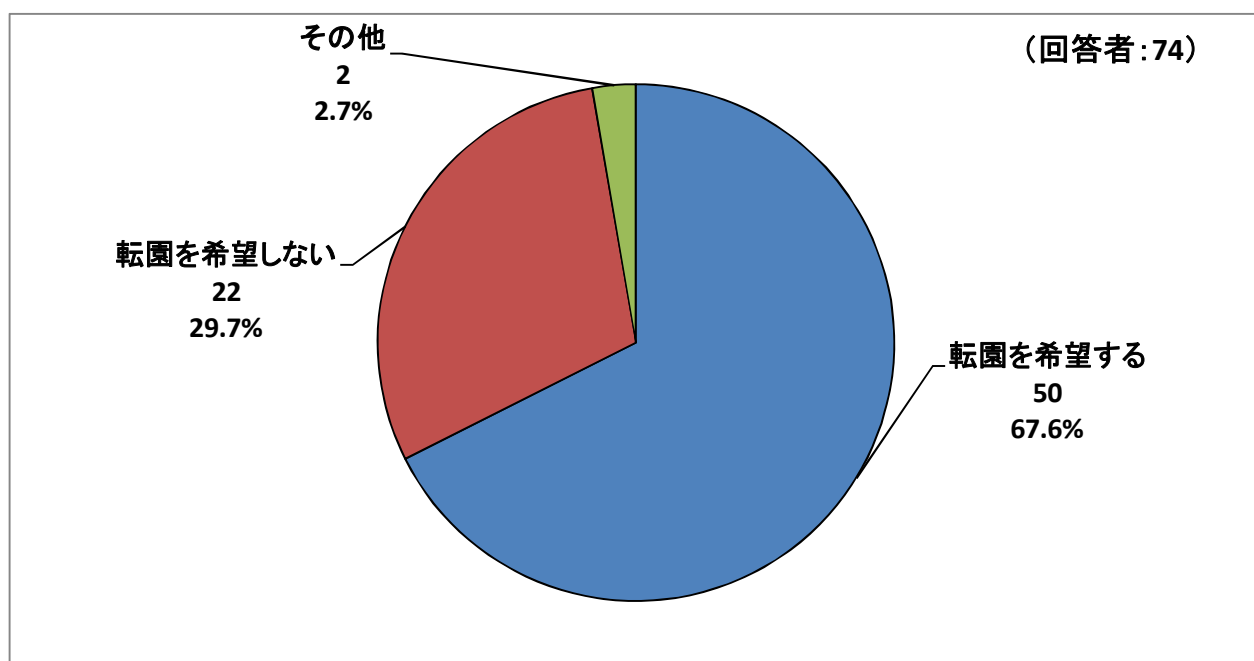
Q5 どのような点が希望と異なっていましたか。当てはまるものを全て選んでください。

※Q5は、Q4において、希望とは異なる園だったと回答した者に対する質問



Q6 希望する認可保育所の定員に空きがあれば、転園を希望しますか。当てはまるものを1つ選んでください。

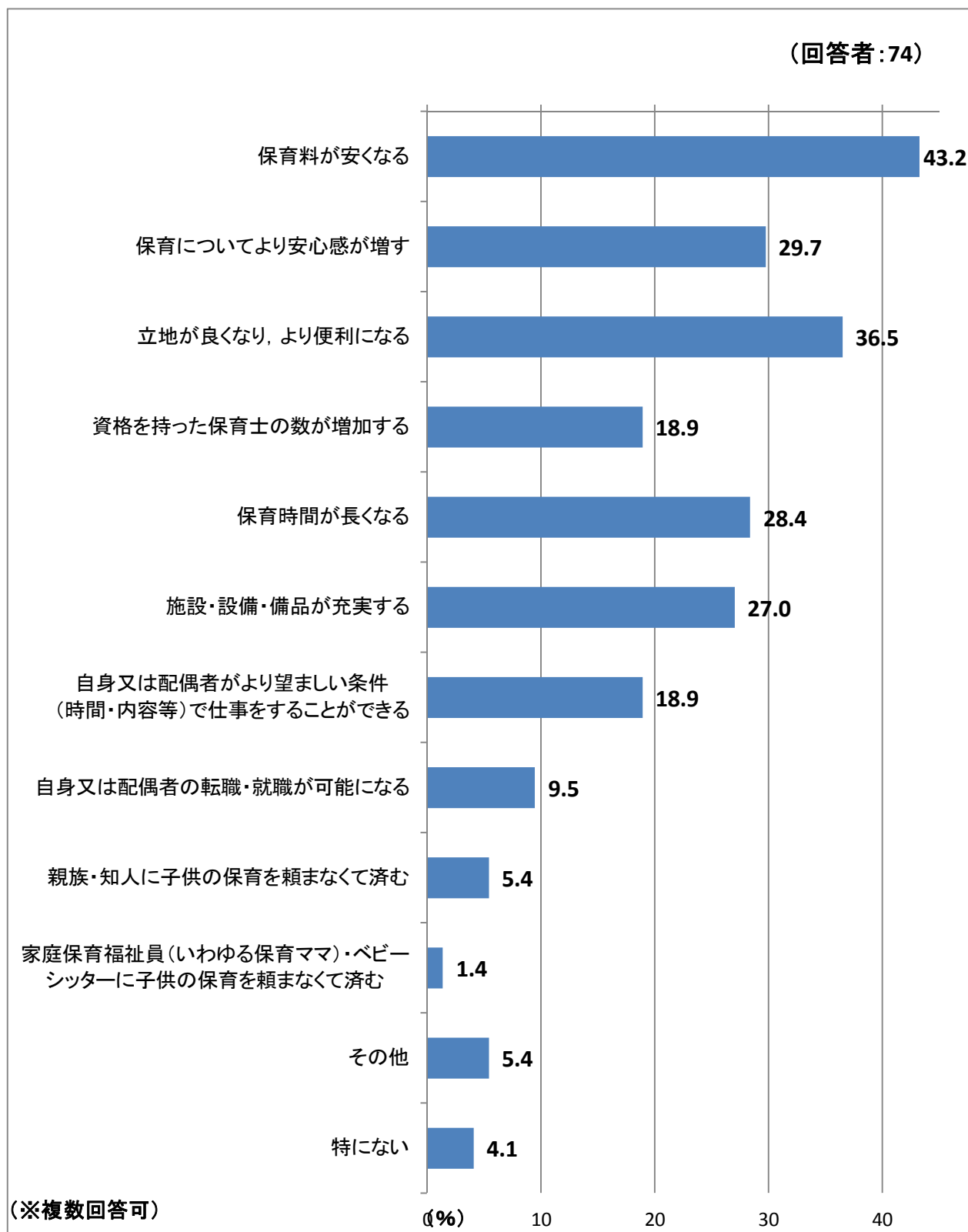
※Q6は、Q1において、認可保育所の申込み・検討を行ったと回答した者に対する質問



Q7 認可外保育施設を利用している中で、仮に認可保育所を利用できていれば改善すると思われる点がありますか。当てはまるものを全て選んでください。

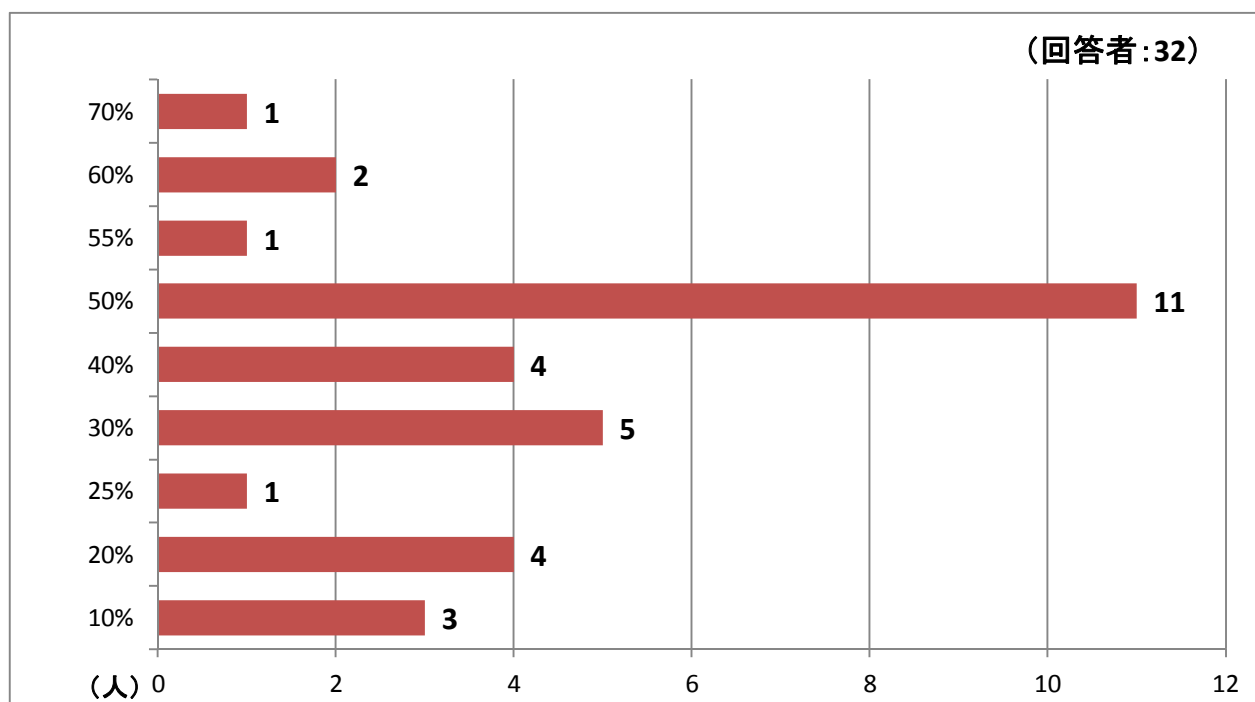
また、「保育料が安くなる」を選択した場合は、約何%安くなると見込まれているのか御回答ください。

※Q7は、Q1において、認可保育所の申込み・検討を行ったと回答した者に対する質問

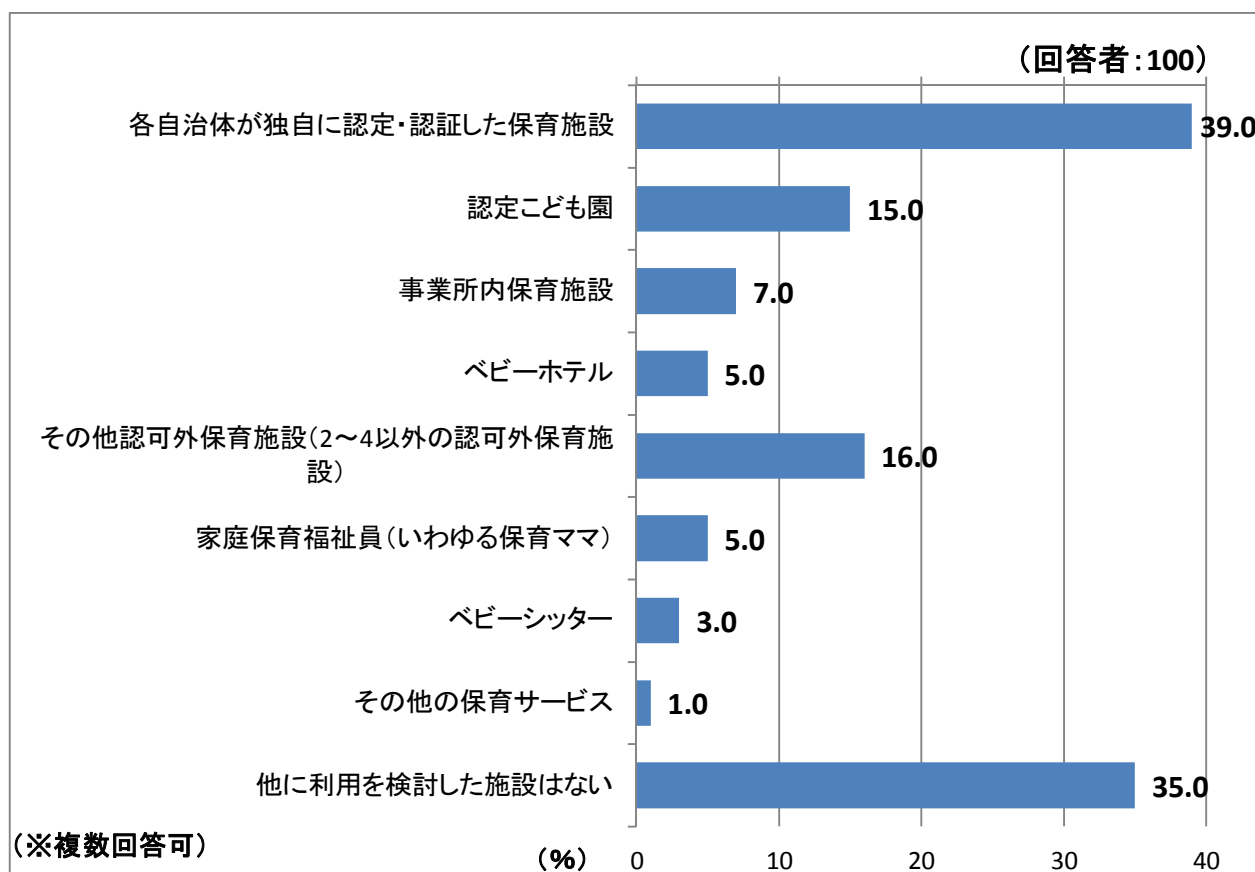


● 約何%安くなると見込まれているのか

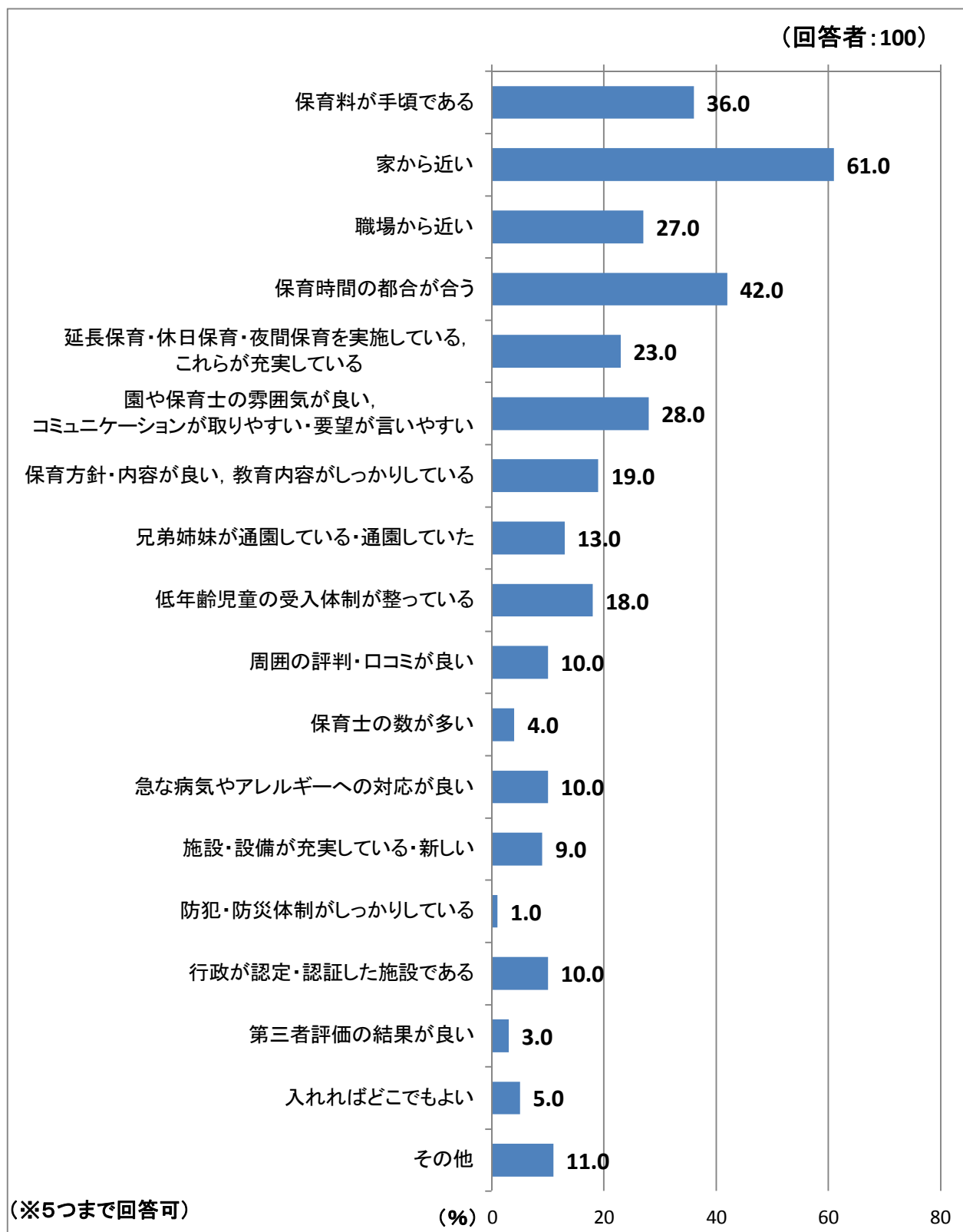
※Q7において、「保育料が安くなる」と回答した者(32人)に対する質問



Q8 現在、お子様が利用している認可外保育施設を選択するに当たって、他に利用を検討した施設は、どのようなものがありましたか。当てはまるものを全て選んでください。



Q9 現在、お子様が利用している認可外保育施設を選択するに当たって、特に重視された点を以下の中から5つまで選んでください(5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。)



Q10 現在利用している認可外保育施設に今後実施してもらいたいサービスはありますか。あてはまるものを全て選んでください。

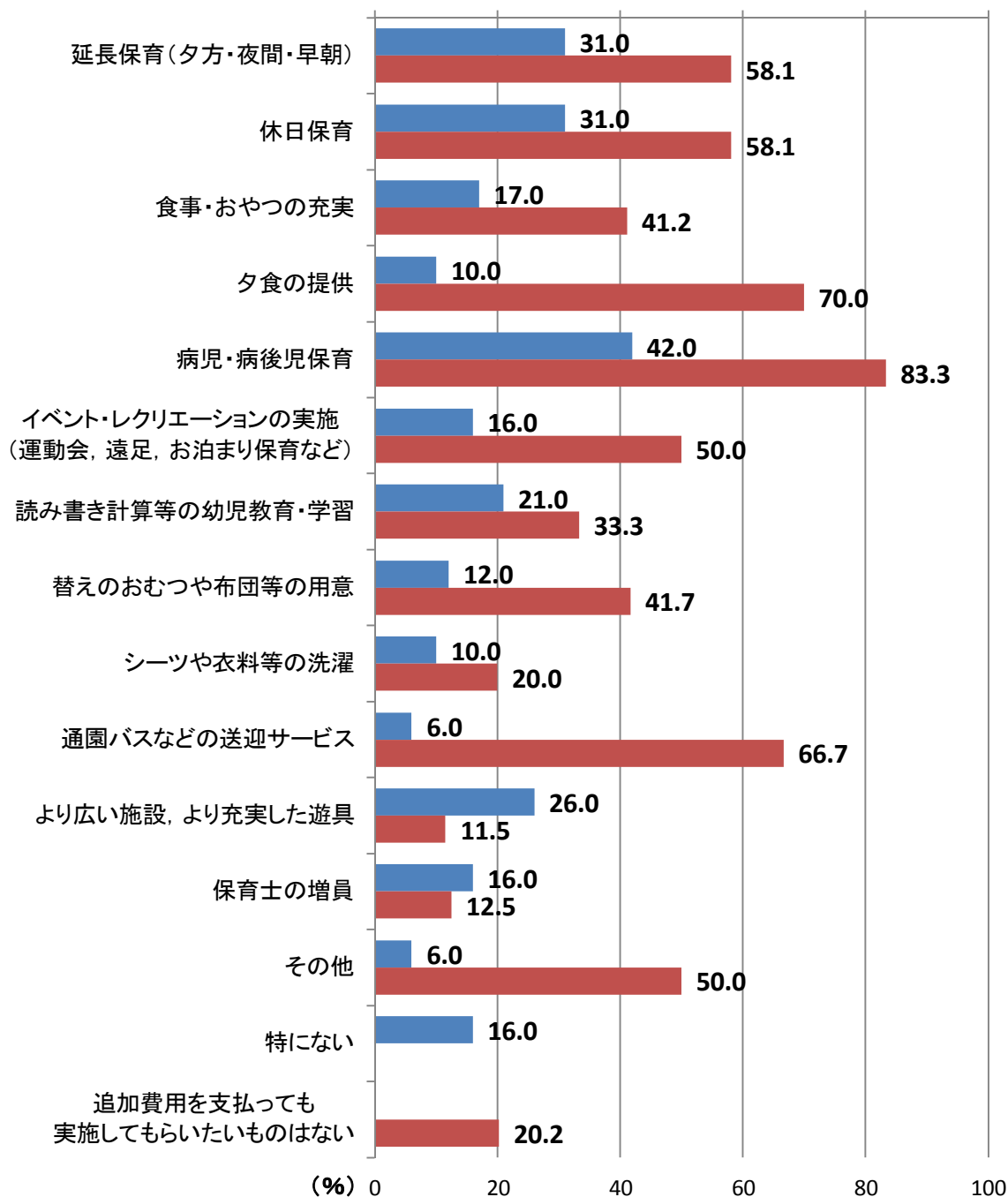
Q11 Q10でお選びになったサービスの中で、通常の保育料のほかに追加費用の支払がなければ実施できない場合、サービスに見合った追加費用を支払っても実施してもらいたいものがありますか。当てはまるものを全て選んでください。

※Q11は、Q10で選択した各項目に対して、追加費用を支払っても実施してもらいたいと回答した者の割合。「追加費用を支払っても実施してもらいたいものはない」の割合は、Q11の回答者全体(84人)に対するもの

(※複数回答可)

Q10 (回答者:100)

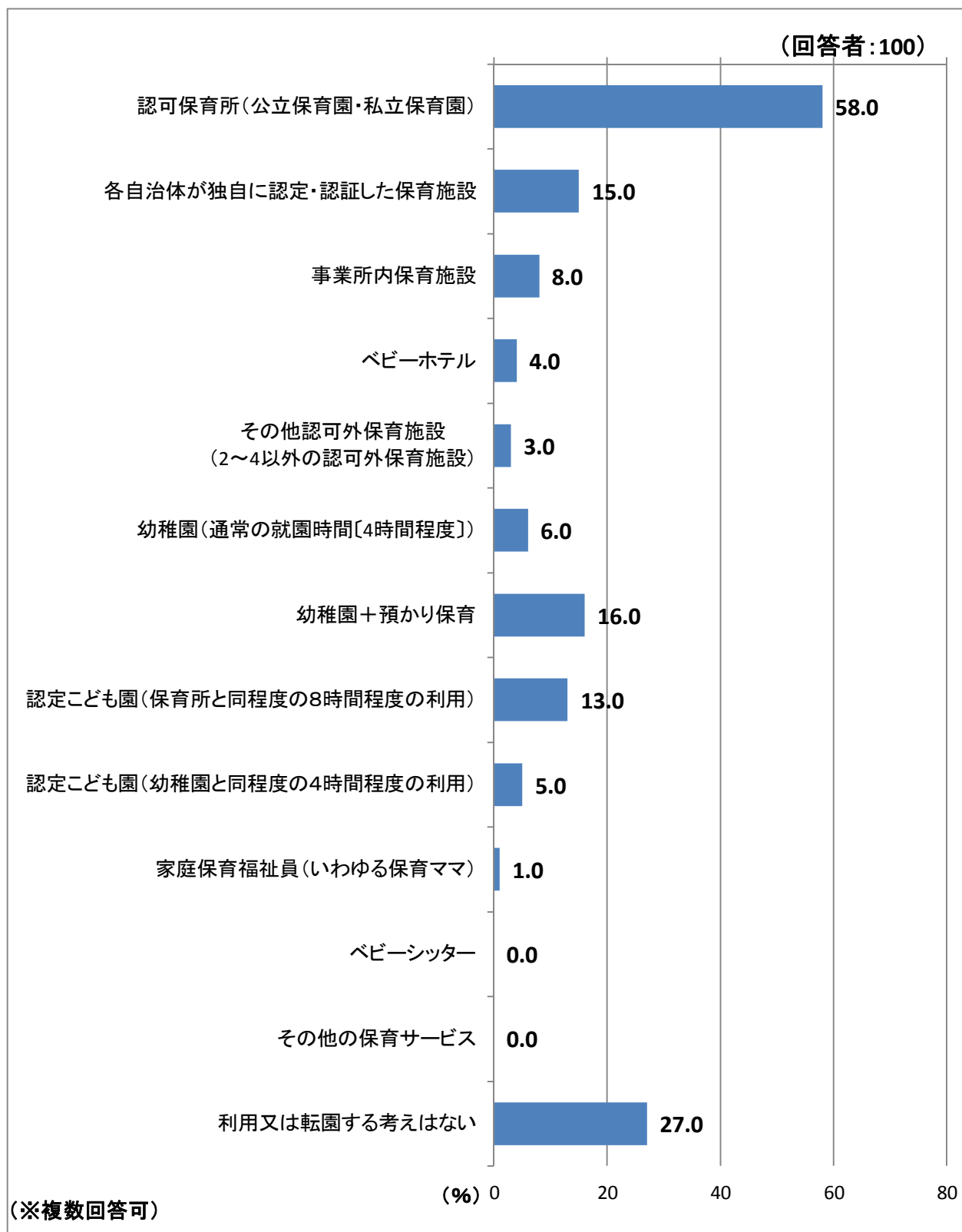
Q11 (回答者: 84)



■ Q10 実施してもらいたいサービス

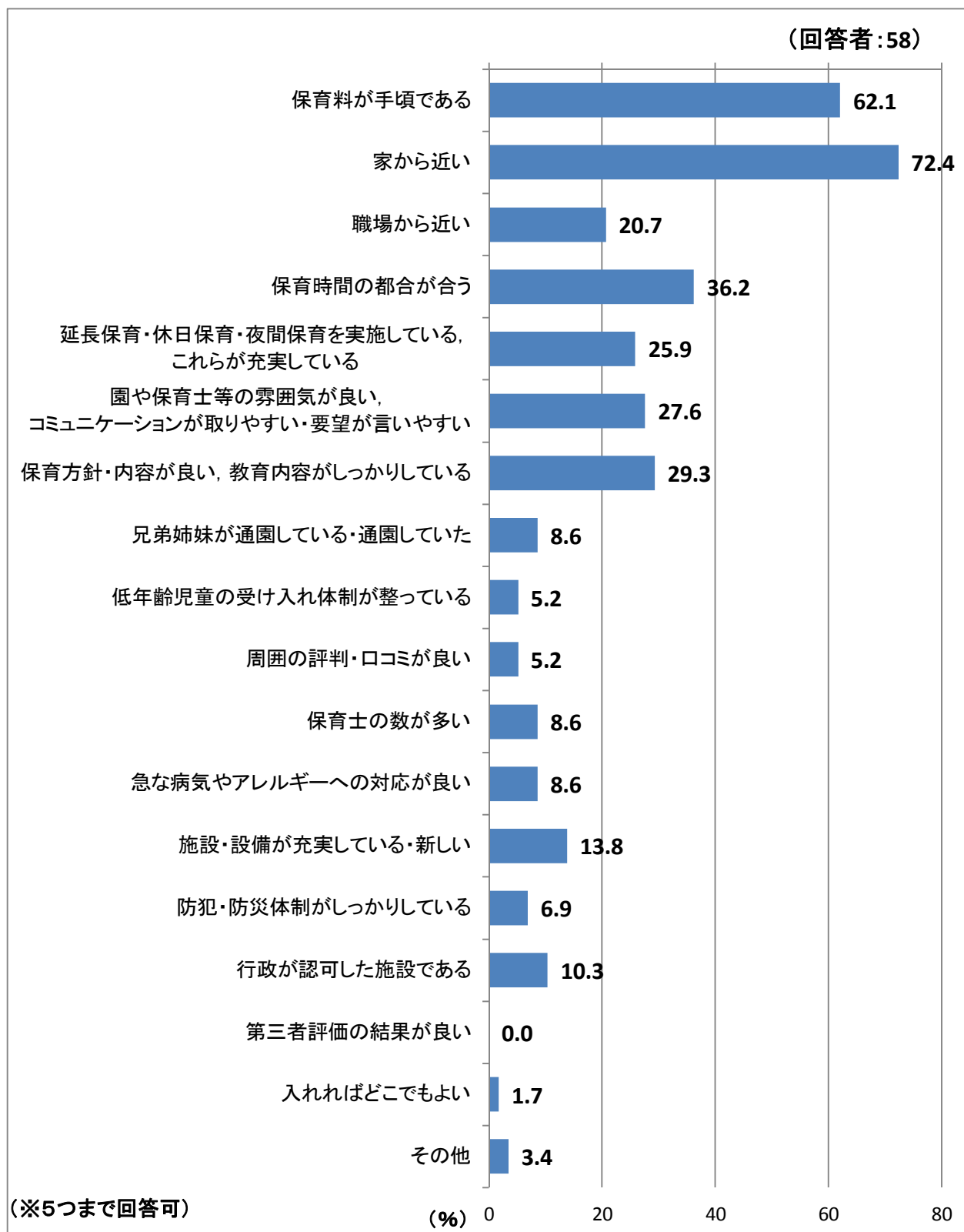
■ Q11 Q10で選んだうち追加費用を支払っても実施してもらいたいサービス

Q12 今後利用又は転園したいと考えている保育施設等（認可保育所や認可外保育施設のほか、幼稚園、認定こども園、ベビーシッターなど、子供を預かる施設・サービス全般）はありますか。当てはまるものを全て選んでください。

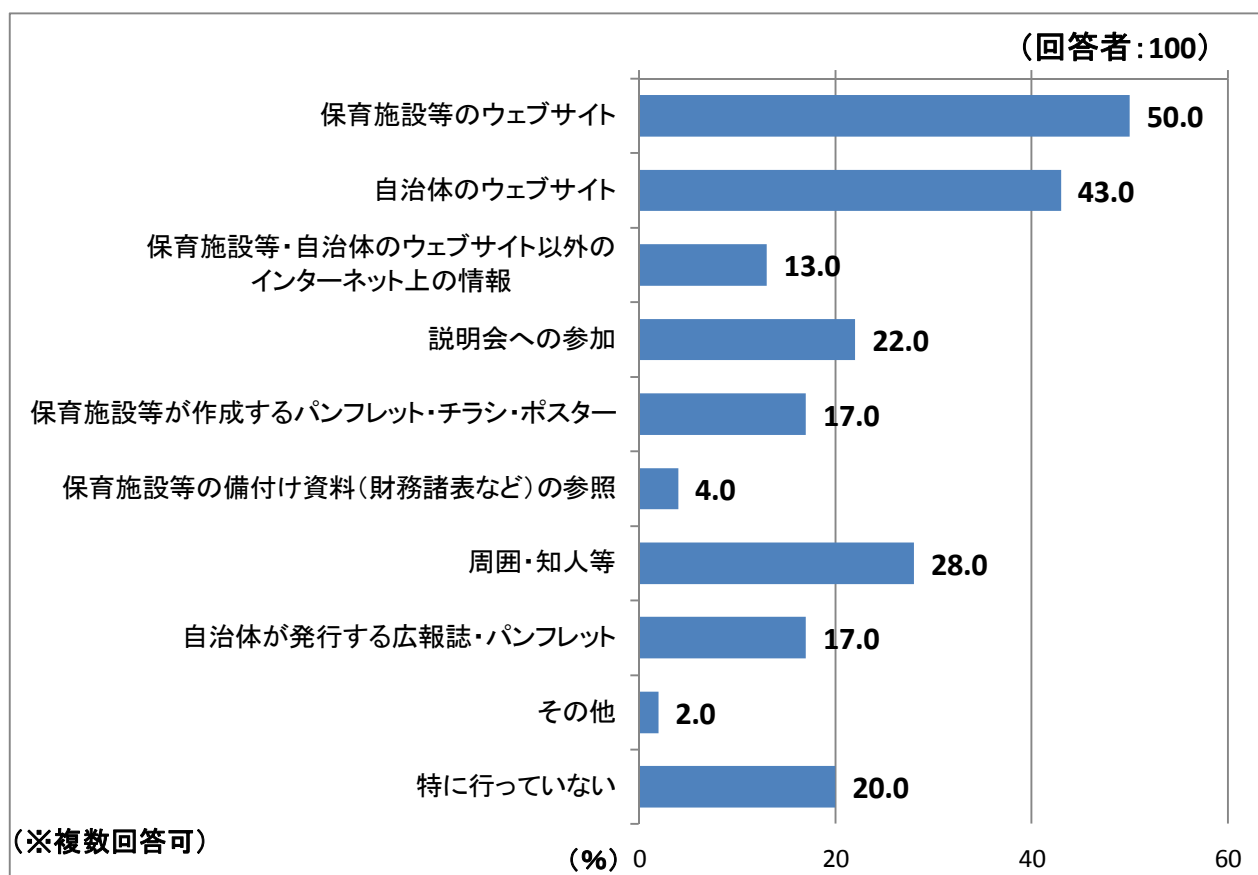


Q13 認可保育所を選択する際に、特に重視する点を以下の中から5つまで選んでください
(5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。)

※Q13は、Q12において、今後認可保育所の利用を考えていると回答した者に対する質問

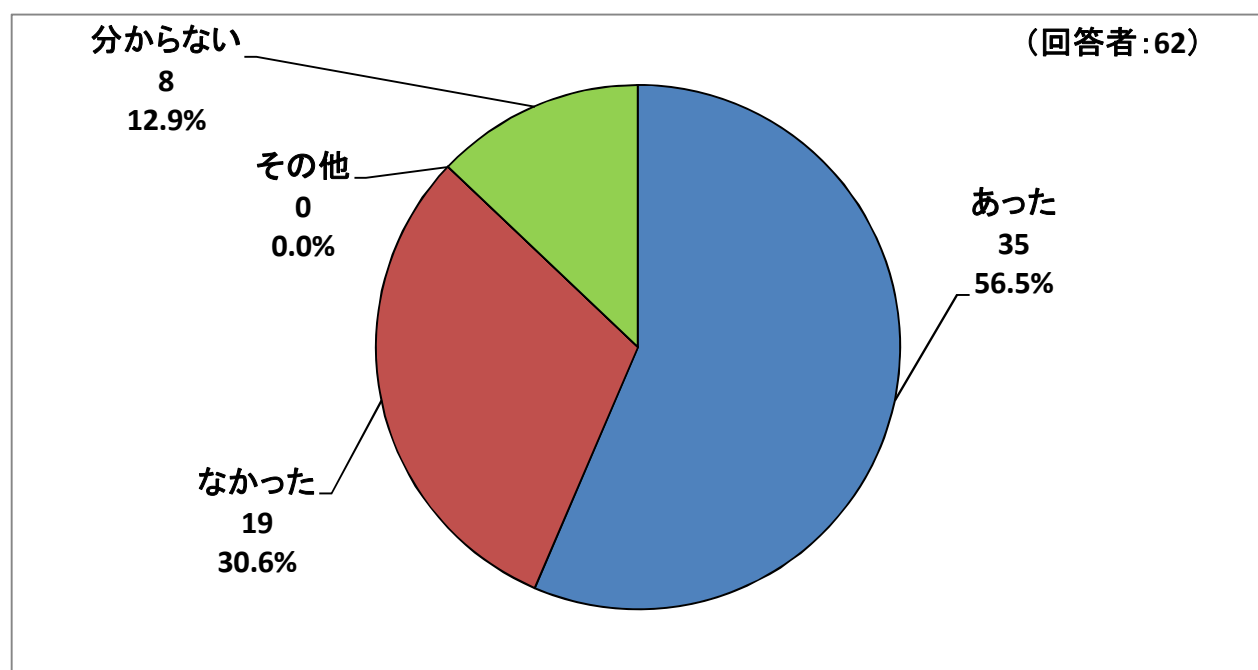


Q14 保育施設等の利用を検討する際に、必要な情報をどのようにして入手していますか。あてはまるものを全て選んでください。



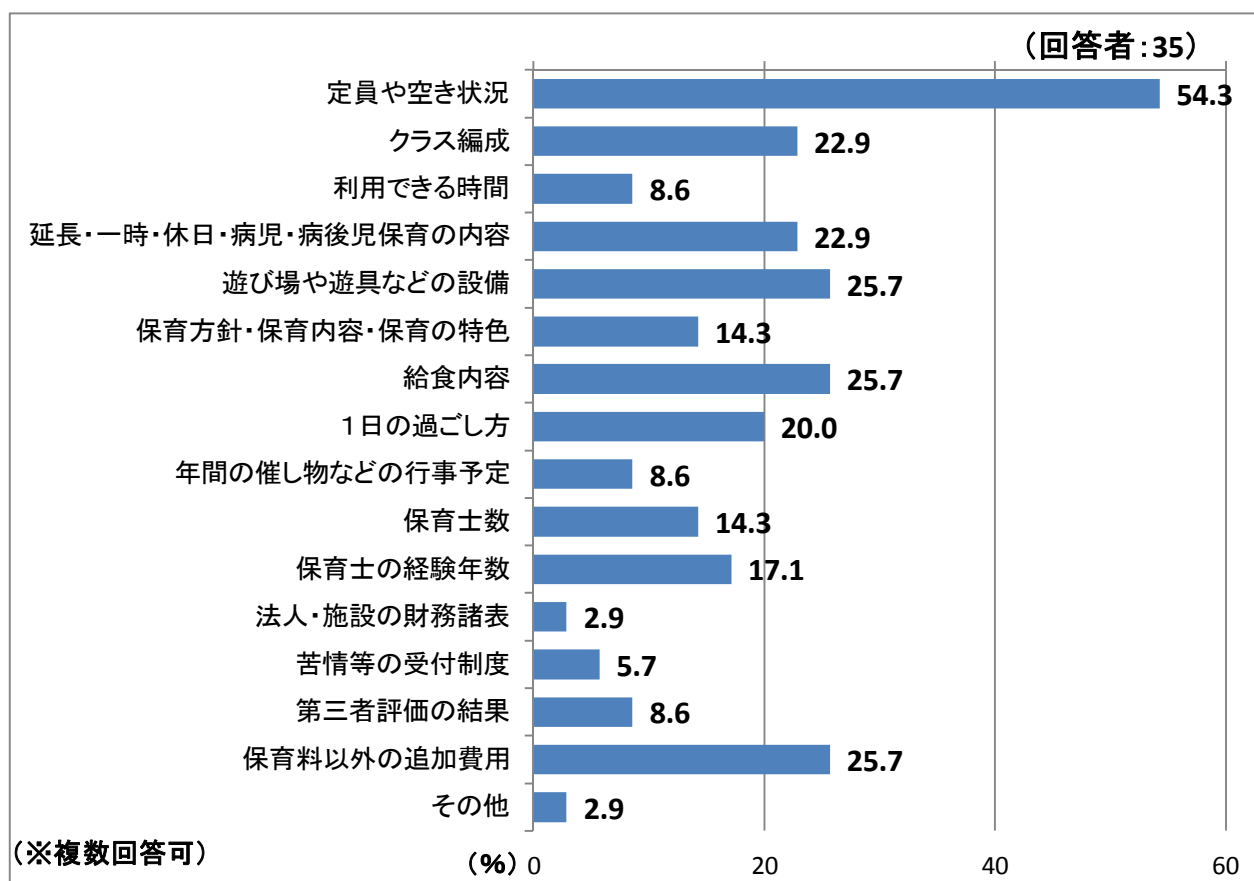
Q15 保育施設等の利用を検討する際に、事前に知りたかったにもかかわらずウェブサイトで入手が難しかった情報はありましたか。当てはまるものを1つ選んでください。

※Q15は、Q14において、ウェブサイトで情報を入手したと回答した者に対する質問

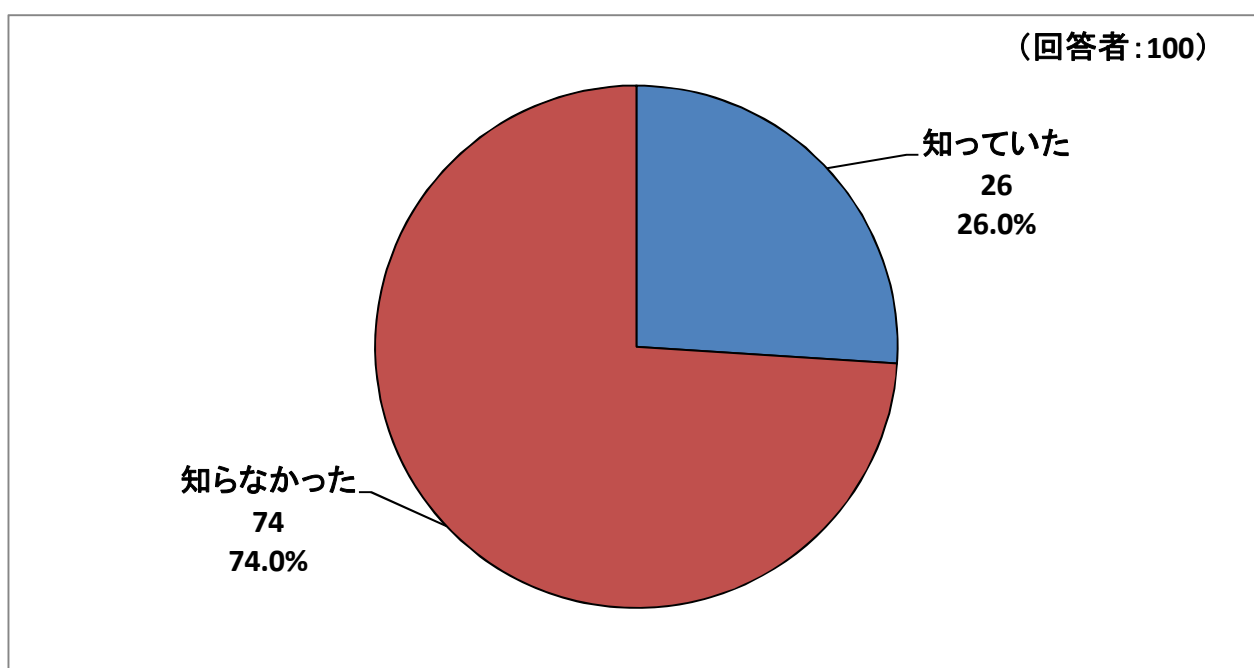


Q16 入手が難しかった情報の内容について、当てはまるものを全て選んでください。

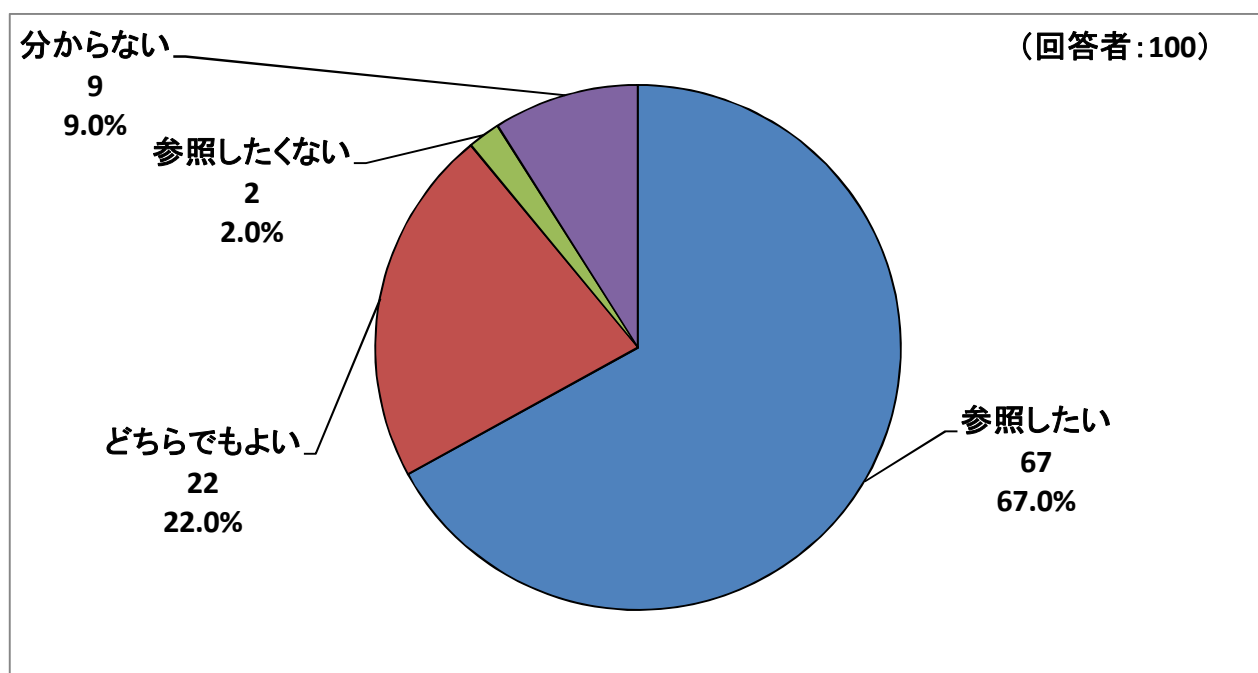
※Q16は、Q15において、入手が難しい情報があったと回答した者に対する質問



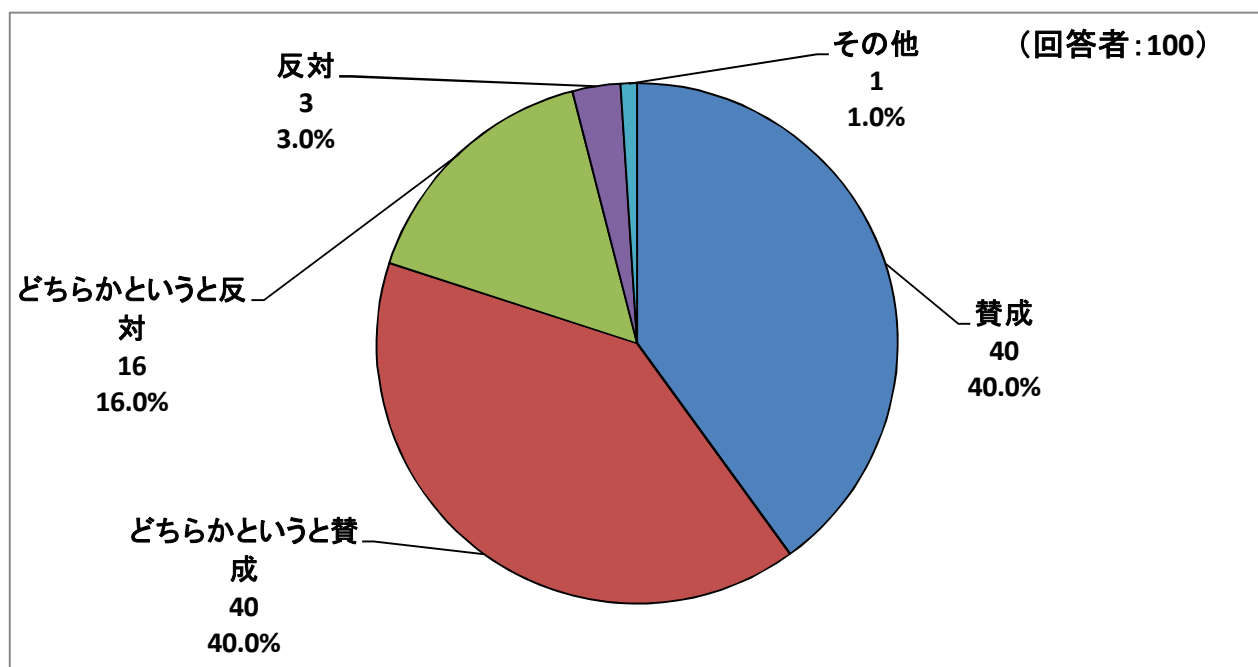
Q17 一部保育園においては、保育サービスの質について事業者や保護者以外の公正・中立な第三者機関から評価を受けています(第三者評価制度)。このような評価制度があることをご存じでしたか。当てはまるものを1つ選んでください。



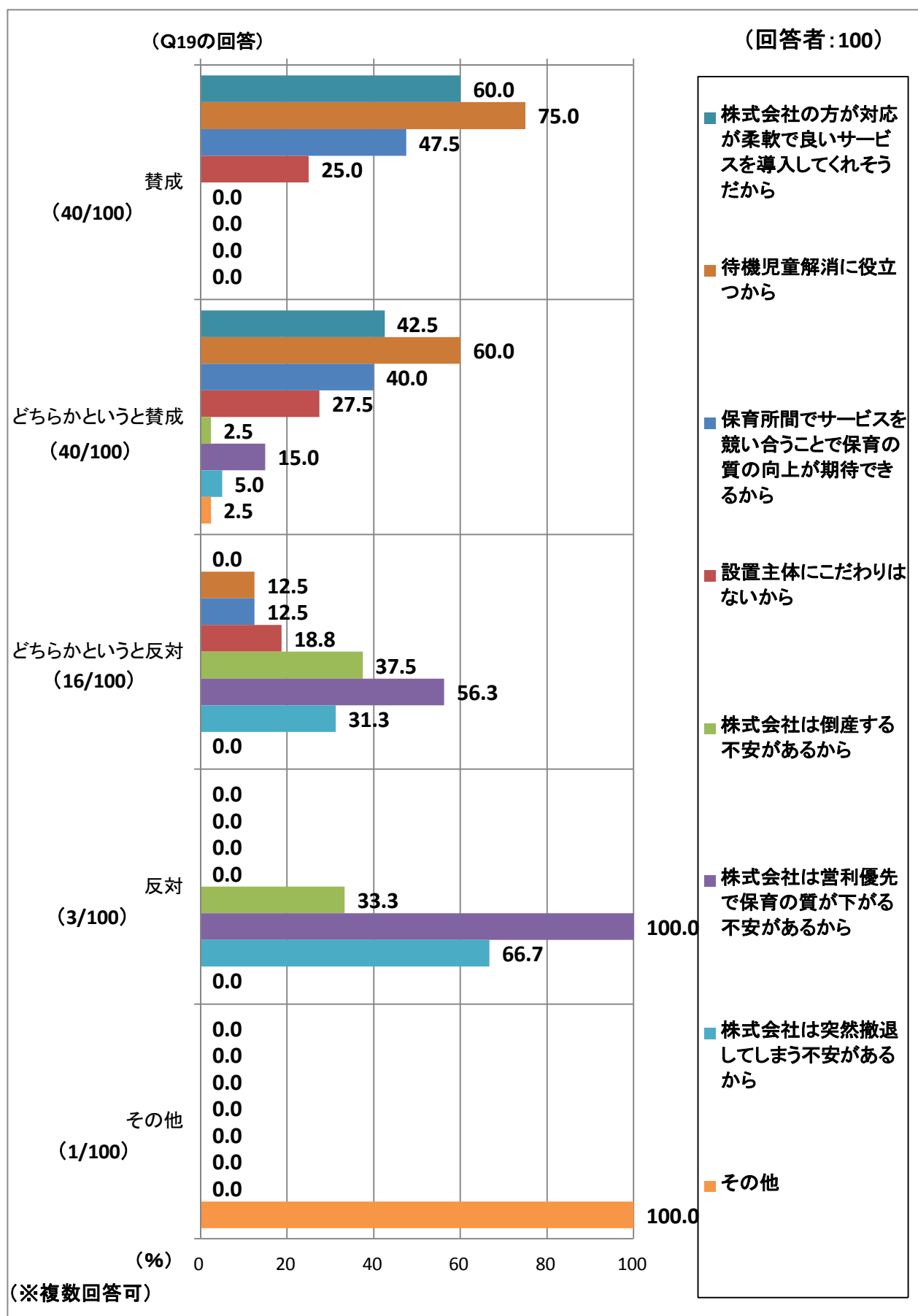
Q18 保育園を選択する際に、第三者評価の結果を参照したいですか。当てはまるものを1つ選んでください。



Q19 現在、認可保育所の設置主体として株式会社の参入が進んでいますが、どのように思われますか。当てはまるものを1つ選んでください。

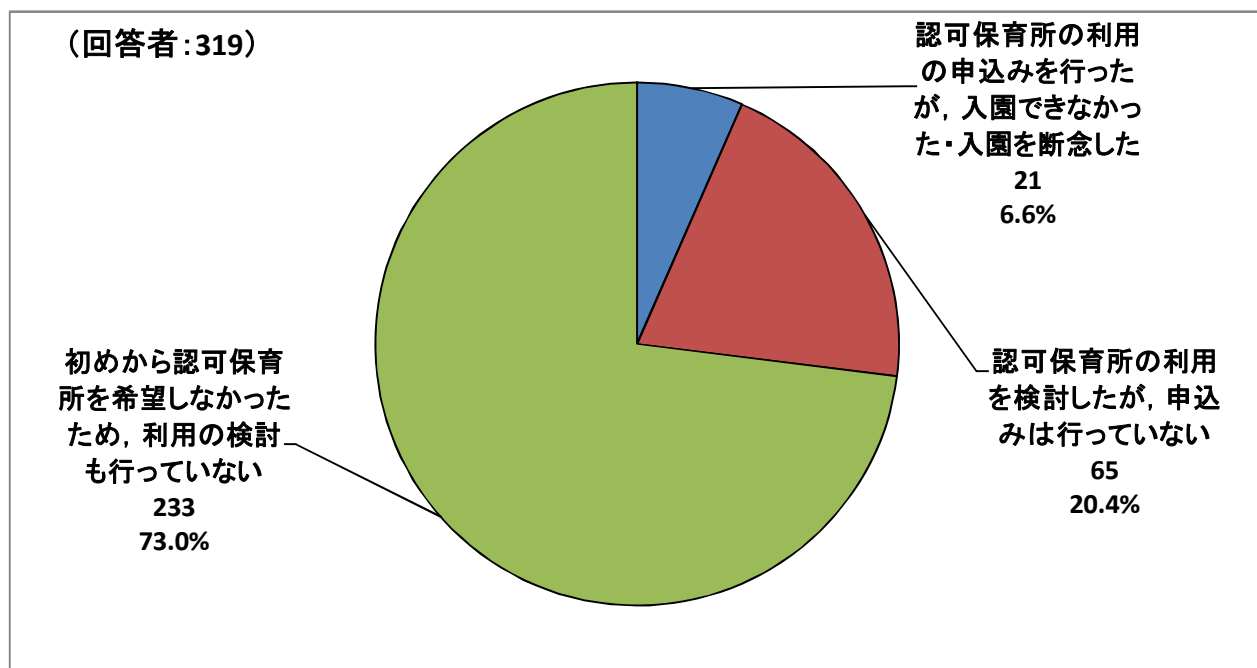


Q20 認可保育所の設置主体として株式会社の参入が進むことに賛成又は反対(Q19の回答内容)とお答えになった理由について、当てはまるものを全て選んでください。



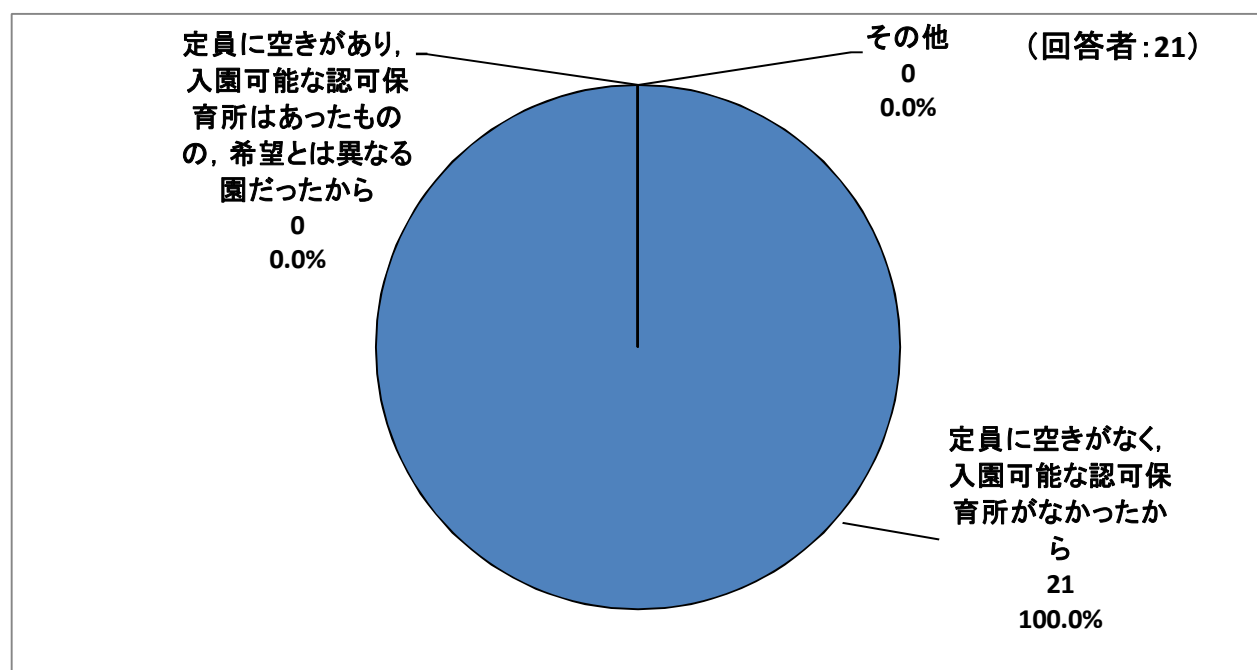
【保育施設非利用者】

Q21 認可保育所(公立保育園及び私立保育園)について、利用の申込み又は検討をしましたか。当てはまるものを1つ選んでください。



Q22 認可保育所の利用の申込みを行ったものの、入園できなかった・入園を断念した理由について、当てはまるものを1つ選んでください。

※Q22は、Q21において、申込みを行ったが入園できなかった・入園を断念したと回答した者に対する質問



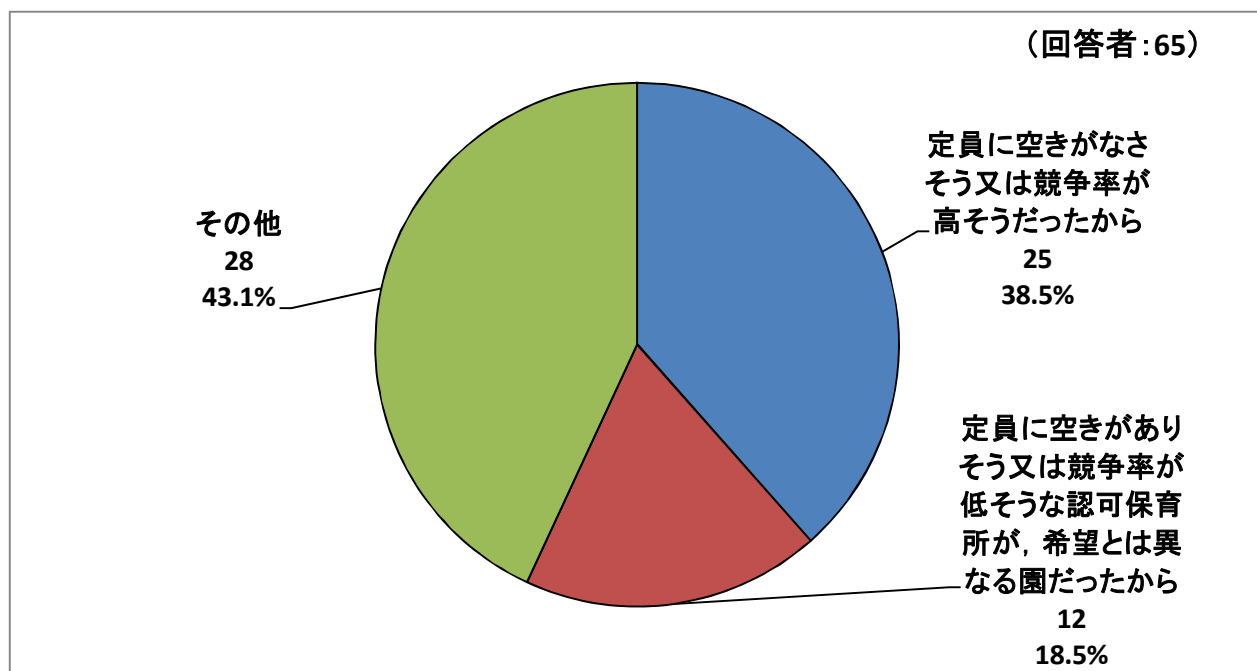
Q23 どのような点が希望と異なっていましたか。当てはまるものを全て選んでください。

※Q23は、Q22において、希望とは異なる園だったからと回答した者に対する質問

※回答者なし

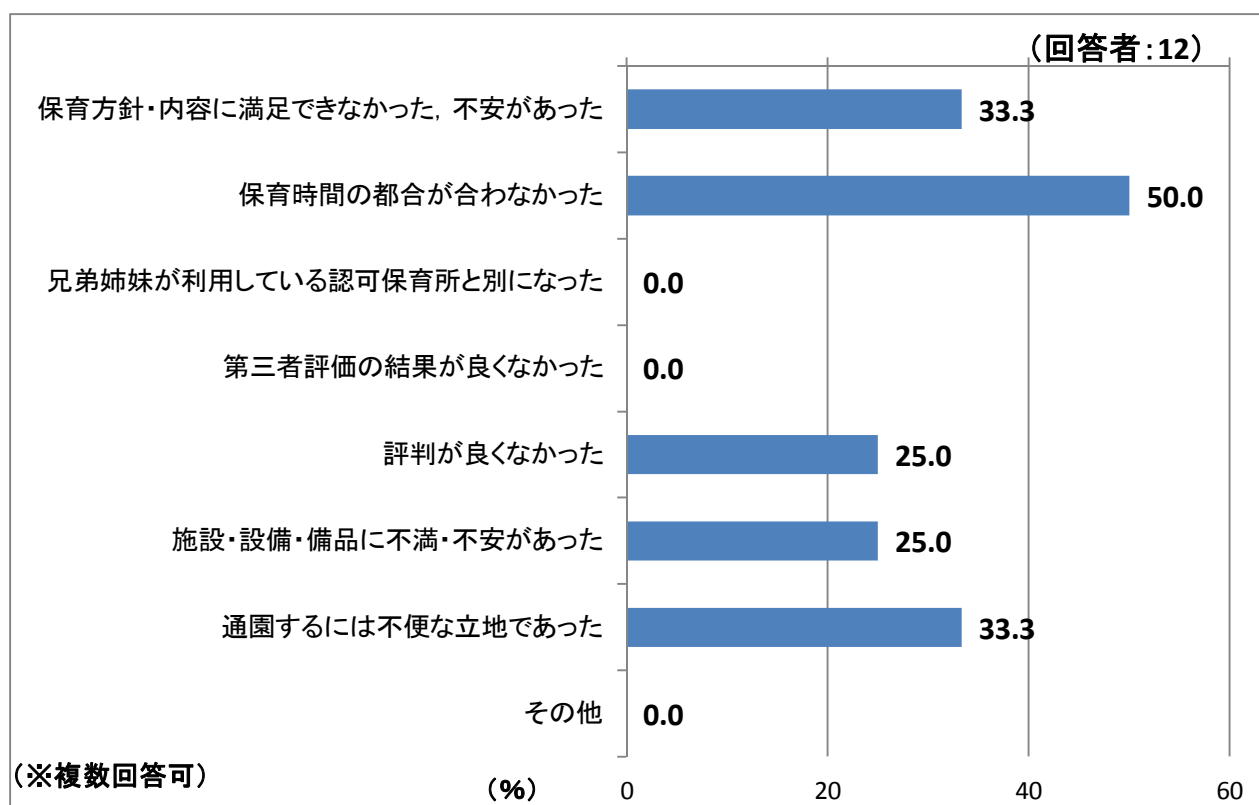
Q24 認可保育所の利用を検討したものの、申込みをしなかった理由について、当てはまるものを1つ選んでください。

※Q24は、Q21において、利用を検討したが申込みは行っていないと回答した者に対する質問



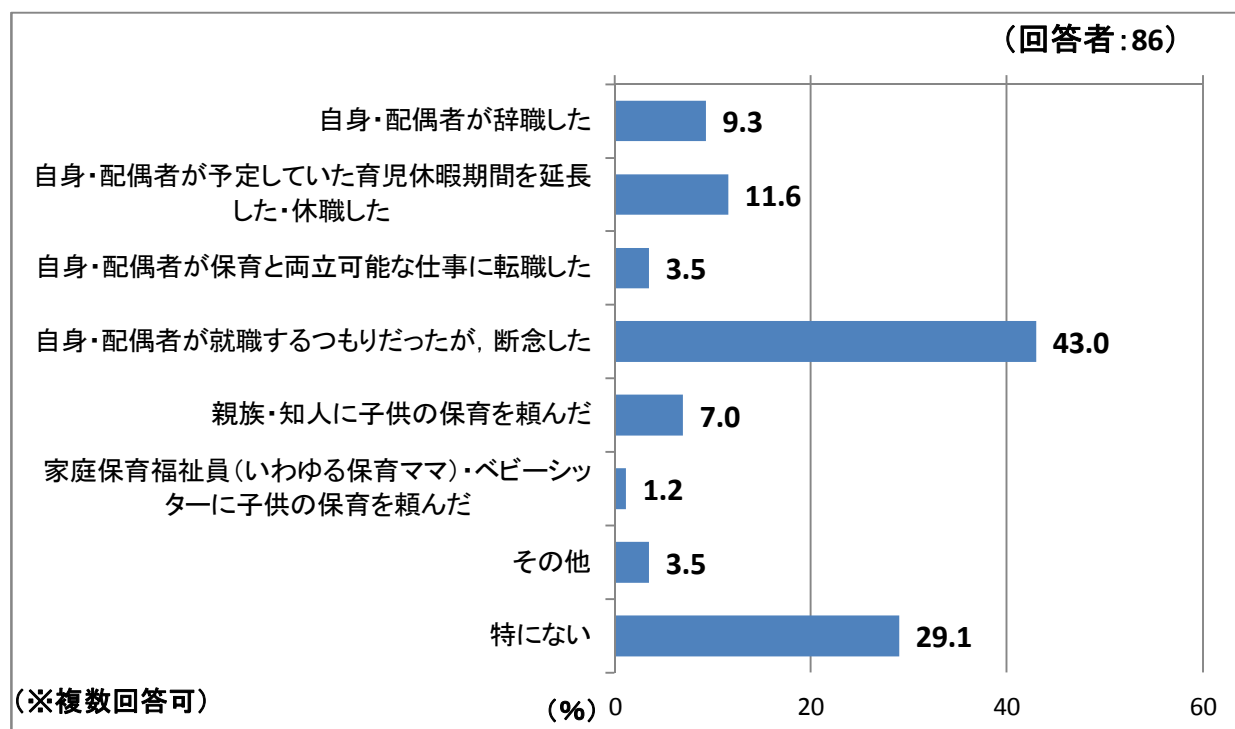
Q25 どのような点が希望と異なっていましたか。当てはまるものを全て選んでください。

※Q25は、Q24において、希望とは異なる園だったからと回答した者に対する質問

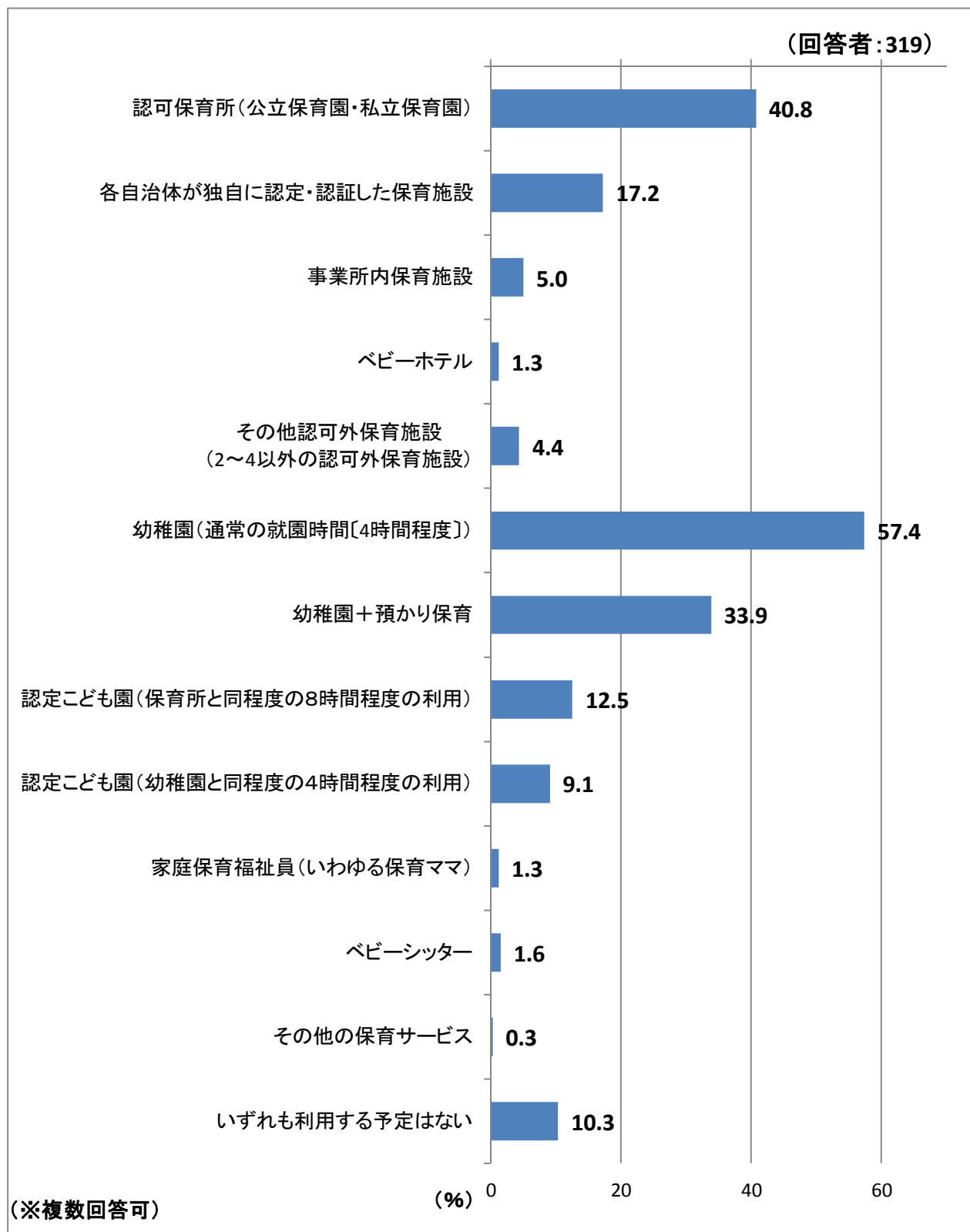


Q26 認可保育所への入園ができなかった・入園を断念したことや, 認可保育所の利用を検討したものの, 申込みをしなかったことで, どのような影響が生じましたか。当てはまるものを全て選んでください。

※Q26は、Q21において、認可保育所への入園ができなかった・入園を断念した、認可保育所の利用を検討したものの申込みをしなかったと回答した者に対する質問

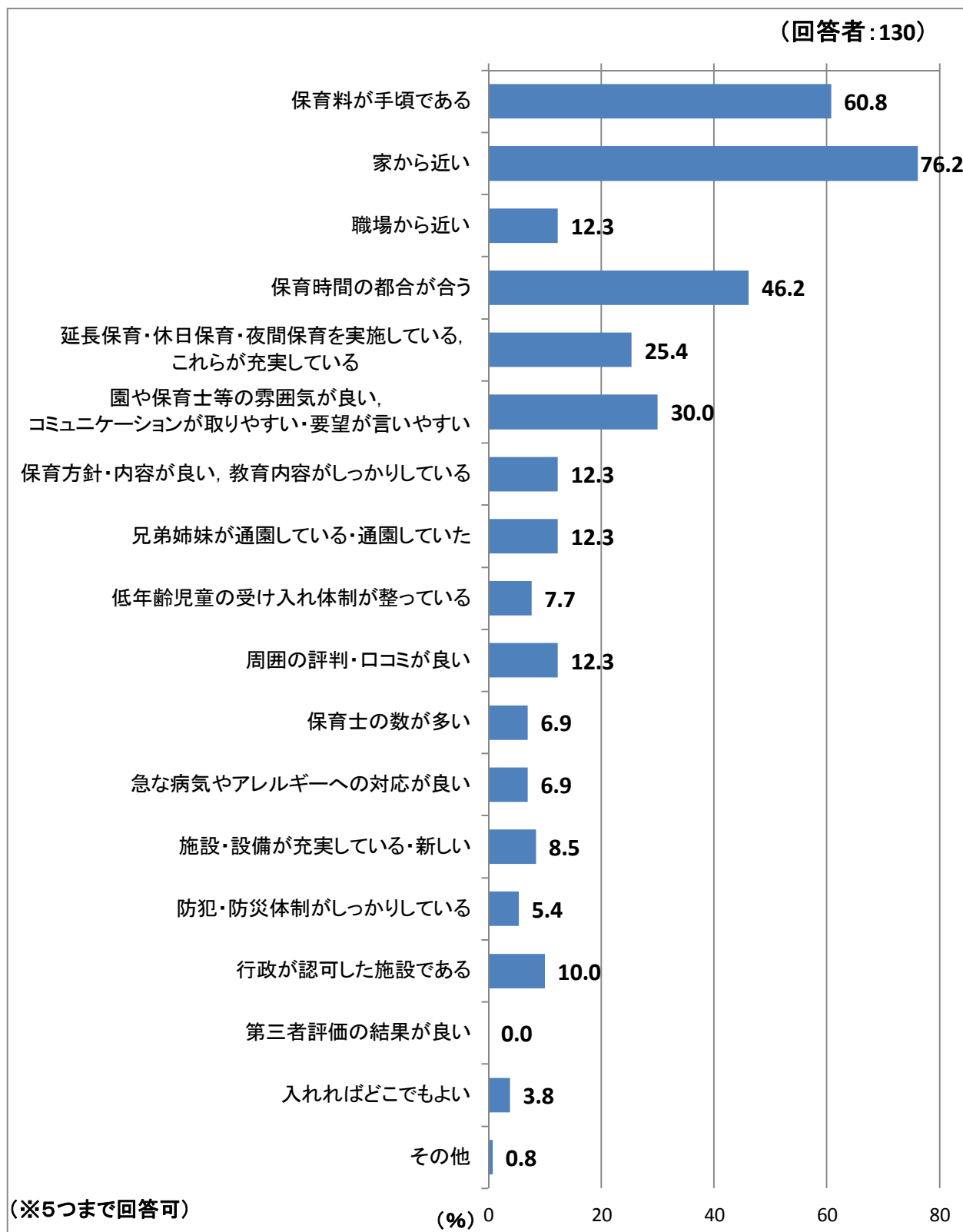


Q27 今後利用したいと考えている保育施設等（認可保育所や認可外保育施設のほか、幼稚園、認定こども園、ベビーシッターなど、子供を預かる施設・サービス全般）はありますか。当てはまるものを全て選んでください。



Q28 認可保育所を選択する際に、特に重視する点を以下の中から5つまで選んでください
(5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。)

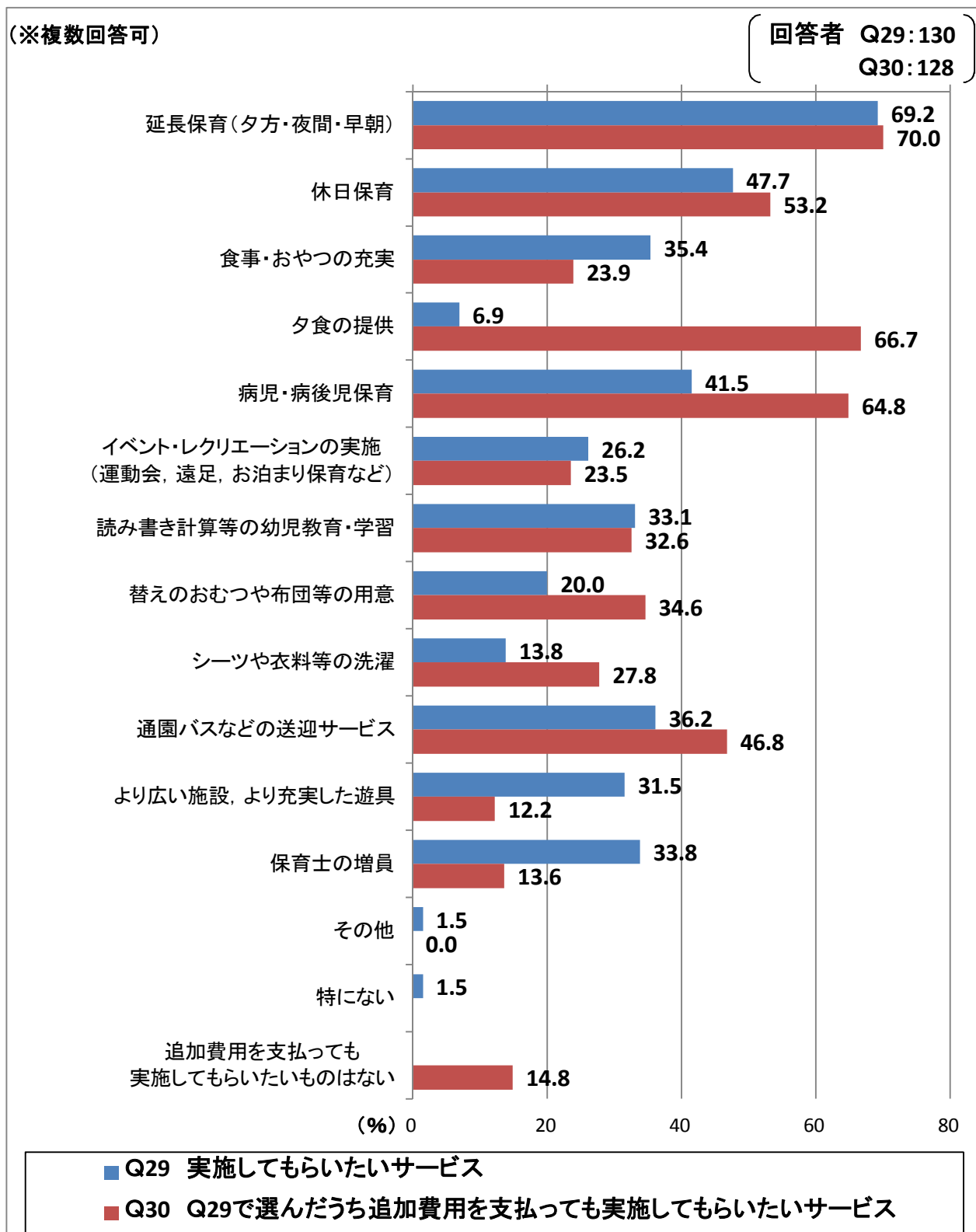
※Q28は、Q27において、今後利用したい保育施設等として、認可保育所を回答した者に対する質問



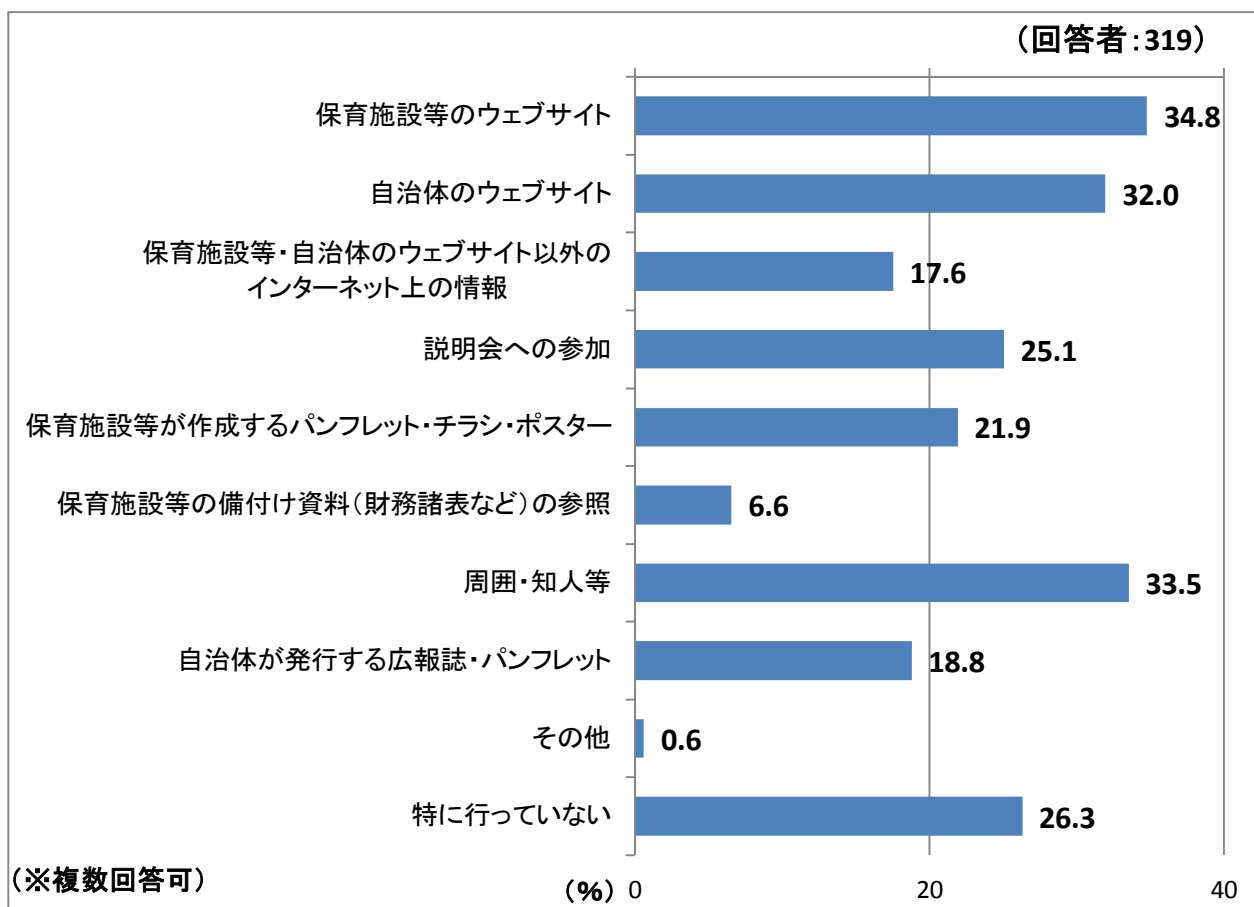
Q29 今後利用したいと考えている認可保育所で実施してもらいたいサービスはありますか。
当てはまるものを全て選んでください。

Q30 Q29でお選びになったサービスの中で、通常の保育料のほかに追加費用の支払がなければ実施できない場合、サービスに見合った追加費用を支払っても実施してもらいたいものはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

※Q30は、Q29で選択した各項目に対して、追加費用を支払っても実施してもらいたいと回答した者の割合。「追加費用を支払っても実施してもらいたいものはない」の割合は、Q30の回答者全体(128人)に対するもの

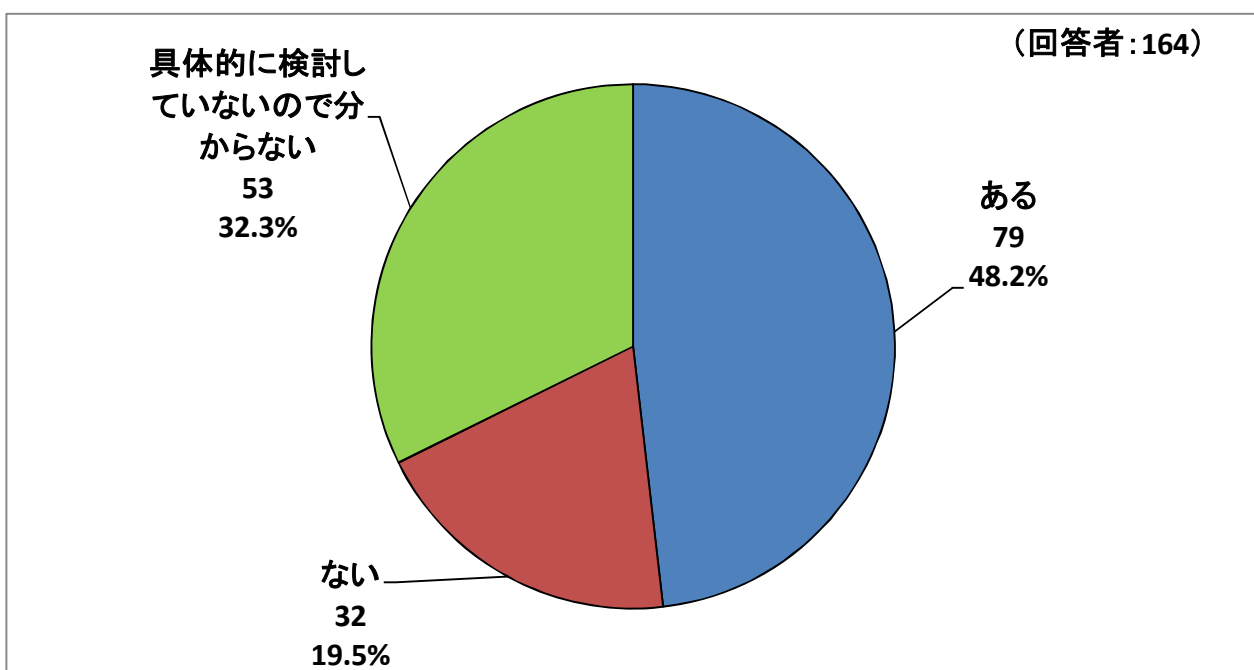


Q31 保育施設等の利用を検討する際に、必要な情報をどのようにして入手していますか。あてはまるものを全て選んでください。



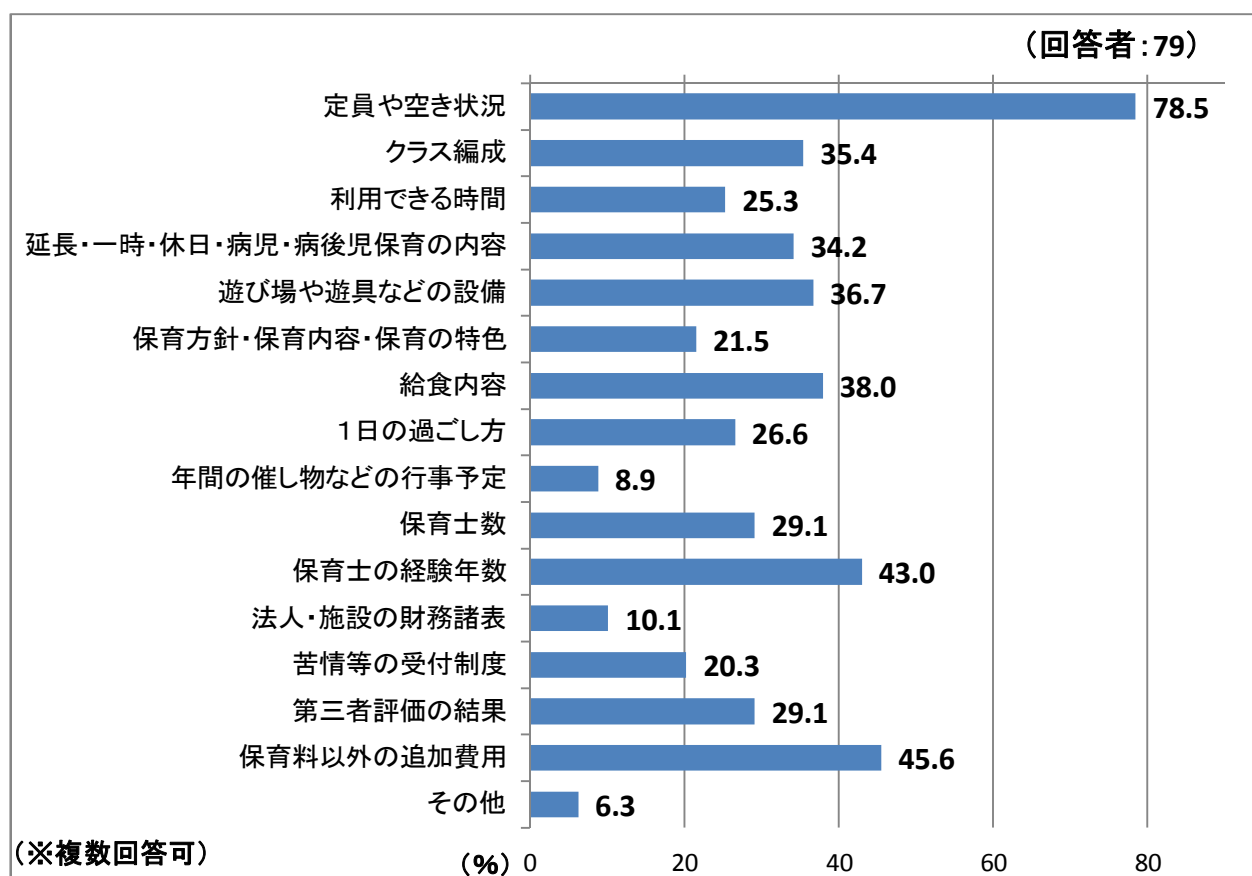
Q32 保育施設等の利用を検討する際に、ウェブサイトで入手が難しい情報はありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

※Q32は、Q31において、ウェブサイトで情報を入手したと回答した者に対する質問

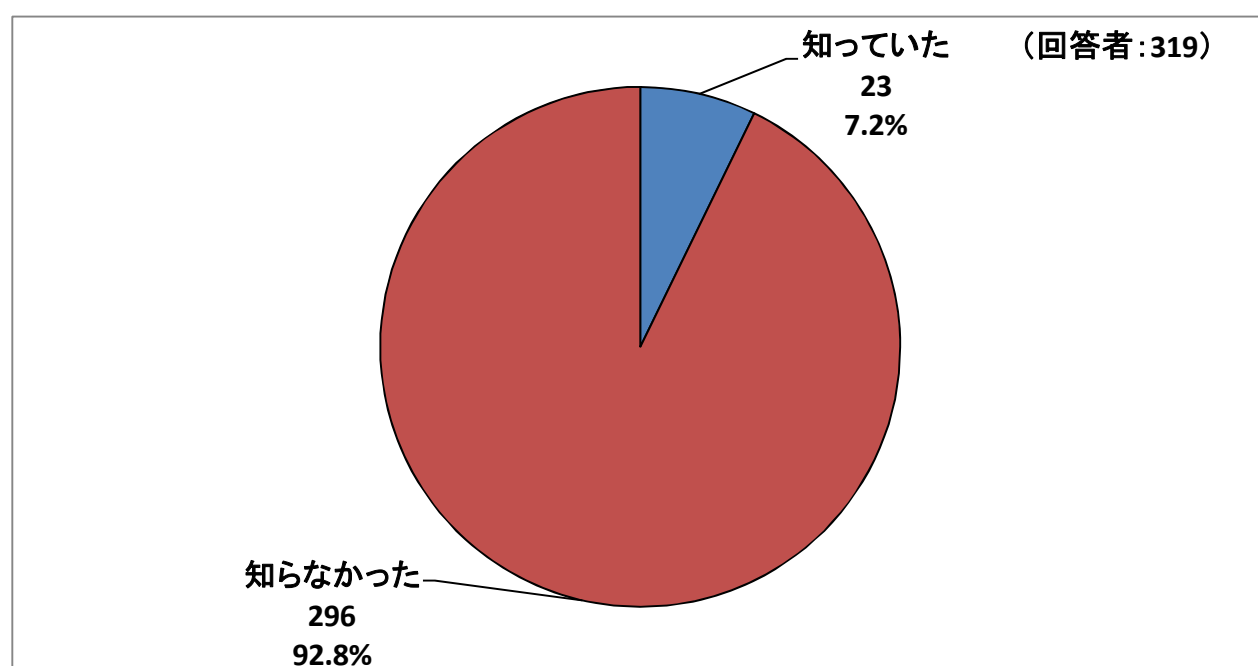


Q33 入手が難しい情報の内容について、当てはまるものを全て選んでください。

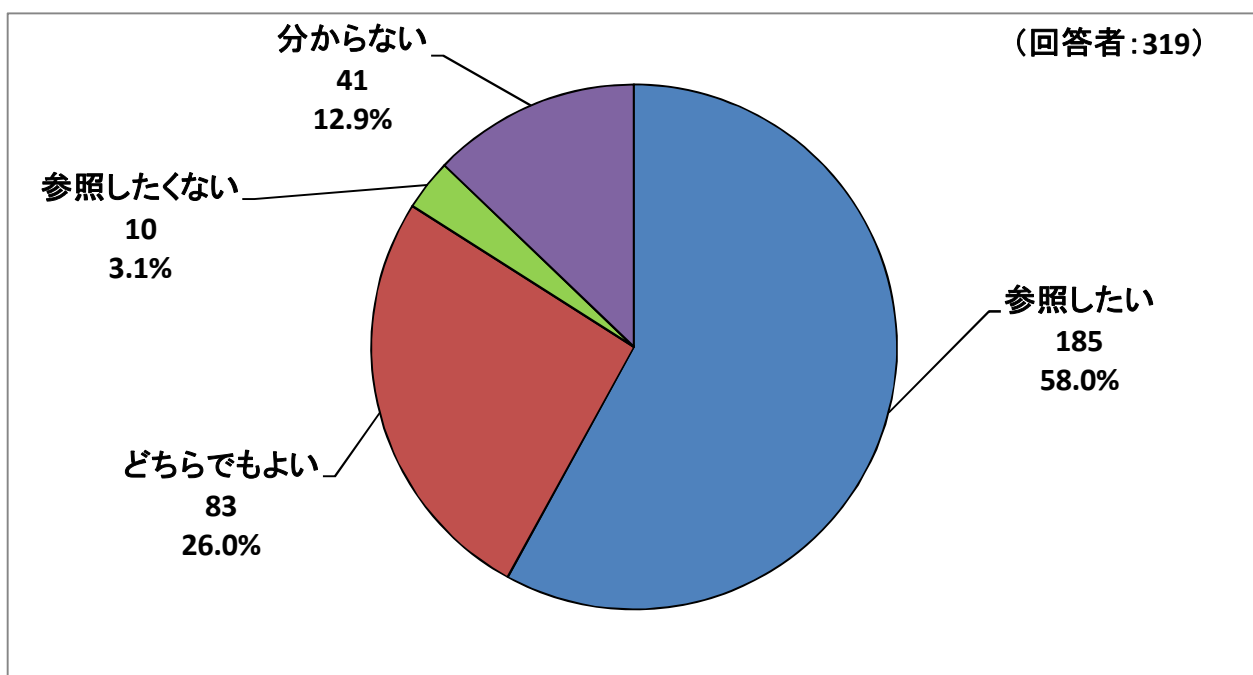
※Q33は、Q32において、入手が難しかった情報があったと回答した者に対する質問



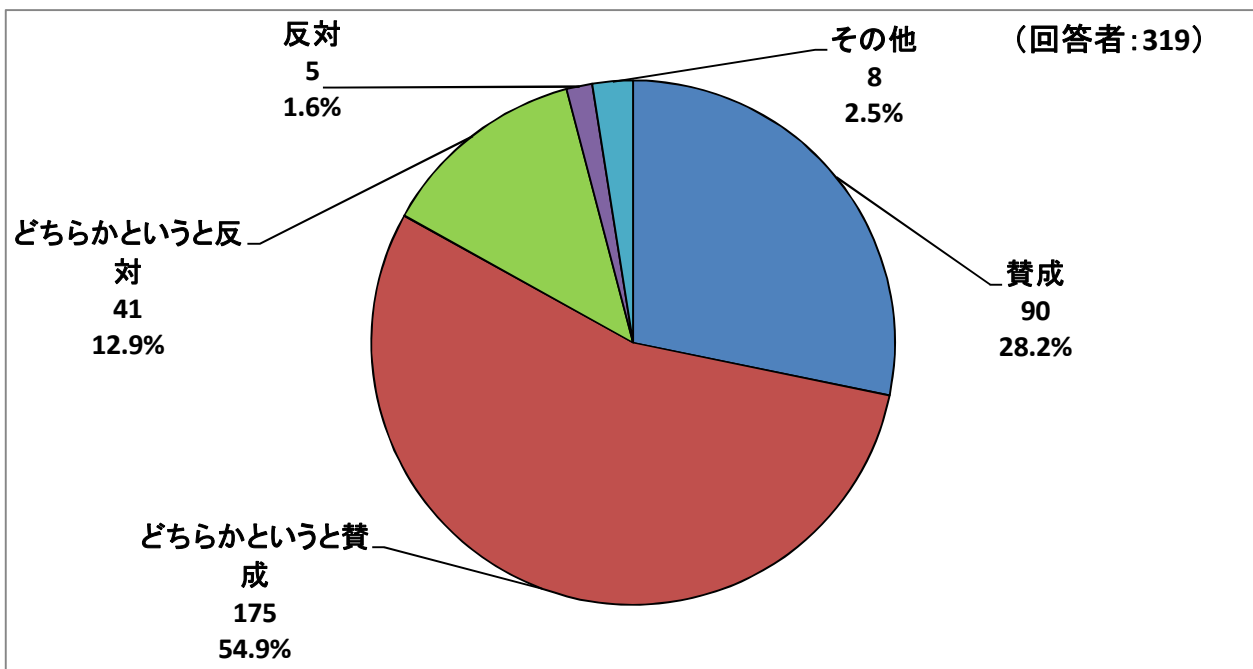
Q34 一部保育施設等においては、保育サービスの質について事業者や保護者以外の公正・中立な第三者機関から評価を受けています(第三者評価制度)。このような評価制度があることをご存じでしたか。当てはまるものを1つ選んでください。



Q35 保育施設等を選択する際に、第三者評価の結果を参照したいですか。当てはまるものを1つ選んでください。



Q36 現在、認可保育所の設置主体として株式会社の参入が進んでいますが、どのように思われますか。当てはまるものを1つ選んでください。



Q37 認可保育所の設置主体として株式会社の参入が進むことに賛成又は反対(Q36の回答内容)とお答えになった理由について、当てはまるものを全て選んでください。

